

工船の速力は八哩乃至十哩のものが多
いが、最近の船では十三四哩も出るもの
がある。

工船内の罐詰設備は多くは中甲板に施
される、罐詰機械は自働式のもので、船
の大小に依つて規模にも大小がある。

船内には罐詰機械の外、肥料、採油な
どの副産物製造の爲めにミキシン式の乾
燥機の据えつけられたものもある。

工船では従業員の寝起きする場所の設
備が相当重要視せられて来た。此の場
所は中甲板又はそれ以下の甲板に設けられ
る、現在従業員は海事関係法規に依つて
臨時旅客として取扱はれるから、採光、

通風、寝場、出入通路などについて海事官
憲の検査を受ける。漁雑夫一人に要する
面積は七乃至十平方呎容積四十乃至六十
呎である。寝場は俗にいふ「おかいこ」
棚式である。

此の外従業員の炊事場、浴室、便所な
ど、特別に設けられてあることは勿論で
あり、又醫務室、病室などの設備もある
蟹工船としての特種の設備は前記の外
漁艇(川崎船)を吊るダビット、漁網の乾
場の設備がある。

三、漁場と漁期

漁場は目下のところではオホーツク海
の堪察加半島寄りが以前から樞要なところ

るで、此の漁場は南北約四百五十哩、東
西約十三哩乃至五十哩、水深十二、三尋
乃至四、五尋のところである。之に次
では日本海のチユコトスキー半島寄りの
ところ、此處は東西に約三百哩、南北に
は約三、四十哩位、水深は十五、六尋
から六十尋位のところである。此の外
には日本海の北部沿海區寄りの海面一帯
があるが、此處は漁場の副員が割合に狭
ひ。

農林省では蟹工船の漁場を操業區域と
して日本海、オホーツク海白令、海を十區
に分つてある。

◇蟹工船の操業區域

区域別	名	稱	位	置	面積
第一區	日本海西部		北緯四十三度以南		七〇〇
第二區	日本海北西部		北緯四十三度以北同四十七度以南		四、〇〇〇
第三區	日本海北部		北緯四十七度以北		一、〇〇〇

白令海	オホーツク海	オホーツク海西部	オホーツク海北部	オホーツク海東部	北緯五十八度以南東徑百五十度以西	北緯五十八度以北	北緯五十八度以南東徑百五十度以東	北緯五十六度以南東徑百五十八度以東	北緯五十六度以北	北緯六十度以東東徑百八十度以東	北緯六十度以南東徑百八十度以東
第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區	不明	不明	一〇、〇〇〇	一、六〇〇	一七、三〇〇
太平洋北西部	ベーリング海	ベーリング海北東部	ベーリング海南東部							八七、〇〇〇	六四、〇〇〇

漁期は蟹の移動に依つて支配されるが
實際は漁業の開始は流水の虞のなくなる
ときからで、終了は秋季海上の荒れて居
るときまでである。蟹工船の最も集中す
るオホーツク海東部では四月中旬から初
まつて盛期は五月上旬から六月中旬迄、
終了は九月中旬であり、又白令海方面で
は少しく遅れて開始せられ、終了も稍々
遅れるやうである。

日本海北西部や同北部方面は三月上旬
乃至四月上旬から初まつて十月乃至十一
月の下旬に終る。此の間漁期は春漁と秋

漁とに分れる。工船の函館港を出帆する
オホーツク海方面に向ふものは大底四月
上旬、白令海に向ふものは少し遅れて四
月中旬から下旬までである。函館出帆後
六七日乃至十日間で漁場に達し夫れから
漁撈、製造作業をやつて早いのは八月中
旬から九月下旬までに漁場を切り揚げ八
月下旬から十月初旬までには函館港に歸
へつて来る。

蟹工船に附屬する漁船に川崎船と通常
獨航船と稱するものがある。
川崎船は肩巾九尺、敷長四十五尺位ひ

のもので中には發動機を附けたものもあ
る。一隻の工船に五、六隻乃至十隻位ひ
積んでゐる。蟹網の入れ揚げ、蟹の漁撈
に使用せられるものである。
獨航船は五、六十噸の西洋型の發動機
船で函館から漁場に往くまでは工船に塔
載して運搬され漁場で工船から下ろされ
歸へるときには獨航して来る。又往復と
も獨航するものもある。川崎船を曳航し
又は漁網を入れる適所の調査などに使用
せらる。

四、蟹工船の従業員

蟹工船には普通船員の外に蟹漁業の爲め幹部としては事業主任、工場、機械、漁撈係の各主任、醫師、其の他事務員があり、又漁撈係員には船頭、漁夫、機關士、職工、雑役夫。工場係員には雑夫、職工など、船の大小、仕事の規模に應じて一隻に二百名乃至四、五百名が乗船してゐる。乗船者の内で最も多ひのは漁、雑夫で全員の八、九割を占めてゐる。漁夫は主に北海道出のもので、外に富山其の他東北地方のものもある。雑夫は青森、秋田、岩手其の他の東北地方のものが多し。

漁雑夫の募集方法は露領漁業の場合と略ぼ同じである。

漁雑夫の労働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位ひである漁夫の労働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位ひである漁夫は拂曉から川崎船に乗つて工船を離れて蟹の漁撈を爲し正午前には本船に歸へる。それから網の手入れ翌日の漁撈準備をして夜に入ると仕事を終り、雑

夫は朝は漁夫よりも遅く仕事にかゝるが其の日に捕れた蟹の製造を終へてしまはなければならぬから、しまいが遅くなる。五、六月の最盛期では時には睡眠時間が二、三時間位ひのことがあるそうである。

従業員の給與は漁業者の團體である工船蟹漁業水産組合で定められた規則に依るのである。従業員の最多數を占める漁雑夫について見ると一漁期百六十日間とすれば一人平均漁夫は百八、九十圓内外雑夫は百六、七十圓見當である。此の外配當として九一金がある。一人につき漁夫は二、三百圓、雑夫は百五、六十圓である。それで一漁期一人の収入は漁夫は三百八十圓乃至九十圓、雑夫は三百圓乃至三百三、四十圓位ひで、一日に平均にすれば漁夫は二、三圓、雑夫は二圓餘に當るのである。給與金の二割乃至四割位ひは前貸金をして雇傭契約のときに渡される。

従業員の食料は總て雇主持で、作業に必要な被服道具は雇主が支給する。

製造場に移される。

六、罐詰の製造

蟹が製造場に移されると雑夫は腹甲を剥ぐ、背甲に着して脚を澤山一緒に鐵網で拵えたバスケットに入れて熱湯の入つてる槽の中に入れて煮る、煮えたものは海中につけるか又は海水の入つてる槽の内にに入れて冷す。

冷えたら脚を背甲から切り離す。此の脚の中に在る筋肉が罐詰の原料となるのである。

蟹の脚は五對即ち十本である。然し第一の脚は蟹になつており、第五脚が退化してゐるから脚と見るべきものが三對で六本である。此の三對と蟹の内からとれる筋肉が罐詰にされるのである。

脚には五節あつて脚肉は脚の着根の方から順に肩肉(座節)、一番脚肉(長節)、ツラキヨ(腕節)、二番脚肉(前節)とに分たれる。指節に在るものは極く少ないので罐詰には利用せられぬ。螯の中に在る節肉は爪肉と云ふ。

罐詰原料としては一番肉が最上で、次

従業員に對する救恤については露領漁業の場合のやうに制度立つたものがない。只だ現場で遭難死亡したときは雇主からの弔慰金がある位ひである。

船員の給與は高級船員については工船蟹漁業者の團體たる蟹工船漁業水産組合と海員協會、下級船員については同組合と日本海員組合との間で取極められる。

五、蟹の漁獲

工船が目指す漁場に到着すると工船が積んで来た川崎船と獨航船を海上に下ろし、試験網を入れて蟹の厚薄を調べてから漁業に着手する。

投網の位置は蟹の移動に依つて漁期中沖の方と陸の方との間を動く、通常漁期の初めは沖の方でだんく、期節の進むに従つて陸の方に移り終期になるとまた沖の方に移る。投網の位置が陸の方に接近したときには、露國の領海即ち距岸三哩の線から内に入った、入らぬで、露國の漁業監視船などからとがめられて問題を起すことが往々ある。

蟹の獲漁に従事する川崎船一隻には音

通船頭一人と漁夫が七乃至九人位乗り込み、蟹の刺網五六百反位ひ積んである。蟹の刺網は一反の長さが二十五間位ひ幅が十尺位ひである。網の目は一尺五寸以上と定められてある。

網は蟹の澤山居りさうなところを見込んで一ヶ所に二百反位を一配とし、三分の一位の間隔で標識をつけて海底に下ろされる。工船一隻分で使用する網の延べ反數は平均十三、四萬反である。

工船と他の工船との間隔は普通十哩と云ふことに取極められてあるが、漁場によつてはもつと接近することがある。こんなときには他人の網ともつれ合つたり重さなり合つたりするので網の争奪が行はれる。殊に露領漁業の蟹漁區の網との間に多いやうである。

網を下ろしてから四、五日経つて揚げ始める。蟹の罹つてる網は其のまゝ川崎船の中にとり入れて工船に持つて歸へる。川崎船が蟹を積んで工船に着くと工船は其の蟹を網ぐるみ番で甲板の上に巻き上げる、蟹は甲板上で網からはずされて

中村精七郎	博愛丸	二一、三八三
合計	一二隻	二二八、七四一

昭和二年度
一、オホツク海方面

共同漁業會社	嚴島丸	二七、二七六
同	神宮丸	一三、四二一
同	豐國丸	一八、三七一
同	門司丸	一七、三〇四
八木實通	太樺丸	三一、五三二
同	美樺丸	三三、三五〇
大成漁業會社	龍福丸	二〇、八〇八
御船罐詰會社	肥後丸	一四、三六一
中村精七郎	博愛丸	二一、九五九
松田漁業會社	遼東丸	一八、六三六
同	福航丸	一八、四三四
北辰漁業會社	英航丸	一三、九一九

遼東丸	一九、九八五
福島丸	一五、五二九
廣東丸	一八、二一五
榮德丸	一七、六七六
釜山丸	二三、九一七
小計	一九二、一一〇
昭和工船漁業會社	二九、四六三
樺太丸	二六、二二八
美福丸	一八、一五〇
博愛丸	一七、〇〇〇
龍裕丸	一三、九六三
肥後丸	一〇、四八〇
小計	三〇三、九七一
合計	二五、二六〇

公海漁業關係

稻垣龍榮	德丸	二四、〇六三
樺太産業會社	廣東丸	一八、九六五
稻垣龍釜	山丸	二一、五四二
小計	一五隻	三三四、〇五一

一、白令海方面

竹村多富美丸	八、八五一	
同	第一札幌丸	三、三二四
小計	二隻	一一、一七五
合計	一七隻	三三六、二二六

昭和三年度
一、オホツク海方面

嚴島丸	二五、五五四
神宮丸	二八、三二二
和歌浦丸	二四、四四一
門司丸	二五、五二八

神宮丸	二五、八二九
和歌浦丸	二五、五四二
門司丸	二二、五〇六
遼東丸	二一、二六四
福一丸	一九、五一一
釜山丸	二四、二五七
榮德丸	二二、八一〇
廣東丸	二四、二九四
小計	二二一、二七三
昭和工船漁業會社	二六、八六六
樺太丸	二八、五五五
美福丸	二五、一四一
博愛丸	二〇、四五二
富美丸	一三、五一八
肥後丸	一一、四三二
小計	三三五、八〇五
合計	二五、二六〇

三六七

株式會社八木本店	八郎丸	二〇、九三〇
總計	一五隻	三四六、七三五

昭和五年度
一、オホツク海方面

經營者	工船名	製造函數
讚岐	丸	三七、三九四
嚴島	丸	二七、一六九
神宮	丸	二四、二九四
和歌浦	丸	二六、三四〇
榮德	丸	二一、七二九
釜山	丸	二四、〇三三
廣東	丸	二三、〇四二
遼東	丸	二一、〇八八
計		二〇五、〇八九
美禰	丸	二五、〇八五
福太	丸	二五、五四四

博愛丸	一三、二二六
富美丸	二二、五七八
肥後丸	一一、三〇四
計	一〇七、七三七
一三隻	三一二、八二六

一、白令海方面

大北丸	二八、七四五
昭平丸	一四、〇〇六
神武丸	一〇、二六五
八郎丸	一五、一〇二
長門丸	一七、五五一
擇捉丸	七、三八七
計	九三、〇五六
一六隻	四〇五、八八二

昭和六年度
一、オホツク海方面

經營者	工船名	製造函數
讚岐	丸	三六、五〇一
嚴島	丸	二四、〇〇七・五
神宮	丸	二二、〇四五
榮德	丸	二五、八三六
和歌浦	丸	二五、三八七
遼東	丸	二一、六一二
計		一五五、三八八・五

最近九年間工船蟹罐詰製造高

昭和工船漁業會社	美禰太丸	二五、五〇〇
小計	八隻	二六、三一六
計		五一、八一六
二、白令海方面		
株式會社林兼商店	長門丸	三三、〇〇二
合計	九隻	二四〇、二〇六・五

年次	經營者	工船數	總噸數	沿海州	白令海	オホツク海	計
大正十二年	九	一五	九、〇七四	〇	〇	三〇、五四三	三三、五六一
大正十三年	六	六	九、五六一	〇	〇	四〇、九一七	四〇、九一七
大正十四年	七	八	一五、八三五	〇	〇	一〇八、三七一	一〇八、三七一
大正十五年	九	一二	二八、四七二	〇	〇	二二八、七四一	二二八、七四一
昭和二年	一〇	一七	四〇、九二二	〇	〇	一一一、一七五	三三六、二二六
昭和三年	二	一四	三五、〇四八	〇	〇	三〇三、九七一	三〇三、九七一

昭和四年	三	一五	〇	二〇、九三〇	三二五、八〇五	三四六、七三五
昭和五年	五	一九	〇	九三、〇五六	三二二、八二六	四〇五、八八二
昭和六年	三	九	〇	三三、〇〇二	二〇七、二〇四・五	二四〇、二〇六・五

露國の工船蟹漁業

一、蟹工船の創業と初年度の業績

勘察加西岸公海における日本蟹工船漁業の長足の發展と、蟹罐詰の輸出的價値莫大なる事實に刺戟されたるソヴェト側では、單に極東露領漁業において一大發展計畫を策せるのみならず、公海においても發展計畫を立て先づ目をつけたのが蟹工船漁業の創始であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て他の追従を許さぬものがあり、此點露國の苦心の存するところであつた、殊に露國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競争關係者の現出を意味するので、日本側の徹

邦人の有力なる競争者であることが證據立てられた。

因みに露國側製品の販途については工船の中第一工船の分は在米露國機關アムトルグの手を経て米國市場に賣却され残る一隻の製品は英商マツケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を経て夫々英國方面へ輸出された趣である。

二、昭和四年の業績

昭和三年の最初の工船蟹漁業に好成绩を収めた露國側では、更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダゲスタン號(五、七四二噸)を輸入の上之を工船式に機装し、フタローエ・クラボロフ(第二蟹工船)と命名した。又本邦に於て神山丸(四二四八噸)を買船して之を工船に改造しトレッチエ・クラボロフ(第三蟹工船)と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて前年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千函の漁獲計

極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末かな三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結末の緩みに乗じ一工船の買収を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然し露國は昭和三年よりは是非共蟹工船を創始して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買収運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。而して之を一は極東國營入業トラストの所屬として「ペールウイ・クラバロフ」號と名づけ、他を國營アコ會社に所屬せしめて「カムチャツカ」號と命名し、昭和三年始めて西カムチャツカ公海に出漁せしめた。これがソヴェト蟹工船出漁の濫觴である。

前記二工船は蟹工船蟹漁並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し畫を立て、西勘察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當り、露國側雇傭の日本人熟練労働者多數が函館に於て乗船間際に露國側に對して雇傭契約解除を強行したことは、露國側に大なる手違ひを生ぜしめ、出漁期を遅らせる原因を作つた。に、露側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券査證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦圀く等の事件もあつた。此事件は露國側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遅れて出漁した露國蟹工船四隻は、西勘察加公海に於て漁撈製造に従事した結果次の如き成果を示した。

- 一、カムチャツカ號 (國營アコ所屬) 一八、八〇〇函
- 二、ペールウイ・クラボロフ號 (極東國營漁業トラスト所屬) 一五、二〇〇函

且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、五月初旬何れも相前後して函館を出帆、勘察加西海岸沖合の漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るに露側は労働法の適用乃至労働時間短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮すること困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成绩を挙げ八月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

露國側發表の製罐數並に製品の品質については始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試験の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明らか

- 三、フタローエ・クラボロフ號 二〇、〇〇〇函 (同上)
- 四、トレチエ・クラバロフ號 一八、〇〇〇函 (同上)

合計 七二、〇〇〇函
即ち豫定計畫に比し九千函の減少であるが、前年度に三萬五千函に比較する時は三萬七千函の増加である。

三、昭和五年の業績

露國蟹工船の出漁は昭和五年に至り益々急を告げ、前年度四隻に加ふるに更に六隻を買船して本年に至り總數十隻を出動せしめるに至つた。その船名左の如し、

- ペールウイ・クラバロフ號 (極東國營漁業トラスト所屬) 一八、八〇〇函
- フタローエ・クラバロフ號 (同) 二〇、〇〇〇函
- トレツチエ・クラバロフ號 (同) 一八、〇〇〇函
- チエツトウエルトイ・クラバロフ號 (同) 一五、二〇〇函
- ベアトイ・クラバロフ號 (同) 一八、〇〇〇函
- カムチャツカ號 (國營アコ會社所屬) 一五、二〇〇函
- ユカギール號 (同) 一五、二〇〇函

ツングス號 (同)
イテンメン號 (同)
ラムウト號 (同)

但し日本政府によるソ側雇傭出願漁夫
數制減並びに物資努力其他出漁準備の著
しい手遅とは、ソ側の出漁期を非常に遅
延せしめ、日本側に遅るゝ一ヶ月以上の
五月中旬に至り漸く出漁の段取となつた
而も漁場においては例年になく流水長び
き、著しく操作を妨げらるゝ等のことも
あつて、ソヴェート工船は所期の結果を
擧ぐるに至らず、隻數は二倍以上に増加
したるも、その漁獲製造高は七萬三千噸
にすぎず、即ち昭和四年に四隻で七萬二
千噸を生産せるに對比すれば極端な不成
績に終つたことが知られやう。

四、昭和六年の業績

昭和五年漁期切揚後ソヴェート政府は
極東露領の自國蟹漁業を一般漁業から分
離、統一して國營蟹罐詰トラスト(トレ
スト・クラボコンセルウオフ)を創始し、
企業の合理化を期したので、昭和六年に

合計 九〇、三〇〇 一三〇、〇〇〇

日本の鮭鱒工船漁業

一 鮭鱒工船漁業の沿革

カムチャツカ公海に於ける工船蟹漁業
の、稀有の發展並に日露漁業條約による
露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み、
本邦漁業家の間には世界三大漁場の一た
るオホツク海、ベリリング海方面の公海
に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によ
つて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二
年太平洋漁業會社の試験的出漁以來之が
計畫を進めつゝあつたが、此計畫は昭和
四年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、
八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫
覺、奥田禮三、神谷文一、徳田平一、須
田孝太郎の諸氏は右鮭鱒工船經營につい
て農林省當局に出願中であつたが、當局
は昭和四年六月八日省令により取締規則
を發布し、昭和四年六月二十九日付、左
記五氏に許可決定の旨通知を發した。

公海漁業關係

おいては愈々ソ側の進出急なるべしと噂さ
れたが、蟹工船は一體に中古船を改造せ
るものにして、而も毎年四、五月より、
八、九月迄約半年の間極北の風波と戦ふ
上に極度に船舶不足のソヴェート側では
漁期切揚後といへども之を沿海州地方の
漁業並に貨物運搬船に使用する傾向あり
そのための船體の被る損傷は相當甚だし
く、翌春出蟹せしむるには大修繕を要す
るのである。然るに極東における唯一の
造船所たる浦潮極東製作所(ダリザウオ
ード)の造船並に修繕能力は極度に制減
されてゐるため、一時に多數のカニ工船
を修繕すること困難にて、一方蟹工船を
母船とする川崎船の新造並に修繕も必要
を告げ居り、昭和六年にはこの大障害の
ためソヴェート蟹工船は非常な出漁難に
陥つた。この出漁難を激化したものは、
ソヴェートの熟練漁夫、不足)日本政府
のソ側雇傭出願漁夫制限と關連して)並
に漁網、漁具、食料、木材其他漁場送込
品の不足とであつた、かくて四月初旬に
は浦潮を出帆せしと噂されたソ側工船

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出
喜三郎、綿貫覺。

昭和四年には九九九噸の母船一隻出漁
し、鮭鱒七、七五三尾を漁獲したが、翌五
年には六隻に増加し、總噸數二二、五一八
噸に漁獲高六八〇、四八〇尾であつた。

一方日本人漁業家の母船式鮭鱒漁業希望
者は益々激増し、昭和六年春の出願隻數
十三隻に達したので、農林省では審査の
結果昭和六年三月二十四日付左記人隻に
對し、沖取漁業を許可するに至つた。

- 一、沖取漁業の出新認下を與へた。
- 一、小山富三(母船一隻三、六〇〇噸、カ
ムチャツカ東海岸方面)
- 一、田中仙太郎(母船四千噸級二隻、オ
ホツク海方面、カムチャツカ東海岸方面)
- 一、成宮金三郎(母船五千噸級一隻、カ
ムチャツカ東海岸方面)
- 一、山内大次郎(母船四千噸級二隻、カ
ムチャツカ東海岸方面)
- 一、地田光藏(母船六千噸級一隻、カム
チャツカ東海岸方面)
- 一、三浦玄三(母船六千噸一隻、カムチ

は五月に入るもその段に至らず、遅れに
遅れて漸く五月中旬フタロイ・クラバロ
フ號を先頭に、トレツチイ・クラバロフ
號、カムチャツカ號、ラムート號、ツン
グス號、ペイルウイ・クラバロフ號、チエ
ツトウエルトイ・クラバロフ號以下前年
の十隻に對し九隻西勘察加公海に出動し
た。函館にて塔乗せる日本人漁夫數は五
百七十名であつた。

ソ側工船は相互に社會主義的生産競争
等を締結して生産増加に努めたが、出漁
期を失せると、流水等に妨げられて其成
績は頗る振はず、前年並に前々年よりも
却つて減産し、全工船にて六萬七千三百
噸を製造したに過ぎなかつた。陸上を合
せて十五萬噸の製造を計畫せるに對し、
工船、陸上の總計は九萬三百噸に過ぎず
漸六〇%を示した譯である。今ソ側の昭
和五年六年における蟹罐詰製造実績を示
せば左の如し。

昭和六年 昭和五年
工船 六七、三〇〇噸 七三、〇〇〇噸
陸上 一三三、〇〇〇噸 一五七、〇〇〇噸

ヤツカ東海岸方面)

従つて昭和六年の實際出漁鮭鱒工船數
も増加し、十一隻、二五、四一六噸に達
し、従業員一、五五一名を算し、漁獲高は
一、一七一、三七六尾であつた。

かくて昭和七年に入つたが、新規出願
者は更に多數となつたので再び慎重審議
の結果三月十日に至り左記十六名に對し
許可の決定の旨指令を發した。

- 須田孝太郎一隻、竹村浩吉一隻、松田
辰藏二隻、片桐寅吉一隻、伊原榮一
二隻、小田積美一隻、袴信一郎一隻、
楚邑直次三隻、成宮汽船會社一隻、菅
宮清吉一隻、佐々木平次郎一隻、小山
富三一隻、藤木次郎平一隻、山内大次
郎一隻、輯取豊治一隻、渡邊俊期一隻
合計二十隻で更に前年迄の許可船合計
二十六隻を合せ沖取工船の許可せるもの
四十六隻に達した。
- 農林省の發表にかゝる日本鮭鱒工船出
漁成績を表示すれば左の如くである。

二、鮭鱒工船出漁實績趨勢

事項	年度			備考
	四年度	五年度	六年度	
出漁者數	一	三	九	
出漁母船數	一	三	九	
母船總噸數	九九・九	二、五八・〇二	一五、四一六・四六	
使用漁員建網	—	五統	二統	昭和五年度に於て昭和工船漁業會社は建網と流網を使用したるも其の數不明に付き記入せず
巾着網	—	一統	一統	六年度の分は浮曳落網あり
流網	三九二反	七〇反	二、二七〇反	
從業人員	三七名	八四名	一、五一一名	
漁獲高	五、二五尾	三〇六、九六五尾	五五、八〇二尾	
紅鮭	二、〇四尾	一六、二四五尾	四〇、五四尾	白鮭の中にはハイコを含む
白鮭	—	四、四八尾	六、七二尾	
銀鮭	—	一六、五〇尾	六、四三尾	
鱒の助	—	一、九一尾	四、七九尾	
計	七、七五尾	六八〇、四八〇尾	一、一七一、三六六尾	五年度の分には昭和工船漁業の數を含まず

獨航船	—	二隻	七隻	
動力附川崎船	—	四隻	三	
動力なき川崎船	—	二隻	八	
發動機船	—	—	—	
其他	—	—	四	

日露の海獸狩獵關係

一、四國條約の成立

米國政府は明治二十六年英露間並に廿七年米露間に締結されたる臘肭獸保護條約に我國を加せしむるの必要を認め明治廿七年我駐米公使を経て同條約に加盟方を勧誘したけれども實現するに至らなかつたが、明治三十年(一八九七)に至り米國は華盛頓府に於て本獸保護に關する日英米露四國會議を開かんとして我駐米公使を経て帝國の同意を求めて來た右協議會には英國の參加なく日米露三國代表

公海漁業關係

者の間に於て英國の加盟を條件として蕃殖保護に關する決議したけれども其後英國の同意を得ることが出來ず遂に實行するに至らなかつた。明治三十二年(二八九九)米國は自國民に對し白令海、オホツク海に於て臘肭獸の殺戮狩獵を禁止した以上列記せる條約及協議會等は何時も本獸蕃殖場を有する米露兩國が其獸數の絶滅防止策として提議する所に係り、海上獵業國たる日英兩國と米露兩國とは常に其利害關係が相反する爲め交渉頗る困難なりしは止むを得ざる次第である。英國獵船は曩に締結したる英米條約に由り獵費も亦多額にて到度收支償はさる結果漸

次減少するに反し、我獵船は何等制限を受くることなく獵獲に従事し特に米露兩國殖場沖合三渾線迄も近寄りて盛んに銃獵を行つた爲め痛く兩國當局の神經を刺戟し日本船を禁止するにあらずんば遂に北太平洋の臘肭獸は絶滅するに至るべしと絶糾し、英國側亦嫉妬して我が獵船の行動を攻撃するものあるのみならず、密獵嫌疑の故を以て我が獵船の米露兩國官憲に拿捕せらるゝもの連年相次ぎ恰も往年の英米、英露關係の如く國際紛議漸く繁からんとし、他面米露兩國蕃殖場も漸次衰退し其陸上獵獲亦往年の如く盛大に營み難くなつた等の爲め明治四十四年(一九一三)米國の主唱に基き華盛頓

府に於て臘肭獸並に獵虎の蕃殖保護の爲め日英米露四國の會議を開催し、北緯三十度以北に於て臘肭獸の海上獵獲の禁止及陸上獵業に關する件並に獵虎捕獲に關する締約を締結したる結果我政府は同年勅令又翌四十五年法律を以て海上獵業禁止の旨を公布するに至つたのである。

二、條約滿期後の經過

明治四十四年十二月から實施されたる右四國條約は大正十五年(一九二六年)十二月十四日を以て一應の期限たる十五年を經過した。これより先き日本政府は同條約第十六條の規定に基き大正十五年一月締約國駐劄大使をして同締約修正に關する帝國政府の意志を表示を致さしめて以來現在に至るまで修正に關する下協議をなしてゐるが締約諸國中米國は尙ソヴエート政府未承認中であり、英國は昭和二年に至つて露國と國交斷絶し、露國と正式國交を締結せるは唯日本あるのみで此四國關係の不一致が條約改訂の主なる障害となつて現れ、第一回條約期限満了

後滿二年を經過する現在に至るまで下調査の中に遷延して改訂會議開催の運びに至らないのである。之は我國としては甚だ遺憾の次第である。

明治四十四年四國條約締結當時と今日とは禁獵區域たる北太平洋上に現存する臘肭獸の数が非常に變化してゐる。數字を以て之を示せば條約締結當時約二十三萬頭と査定されたものが、今日に於ては正に百萬頭に達するの有様である。従つて條約締結の目的は大體に於て達成されてゐるが、斯の如く棲息數の増加するつれてその犠牲となる魚類の數も益々多くなる。殊に我近海に洄游するもの、數逐年増加し來る關係から見ても我漁業經濟の受ける被害と脅威は莫大なるものあり、かゝる見地から我國として現行條約を此まゝ存続することは極めて不利であつて輿論がこれを承知しないのである。速に四國間の不一致を解決し、條約を現狀に適應するやう改訂して臘肭獸及獵虎の保護をなすと共に、一方漁業の被害を輕減することは當面の急務である。

工船蟹漁業取締規則

之が制定の動機は前項に之を述べた、本令は大正十二年三月を以て制定され、昭和二年十月改正されて今日に及んでゐる、之に依つて更に斯業の輪廓を窺知し得るであらう。

第一條 本則に於て工船蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する工船又は之に附屬する漁船に依りて爲す蟹漁業を謂ふ

第二條 工船蟹漁業を營むとする者は工船毎に願書一通を作り第一號様式に依る船舶件名書又は船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫並第二號様式に依る事業計畫畫を添へ之を農林大臣に差出し許可を受くべし

第三條 船舶件名書を差出し前條の許可を受けたる者は指定期間内に船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を差出すべし指定期間内に前項の書類を差出さざる時は農林大臣は其の許可を取消すべし

か引續き其漁業を營む時は此の限にあらす

一、工船蟹漁業者死亡し又は解散したる時

二、許可を受けたる船舶滅失し、沈没し、解散し又は國籍を喪失したる時
前項但書の場合に於ては相續又は合併ありたることを證する書面を添へ死亡又は解散の日より三十日以内に許可證の書換を申請すべし

第十三條の二 工船蟹漁業を營む目的を以て工船の讓受又は借受を爲すには農林大臣の許可を受けたる時は其讓渡人又は貸付人に對して爲したる工船蟹漁業の許可は爾後工船の讓受人又は借受人に對し之を爲したるものと看做す
前項の許可を受けむとする時は第二號様式による事業計畫書及工船の讓受又は借受を證する書面を具し契約當事者連署して農林大臣に出願すべし

農林大臣第一項の許可を爲したる時は許可證を書換へ之を讓受人又は借受人に交付す

とあるへし

第三條の二 東徑百五十度以東のオホーツク海に於て操業する工船蟹漁業は工船數十八隻以内に限り之を許可す

第四條 農林大臣第二條の許可を爲したるときは第三號様式に依る許可證を交付す但し前條第一項の場合に於ては當該書類を差出したる後之を交付す
許可證は之を工船内に保持すべし

第五條 工船蟹漁業者は第四號様式に依り工船の兩舷及附屬漁船の見易き場所に許可番號を表記すべし
工船蟹漁業者は其使用する漁網の浮子に許可番號を烙印すべし

第六條 工船蟹漁業の許可の期間は五年とす前項の期間は申請に依り之を更新することを得

第七條 工船蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止區域内に於ては操業することを得ず

第八條 網目一尺五寸以下の刺網は工船又は附屬漁船に於て之を所持し又は使用することを得ず

第十四條 許可證の交付を受けたる後一年内に工船蟹漁業に着手せず又は引續き一年以上工船蟹漁業を営まざる時は農林大臣は其許可を取消することあるへし

第十五條 蟹の蕃殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は工船蟹漁業を停止し又は其の許可を制限することあるへし

第十六條 工船蟹漁業者本則の規定又は本則に基く處分に違反したる時は農林大臣は工船蟹漁業を停止し又は其許可を制限し若は取消することあるへし

第十七條 各工船に付工船蟹漁業を廢止し又は許可の效力消滅したる時は直に當該工船に對する許可證を返納すへし但し許可證を返納する能はざる時は事由を具し其旨届出つへし

第十八條 第一項第一號の場合に於ては相續人、合併後存續する會社若は合併に因りて設立しにる會社又は清算人に

を得ず
前項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す。

工船蟹漁業取締規則改正

農林省は昭和四年十一月二十六日附省令第二十八號を以て工船蟹漁業取締規則中左の通知改正した。

第四條第一項中「前條」を「第三條」に改む

第十五條の二 農林大臣の許可を受けるに非されは工船(外工國船を含む)又は附屬漁船に於て蟹の採捕に關する勞務に従事することを不得す

前項の許可を受けむとする者は左の事項を記載したる願書を農林大臣に差出すべし

一、氏名住所及生年月日

二、勞務の種類及之に従事する期間

三、乗込工船の名稱及操業區域

第十五條の三 農林大臣前條の許可を爲したるときは從業許可證を交付す

前條の許可の期間は一年以内とす

於て前項の手續を爲すへし

第十九條 工船の船長の所爲第二十條第一項各號の一に該當する場合に於ては農林大臣は工船蟹漁業者に對し船長の變更を命ずることあるへし

第二十條 以下第二十一條に至る罰則省略

(様式略)

工船蟹漁業禁止區域の件

工船蟹漁業禁止區域左の通り定む

後志國神威岬より禮文島北端、禮文島北端より海馬島南端に至る線の中點、北見國宗谷岬より樺太島西能登呂岬に至る線の中點、得撫島伊津岬、釧路國尻羽崎を通過する緯線と東經百四十六度の經線との交叉點を経て尻羽崎に至る線内。

「イバラ」蟹の雌又は胸甲の幅五寸未満の雄捕獲禁止の件

第一條 「イバラ」蟹北海道方言「タラガニ」又は「トラバガニ」の雌又は胸甲の幅五寸未満の雄は之を捕獲することを得ず但し漁具に罹りたるものにして

第十九條の二 第十五條の二第一項の規定に違反したる者又は第十五條の二の許可を受けたる者にして許可の條件若は制限に違反したるものは三月以下の懲役又は廿圓以下の罰金に處す

第三號様式中「罐詰製造最高豫定數」を「罐詰製造最高豫定數從業者數」に改む

母船式鮭鱒漁業取締規則

(昭和四年六月八日 農林省令第十二號)

第一條 本則に於て母船式鮭鱒漁業とは製造若は保藏の設備を有する船舶又は之に附屬する漁船に依り爲す鮭鱒漁業を謂ふ

第二條 母船式鮭鱒漁業は農林大臣の許可を受くるに非されは之を營むことを不得す

第三條 前條の許可を受けむとする者は申請者に様式第一號に依る事項計畫書を添へ之を農林大臣に提出すへし

第四條 農林大臣第二條の許可を爲したるときは様式第二號に依る許可證を交

て生活力を失ひたるものは此限にあら

第二條 前條の蟹は販賣の目的を以て之を製品となすことを得ず

前條の蟹又は其製品は之を販賣し又は販賣の目的を以て所有し若は所持することを不得す

前條第二項の規定は前條但書に該當する蟹又は其罐詰以外の製品にして地方長官の許可を受けたるものに之を適用せず

第三條 前二條の規定に違反したるものは百圓以下の罰金に處し其所有し若くは所持する蟹又は其製品は之を沒收す附則 本令は罐詰に關する規定を除くの外當分の内北海道に限り之を施行す

イバラ蟹の雌罐詰輸出及輸出の目的に供する爲販賣取締方

地方長官が内地向として製造することを認めたるいばら蟹の雌罐詰は農林大臣の認可を得るにあらざれば之を輸出し又は輸出の目的に供する爲販賣すること

付す
第五條 母船式鮭鱒漁業の許可の期間は十年以内とす

第六條 母船式鮭鱒漁業者其の漁業の爲母船を使用せむとするときは様式第三號に依る船舶件名書又は船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を提出し農林大臣の承認を受くへし

船舶件名書を提出し前項の承認を受けたる者は指定期間内に船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を提出すへし

第七條 農林大臣前條第一項の承認を爲したるときは様式第四號に依る母船使用承認證を交付す但し前條第二項の場合に於ては當該書寫を提出したる後之を交付す

第八條 母船式鮭鱒漁業者は母船使用承認證を母船内に保持し其の兩舷及附屬漁船の最も見易き場所に様式第五號に依り母船使用承認番號を表記すへし

母船式鮭鱒漁業者は操業中様式第六號に依る旗章を母船及附屬漁船の最も見易き場所に掲揚すへし

母船式鮭鱒漁業者は其の使用する漁具の浮標に母船使用承認番號を表示すべし

第九條 母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證に記載したる事項を變更せむとするときは農林大臣の許可を受くべし但し第十條第一項の規定に該當する場合は此の限に在らず

前項の規定に該當する場合を除くの外母船式鮭鱒漁業者母船使用承認證に記載したる事項を變更せむとするときは農林大臣の承認を受くべし

第十條 母船式鮭鱒漁業者其の氏名若しくは住所又は母船の名稱を變更したるときは農林大臣に届出つべし

前條の規定に該當する場合を除くの外母船式鮭鱒漁業者其の事業計畫書に記載したる事項を變更したるとき亦前項に同じ

第十一條 母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證又は母船使用承認證を亡失

又は毀損したるときは其の再交付を申請すべし

第十二條 母船式鮭鱒漁業者は其の業務を指揮する管理人一人を操業中母船に乘組ましむべし但し漁業者自ら母船に乘組み業務を指揮する場合は此の限に在らず

管理人を選任したるとき、其の氏名若しくは住所に變更ありたるるとき又は前項但書の場合に於ては母船式鮭鱒漁業者は其の旨を農林大臣に届出つべし

第十三條 母船式鮭鱒漁業者死亡し又は解散したるときは母船式鮭鱒漁業の許可は其の效力を失ふ但し其の相續人又は合併後存続する會社は合併に因りて設立したる會社か引續き其の漁業を營むときは被相續人又は合併に因りて解散したる會社に對して爲したる母船式鮭鱒漁業の許可は爾後相續人又は合併後存続する會社若しくは合併に因りて設立したる會社に對し之を爲したるものと

看做す此の場合に於ては相續又は合併ありたることを證する書面を添へ死亡又は解散の日より三十日以内に農林大臣に届出つべし

前項但書の場合に於ては母船使用の承認は爾後相續人又は合併後存続する會社若しくは合併に因りて設立したる會社に對し之を爲したるものと看做す

第十四條 左の場合に於ては母船使用の承認は其の效力を失ふ
一、母船式鮭鱒漁業の許可の效力消滅したるとき
二、母船滅失し、沈没し、解散し又は國籍を喪失したるとき
三、母船を譲渡し、之を貸付し、借受けに母船返還し其の他母船を使用する權利を失ひたるるとき

第十五條 第九條の許可は承認を爲したるとき又は第十條第一項若しくは第十三條第一項の届出ありたるときは農林大臣は母船式鮭鱒漁業許可證又は母船使用承認證を書換へ交付す

第十六條 母船式鮭鱒漁業の許可を受けたる後一年以内に其の漁業に着手せず又は引續き一年以上之を營まざるときは農林大臣は其の許可を制限し又は取消すことあるべし

第十七條 水産動植物の蓄殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船の使用を停止し又は母船式鮭鱒漁業の許可若しくは母船使用の承認を制限し若しくは取消すことあるべし

第十八條 母船式鮭鱒漁業者本則又は本則に基く處分に違反したるときは農林大臣は母船の使用を停止し又は母船式鮭鱒漁業の許可若しくは母船使用の承認を制限し若しくは取消すことあるべし

第十九條 母船式鮭鱒漁業を廢止し又は許可の效力消滅したるときは直に母船式鮭鱒漁業證を返納すべし但し之を返納すること能はざるときは事由を具し其の旨届出つべし

第十三條第一項の場合に於ては相續人清算人又は合併後存続する會社は合併に因りて設立したる會社に於て前項の

手續を爲すべし

母船の使用を廢止し又は母船使用承認の效力消滅したるときに直に母船使用承認證を返納すべし前二項の規定は此の場合に之を準用す

第二十條 漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船式鮭鱒漁業者に對し管理人又は母船の船長の下船を命ずることあるべし

第二十一條 第二條又は第六條第一項の規定に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處し犯人の所有し又は所持する漁獲物、製品及漁具は之を沒收す若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第二十二條 母船式鮭鱒漁業者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
一、母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認の條件又は制限に反したるとき
二、第十六條、第十七條又は第十八條

の規定に依る制限又は停止の處分に違反したるとき

管理人其の他母船式鮭鱒漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若しくは附屬漁船の船長若しくは船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは罰亦前項に同じ

一、母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認の條件又は制限に違反して操業したるとき

二、第十六條、第十七條又は第十八條の規定に依る制限又は停止の處分に違反したるとき

三、第八條第一項の規定に依り表記したる母船使用承認番號を隠蔽し又は抹消したるとき

前二項の場合に於ては犯人の所有し又は所持する漁業物、製品及漁具は之を沒收することを得若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第二十三條 母船式鮭鱒漁業、第十二條

第一項の規定に違反したるときは百圓以下の罰金に處す
第二十四條 第八條、第十條、第十一條、第十二條第二項、第十三條第一項又は第十九條の規定に違反したる者は科料に處す

附則

本令は公布の日より之を施行す
本令施行の際現に母船式鮭鱒漁業を営む者引續き其の漁業を営まむとするときは本令施行後三十日以内に第三項の申請書及第六項の書類を提出すへし
前項の申請を爲したる者は其の處分を受ける迄引續き其の漁業を営むことを得

第一號

- 一、根據地
- 二、操業區域
- 三、操業の時期
- 四、母船の數
- 五、母船の種類及總噸數
- 六、母船の製造設備及保護設備の概要

事業計畫書

ることを約す

第三條 各締約國は第一條に掲ぐる保護区域内の北太平洋の洋海に於て獵取せられたる臘納獸皮及獸群の蕃殖地を領有する締約國各自の權内に於て獲取せられ官にて記號を附し其の旨を證明したるものを除くの外米露若は日本の獸群に屬し「カロールヒヌ、アラスカヌス」「カロールヒアヌス、ウルシヌス」若は「カロールヒヌス、クリレンシヌス」と稱する種族と看做せられたる臘納獸皮は何れの締約國の版圖内にも之を輸入又は移致せしめざることを約す

第四條 各締約國は第一條に掲ぐる洋海の沿岸に棲息する印甸人「アイノ」人「アリユート」人其の他の土人か他船を以て運搬せられ又は他船と相關聯して使用せられざる「カヌー」艇にして専ら橈權の類又は帆を用ひて推進し一隻の乗員五人を超過せざるものに依り從來慣行の方法に従ひ銃器を使用することなくして臘納獸の海洋獵獲を行ふ場合に付本條約の規定を適用せざることを

七、附屬漁船の種類、數及大小
八、漁具の種類、構造及數
九、漁獲物の種類別數量、漁獲物の處理及製造の方法
十、乗組員其の他の從業員の職務別人員表

備考

一、二隻以上の母船を使用する場合に在りては第四號以外の事項は母船別に之を記載すへし
二、漁具を定置するものに在りては漁具を敷設する場所を明示する圖面を添附すへし
(第二號以下略)

臘納獸保護條約

(明治四十四年十二月十四日條約第十三號)

第一條 各締約國は相互に左の事項を約す各締約國の人民又は臣民及凡て其の法令條約に服従すへき者並其の船舶が本條約の有効期間内令海、勘察加海「オコック」海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋の洋海に於て臘納

約す但し右は該土人か他人に使用せられず又其の獲取したる獸皮を他人に引渡すの契約を爲さざる場合に限る

第五條 各締約國は其の人民若は臣民又は船舶に對し本條約第一條に掲ぐる洋海の何れの部分たるを問はず其の領土の海岸線より三海里外に於て獵虎の獵殺捕獲又は追獲を許さざることを約す
第六條 各締約國は前數條の規定を有効ならしむるに必要な法令を制定施行し其の違反に對する相當の罰則を付すへきことを約す

第七條 合衆國、日本國及露西亞國は保護に付特に利害關係を有する臘納獸群の來集する洋海に於て前數條の規定を實施するに必要な限り各自警衛又は巡邏の設備を爲すへきことを約す

第八條 各締約國は第一條に掲ぐる禁獵區域内に於ける臘納獸の海上獵獲を防止する爲適當にして且有用なる措置を執るに付相互に協力すへきことを約す
第九條 本條約に於て海上獵獲と稱するは如何なる方法を以てするを問はず海

獸の海上獵獲を爲すを禁止すへきこと
右の禁止を犯したる者及船舶は各締約國の海軍將校其の他相當の權限ある官吏に於て之を拿捕抑留するを得ること
但し拿捕は他の締約國の領海内に非ざる場合に限る

拿捕抑留せられたる者又は船舶は成るべく速に拿捕地最近の地點其の他互に協定することあるへき場所に於ける其の所屬國の當該官吏に引渡すへきこと
右の犯罪を裁判し之に刑罰を科するの權は獨り犯罪者又は船舶の所屬國官憲のみ之を有すること
右犯罪立證の爲必要な證人及證據にして苟も締約國の宰領内にあるものは成るべく速に其の犯罪裁判の管轄權を有する當該官憲に之を提供すへきこと

第二條 各締約國は自國に於ける何れの港灣たると其の領土内に於ける何れの場所たるとを問はず第一項に掲ぐる保護區域内の洋海に於ける臘納獸海上捕獲の作業に關聯する目的の爲何人にも又如何なる船舶にも之を使用せしめざ

上に於て臘納獸の獵殺、捕獲又は追跡を爲すを謂ふ

第十條 合衆國は「プリビロフ」島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來臘納獸群の來集することあるへき同所屬の他の島嶼及海岸に於て同國の權内に於て年々獲取する臘納獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上總數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終に「プリビロフ」島に引渡すへきことを約す但し此の規定は合衆國か何時にても其の管轄内に在りて臘納獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て臘納獸皮を獲取することを全然停止するの權利並何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず
第十一條 合衆國は日英兩國か本條約の

規定に依り各自取領の権利を有する臘
納獸皮の各二十萬弗に相當すべき數量
に代へて前拂金として本規定實施の際
大不列顛國に二十萬弗日本國に二十萬
弗を支拂ふことを約す而して獸皮は前
拂の報償として合衆國之を保留すへし
右の計算は獸皮の引渡を爲すへき際に
於ける未精製品の倫敦市價「プリビロ
フ」島よりの運賃を引去る」に基き之
を爲すべく若し該市價に付爭議を生し
たるときは其の場合の如何に依り或は
合衆國と大不列顛國と或は合衆國と日
本との間に協定する審判官之を決定す
べきものとす

合衆國は其の獸群より獲取したる獸皮
中本條約の規定に依り大不列顛及日本
國の各自領すべき配分額が毎年一千枚
を下らざるべきことを約す此の數量が
其の年に於ける公定獵獲數の百分の十
五を超過する場合と雖亦同し但し合衆
國が島嶼に棲息する土人の衣食用又は
船用の外如何なる目的たるを問はず臘
納獸の獵殺を絕對に禁止したる年に於

の生計に必要な少量の供給を除く
の外一切之を停止することを得

ては此の限に在らず此の場合に於ては
合衆國は其の禁獵年間獸皮の配分に代
へて大不列顛國及日本國に對し年年各
一萬弗を支拂ふべきことを約す而して
大不列顛國及日本國は獵殺再始後兩國
各自の受領額より前項の規定に依り前
拂金回收の爲合衆國が保留すべき獸皮
を引去りたる後尙右兩國の受領額が各
特定の最少限たる一千枚を超過したる
年に於ては合衆國が該超過獸皮を更に
保留して本項に規定する支拂金の回收
に充當するの権利を有することに同意
す但し右更に保留すべき獸皮の數量は
其の前項規定の市價に基きて算出せら
れたる金額が右支拂金の總額に年四分
の利子を加へたるものに相當するを限
度とす
然れども合衆國島嶼に來集する臘納獸
の總數か官の調査上十萬頭以内に下り
たる年に於ては臘納獸の獵殺は其の數
か官の調査上再び十萬頭を超過するに
至る迄獸皮の配分又は之に相當する金
額の支拂を爲すこととなくして前記土人

第十二條 露西亞國は「コンマンダー」島
又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來臘
納獸群の來集することあるべき同國所
屬の他を島嶼及海岸に於て年々獵取す
る臘納獸皮の總數中數量及價格の何れ
よりするも之か百分の十五に相當する
ものを加奈陀政府の公認代表者に、同
上總數量及價格の百分の十五に相當す
るものを日本國政府の公認代表者に毎
獵季の終に「コンマンダー」島に於て
引渡すべきことを約す但し此の規定は
露西亞國が本條約間の最初の四年間何
時にも其の管轄内に在りて臘納獸群
の保存保護又は蕃殖に必要なりと認む
る島嶼又は海岸に於て臘納獸皮を獲取
する事を全然停止するの利權並本條約
の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の
獲取及獵獲の方法時期場所に關し獸群
の保存保護又は蕃殖に必要なりと認む
る制限及規定を設くるの權利に對し何
等の約束を加ふるものに非ず尤も露西

亞國は本條約期間の最後の十年間年々
其の臘納獸蕃殖地及集合地に於ける臘
納獸總數の百分の五を下らざる數を獵
殺すべきことを約す但し右は上記百分
の五か其の年に上陸する三歳壯獸の百
分の八十五を超過せざる場合に限る
然れども露西亞國島嶼に來集する臘納
獸の總數か官の調査上一萬八千頭以
内に下りたる年に於ては其の數か官の調
査上再び一萬八千頭を超過するに至る
迄前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲
息する土人の生計に必要なるものを除
く外一切の臘納獸の獵殺を停止するこ
とを得

第十三條 日本國は海約島又は第一條に
掲ぐる洋海に在り將來臘納獸の來集す
ることあるべき同國所屬の他の島嶼及
海岸に於て年々獲取する臘納獸皮の總
數中數量及價格の孰れよりするも之か
百分の十に相當するものを合衆國政府
の公認代表者に同上總數量及價格の百
分の十に相當するものを加奈陀政府の
公認代表者又同上總數量及價格の百分

公海漁業關係

の十に相當するものを露西亞國政府の
公認代表者に毎獵季の終に海約島に於
て引渡すべき事を約す但し此の規定は
日本國が本條約期間の最初の五年間何
時にも其の管轄内に在りて臘納獸群
の保存保護又は蕃殖に必要なりと認む
る島嶼又は海洋に於て臘納獸皮を獲取
する事を全然停止するの權利並本條約
の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の
獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸
群の保護蕃殖に必要なりと認むる制限
及規定を設くるの權利に對し何等の拘
束を加ふるものに非ず尤も日本國は本
條約期間の最後の十年間年々其の臘納
獸蕃殖地及集合地に於ける臘納獸總數
の百分の五を下らざる數を獵殺すべき
ことを約す但し右は上記百分の五を超
過せざる場合に限る
然れども日本國島嶼に來集する臘納獸
の總數か官の調査上六千五百頭以内に
下りたる年に於ては其の數か官の調査
上再び六千五百頭を超過するに至る迄
前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲息

第十四條 大不列顛國は第一條に掲ぐる
洋海に在る同國所屬の島嶼及海岸に將
來臘納獸群の來集する事ある場合に於
ては本條約期間右獸群より年々獲取す
る臘納獸皮の總數中及價格の孰れより
するも之か百分の十に相當するものを
合衆國政府の公認代表者に同上總數量
及價格の百分の十に相當するものを日
本國政府の公認代表者に又同上總數量及價
格の百分の中に相當するものを露西亞
國政府の公認代表者に毎獵季の終に引
渡すべきことを約す
第十五條 合衆國及大不列顛國は千九百
十一年二月七日兩國間に締結したる臘
納獸に關する條約の規定にして本條約
の規定と牴觸又は重複する部分に付て
は本條約の規定を以て之に代ふべきこ
とを約す
第十六條 本條約は千九百十一年十二月
十五日より之を實施し同日より十五年

間及其の後締約國中の或者より爾餘の締約國に對し爲したる十二月前の書面通告を以て廢棄せられたる迄引續き救力を有す右の通告は十四年を経過したるときは又は其の後何時にても之を爲すことを得又本條約終了前何時にても締約國中の一國より請求あるときは各締約國は直に代表者を會合せしめ本條約の期間延長及若し必要あらは之と共に追加修正を協議し成るべく之に同意すべきことを約す

海獸獵獲禁止法の内容

右條約の結果日本政府は明治四十四年勅令、又翌四十五年法律を以て海上獵獲禁止の旨を公布するに至つたのである。その主なる内容と條約との關係左の如し。

同法第一條 第一項にベリリング海、勘察加海、オコツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋に於ては臘肉獸の獵獲を爲すこと得ずと規定したるは前記四國條約第一條の結果であり、同

條第二項に帝國の海岸より三海里を超ゆる前項の海面に於ては蠟虎の獵獲を爲すことを得ずと規定したのは條約第五條の結果である。法第二條に臘肉獸の陸上獵獲及帝國の海岸より三海里を超えざる範圍内に於ける蠟虎の蕃殖を害せずして臘虎の海上獵獲を爲さんが爲である。又第四條に臘虎臘肉獸又は其の獸皮は之を帝國內に輸入又は移致することを得ず、但し命令を以て定むるものは此限に在らずと爲したのも條約の結果である。

第二 關係命令、前記法律第四條但書の結果として輸入又は移致し得る臘虎臘肉及其の獸皮に關し規定のあるのは當然である。夫は前記法律の施行規則第一條に規定してある。

又大正三年に農林省令を以て海驢又は海豹の獵獲禁止の件を規定して、東經百九十度以東北緯四十五度以北の場所に於ては官廳の外海驢又は海豹の獵獲を爲すことを得ずと規定し之に罰規定を設けたのは海驢海豹は臘肉獸に對し害敵ではあるが同一地點に存在する場合が多いから

して、海驢海豹の獵獲を一般に許せば其の正當なる獵獲でも臘肉獸を驚愕恐怖せしめて蕃殖上害あり、又中には海驢海豹の獵獲を名として臘虎臘肉獸を覘ふものありて條約又は法律の目的を達し難からしむる虞もある。依て其獵獲を一般に禁止し害敵驅除の爲にする獵獲に付いては官廳即ち臘虎臘肉獸の保護を主管する農林省自らその必要に應じて獵獲することにしたのである。海驢海豹の皮革利用の問題もあるけれども其の弊が頗る大なりとの主旨で斯の如き規定を設けたものである。

利 權 關 係

日露利權關係概觀

一、ソ聯邦利權政策の沿革

其領有する廣大なる國土の地上及地中水上及水中に各種の自然的資源を有するソ國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國內勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。利權法の内容左の如し。

第一條 利權者は契約に定めたる生産物の一部を報酬として受取り且之を國外に輸出することを得

第二條 特別なる機械的設備を大規模に應用する場合には利權者は商業上の特

權を附與せらるべし(例之、機械の調達、大注文に關する特別契約其他)

第三條 利權者の危險並利權事業に投下したる經濟的設備に對する完全なる補償を確保する爲利權の性質及條件により長期の利權期限を許與すべし

第四條 露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國政府は事業に投下したる利權者の財産が國有、沒收又は徵發せらるることなかるべきことを保障す

第五條 利權者は露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國領域内に於て自己の事業の爲勞働者及從業員を雇傭するの權利を附與せらるべし但勞働法典若しは勞働者及從業員の生活と健康を保護すべき一定の勞働條件を彼等に對する關係に於て遵守すべきことを保障する特別契約を守ることを要す

第六條 露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」

ト」共和國政府は利權者に對し政府の何等かの處置又は命令を以て一方的に利權契約を變更せざるべきことを保障す

即ちソ國は先づ原料利權を對象となし之によつて各種自然的資源の中で、自力を以て直ちに開發し得るものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本と外國技術を誘致し併せて國內勞働の利用を期したのであつた。然し乍ら外國資本家は其の經濟政策に危懼を抱いて容易に手を染めんとするものなく、爲に第一年度は何等實績を擧ぐる事が出来なかつたが一九二一年新經濟政策確立するに及んで俄然彼等の注意を喚起し、同年末には大北電信會社と烏拉爾石綿採掘を目的とする米國會社とが先づ利權契約締結の先鞭をつけた。

茲に一言せねばならぬことは、利權の解釋である。前述の如く利權法制定の當初には原料利權をその對象としてゐたのであるが、一九二二年には加工工業利權をも對象とするに至つた如く逐次その範

圍を廣め一九二三年一月一日から實施された新民法の制定と共に「外國資本の活動」とのみ下してゐた解釋を改めて「その實行に當りて政府より特別の許可を得るを要する凡ての經濟行爲」と見做すことになつた。即ち今日でも、商業、交通運輸、工業、鑛業、農業、森林等、凡ゆる經濟行爲の對象となすべき各部門は悉く包括さるゝものと解釋をなされてゐる。之より先きソヴェート政府は、利權政策の執行機關として、一九二一年六月卅一日附法令により、最高經濟會議に隸屬する利權委員會を組織し、更に同年十一月十五日の人民委員會決議により、國家計畫委員會内に常設利權委員會を設置して外務、内務、最高國民經濟會議等六機關の代表によつて組織せる大規模のものとしたが、越えて一九二三年三月には、ソヴェート聯邦人民委員會内に中央利權委員會(グラウコン・ツエスコム)の設置を見るに至つた。斯くて中央利權委員會は、その指定によつて設立された各機關

一、ソ聯邦人民委員部内の利權小委員會
 二、在外通商代表部内の利權小委員會
 三、加盟共和國人民委員會内の利權委員會及小委員會

を統率して之が進捗に努めて來た。然るに一九二一年の初頭に於て、中央利權委員會の交渉及契約等の執行權は、各人民委員會に移管され、その權限は頗る縮小されて今日に及んでゐる。

ソヴェート政府の利權政策は當時有望投資市場難に陥つてゐた各國資本家側の興味を中心となつた。即ち利權の申込數を見ると、一九二二年には三百三十八件であつたが、翌二十三年には六百七件といふ多數に上り、その爲年毎に増減はあつたけれども、一九二七年に亘る六箇年間に合計二千二百十一件に達した乍併その契約成立は僅に百六十三件に過ぎず、剩へその内には事業未着手のまゝ時効にかつて失權となり、或は企業開始後に於て經濟至難となり、權利を放棄するもの尠からず、例へば獨逸のモロゴレス森

林利權、米國のハリマン滿庵利權企業の如く、相踵いで閉鎖失權の悲運に陥つたため、彼の一九二八年九月十五日に制定された利權政策の積極化も何等その甲斐なく、一九二九年十月一日現存利權數は僅に五十九件に減じ、翌三〇年には有名なレナゴールドフィールド金鑛利權も亦消滅するに至つた。

かゝる情勢を招致した原因は、種々あげられるであらうが、就中根本的なものはソヴェート聯邦の經濟政策乃至經濟情勢の變更である。即ち大戰につゞく内亂と飢饉のため極度に荒廢したソヴェートの經濟を復活するためには、一部外國の資本と技術とを利權讓渡の形式で利用することが必要であつたが、かゝる新經濟政策初期の過程は一九二七、八年に至りソヴェート經濟の戦前水準への復活と共に終りを告げ今度はソヴェート聯邦國民經濟の社會主義的再建の時代即ち五箇年計畫の時代が到來した。これは國內資源の自力開發の時代であつて、こゝからソヴェート政府の利權政策には必然的に

改變がもたらされずにはゐなかつた。そこで前記の如く、中央利權委員會の再組織によるその役割の縮小化が行はれ又外國人の新規利權獲得が困難となり、既存利權企業との間に種々の矛盾對立が生ずるに至り、遂にソ聯邦利權企業の全般的衰退が招徠されたのである。

二、日ソ利權關係概観

一九二五年一月日ソ國交恢復後日本人の間にも幾つかの利權契約が締結されたそれはその性質によつて、(A)日ソ基本條約により獲得されたものと、(B)然らずして個人の資格により獲得されたものとの二種に分たれる。これを列擧すれば左の如し。

(A) 日ソ基本條約の決定により獲得せる利權

- 一、北樺太石油利權 北樺太石油株式會社
- 【北樺太既開油田八ヶ所及未開油田一千平方露里共に其五割】
- 二、北樺太石炭利權 北樺太鑛業株式會社

利權關係

會社

【北樺太、ドウエ、ウラヂミロフスキー、マーチ炭山】

三、北樺太石炭利權 坂井組合

【北樺太西海岸アグネオ川流域炭山】

(B) 個人の立場で獲得せる利權

一、北樺太石炭利權 塚原組合

【北樺太西海岸コスチナ川上流炭山】

二、オホツク砂金鑛利權 田中與太郎

【リヂンスキー鑛區】

三、オホツク砂金鑛利權 川崎助太郎

【ウラヂミロフスキー、レプイ、プラウイ鑛區】

四、沿海州森林利權 露領林業株式會社

【沿海州東海岸第七、第十、第十二號林區】

五、黑海汽船引揚作業利權 深海工業株式會社

【八種であつた。獨逸の四十六、英國の二十四、米國の十八に比すれば、接壤せ

る我國として餘りにも大なる懸隔であるが、一方申込數に對する成立比率は我國が最も高率であつた。

而してその後の消長を見るに、深海工業の黑海汽船引揚作業利權は昭和二年夏期作業に失敗して喪失し、田中與太郎氏のオホツク、リヂンスキー金鑛利權は規定の期限内に會社を組織するを得ず、延期に延期を重ねてゐたが終に時効にかつて失權し更に沿海州森林利權は、勞働團體契約其他のために經營不可能となり、利權契約以前に溯れば總額一千万圓の損失を名残りに昭和五年その利權を放棄し、昭和六年完全に其事務を清算した。

其他川崎氏一派の昭和金鑛會社のオホツク金鑛利權及塚原組合の北樺太コスチナ石炭利權は、期限延長と鑛區擴張の交渉のため企業するに至らないが、而かも交渉は停頓の状態にあり、坂井組合のアグネオ石炭利權は着業困難との事情から前途見込なく、以上三利權は孰れも喪失に近い。之がため現存する對ソ利權は、

北樺太石油會社の石油利権と、北樺太鑛業會社の北樺太石炭利権のみとなつた。

この二大利権は何れも前記せる如く一九二五年日ソ基本條約の決定に基いて、ソヴェート政府と折衝の末獲得されたもので、その企業形式は私人的株式會社なるも實質的には何れも國家乃至半國家的企業である。従つて該二企業經營の法律的基礎を定むるため、大正十四年と十五年に別掲の如く、勅令及法令の發布を見るに至つたことは特記しなければならぬ。

この二大企業は他の邦人獲得各種利権と異り、何れも確固たる企業組織の上に之が經營を進められ、又何れも今日迄その存立の七年間に可なり顯著なる成果を収め來つた。就中北樺太石油利権は、年々増産を告げ來り、今日では我石油經濟の上に極めて重大なる役割を演ずるに至つた。

この二大利権の存在は、ソヴェート利権の意義が全般的に著しく狭められた。今日に至るも尙、日ソ兩國の經濟關係國交關係をつなぐ、重要構成要素となつて

其進捗を計つたが形勢愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有様は、一般をして危惧の感を懐かしめたのであつたが、兩全權は會議以外に或は懇談又は私的會見を遂げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後ソ國側に於ける最高經濟會議並に内閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

ソ國側の全權はヨツフェ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七條條なりしも最後に四十八條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテと税の問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、勞働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財産の所有權問題、地域の問題、勞働法の適用、ロヤルテ

利権關係

る。殊に北樺太石油會社はその利権區域に隣接する、ソヴェート國營油田「サハレン、ネフチ」との間に大量の原油購入契約を締結し、單に利権關係においてのみならず、兩國間の通商關係方面においても大なる役割を演じつゝあるものである。

然しながら一方極東露領におけるソヴェート五ヶ年計畫の進捗は、すでに我對露漁業との間に明確なる利害の對立を惹起してゐるが、これは又北樺太二大利権企業との間にも對立關係を惹起しないと保障出來ない。否すでにその最初の表れは經營者とソヴェート勞働組合との間に年々更新される勞働團體契約交渉の上に或は其他の方面にすでに見出されてゐる。従つて日ソ國交關係はこの利権企業の方面においても今後種々複雑化してゆくものと見なければならぬ。

北樺太石油利権

對露交渉經過

の問題、買上優先權の問題等であつた。

二、試掘地積の利権契約交渉

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亘る地域の利権協定は、前記石油利権契約締結當時露國側にて未調査の故を以て調印後一ヶ年内に双方協議の上決定することとなつてゐたので、北樺太石油會社は、大正十五年十一月成富道正、古澤覺本氏等を交渉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日露國側と中央利権委員會に於て第一回交渉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び、既に疑問視せられてゐた北京條約議定書(乙)第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對し露國側は未調査なるツイミ川沿岸の一ヶ所を主張して譲らず之が爲め交渉は一時危機に瀕したが元來此の利権には兩國間に利害共通點を有する故レーニン氏の記念

一、利権契約交渉

日ソ兩國間に北樺太石油石炭利権契約の細目協定を遂ぐべしとの取りきめは、前記の如く日ソ基本條約の決定するところであつた。

そこで日本側では、北樺太石油利権の國家的性質に鑑み、之が交渉の全權委員として舞鶴司令官海軍中將中里重次氏を選び、六月十三日莫斯科に出發せしめた。最初のソヴェート側全權故アドラフ・ヨツフェ氏との間に交渉開始されたのは大正十四年八月十四日であつた。ところが彼我提案の間には非常な懸隔があり九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも全文四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である。十月十五日は樺太撤兵後滿五箇年であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い、終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することとなつた。之より双方共に全勢力を傾注して連夜會議を重ね

祭當日に至り俄然交渉局面の開展を見一月廿九日假調印、二月二十八日駐露田中大使立合の席上代表成富道正氏對クリブキシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

因みに此試掘利権は昭和二年中に商工省から七萬五千圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地方丈は既に調査終了し、採掘鑛區八ヶ所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北カンタグリーに鋼式各一坑を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの努力を跡づけ、更に其後開發を進め來つた。

三、同社の勞働團體契約交渉

露國領土に於て利権を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の勞働には露國勞働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利権會社も其例に洩れず、北樺太の現場に於ける勞働に對しこの露國の

社會主義的勞働法の適用を受け、勞働賃銀、勞働時間、備入、解雇補償、教化、爭議解決方法等全勞働條件はこの勞働法に準據して會社と露國鑛山勞働組合との間に締結されたる勞働團體契約の決定するところとなつてゐる。従つてこの勞働團體契約が利權企業そのもの、浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現状が如實に之を證明してゐるところである。

北樺太石油會社の最初の勞働團體契約は、會社創立後間もなく即ち大正十五年九月四日會社派遣代表と露國勞働組合中央委員會代表アブラモフキツチ氏との間に月餘の難交渉を費して締結されたところ。此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交渉は勞働組合側の勞働値上要求を中心に兩者の意見一致を見ず紛糾に紛糾を重ね、四ヶ月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。第三回目の勞働團體契約は、昭和三年九月初旬から會社側稻石代表と、露側、鑛

山勞働組合中央委員會代表ゲ・ロフクエフ氏との間にハバロフスクに於て開始された。然るに本交渉に於ては會社側から諸條件の改正案件を整へて交渉した爲と露側から賃銀其他種々主義上の改正要求があつた爲、稀有の難交渉に陥り、殊に會議中露側代表が莫斯科に出張した等の事由によつて交渉は益々長びき、迂餘曲折の末、會社側の主張たる雇傭條件の改善は大部分目的を達し、又賃率については露側の希望の一部を容れて勞働者と従業員を別々に取扱ふこととなり、昭和四年四月に至り、八ヶ月目に漸く妥協點に到達し、同月十一日調印の運びとなつた。

第四回目の團體契約交渉も亦御多分に洩れず、種々の難關に陥り、漸く兩國の妥協により昭和五年十一月ハバロフスクにおいて兩國代表者に調印を見た。第五回目即ち現行團體契約交渉は、ソヴェート側の要望により従来の會議地たるハバロフスクを中止して、昭和六年九月モスクワにおいてソヴェート勞働組合代表との間に改訂交渉開始され、種々曲

折の末昭和七年三月二十日に至り兩國代表間に調印を了した。

北樺太石油會社の組織

北樺太石油株式會社は、別掲ソヴェート政府との間に締結されたる利權契約並に同利權に關する日本の勅令、法令の基礎に、大正十五年六月七日株式會社北辰會—大正八年五月久原、大倉、日本石油寶田石油の五社提携により北樺太石油開發を目的として組織され、其後幾多の變遷を経て、對ソ利權交渉の衝に當れる團體の事業を繼承して正式創立されたものである。創立當時の資本金一千萬圓、株式數二十萬株、株主數三千六百五十五名であつたが、事業發展につれ、昭和六年五月二十九日臨時株主總會を開き、同會社定款第四條を改正して資本金を二千萬圓に倍増し、株式を四十萬株に増加する件を正式決定した。昭和六年現在の同社組織概要左の如し。

一、組織

- ◇社名 北樺太石油株式會社
- ◇本社 東江市麴町區丸の内三丁目四番地
- ◇鑛場及支所 北樺太オハ、同カタンダリ
- ◇資本金 二千萬圓
- ◇株式 四十萬株(一株五十圓)株主總數二千二百二名
- ◇大株主 日本石油、大倉鑛業、日本産業、三菱鑛業、仁壽生命、中野興業、旭石油、三井鑛山 其他
- ◇取締役會長 中里重次
- ◇取締役 橋本圭三郎、林幾太郎、河手捨二、山田文慈、牧田環、齊藤浩介、末延道成
- ◇監査役 津下紋太郎、矢島富造

北樺太石油會社の業績

利 權 關 係

一、第一年度

企業開始から昭和二年三月三十一日に至る當營業年度は、専ら鑛場に於て掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引繼いだもの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇米突乃至二〇〇米突(八十二間五分乃至百十間)の淺層油であつた、成功當時は一坑井日産十五噸乃至四十三噸(九十石乃至二百六十石弱)を採油した。貯油の爲め五十噸鐵槽五基を増設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其他の工作物としては宿舍倉庫貯等が建設された。ヌトゥ鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはオハ原油約二萬噸を搬出した。

◇損益計算書

収入之部	
原油收入	八七四、二五九・四〇

雜收入

計 一〇七、八七〇・一五

支出之部

計 九八二、二二九・五五

本社費	一一二・〇一九・三七
鑛場費	七七八、二六七・一六
計	九〇〇、二八六・五三
差引利益金	八一、九四三・〇二

内

創立費償却	三〇、九一二・九九
税金支拂引當金	三、二〇〇・〇〇
計	三四、一一二・九九
再差引利益金	四七、八三〇・〇三

◇此利益金處分

法定準備金	二、五〇〇・〇〇
後期繰越金	四〇、〇三三・〇二

二、第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年度、(昭和二年四月—三年三月)に於ける新掘鑿成功坑井は九坑で、年度末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸内外が漸次増加して年度末二百五十噸内外となり、二年度合計純産油額は豫定より四千噸を増加し六萬九千噸

に達した。只輸出量は夏季短期間に限られて居る上昨年八月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて、四萬四千八百噸に止まり、又同時に送油船其他社用船數隻を犠牲にするに至つた。

次に二年度内新設備の重なるものはオハ鑛場並同海岸に一萬噸タンク四基、(從來と併せ貯油能力八萬二千噸)の増設鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其他多數の宿舍、倉庫、發電所、送油所、艇發動艇等の新設である。

又ヌトウオに於いては、元年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其他の諸設備をも整へて年度末より開坑に着手した。

又豫て建造中の船汽(總噸數九九〇噸四〇)一隻は二年度末に竣工しオハ丸と命名しすでに航海に就航しつゝある。

第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◇損益計算書

収入之部

原油 二、〇七〇、八九八・八〇
雜收入 九〇、九五六・三八
計 二、一六一、八五五・一八

支出之部

本社費 二二七、八七五・三五
鑛場費 一、四三〇、四七五・七三
計 一、六五八、三五一・〇八
差引利益金 五〇三、五〇四・一〇

内

財産減價償却金 一〇〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金 二五、〇〇〇・〇〇
計 一二五、〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金 三六、五〇四・一〇
前年度繰越金 四五、三三〇・〇三
計 四二二、八三四・一三

◇此利益金處分

法定準備金 一九、〇〇〇・〇〇
役員賞與金 三七、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分) 三三、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金 四七、八三四・一三

地を越ゆるに至り、從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光を見ることゝなつた。

其他貯油槽四萬噸を増加したる事(即従前設置の分と併せて、合計十二萬噸に達す……)發電所を擴張し電力を倍加して四〇キロワットに増加したること、工場建物住宅及附屬建物等六十餘棟を増築したること、オハ海岸及鑛場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に努力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、昨年總會に於て發表せし豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢献して居る。

(二) 次にヌトウに於ては未だ採掘には到らぬが、従前より引續き掘鑿中の試掘一坑井は三年六月深度二百二十八米に達したとき不幸にして附近大山大勢の延焼を被り所員職工は勿論内外大勢の應援者を以て必死防火に従事したが其勢頗る猛烈であつた爲め、技術的建

三、第三年度

(一) オハ鑛業所に於ては第三年度たる昭和三年度(昭和三年四月一昭和四年三月)新掘鑿成功井は十二坑井で同年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其爲め年度の初めに日産額大體二百五十噸を上下したるものが漸次遞増して、同年度末には日産四百噸を越ゆるに至り、昭和三年度總採油量十二萬二千一百噸、燃料を差引純採油十萬九千五百餘噸、輸出販賣原油量九萬三百餘噸を計上した。之を前二年度の成績に比較すれば、總採油に於て五割八分、純採油に於て五割七分、輸出販賣油に於て十割一分を夫々増加するに至つた。

(二) 三年度内オハ鑛業所に於ける新設備中重なるものは、露國政府の諒解を得、且つ海軍省の大なる援助の下に油槽積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を増設し、之と同時に同鐵管の外部沖合に於て監船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油實積量に五千一百

物、事務所、宿舍材料を初め燃料の薪に至る迄殆んど烏有に歸したが、幸ひ人員には死傷者なく其後鋭意復舊を計り既に設備萬端の回復を了つて目下引續き掘進中である。此類焼の爲め被つた直接損害は幸にして大ならず既に本年度決算に於て全部償却を終つた。

四、第四年度

北樺太石油會社の營業第四年度(昭和四年四月一五年三月)の事業成績も亦頗る佳良にして其營業概要は左の如くであつた。

◇採掘作業Ⅱオハ鑛場

【掘鑿】 同年度内新に掘鑿せるは二十七坑井にして年度末現在は五十八坑井に達した。

【採油及搬出】 本年度内總採油合計十八萬四千餘噸に達し、搬出合計十三萬一千餘噸を計上した。

【設備】 増産及原油買入契約の實行上、貯油槽一萬噸型四基をオハ海岸に、一基をオハ鑛場に増設し、鑛場海岸を通じ合計貯油能力十七萬二千噸に達せしめ、且

つ鑛場海岸間の送油を極寒期間にも可能ならしむるため保温及送油の設備に改善を加へ、又海岸に有力なる唧筒を増設して既設八吋、四吋兩海底管により大に送油の實績を擧げた。其他各種鑛場設備の建造に力を盡し又鑛場海岸間に軌道を貫通して同地方開發以來初めて直通列車の運轉を實現し運搬費の節約を計ることが出來た。

◇試掘作業

(イ)ヌトウ(採掘地區試掘作業) 同地試掘第二號坑井は二年度末の開坑であるが三年夏期山火事に類焼し、爾後復舊工事に努力し漸く完成を見たるも坑井矯正の必要を生じたるを以て之に着手し本年度末矯深百七十米突に達した。

(ロ)カタングリ(採掘地區試掘作業) 同地區開發のため本年度より試掘作業を始め年度内に一坑井を成功し他の一坑井は殆ど完成したが孰れも相當の油量を保つてゐる。

(ハ)北オハ(一平方露里試掘地區) 前年度末着手せる同地試掘地區に試掘第一

號井を掘鑿し、年度末三百三十三米突に達し、五年四月初旬遂に良好なる油層に到達した。

(ニ)ポロマイ(一千平方露里試掘地區) 本年度より同地區に試掘第一號坑井掘鑿準備のため材料運搬、軌道敷設、建物建築に着手した。同地は海岸より約二十哩の奥地にして原始的狀況を脱せざるため先づ交通路の開發を必要とし作業上多大の困難を嘗めてゐる。

(ホ)カタングリ(二千平方露里試掘地區) 前年度に於て成功せる第一號坑井地區は相當の油量あることを確め得たるが故に採掘鑿區に編入の手續に着手した。

各試掘區域に對して數ヶ所に鑿區劃定地質調査及地形測量を行つた。

◇ 原油購入契約の成績

昨年度に於て露國國營石油企業より購入契約を締結したが本年度内に於て初めて原油の受渡を見、本年度未迄累計二萬七千餘噸の交付を受けた。

◇ 損益計算書

理化並に能率の増進を計り、尙防火其他の保安施設の上に改善を加へたる處大なるものあり、他方宿舍の増加、生活設備の改善を爲し以て労働者及び従業員の福祉増進に力を注いだ點も亦尠くない。

(一) ガタングリ支所

本年度四坑井を成功した外、五千疋貯油槽二基、發電所其他を整へた。

二、試掘作業

カタングリ試掘第一號井の外北オハ第一號井は作業を完成したるを以て昭和五年末迄に之が採掘鑿區編入の願手續を了り、尙ポロマイ試掘第一號井は引續き掘進中同地試掘第三號井及カタングリ同第三號井は夫々準備作業を取急ぎ近く開坑の運に至るであらう。

尙北オハ其他試掘地域數ヶ處に亘つて地質調査及び鑿區劃定を行つた。

三、其他附屬作業

ポロマイピリツン海岸及びオハ鑿場を連絡する約百二十餘軒の有線電話を

收入之部

原油	四、九七三、四六二・二三
雜收入	三二、三三〇・二九
計	五、〇〇五、七九二・五二
支出の部	
本社費	三〇五、七六三・一八
鑿業所費	三、二二九、二八七・〇七
計	三、五三五、〇五〇・二五
差引本年度總益金	一、四七〇、七四二・二七
内	
財産減價償却金	六〇〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	四八、〇〇〇・〇〇
計	六四八、〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金	八二二、七四二・〇〇
前年度繰越金	七三、七四九・五二
計	八九六、四九一・七九

五、第五年度

北樺太石油會社の營業第五年度たる昭和五年度(五年四月一六年三月)の事業内容左の如し。

一、採掘作業

(一) オハ鑿場
掘鑿 本年度中新に掘鑿し成功した

架設した。

四、原油購入契約

ソ聯邦國營企業との第一回原油賣買契約による購入量六萬五千噸は三ヶ年間に受渡完了豫定の處一ヶ年を繰上げ第三年末を以て全部受入を了り、當方前貸元利金を完済するに至つた。次て五年十一月二十六日附を以て第二回購入契約を締結し向ふ二ヶ年間に十五萬噸を受入る條件の下に前貸金二百八十五萬圓を交付した。

五、對露交渉

近來對露經濟關係に於て往々多少の紛糾あるに拘らず幸に當會社に在つては局部的に労働問題又は技術問題等に於て若干論議の事項なきに非るも、苟も事業在立の基礎に觸れる如き重大問題の發生を豫想される、何等の理由がない。之れ當社の利權は條約に於て得たる特殊の意義あるものなれど當方の變らざる誠實公正の態度は先方も亦能く諒解するに依るものと認める。尙五年十一月哈府に於てソ聯邦鑿山組合極

るもの二十三坑井、廢坑したるもの四坑井、現に掘鑿中に屬するもの五坑井にして年度末日現在採油坑井總計七十七坑井に達した。採油及搬出 本年度内採油總額十九萬二千餘噸、燃料及び製油原料差引純採油十六萬七千餘噸の處、ソ聯邦國營企業より購入原油三萬七千餘噸を受入れ十九萬九千餘噸を搬出販賣し、年度末貯油高十三萬六千餘噸に達した。設備 産油及び搬出量増進に備へんが爲めオハ海岸に一萬疋型貯油槽三基を新設し、鑿場及び海岸貯油槽二十萬噸(外に二千疋型一基あり)を有するに至つた。右の外送油管の保温補修工事をなし發電力を増加して動力の電化を増大し、運搬設備を機械化し、且つ給水設備を完備し、更に鐵工場、製材場、木工場其他技術的建物は着々不燃質性に交換又は新築すると同時に、其規模を擴張する等一般作業の合

東地方委員會と團體契約を改訂した。損益計算書

收入之部	
原油收入	五、六〇九、五五一・〇二
雜收入	二六、八三六・四五
合計	五、六三六、三八七・四七
支出之部	
本社費	四五三、九二一・四五
鑿業所費	三、三〇四、二九六・三四
合計	三、七五八、二一七・七九
差引本年度總益金	一、八七八、一六九・六七
内	
財産減價償却金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	六三、〇〇〇・〇〇
計	八六三、〇〇〇・〇〇
兩差引本年度純益金	一、〇一五、一六九・六八
前年度繰越金	一四五、九九一・七九
合計	一、一六一、一六一・四七
利益金處分	
法定準備金	五一、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	七五、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分)七七四、〇〇〇・〇〇	
職員退職手當積立金	五〇、〇〇〇・〇〇

使用人退職手當積立金二五、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金 一八六、一六一・四七

六、第六年度

北樺太石油會社の企業第六年度たる昭和六年(昭和六年四月―同七年三月)の營業実績については來る五月末の株主總會において正式報告される段取であるが今日までに判明せる第六年度の實績は、オハ油田において原油二十萬噸を採油する最初の豫定計畫が滞りなく進捗し、之に昭和五年十一月ソヴェート石油シンヂケートの間に締結せる原油十五萬噸購入契約中其半の七萬五千噸を契約通り今年度中に受納したので、總計二十七萬五千噸を昭和六年七月―十月の航海期節中に内地へ向け輸出した。

オハ油田に新規油井二十五坑乃至三十坑を掘鑿し一方一千方露里の試掘地域の地質調査を進め、北オハ試掘地域の採掘區編入計畫も大體豫定の通り進んだ即ち昭和六年十月中北オハ油田の採掘編入交渉は成功して採掘區の設定を行ふに至つた。北オハ油田は總面積九百六十

一、利権の目的

北樺太東海岸の既開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帯事業

二、地域

A、既開油田(別表の通り)

B、未開油田(壹千方露里)

(イ) 本地域の選定は契約締結後一ケ年内に露國政府と利権者双方協定の

上決定す

(ロ) 右地域確定の上は其の地内に於て九六〇「デシヤチン」(三・一七六一

七・六坪)の地積を有する試掘區域を

數ヶ箇所に制限なく利権者之を選定

し試掘することを得右九六〇「デシ

ヤチン」の形状は南北に參、東西に

貳の比なる形にして更に之を壹區劃

八〇「デシヤチン」其形状は東西に貳

南北に壹なる比の矩形十二個二列に

區分す

(ハ) 前記試掘區域が調査試掘の結果採掘價值決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち(結局九六〇デシヤチンの試掘區域を市松形とす)

利 權 關 係

つて今夏より採掘に着手の深掘五井を掘鑿す

一、未開油田一千方露里の開拓については前年より試掘繼續油井なるエバビ第一區、ポロマイ第一區乃至第三區、カタングリ第三區の各一本の試掘を進め新規にエハビ第二區、カタングリ第一區に於て更に一本宛を試掘する

而して現場に於ける輸送、貯藏、住宅其他前年度を以て必要なる施設は殆んど完備したので今後は専ら採掘井の擴張に主力を注ぎ、一方利権契約に規定する期限までに一千方露里の試掘を了すべく努める筈で前年の原油移出計畫二十七萬五千噸に對し二十七萬二千二百八十四噸即ち九十九%餘の實績を挙げたのに比すれば來年度の三十萬噸の移出計畫は裕に實現するものと見られてゐる

北樺太石油會社の對露契約

利権契約要項

(ル) 既設無線電信所(オハ、チャイオ)の使用權並に新設の權利

(ヲ) 船舶入港の權利

前記の權利は無償にて附與せらるべし

五、利権者の義務

A、報償

(一) 報償率

(イ) 普通井の場合 三萬噸まで總生産高の五%一萬噸を増すことに貳厘五毛を増率し四十五噸の時一五%となる

(ロ) 噴油井の場合 拾噸までは普通井と見做す、十噸乃至五十噸迄一五%それより十噸を増す毎に五%増率し百噸以上に至つて四五%となる

「ガソリン・プラット」一立方方に對し「ガロン」迄一〇%、「ガロン」を増す毎に五%増率し六「ガロン」以上三五%とす

(二) 報償支拂方法 金納單一制とす此場合算出方は「ポイメー」二五度以下は加州原油元値段「ポイメー」二五度

デシヤチン(我三百十七萬二千平方坪)に及ぶ廣大なる油田で試掘を了したのは昭和五年秋であつた。油層は三層に亘り深度三百三十七米乃至三百六十六米突にて現に試掘せる第一號油井の如き日産二十八噸に達し含油量も極めて豊富なるを以て其の將來は大いに囑望されてゐる。

七、第七年度(計畫)

北樺太石油會社では昭和七年度(昭和七年四月―昭和八年三月)の事業計畫を立案、監督官廳なる商工省に對し認可申請中であるが其の計畫によると七年度には

一、オハ油田に二十三本の新規油井を掘鑿、此の中三分の一は深掘り、三分の一は中掘、残りの三分の一は淺掘りである

一、此の中現場消費量を控除して、露國側のサハレンネフチトラスト油田より購入契約の十一萬一千五百噸と合せ三十萬噸を内地を移出す

一、昨秋試掘區より採掘區編入の承認を得たる北方は油田の區劃設定を待

政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に割き取る權利を有す、若し利権者の出油井が政府鑛區に入りしときは其油井を含む部分を利権者に與ふ

(ニ) 試掘期限 十一ケ年間契約の効力發生日(一九二五年十二月三十日)より起算す

三、利権期間

四十五ケ年(契約効力發生日一九二五年十二月十四日)

四、利権者の特典並に權利

(イ) 產物無稅輸出の特典

(ロ) 事業用品並に従業員用食糧等の無稅輸入

(ハ) 事業用材伐採權

(ニ) 土地、水面、水力の使用權

(ホ) 事業用電話線架設の權利

(ヘ) 築港施設權

(ト) 工作物施設の權利

(ケ) 附帯設備をなす權利

(リ) 送油管敷設權

(ヌ) 農事施設の權利

以上は「メキシコ」灣原油値段に依るものとす、但し横濱市價及樺太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保険料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得

B、課税 單一税とし生産高に對する三、八四算出は報償の場合と同じ
C、社會保險 労働者の賃銀總額に對する一六%毎年支拂ふこと

D、火災保險 利權企業を組成する財産中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を利權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得

E、露國政府財産使用料 政府財産は利權者の希望するものに限り引受け毎年之が使用料として右財産の評価の四分を納入するものとす(當該財産の評価は兩者協定の上之を決定す)利權地權の現存財産中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交渉に依り決定するものとす

六、産國優先買上權

露國政府に買上權なし

七、労働者並に従業員雇傭

A、労働法の適用を受く

B、傭入割合

左記割合にて外國人(露國人にあらざるもの)雇入することを得

(イ) 事務員、技術員、高級労働者五〇%
(ロ) 中位以下労働者二五%

但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦潮労働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦潮支部が供給したる外國人(露國人にあらざるもの)はA、Bの區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及労働者を雇傭することを得
C、募集は毎年四月及七月十日迄に浦潮労働支部に申出ること
前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、爭議調停條項

取徵發其他強制處分の目的と爲すことを得ず

十、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

十一、中央政府又は地方官憲の命令其

他の規定又は處分力本契約に依る利權者の權利を制限し又は無効ならしめたるときは政府は其損害を賠償す
十二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無効ならしむることなし
猶ほ契約全條項は四十數項であつて右

既開各油田面積

油田	名形状	全面積	一地區の面積	地區數
オ	ハ 長方形	六五、〇五デ	三三、乃至三五、デ三〇	(二二)一〇
エ	ハ ビ 正方形	五九、六九デ	三〇、デ	(三三)一〇
ビ	リ ツ ン 長方形	四三、七六デ	三〇、デ	三
ヌ	ト ラ 多角形	二五、〇三デ	三六、五デ	二四
チ	ヤ イ オ 正方形	四三、七六デ	二七、七五デ	一六
ヌ	イ オ 正方形	五九、六九デ	三〇、デ	一六
ウ	イ ク レ ッ ク 長方形	二五、八四デ	二四、デ	三
カ	タ ン グ リ 正方形	五九、六九デ	三〇、デ	一六
「デ」	ハ デ シャー チ ン (一)デ シャー チ ン		三三、三四坪(八六)	
「エ」	ハ エーカー (一)エーカー		一一、三四坪	

利權關係

本契約並に附屬書及補充書の解釋三實行に關し政府並に利權者の間の凡ての爭議及不一致はソヴェート社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帯びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の爭議は通常三方法によりソヴェート社會主義共和國聯邦裁審機關之を決定す本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

九、其他要項

利權期間満了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A、利權期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未済の額に就ては財産引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B、償却率、石造建物、「タンク」鐵管三%、機械及設備七%、木造建物及貯

は其の中の重要條項中決定したること明かなるものであるが殘る條項は手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題でそして調停方法は次の如く決定したのである。

試掘地積の新規利權契約要綱

- 一、利權地積は1北部オハ、2エハビ、3クキドキラリン、4ポロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインダーキ、8ガタノキノオグニン、9ムキングーコンギ、10チャクレーナンピーチャムグウ、11ヴエンゲリーポリンシャーツブウジの十ヶ所合計一千平方露里
- 二、利權期限千九百二十五年十二月十四日(既開油田契約當時)より四十五ヶ年とし試掘期限は十ヶ年とす
- 三、利權者は十ヶ年の試掘期間内に採掘さるべき鑛區をソヴェート鑛業監督官

に報告し採掘鑛區を設定する事
四、採掘鑛區は一九二五年十二月十四日
の利權契約に基きソヴェート政府と利
權者が市松方形に分割す
五、試掘中の採油に對する報償は千九百
二十五年十二月十四日の契約に依る。

北樺太石炭利權

對露交渉概要

一、利權契約交渉

日露基本條約議定書乙の規定によつて
日本政府から推薦された當業者たる北サ
ガレン石炭企業組合は、三菱合資會社參
與現理事奥村政雄氏を交渉全權に、前波
蘭駐劄公使川上俊彦氏を石油利權を兼ね
た交渉顧問に任命し、大正十四年七月二
十二日から莫斯科中央利權局本部に於て
露側全權ヨツフェ氏、次席メーリニコフ
氏等との間に北樺太西海岸土威、ウラジ
ミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石
炭採掘に關する利權交渉を開始した。此

交渉経過については姉妹利權ともいふべ
き前掲石油のそれと重複する點も少くな
いし、今日では左して重要な意義も有し
てゐないので、茲には省略するが、同利
權は同年十二月十四日奥村氏との間に正
式調印を見るに至つた。

二、労働團體契約交渉

北樺太鑛業會社の初年度労働團體契約
は、大正十五年九月ハバロフスクにて同
社派遣代表と、全露鑛山労働組合中央委
員會代表との間に契約締結を見、一年間
の契約期限を終つて昭和二年の契約更新
には、ソ側の最低賃銀引上並に労働條件
改善要求と關連して稀有の難交渉となり
第三年度も亦漸く昭和四年二月に至り改
訂調印を見、第四年度も同斷にて、五年
度のそれは昭和六年九月から同社を代表
する小澤仁之甫氏とソヴェート労働組合
代表との間に前年通りハバロフスクにお
いて交渉開始され、前後七箇月を費した
末昭和七年三月二十二日漸く兩者の間に
調印の運びとなつた。右交渉の結果最低

賃銀は前年同様ルーブル十七哥で、焼失
した労働クラブの再建設に對して會社は
五萬ルーブルを支出援助し、労働組合側
も五萬ルーブルを支出することとなつ
た。

北樺太鑛業會社の

組織

北樺太鑛業株式會社は、姉妹會社たる
北樺太石油株式會社同様、大正十四年の
對露利權契約(別掲)、大正十五年の勅令
及法令(別掲)を基礎として、北サガレン
石炭企業組合の事業を繼承し、大正十五
年八月二十一日正式創立を見た。昭和七
年の同社組織概要左の如し。

一、組織

- ◇社名 北樺太鑛業株式會社
- ◇本社 東京市麹町區丸の内、丸ビル
七階
- ◇鑛場 北樺太ドウエ炭坑
- ◇資本金 一千萬圓
- ◇株式 二十萬株(一株五十圓)株主總

數一千八百八十八名

◇大株主 三菱鑛業、大倉組、三井鑛山
大倉喜七郎、牧田環、住友合
資、淺野同族(以上五千株以
上)

二、役員

- ◇取締役會長 川上俊彦
- ◇取締役 末延道成、橋本圭三郎、藤岡
淨吉、加藤五十造、岩瀬徳藏
船田一雄
- ◇監査役 前川益以、矢島富造

北樺太鑛業會社の

業績

一、第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十
日營業開始を見たため翌昭和二年三月三
十一日まで八箇月を以て、一營業年度と
する上に、創業早々として其業績の上に大
なる成果は無かつたが、同社が サガレ
ン石炭企業組合から引繼を受けた貯炭の
賣行は頗る良好にして其の販途を確立す
ることが出来た。第一年度中の出炭總額

二、第二年度

は九千四百八十八噸、年度末現在職員三十九
人、鑛夫職工六百二十八人であつた。
第一年度の損益總決算左の如し。
總收入金 六二二、七三八・六〇
總支出金 六五一、四八四・四五
差引損失金 一八、七四五・八五
即ち二萬八千餘圓の損失を見たとい
へ、設立自論見書に現れた第一年度の損
失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に
對比すれば四萬一千餘圓の損失を輕減し
たことが知られる。たゞ同社は創立早々
工夫の労働問題で大いに悩まされたため
炭坑の諸設備を出来るだけ機械化する方
針の下に進むこととなつた。

第二年度(昭和二年四月—三年三月)は
前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘
及び運搬設備に關する各種起業工事の完
成と増加と共に鋭意努むるところがあつた
が、何れも豫定の進捗を見、土威炭坑將
來の經營に付其基礎を確立することを得
た。即ち施業計畫による第二年度出炭高
豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭

第二年度損益計算

石炭賣上代	六三七、九三八・七三
雜收入	六、九四八・五〇
計	六四四、八八七・二二
石炭原價及諸掛	五九七、四九四・二六
本店經費	六二、八八三・七四
合計	六六〇、三七八圓
差引損失	一五、四九〇・七八
損失金處分	

當期損失金	一五、四九〇・七八
前期繰越損失金	二八、七四五・八五
合 計	四四、二三六・六三

三、第三年度

同社第三年度は昭和三年四月一日に始まり、翌四年三月三十一日に終るが、當年度には採炭設備の擴張積取方法の機械化(ベルト、コンヴェール装置等)其企業經營の上に大なる發展を期し、勞働力増大の爲、現場に於て百二十名、浦鹽に於て百六十名季節勞働者の新増員を行ひ、後者は四月二十九日現場に送り込んだ。これら企業設備の完成勞働力の充實と相俟つて採炭、輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期間中内地一般炭況は需給關係より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる悪影響が無かつたと報告されてゐる。

第三年度損益計算

石炭賣上代	一、五四二、六六〇・二三
雜 收 入	一、五九八・八〇

收入之部

とは左したる差異がなかつた。而かも賣炭に就ては年毎に買客を加へ、今や八幡釜石、寧蘭、兼二浦等の各製鐵工場方面を始め、瓦斯及セメント方面にも相當供給を見るに至り、成績は良好に運んだ。

由來最も懸念されてゐたのは石炭の積出荷役であつたが、今年に至りて設備全く完了せるため一日約二千噸の積取可能となり、埠頭に至る陸上輸送も完全されたと、積取期間を夏期の風の日を二百日と見れば、四十萬噸の積取は易々たるべく此點に就ては十二分に確信づけらるゝに至つた。従つて内地市況好轉せば、現在の設備を以て遺憾なく買客の需要に應じ得らるゝことゝなつた。

第五年度收益計算

收入之部

石炭賣上代	一、五六一、七九七・二二
雜 收 入	二三一・四九
合 計	一、五六二、〇二八・七一
支出之部	
石炭原價及諸掛一、三八四、四一八・九五	
本店經費	一〇六、一三三・四五

利 權 關 係

計	一、五四四、二六一・一〇
支出之部	
石炭原價及諸掛一、三八〇、一二八・二九	
本店經費	一〇八、五七七・七三
合 計	一、四八八、七〇六・〇二
純 益 金	五五、五五五・〇八
利益金處分	
當時利益金	五五、五五五・〇八
前期繰越損失金	四四、二三六・六三
差 引	一一、三二八・四五

四、第四年度

會社は最初本年度(昭和四年四月―五年三月)に於て十六萬噸の出來計畫を立て、内十四萬噸の内地輸送を豫定したが内地炭況は前年にも増して不良を極めたため中途で計畫を變更した。従つて採炭額は十四萬噸見當、内地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企表設備は更に充實擴張され、建設は大體第一期のそれに終つた。尙マーチ炭坑の開拓にも着手する豫定であつたが、之も狀況不良のため、當分中止されることゝなつた。尙は本年度の營業成績左の

如し。

第四年度收益計算

收入之部	
石炭賣上代	一、六七〇、三四八・三一
雜 收 入	三、〇九一・七四
合 計	一、六七三、四四〇・五〇
支出之部	
石炭原價及諸掛一、四八八、〇三六・一五	
本店經費	一二〇、一九一・九三
合 計	一、六〇八、二二八・〇八
差引純益金	六五、二一一・九七

五、第五年度

第五年度(昭和五年四月―六年三月)は十五萬噸採掘内十三萬噸を内地に搬出する計畫の下に専らドウエ炭坑の十二尺層を採掘して極力事業を進め之が實現を圖つたが其間一搬日本内地の商況頗る悪化し石炭聯合會が極端な採炭制限を議決せる等の事情もあり、彼此考慮して既定計畫に幾分の制限を加へて結局十三萬噸の採炭に止め、其内十二萬噸を内地に輸送した。即ち炭界の景況は頗る不良だつたにも拘らず大體に於て本年度の計畫と實績

合 計	一、四九〇、五五二・四〇
差 引	七一、四七六・三一
利益金處分	
當期純益金	七一、四七六・三一
前期繰越金	七六、五三〇・四二
合 計	一四八、〇〇六・七三

北樺太鑛業會社の

利 權 契 約 内 容

一、ソヴィエト社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍内にて本契約所定の地域に於て鑛山調査(試掘)鑛山業(採掘)及其附帶事業を營み且其事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

前項の爲に政府は本契約所定の期間中本契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴィエト社會主義共和國聯邦に屬する財産を利權者に使用せしむると共に本契約所定の條件に従ひ新設備をなし及其設備を利用すること

利權者は本契約に於て許されたる權利

及特權の範圍に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソヴィエト社會主義共和國聯邦領土内に於てソヴィエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令に將來發布せらるゝことあるべき一般法令を遵守すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服従するを要す

三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴィエト社會主義共和國聯邦の一般法令に従ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尙ソヴィエト社會主義共和國聯邦内に存する法人に對する一般規定に従ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、利權消滅後本契約に従ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財産は之を他人に移轉し又は擔保の目的となす

ことを得ざると共に利権者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模様替、及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利権者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

五、利権企業を組成する財産は徵發沒收其他の強制處分を受くることなし但利権者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利権者は交通及聯絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴェト社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

六、權利契約の效力發生後に於てソヴェト社會主義共和國聯邦の中央及地方

官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約にむる利権者の權利を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行為により利権契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利権企業は絶對に利権者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利権者の生産及商業上の行為の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を留保す但し政府代表者は右監視に付利権者がソヴェト社會主義共和國聯邦の法令及利権契約の條件に違反せざる限り生産並に經濟的行為に對し干渉することを不得す

八、利権者は政府より派遣せらるる地質學者鑛山技師又は技術者が利権企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尙利権者は一九二三年五月二十二日附命令(一九二三年政府の

法令及命令集第四九號四八四條)に基きソヴェト社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に毎年雇入るゝ義務あるものとす

九、利権者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利権者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

(一)土威地方の境界

a、北方 ウゴリナヤ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線の交叉迄

b、東方 第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及第四マカリエフスキー採掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー採掘鑛區の東部境界の延長線の交叉迄

c、東方 南北兩境界線の東端地點の結合線

d、西方 クルジュエズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

本條に擧げたる三ヶの地域は本契約書による利権地域を形成す

二、試掘並に採掘の爲利権者に許與せらるべき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利権者の使用に之を引渡す引渡さるべき總ての財産は双方代表者立會の下に其目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利権契約書に添附せらるべきものとす

一二、利権者は其許與せられたる地域に於てソヴェト社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許されたる方法に則り炭鑛調査(試掘)並に採掘を行ふものとす

長線に從ひ第四マカリエフスキー採掘鑛區の東南角より利権者に與へたる地域の南部境界を形成する線との交叉迄

c、南方 オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利権者に與へられたる地域の東部境點線の交叉迄

d、西方 ウゴリナヤ溪河口より利権者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(備考) マカリエフスキー採掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一九二五年測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

(二)ウラヂミロスキー炭坑地方の境界 a、南方 第三溪流河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間

(備考) 第三溪流河口はノヤミ河口の南方海岸線に沿ひ約三露里の地點に存す

b、北方 ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ

(備考) 右北方境界はムガーチ炭坑のアナスターツエフスキー採掘鑛區を侵害するを得ず

c、東方 南部境界の東端地點より北方え子午線に從ひて利権者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄

d、西方 第三溪流河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(三)マーチ河地方の境界 a、南方 クルジュエズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五の地點間

b、北方 シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間

山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は堅坑及坑道毎に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する様立案せられざる可らず是等の計畫は五年内に作成せらるべく而て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利権者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せざるべからず右の外鑛山監督機關は利権者が稼行中の試掘及採掘事業を隨時檢閲に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表面及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有効期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ヶ年とす

一四、本契約により許與せられたる權利並に特約に對し利権者は總出炭額に對し以下の報償を仕拂ふものとす

總年産額

一〇〇,〇〇〇佛噸迄	五・〇〇%
一五〇,〇〇〇同	五・二五〇
二〇〇,〇〇〇同	五・五〇%
二五〇,〇〇〇同	五・七五%
三〇〇,〇〇〇同	六・〇〇%
三五〇,〇〇〇同	六・二五%
四〇〇,〇〇〇同	六・五〇%
四五〇,〇〇〇同	六・七五%
五〇〇,〇〇〇同	七・〇〇%
五五〇,〇〇〇同	七・二五%
六〇〇,〇〇〇同	七・五〇%
六五〇,〇〇〇同	七・七五%
六五〇,〇〇〇同 以上	八・〇〇%

利権者は報償航海期間中(即ち毎年五月一日より九月十五日に至る)に現物を以て仕拂ふものとす

報償の引渡は各利権企業の積出地點に於て利権者により行はれ汽船の船荷證による FOB 渡とす

報償として利権者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せ

先權を有す右方法による買入石炭の價段は相互の協定により決定せらるべきものなるも政府の申込前一年間に於ける横濱 CIF 平均卸値(樺太横濱港の普通運賃を控除し)より高からざるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ヶ月前に利権者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められたる税金及支拂を除く外有らゆる一般國稅地方稅並に手数料の代償として利権者は總産額より政府に支拂ふべき報償を控除したる年額出炭額の樺太 FOB 賣値の三・三三%を政府に仕拂ふものとす

一七、利権者は利権企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を支拂ふことなくして輸入する利権を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられざる勞働者及従業員に供給の食糧品及日用品も亦同然なり

以上の利權を行使する爲利權者は當該

利權關係

年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦通商代表者の認可を受けたる目錄表に記載さるゝ總ての物件に對してはソヴェート社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむべきものとす

利権企業の勞働者並に従業員に對する最も必要な食料品及物件は外國よりの輸入品たるソヴェート社會主義共和國聯邦内の購入品たるを問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利権者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に従ひ利権者により外國より輸入されたる總ての日用品並に食料品は當該地方政府機關の認可なくしては之を内地市場に販賣することを不得

若し右認可の與へられざる場合は利權

らるべきものとす

利権者が報償仕拂延滞の場合には不適時引渡に關聯して生じたる損害を賠償するの未納の報償に對し一ヶ年一分の割合を以てする過怠金を仕拂ふものとす報償仕拂の延滞一ヶ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利權契約を解除するの權利を有す利権者の責に歸すべからざる事由によ九月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滞と看做さず

一五、利権者は何等の支障なく且無稅にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有す

ソヴェート社會主義共和國聯邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量を豫め當該極東政府機關と協定せざるべからず但利権企業に従事する汽船に供給する燃料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利権企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て内地消費の爲必要な石炭を利権者より買入する數

者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘並に調査(試掘)作業に必要な程度に於て利權地域内の地表を使用するの權利を利権者に許與す、此目的の爲め利権者は前記の地域に於て住宅及住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土威利權地の南東部分に於て採掘さるゝ石炭運搬の爲利権者はポストカヤ並に同河左岸支流の沿岸一帯及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるべき總ての建設物並に建物かマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障礙とならざる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利権者の請願により農務人民委員會地方機關は利権者の企業及其勞働者及従業員に供給のため必要な農村經濟を營む地所及住宅地を利權地域内の地表に於て分與すべし、農村經濟地區の使用は一般法令に準據することを要す

二一〇、利権者は利権期間を越えざる期間内利権地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利権地域外の地域に於て引込道路修理工場銀冶場倉庫等の如き企業に直接必要なる各種附帯建設物を建設して之を使用し又利権者の企業の従業員及労働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの利権を有す

其他利権者は北樺太に於て利権地域外に事務所及倉庫（倉庫は其都度地方官憲の許可の下に）並に莫期科ハバロフスク浦潮斯德各市に代理店設置の利権を有す

利権者は地方官憲並に鑛山労働者職業組合（同盟）との協定により利権企業の労働者及従業員の爲各種の文化教育及醫療衛生機關を設置する利権を附與せらる

二一一、利権者は利権地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利権企業に必要な粘土、砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利権

き法令及利権者と當該職業組合（同盟）との團體契約により規律せらるゝものとす

以上の條件は國籍の如何を問はず利権企業に於ける總ての労働者及従業員に適用せらるゝものとす労働者及従業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利権者に於て仕拂ふものとす

二一五、利権企業の爲利権者は以下の利権を有す

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある労働者及従業員各別に其五割迄雇傭すること

（備考）一、上記の制限は取締役及鑛山支配人に適用せられず

二、炭切夫は高等の資格有る労働者と看做す

ロ、中等及下等の資格有る外國労働者入夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること

（備考）利権契約の效力を發生したる日より最初の五ヶ年間に海上に於ける石炭積込に従事する労働者は

利 權 關 係

地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソヴェート社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二一二、利権者は許與せられたる地域内に於て無償にて水、水面及水力を使用する利権を有す尙之が爲めに利権者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する利権を有す

許與せられたる利権を行使するに際し利権者は以下の義務を負ふものとす

イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること

ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通してなす溝渠排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利権地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨げざること

ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事

ニ、水、水面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關

本條イ項に従ひ五割の内に含む若し極東労働支部が利権者の要求に對しソヴェート社會主義共和國聯邦の市民或は其領土内居住の外國人より必要なる數量の勞力を提供すること能はざる場合には利権者は不足數だけの外國労働者及従業員を任意雇傭することを得

イ及ロ兩項に示されたる外國労働者及従業員は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるべきものとす

二一六、利権企業の労働者及従業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講ぜらるべしこれが爲めソヴェート社會主義共和國聯邦は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二一七、各利権地區の範圍内に於て其内部連絡を保證する爲め利権者は任意に電話線を新設し又既設線を使用するの權利を許與せらる

利権者が利権者の支配下に非る地域に

し地方住民の權益を侵害すべからず、利権地域外に於ける水の使用に地方官憲との特別なる協定により無償にて許可せらるべし

二一三、利権者は販賣の目的に非ずして企業に必要な限り利権地域上に存する森林使用の利権を有す

利権地域外に於て利権者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要なる伐木林地區を獲得することを得

利権は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利権企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの利権を許與せらる

政府は利権者に開發の爲め許與したる伐木材地區に於て利権者に上記伐木材地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二一四、利権者の企業に於ける労働條件はソヴェート社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるべし

局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せざる利権地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右利権は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利権者に許與せらる本條件の利権地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利権者は利権企業の作業の妨げとならざる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利権者と政府機關の合意により定めらるべし

二一八、利権企業の船舶及利権者の備船はソヴェート社會主義共和國聯邦の現行法令に従ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの利権を有す

北樺太沿岸の他の地點にコレラの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるべし此場合に於て船舶は利権者の選擇により最寄税關に於て検査を受

け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の検査を受ける事を得後者の場合に於て税關官吏の派遣費は利権者之を擔す

開港灣税は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利権者より徴收さるゝものとす

勞務に對する仕拂は一般規定に據る上記の船舶は利権企業生産品及其設備品並に供給品の運搬、企業の勞働者及從業員の食糧品並に供給品の運搬及勞働者、從業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす

石炭貯の曳船、木材及利権企業上必要な供給品及勞働者從業員並に其家族の運搬に従事する利権企業の小形補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動機船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該權關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設

引渡す義務を有す此期間中に利権者は政府と總清算を終了せざるべからず上記條件を遂行したる後利権者の所有に屬する財産は利権者に於て一ケ年以内に何等の支障なく且無税にて利権地域より搬出することを得べし

指定の期間に利権地域より搬出せられざる利権者の財産は無償にて政府の所有に歸す
利権者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有效期間中に契約の全部又は一部の履行が不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を相互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソヴェイト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は法律機關の法律上有効となりたる判決により利権者が仕拂

利権關係

置する權利を利権者に許與す

利権者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込及陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利権者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せざるべからず

利権者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員會と協定せる條件により港の一定區域を利権者の營業的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利権企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利権者はソヴェイト社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せざるべからず

利権者に對する保險料率は同種國營企業と同一とす
火災の爲附保財產消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利権者の名義

不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利権者が本契約の第十二條第一項及第三項第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合
政府は契約破棄前一ケ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず

是等の場合に於て利権企業は契約中止に際し存在する状態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす
政府は本條項に従ひ利権を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利権者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利権者に請求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利権者間の總ての爭議及不一致はソヴェイト社會主義

によりソヴェイト社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利権企業復興の爲にのみ利権者は支出するものとす

三一、利権期間の滿了に際し利権企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に従ひ最後の五年間維持せられたる平均生産に劣らざる生産を支障なく可能ならしむる状態に於て無償にて政府に移轉すべし

但政府は本契約有効期間最後の十ケ年間に於て費用に付政府の承諾を得て利権企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられざる部分を利権者に賠償する義務を有す

即ち利権者の出費に對する毎年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、及木造建築物及貯五分とす

材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資産は利権者の所有に残る

利権者の利権期間の終了の日より三ケ月内に本條の條件を守り企業を政府に

共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利権者並に第三者例へば國營機關、コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帯びたる爭議は通常の方法によりソヴェイト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の効力發生の日より利権者は本契約第十一條により政府より利権者に引渡さるる財産に對し本契約第十一條に定められたる評價に従ひ此財産價額の四分の割合を以て一ケ年の借料を政府に仕拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ヶ月以内に浦潮斯德に於けるソヴェイト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす

三七、本利権契約は利権地域内に於て露顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘利権を利権者に許與す

るものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙税法適用に關する命令第十三條a項に従ひ普通印紙税を仕拂ふものとす

本契約に依る比例印紙税は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に毎年度終了後利権者より政府に仕拂ふべき其他の仕拂金に對し計算せらるるものとす

毎年仕拂はるべき比例印紙税は本契約第十四條に約定したる報償仕拂と同時に利権者によりソヴイェト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴイェト社會主義共和國聯邦人民委員會總務部に保存し利権者にはソヴイェト社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交付す

四〇、契約調印の日を以て本契約効力發生の日と定む

北樺太利権に關する勅令及法律

朕帝國議會の協賛を経たる條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十四年三月三十日

内閣總理大臣 子爵 加藤 高明
農商務大臣 高橋 是清
外務 大臣 男爵 幣原 喜重郎
司法 大臣 小川 平吉

法律第三十七號

條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に付ては勅令を以て特別の規定を設け之に準據せしむる事を得

附 則

本法施行期日は勅令を以て之を定む

朕大正十四年法律第三十七號條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律の施行期日に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎
外務 大臣 幣原 喜重郎
司法 大臣 江 木 翼
農工 大臣 片岡 直温

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號は大正十五年三月十日より之を施行す

朕日本國及ソヴイェト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書乙に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎
農工 大臣 片岡 直温

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴイェト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書(乙)に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關しては本令に別段の定あるものを除くの外商法及付屬法令の規定を適用す

第二條 會社の發起人は株金第一回拂込前定款及事業 目論見書を具し商工大臣に會社設立の免許を申請すべし
前項の免許の申請には株式申込證の謄本を添付すべし

第三條 株式は記名式とし帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人にして議決權の過半数か外國人若は外國法人に屬せざるものに非ざれば之を所有す

利 權 關 係

ることを得す

第四條 定款變更、合併及解散の決議並重要財産の讓渡は商工大臣の認可を受くべし
前項の重要財産の範圍は商工大臣之を指定す

第五條 會社は營業年度毎に事業計畫を定め收支豫算を添へ商工大臣の認可を受くべし
事業計畫を變更せむるとき亦前項に同じ

第一項の認可の申請は營業年度開始三ヶ月前に之を爲すべし但初營業年度に於ては會社の設立登記後二月以内に之を爲すべし

第六條 商工大臣は必要ありと認むるときは位置及深度を指定して試掘を命し其の他事業計畫の變更を命することを得

第七條 會社の採取したる石油に付ては政府は時價を標準とし優先して之を購入することを得

第八條 會社の採取したる石油の購入に

付ては隨意契約に依ることを得

第九條 政府の北樺太に於ける財産を會社に對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に於て其配當し得べき利益金額か拂込資本金額に對し一年百分の十の割合を起過したる年の翌年より起算し十年以内に於て之を年賦償還せしむる事を得

第十條 會社は商工大臣の認可を受くるに非ざれば利益金の處分することを得す

第十一條 每營業年度に於て配當し得べき利益金額か拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の前三年に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額(該利益金額中政府に納付したる金額あるときは之を控除す)を通算し拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合に達せざるときは其の不足額を當該營業年度に於ける配當し得べき利益金額より控除し其

の殘額か拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過する場合に限り會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし

第十二條 會社は定時總會開會前に財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、收支決算書及株主名簿を商工大臣に提出すべし

第十三條 商工大臣は必要ありと認むるときは會社の業務若は財産の狀況の報告を命し又は官吏をして之を検査せしむることを得

第十四條 商工大臣は會社の業務に關し監督上必要な命令を發することを得

第十五條 商工大臣は會社の決議、法令若は定款に違反し又は公益を害すと認めたるときは其の友議を取消すことを得、商工大臣は取締役の行爲法令若は定款に違反し若は公益を害すと認めたる時又は取締役商工大臣の命したる事項を執行せざるときは之を解任することを得

第十六條 第五條、第六條、第九條、及

第十條の規定は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする會社に關しては之を適用せず

附則

本令は大正十五年三月十日より之を施行す

補遺

對露勞働團體契約賃銀要項

(北樺太鐵業會社とソヴェト勞働組合同との間に締結の團體契約中の一項)

(一) 遂行せらるる勞務に應じ會社は本契約附録勞務及職務の細別に從ひ勞務者を該當賃銀等級に配置す附録細別に記載なき熟練及職業の賃銀等級への配置は組合と會社と豫め協定してのみ之を行ふことを得

(二) 熟練勞働者及従業員にして一時的に自己の専門に屬せざる他の勞務を遂行する時は該時間に對し其本来の又は一時的勞務の等級の中高級に從ひ賃銀の支拂を受くるものとす

(三) 坑外組合の勞働者を地下勞務に従事せしむる場合には該勞務遂行の時間に對しては本契約に地下勞務に付規定されたる勞働時間に基づき支拂をなす

(四) 勞働者及従業員その他勞務者の移動は一九三〇年四月十日付ソ聯邦勞働人民委員會規定第一四九號(他作業への移動)に基き之を行ふ前掲規定に基き勞務者が他勞務に移動を拒絶する場合退職手當を支給せざるべからざる時は會社は勞働法第四十七條(イ)及(ロ)項による被解雇者に付本契約第十四條(ハ)項に定めたる額の退職手當を支給す

(五) 一、日給又は出來高の支拂を受くる勞働者及其他の勞務者の普通勞働日の一級賃銀率を一留十七割と定む。他の等級の賃銀率は左記賃銀表によりて之を定む(左表賃銀單位はルーブル)

3	2	1	級等
1.58	1.34	1.27	銀賃
6	5	4	級等
2.22	1.99	1.70	銀賃
9	8	7	級等
3.04	2.75	2.46	銀賃
12	11	10	級等
4.09	3.68	3.39	銀賃

交通郵電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定

一、國際的鐵道聯絡の三系統

我國に於ける外國鐵道との聯絡系統は(第一)滿鐵及び西伯利鐵道を通じて歐洲に到る聯絡、(第二)滿鐵及北寧線を通じての日支聯絡、(第三)日本より太平洋の汽船を介する米國鐵道との聯絡の三系統であるが、西伯利經由の聯絡は、歐洲と亞細亞、即ち歐亞の運輸聯絡と、その歐亞聯絡の一部を形成する日本と滿洲、即ち日滿聯絡との二つに分たれてゐる。

我國は明治四十年六月日滿聯絡に就て交渉を開始し、同四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで茲に我が國際聯絡運輸の端を啓き、大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と聯絡するに至つた。

交通郵電聯絡關係

米亞聯絡に關しては大正七年四月、日米兩國の鐵道と太平洋の汽船會社の各代表者が參集して協議を進めしも終に成らず、其後大正十五年更に會議を開いたが又復た不調に了り、今尙ほ實現するに至らない。

支那との聯絡は所謂日・中聯絡である大正二年春我が鐵道と支那國有鐵道北寧線との間に旅客聯絡の協定成立し、同年十月實施されてより以來、大正十五年までに十四回の會議を重ねて逐次其範圍を擴め、其後支那動亂のため中絶せる同會議を支那側の希望により、昭和六年第十五回會議開催の運びとなり、頻繁に交渉は續けられてゐるが、普通旅客に對する直通切符の販賣と、手小荷物物の聯絡輸送を行ふに止まつてゐる。

右第一系統に屬する歐亞聯絡は、漸次完成に近きつつあつたが、歐洲大戰勃發

のため根本より破壊され、更にその後日露國交の斷絶は當分復舊の希望を放棄するの餘議なきに至らしめた。

二、歐亞旅客聯絡運輸の復舊と第一回莫斯科會議

大正十四年一月の日露國交回復は、當然歐亞聯絡復舊の機運を醸成し、同年十月、日・中・露聯絡會議は莫斯科に開催され、日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴェト鐵道及支那國有鐵道の各代表者參加して約定、運輸規則に關しては略ぼ協定を見たが、直通運輸問題に對する日露間の意見一致するに至らず、終に十一月廿四日決裂に了つた。

乍去、同會議の直後に於て、歐亞聯絡運輸會議を莫斯科に開催することは、各協定參加國間に於ける取極めであつた。其故に當時「ラトヴィヤ」「リトワニヤ」「エストニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭の各鐵道代表者は、既に莫斯科に到着して開會の準備を整へてゐたが、縦し日・中・露

會議が決裂に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の希望であつた。是に於て日本側代表者は、本協定の實施は東支鐵道の參加するまで保留することを條件として同會議に参加するに決し、茲に歐亞聯絡運輸第一回會議は十二月七日開催され左の事項を決議した。出席者は日本、「ソヴェート」、「ラトヴィヤ」、「エストニア」、「リトワニヤ」、獨逸、佛蘭西、波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者三十餘名であつた。

(1) 參加運輸機關前記八箇國の關係運輸機關とす。

(2) 經路(極東)に於ては(1)浦鹽「ハバロフスク」經由、(2)蒲鹽、哈爾濱經由、(3)哈爾濱、釜山經由、(4)哈爾濱、大連經由とし、「莫斯科以西」に於ては總て「リガ」經由とす。

「ワルソー」經由は「ソヴェート」波蘭間の國境驛に必要な技術上の設備なき故當分設けな。

(3) 聯絡列車ハ八輛三十二軸の直通國際列車を運轉する。

取扱はしむ。

(11) 開始の期日ハ昭和二年五月十五日。十一月十八日議事録に署名した各關係運輸機關は爾來極力その準備を急いだが何分にも創設同様のこととて延期を重ね何時實施さるか豫測し難き有様だつたので、我國はソヴェート鐵道に督促した結果、申來れる所の「ソヴェート」、「エストニア」及「ラトヴィヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乗車券の發賣を開始することにした。豫定より遅るゝと二箇月餘、昭和二年八月一日であつた。

聯絡取扱

(1) ハバロフスク、(2) プラゴエシチェンスク、(3) チタ、(4) イルクーツク、(5) オムスク、(6) スウエルドロフスク、(7) 莫斯科、(8) レニングラード、(9) ハリコフ、(10) ターリン、(11) リガ

第三回リガ會議

斯く第二回會議の結果は不充分に了つたが、昭和二年十月から十一月にかけてリガに開催された第三回會議は、前回會

交通部電聯絡關係

(4) 諸規則(イ)運輸機關間の關係を定むるため約定を締結し(ロ)運轉機關對旅客の關係を定むるためベルン協約を適用して運送規則とし、その細則として賃率規則を作り(ハ)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。

其他乗車券の様式、運賃表示及計算に使用する貨幣、手荷物運送等の問題を審議して十二月十六日閉會した。但し此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に方法を研究することとしたのであつた。

三、第二回柏林會議

歐亞聯絡第二回會議は大正十五年十月柏林に開かれて、莫府第一回會議の協定を補足完成し、その實施に就て審議を重ね、大體左の如く決定した。

(1) 參加運輸機關の擴張ハ第一回會議に於ける八箇國の機關以外に、東支鐵道支那、白耳義、伊太利、埃地利、「チエツコ」スロヴァキヤの五箇國の鐵道參加を承認し、尙ハ「ワルソー」經路を連

議事項を改に改訂補足して愈々昭和三年五月十五日を以て實施するに決し、「西伯利經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の上に、聯絡運輸は漸く實現さることとなつた。

參加機關

(1) 日本鐵道省(東京)、(2) 朝鮮總督府鐵道局(京城)、(3) 南滿洲鐵道株式會社(大連)、(4) 大阪商船株式會社(大阪)、(5) 中華民國交通部(北京)、(6) 東支鐵道理事會(哈爾濱)、(7) ソヴェート社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)、(8) ソヴェート國營商船部(莫斯科)、(9) エストニア國有鐵道局(ターリン)、(10) ラトヴィヤ國有鐵道局(リガ)、(11) リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)、(12) 波蘭交通部(ワルソー)、(13) 獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)、(14) チエツコ・スロヴァキア鐵道省(フラীগ)

(15) 埃國聯邦國有鐵道總局(維納)、(16) 伊太利國有鐵道總局(羅馬)、(17) 白耳義北鐵道會社(リエーヂュ)、(18) 白耳義國有鐵道會社(ブルツセル)、(19) 佛蘭西北

加す。

(2) 運輸規則の簡易化ハ前回に議定せる輸送及賃率規則が各九十餘箇條なりしを四十八箇條の一規則に簡約す。

(3) 乗車券の有効期間ハ歐洲側の要求により六十日とす。

(4) 携帶手荷物の制限ハ歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶し得ることとした。

(5) 鐵道の責任ハ獨立責任とす。

(6) 犬及小荷物ハ取扱はず。

(7) 航路運送ハ敦賀浦鹽は大坂商船會社及ソヴェート國營商船部共に之に膺り門司、大連間は大阪商船のみ之に當る(8) 貨物聯絡輸送ハ暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

(9) 運賃料金ハ公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。

(10) 聯絡事務ハ莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を

鐵道會社(巴里)

聯絡運輸取扱驛

【日本側】ハ東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎

【ソヴェート側】ハバロフスク、ブラゴエシチェンスク、チタ、イルクルーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ

【エストニア側】ターリン

【ラトヴィヤ側】リガ

【リトワニヤ側】カウナス

【波蘭側】ワルソー、ロツツ、ストルブツユ、ホイニツ、チエフ、ダンチツヒ

【獨逸側】柏林、漢堡、アルトナ、ケルン

【白耳義側】ブルツセル、リエーヂュ、オスタンド

【佛蘭西側】巴里、カレ

【チエツコ側】ブラーグ、カルルスパー

ド、マリーンバード

【埃地太利側】維納

【伊太利側】ハ羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴェニス

◇聯絡経路◇

【極東方面】ハ釜山—哈爾濱—滿洲里—大連—哈爾濱—滿洲里—敦賀—浦潮—ハバロフスク—チタ

【歐洲方面】ハ「モスクワ」—「ワルソー」—「モスクワ」—「リガ」

◇乗車券◇

乗車券は一、二、三等の片道券を發賣し、ソヴェト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乗車券は冊子形で發賣運輸機關の檢印が押してある。乗車券の通用期間は六十日、途中下車回数は各國それ／＼異なるも、日本側とソヴェト側には其制限が無い。又た大連、哈爾濱の乗車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關又は門司との間を経由する場合に於ては、日本國有鐵道又は大阪商船會社汽船の何れによるも差支は無い。

◇手荷物◇

手荷物の携帯に便なるものは無賃で車内に持ち込むことが出来るが、税關、入市税廳、收税廳、警察署、其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車内を毀損する憂なきものなるを要す。そして旅客は其占有する座席の上下の以外に其携帯手荷物を置くことは出来ぬ。勿論其保管は旅客の責任である。

尚ほ旅客自用の物品にして、旅行鞆、トランク、手提籠、手鞆、帽子函、其他

之に類似の荷造を爲せるものは手荷物と見做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物車に積込み得るものに限り、手荷物として之が運送を委託する規定である。

(イ)病人用移動椅子及小車

(ロ)小兒車

(ハ)商品見本

(ニ)箱、匣又は其他の容器に收納せる

携帯樂器類及樂譜臺

(ホ)芝居道具にして其内容、容積及重

て乗車券の發賣又は手荷物の發送を爲したる機關、(ロ)拂戻が一運輸機關にのみ關係する場合は當該運輸機關、(ハ)旅行中止又は運輸中止の場合に當該中止區間の屬する運輸機關に於ても拂戻を處理することを得。

(2)拂戻額(旅客運賃)—既收運賃より既乘運賃に對する普通運賃を差引きたる殘額(手荷物運賃)—既收運賃より既運送區間に對する運賃を差引きたる殘額。

拂戻額よりは次の全額を控除す。即ち諸税金豫約座席料金、乗車券印刷費、乗車券發賣手数料、郵便料金及拂戻手数料(拂戻額の10パーセント、但し最高二弗最低0.50弗)

六、極東側時刻表の制定

七、次回會議は千九百二十九年十一月十二日よりレニングラードに開催す。

六、第五回オデツサ會議

第五回歐亞聯絡會議は、豫定を變更して昭和五年四月二十八日より五月十八日に亘りソヴェト聯邦オデツサに開かれ

量上之を容易に手荷物車内に積込み得るもの

(ハ)長さ四米突以下の測量機械及手工用具

(ト)自轉車、一人乘自動自轉車の附屬品全部を取外し且つ排栓附揮發油タンクを完全に空としたるもの、一人又は二人乗橇、スキー、スケート用帆

五、第四回フランク會議

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日チエツコスロヴァキヤの首府プラグに開催され、同月廿九日を以て終了した。出席運輸機關は前會議出席者に、萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及瑞典汽船會社の八機關を加へて合計廿七機關、重要決議事項十五、その内重なるものは英國、和蘭、瑞典、波蘭の運輸機關の加入と、更に昭和六年十一月まで終に實施の抄びとはならなかつたが、從來否決され來つ

た。參加運輸機關は前回に我が北日本汽船株式會社を加へて總計二十八、提案二十二件、その内可決事項の重なるものは左の如くであつた。

一、北日本汽船株式會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦潮間航路を繼承經營し來つたが、運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の決議にて正式に参加することになつた。

二、小荷物聯絡運輸設定の件に就ては第四回會議に我が鐵道省が提出し而かも西歐側鐵道中に賛意を表せざるものあり、其結果取敢ず波蘭以東の運輸機關に於てのみ之を設定することに決定された儘未だ實施の運に至らなかつたが、今回の會議に鐵道省は、全參加運輸機關に之を擴張すること及び荷主の金融の便を慮りて小荷物引換代金制度を設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道よりは新に全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸規則案を提出し、右獨逸案に

◇主要可決事項◇

た小荷物聯絡運輸協定の成立であつた。即ち和蘭鐵道の加入によりて獨逸より白耳義又は佛蘭西を経由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり、瑞典、芬蘭の鐵道及瑞典汽船會社の加入によつて、スカンデナ维亚半島經由による聯絡運輸が出来るやうになつた。

一、英國倫敦ノース・イースタン鐵道、サザン鐵道、ジラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭及瑞典國有鐵道並に同國汽船會社の加入。

二、獨逸鐵道のミュンヘン、ライプチツヒ及エー・ラ・シヤベル驛並にソヴェト鐵道のウエルフネウジンスク及ノウオシビリスク驛を聯絡運輸驛として追加。

三、小荷物の聯絡運輸設定。

四、手荷物の保税運送ハ通過國に於ては手荷物の税關検査を爲さざることに決定。

五、運賃拂戻規則の制定

(1)拂戻處理運輸機關(イ)原則とし

基き全參加運輸機關に小荷物聯絡運輸を設定することになった。

三、乗車券様式簡易化 乗車券印刷費

(一冊約五十錢)節減の目的を以て從來の冊子式に代はるに綴込式となすべく第三回會議に際しソヴェト側から提案され、結局波蘭以東のみ採用することになつてゐたが、本會議に於て之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

(イ)極東側及波蘭以西は依然冊子式に依る。

(ロ)波蘭以東、瑞典及芬蘭は綴込式。

(ハ)各運輸機關とも乗車券片の交換をせぬ。

四、波蘭「グデイニヤ」及「ボズナン」の兩驛を聯絡取扱驛に追加す。尙ほ此種の問題は本會議以外に隨時書面にても處理し得ることにした。

五、新徑路追加 従來モスクワ、伯林間には、(一)ワルソー徑由(二)リガ徑由(三)ストックホルム徑由の三徑路があつたが、今回ワルソー徑由とリガ徑由

ブルグ・アメリカン・ライオン、カナダ太平洋汽船、「ダラー」汽船、「アメリカン・メール」汽船會社を追加す。

二、西伯利及スエズ經由旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(一)本聯絡に於ては往路を西伯利經由復路をスエズ經由又は其反路による旅客の取扱を爲すものとす。

(二)適用規則は、西伯利經由は現行歐亞旅客運輸規則を、スエズ經由は汽船會社の地方的規則とす。

(三)參加運輸機關

(イ)「シベリヤ」往路 現在の歐亞聯絡參加運輸機關

(ロ)「スエズ」經由 日本郵船、「ベニンシユラー・オリエント」汽船(英)、「メツサゼリー・マリチム」汽船(佛)、北獨ロイド汽船(獨)、「ダラー」汽船(米)

(4)本聯絡運輸より除外し得べき區間西歐諸國又は極東を巡遊する旅客の便宜を圖り、歐洲側に於ては伯林と歐洲諸港間又極東側に於ては上海、奉天間又は上海、浦汐間(若は其一部區間)に

交通郵電聯絡關係

の中間を走るチルジツト、ダウガウピルス及インドラ徑由の新徑路を追加した。

六、航空旅客の手荷物運送に關する件 中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものであるが、日本側は目下歐亞間の直通定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由とし、其採用不可なるを主張せるため結局日本側を除き可決された

七、旅客案内業者に本聯絡乗車券發賣手数料交付の件 豫て國際鐵道聯合會に於て各運輸機關とも相當の發賣手数料を交付することに勸告的決議をなし、各鐵道共に地方的には三乃至五分の發賣手数料を交付して居るが、本件は本聯絡運輸の發展にも重大關係あるが故に各機關共に賛成し手数料は別に考慮することゝなつた。

八、團體旅客輸送手續設定 日滿聯絡運輸の場合に於ける振合により十人以上の團體旅客に對して相當の割合せんと

對しては、本聯絡より除外し別途乗車券を購求せしむ。

(5)運賃は普通運賃とし「シベリヤ」經由は金弗貨、「スエズ」經由は磅貨を以て表示す。

(6)乗車券は、西伯利經由は一、二等「スエズ」經由の汽船は右と相當の等級とし鐵道及汽船會社に於て發賣す、通用期間は一箇年とし様式は綴込式とす

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は本聯絡旅客としては之が取扱をなさず。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送の取扱をなさず「シベリヤ」經由と「スエズ」經由とは別箇に之が取扱を爲す。

三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(一)本聯絡運輸に於ては極東又は西歐を發し亞米利加(カナダを含む)及西伯利經由世界一周を爲す旅客の取扱を爲すものとす。

(二)適用規則 (イ)シベリヤ經由は歐

するものである。從來二百五十人以上の團體に限り五割引をなし居るソヴェト鐵道も、特に二十五人以上の場合には二割五分引をなすことゝなつた。其結果左の如し。

(1)日本側の運賃割引は原案即ち日滿聯絡同様とす。

(2)其他は二十五人以上の場合には二割五分引。

(3)乗車券は各員に一枚宛發行す。

七、第六回東京會議

第六回歐亞旅客手荷物聯絡運輸會議は、昭和六年六月十五日から同月二十九日に亘り東京鐵道本省内に開催され、諸外國より來朝參加せし者三十五名、之に日本側の出席者を合すれば總員七十名に達し、我が交通史上實に特筆大書すべき盛會であつた。決議事項三十三件、其内可決せられし主なるものは左の數項であつた。

一、本聯絡運輸に參加機關追加の件

東半球一周及世界一周旅客運輸設定に伴ひ日本郵船、北獨ロイド汽船「ハン

亞聯絡運送規則、亞米利加經由(亞米利加經由極東、歐洲間)は米國經由極東歐洲間直通旅客運送規則を適用す。

(3)參加運輸機關 西伯利經由は歐亞聯絡參加運輸機關、亞米利加經由は太平洋、大西洋汽船及北米大陸橫斷鐵道とす。

(4)西歐諸國巡遊の便を圖り伯林と歐洲諸港間の區間に對しては本聯絡乗車券を發行せず旅客をして自由に旅行せしむ。

(5)運賃左の如し。

西伯利經由—普通運賃
亞米利加經由—米國經由、極東、歐洲間直通運賃
而して西伯利經由運賃は全弗貨を以て之亞米利加經由の運賃は磅貨を以て表示す。

(6)乗車券 西伯利經由は一、二等、米國鐵道は一等、太平洋、大西洋汽船は一等、「キャビンクラス」二等、「ツーリスト」三等とし汽船會社に於て之が發賣を爲す、通用期間は十五箇月、別

ありては五十人毎に内一人を、監督者として無賃にて（鮮鐵、滿鐵線内に限り急行券料金共）乗車船せしむ。但し五人を以て限度とす。

旅客は左に掲ぐる物品を車船室内に持ち込むことを得ず。

(一)税關、警察其他に關する法令に依り禁止せらるゝ物品、(二)充填せる銃、爆發物其他の危険品、(三)車船室を毀損する虞ある物品、(四)他の旅客に迷惑を及ぼす如き物品、(五)携帯に不便にして旅客の占有する座席の上下に收容し得ざる物品(六)金及銀の地金、白金、貨幣、重要書類、寶玉石其他の貴重品、繪畫、彫像、青銅製品の如き美術品及骨董品。

其二、歐亞小荷物聯絡運輸

(一)荷物車に依り運搬し得る物品は之を小荷物として規定驛港間の運送を受託する。而して小荷物として受託せざるもの左の如し (イ)參加國の一に於て其運送を郵便の專管とする物品、(ロ)參加國の一に於て其運送が法令に依り禁せられたる物又は公の秩序に反する物、(ハ)一個の重量百

斤を越ゆる物品、(ニ)生動物、(ホ)腐敗し易き物品、(ヘ)爆發し易き物品即ち、爆發藥又は發射藥、彈藥、導火線及煙火、壓搾瓦斯、液化瓦斯、又は壓力を加へて熔解したる瓦斯、水に接觸して爆發し又は發火を誘引する瓦斯の如き爆發物(ト)自然に發火し易き物品、可燃性液體(チ)腐敗性物品、嫌忌物品、惡臭を發する物品、(リ)死體。

(2)運賃、代金引換其他運賃は全區間を通じ金弗貨を以て表示す。小荷物は附屬書第一號様式に定むる様式の小荷物證書を以て運送す。荷送人は荷物に對し(イ)託送取消、(ロ)他の荷受人に荷物を引渡すこと、(ハ)發驛に荷物を送還することの請求を爲す權利を有し、尙ほ代金引換規則により、運賃表記の驛港間に於て、荷送人は、發地に於ける荷物の價格の範圍内に於て、最高一口金五百弗最低十弗の代金引換の取扱を請求し得るものとす。

歐亞聯絡貨物運輸協定

第一回莫斯科會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の開始は一般が多年要望したところであつた。昭和五年歐亞聯絡旅客運輸會議終了の直後その第一回會議は五月二十日から莫斯科に開催され、六月一日日本會議を了つて更に六月十四日より同月三十日に亘り、伯林に細目協定委員會を開いて施行細目を協定した。但しその實施は昭和六年十一月十五日、即ち小荷物輸送と同時に開始されたのであつた。

一、聯絡運輸規定

(イ)參加機關 本聯絡の參加機關は左の如し。 一、獨逸國有鐵道會社(ケーニヒベルグ鐵道管理局(東プロシヤ)) 二、リトワニヤ國有鐵道管理局 在カウナス

△大連と門司、神戸又は大阪間…… 大阪商船會社

△大連と天津、青島又は上海間…… 大連汽船會社

(ロ)運送拒絶物品

一九二四年十月二十三日締結のベルン貨物協約第一條乃至第五十六條及國際運送委員會制定のベルン協約補則は之を鐵道及汽船の運送に適用するも左の制限超過の場合を除く。

▲長春及浦汐以西に於て有蓋貨車を以て運送する場合△幅、一・七五米 △高、一・九五米△長、二・七〇米 △重量、三噸

▲朝鮮總督府鐵道、滿鐵及大連汽船△長、五・五米△重量、三噸△容積八立方米

▲ソ聯國營商船部△長、六・四米△重量、一・九噸△高、二・五米△幅、二・七米

▲北日本汽船會社、大阪商船會社△長九米△重量、一・五噸△容積、八立方米

三、ラトヴィヤ國有鐵道管理局 在リガ

四、エストニヤ國有鐵道管理局 在タリン

五、ソヴェート聯邦交通人民委員會 在莫斯科

六、ソヴェート國營商船部(在モスクワ、ピアトニツカヤ街三七) 同總代理部、在漢堡 モーレンホフ

七、中東鐵道管理局 在哈爾濱

八、南滿洲鐵道株式會社(大連汽船會社を含む) 在大連

九、朝鮮總督府鐵道局 在京城

一〇、北日本汽船株式會社 在東京

一一、大阪商船株式會社 在大阪

一二、日本鐵道省 在東京

(ロ)事務管理其他

事務管理者の任期は五年とし會議に於て選任す。會議は少くとも毎年一回之を招集し、其の時及場所は前回會議に於て之を定む。必要の場合には事務管理者に於て臨時會議を招集す。

二、貨物貨率規則

交通郵電聯絡關係

▲下關、釜山間汽船及日本鐵道省II△長、四米△重量、三瓩△容積、八立方米

(ハ)取扱貨物品目

- (一)生糸、絹糸、絹織物及其等の製品
- (二)人造絹糸、同織物及其等の製品
- (三)絹(天然及人造)毛交織物及其の製品
- (四)柞蠶絲、(五)絹綯(柞蠶絲織物)及其の製品、(六)壓縮せる羊毛、(七)毛糸、(八)メリヤス以外の毛織物及製品、(九)毛織物(アルパカを含む)
- (十)綿絲、(十一)麻糸麻織物製品、(十二)麻織物、(十三)卸、(十四)メリヤス製品(靴下、肌着の類)、(十五)帽子(各種)、(十六)茶(イ)紅茶(ロ)綠茶(十七)珈琲、(十八)砂糖(イ)氷砂糖、(ロ)角砂糖(ハ)精製糖(ニ)粉砂糖(十九)葡萄酒類、(二十)日本酒(四月一日より九月一日に至る期間に限る)、(二十一)罐詰類(イ)魚類(蟹を含む)(ロ)果實類(ハ)野菜類、(ニ)一二三)醫療器械及其部分品、(二十四)電氣機械器具及其部分品

- 部分品(硝子製及陶器製硝子類を除く)
- (二十五)電氣用硝子類(イ)硝子製(ロ)陶器製、(二十六)鐵及鋼製品(イ)衡器液體、瓦斯、電流、氣流、溫度又は水力測定器、捺印器、穿孔器、瓦斯切斷熔接器(ロ)製圖器及ペン(ハ)針(ニ)其他の鐵及鋼製品、(二十七)鐵、鋼及其他の金屬製機械及其部分品、組立てたるもの又は組立てざるもの(農具を除く)(二十八)文房具類(ペン及紙を除く)(二十九)蓄音器及其部分品、レコード、(三十)時計及其部分品(金、プラチナ製のもの及寶石を鑲めたるものを除く)、(三十一)アニリン染料及其他の染料(人造及有機染料)、(三十二)ワニス(漆)及エナメル塗料、(三十三)塗料用粉土、(三十四)沃度、(三十五)除虫粉、(三十六)醫藥(イ)醫療用藥(ロ)賣藥(他に記載したるものを除く)、(三十七)ゼラチン、(三十八)化粧石鹼、(三十九)白粉及化粧水(四十)他に記載せざる香料、(四十一)鏡、(四十二)板硝子、(四十三)玻璃硝子類

及其他の硝子製品、(四十四)カッタガラス及其製品、(四十五)紙類(イ)ボール紙、各種の色刷紙、罫紙、紋紙(他の物質を被覆し又は塗布したるものを除く)、(1)板締め、樽入又は箱入のもの(2)其他の荷造のもの又は荷造せざるもの(ロ)バラヒン紙及羊皮紙(1)箱入(2)他の荷造のもの又は荷造せざるもの、(四十六)寫真用紙、(四十七)書籍及騰寫本、(四十八)陶磁器(イ)茶碗、皿、茶瓶其他の器物(ロ)特に記載したるものを除きたる陶磁器(ハ)陶器製人形、(四十九)玩具、(五十)竹製品(五十一)眞田、經木又は麥桿製品、(五十二)銀器、(五十三)木及紙を材料としたる漆器、(五十四)洋傘、日傘及其等の部分品、(五十五)漁網及漁具、(五十六)釣具及其部分品、(五十七)麻繩、(五十八)ゴム及彈性ゴム、(五十九)ゴム製品(六十)毛皮及其製品、(六十一)皮革、(イ)手袋用エナメル革、モロッコ革、(ロ)靴底用革、(六十二)皮革製品、(六十三)獸類の毛及鬃毛(イ)馬の尾及鬃

鬃(ロ)有角獸及犢の毛(ハ)精選したる剛毛(ニ)特に明記せざる獸の毛、(六十四)海草製食料品(寒天)、(六十五)乾し又は燻したる魚(燻したる鮭を除く)、(六十六)燻したる鮭、(六十七)魚油(鯨油を含む)、(六十八)家畜の脂肪、(六十九)薄荷、(七十)鐵及鋼製手道具(七十一)リノリウム、(七十二)亞麻仁油及麻實油、(七十三)樟腦、(七十四)寫真機、活動寫真機、ラヂオ器械及其等の器具(活動フィルムを除く)。

第二回東京會議

第二回歐亞貨物聯絡運輸會議は第六回旅客聯絡會議に引續いて、昭和六年七月一日から同月七日に亘りて東京に開かれた参加者は鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船北日本汽船、中東鐵道、ソヴェト國有鐵道、獨逸國有鐵道、リトワニヤ國有鐵道及ラトヴィヤ國有鐵道の十機關代表者で、波蘭國有鐵道代表は傍聽者として會議に參列した、決議事項十八件、その内主なる可決事項は左の如くであつた。

交通郵電聯絡關係

- 一、追加指圖の場合に提示すべき運送狀副狀通數に關する件。
- 指圖處分の場合には發着驛港共運送副狀の全通提示を本旨とするも、指圖權者の撰擇に依り一通にても之に應ずることとし若し一通にて應じたる場合は、引渡及爾後の指圖は其の一通に限定す。
- 二、大阪商船の從價運賃撤廢に關する件。
- 大阪商船は從來絹織物、毛皮、銀器等の高價品は從價賃率に依ることとなり居たるも、之を重量賃率に改めたる。
- 三、次回會議の日時及場所に關する件
- 一九三二年ソ國チフリス市に開くこと、但し其開催期は伊國ナポリ市に開催せらるべき第七回旅客聯絡運輸會議の前後とす。

日滿聯絡運輸協定

本聯絡は日本と滿洲及露領沿海縣間の

貿易助長を目的とする貨物聯絡輸送と、歐亞聯絡の一部を形成する旅客手小荷物聯絡輸送との二つに分れてゐる。而してその設定案は、日露役後、即ち明治四十一年(一九〇八年)から翌四十二年(一九〇九年)に亘りて、露都に開催された第一回日滿聯絡運輸會議に上程せられたが、旅客に就ては明治四十二年から實施されて今日に至つてゐる。其經路は、西伯利より浦沙に出で、敦賀から日本へ來る經路、哈爾濱から奉天へ出て朝鮮鐵道を通り下關から日本に入る經路、哈爾濱から奉天を経て大連に出で、大連から船を以て日本へ來る經路、この三經路では今尙ほ現存してゐるのである。

更に貨物聯絡運輸は、大正三年一月一日(一九一四年)に至つて始めて開始された。經路は朝鮮、大連及浦沙港の三として取扱國別は急行便扱、小口扱、貸切扱の三種にして、急行便及小口扱は十疋毎の計算とし、その最低單位を急行便は十疋小口扱は百疋、貸切扱は同一品目の貨物に對し各經路毎に異なる計算單位を定め

一單位に對し一通の運送状を作成することとした。

其後歐洲大戰勃發して北滿及沿海縣地方も其餘波を受くるや、如上三經路中浦汐經由は大正八年十月先づ中止せられ、次で大正九年中大連經由も中絶するに至り、爾來朝鮮經由のみ存続して鐵道省、滿鐵及東支鐵道の一部區間にのみ聯絡の取扱をすることとなつた。

由來本聯絡運輸の特徴として、一面對立運輸機關の無益なる競争を避け、又他面貨率を出來得る限り低廉且簡明ならしめて出荷獎勵を策する爲め、地帯限定制及平衡運賃制を認めて居るのであるが、大連、浦汐兩經路の杜絶に從ひて東支東部線(哈爾濱ボクラニチナヤ間)及ウスリ一全線は全く取扱地帯の限界外に出で、又國有鐵道に於ても京都以東の各聯絡驛即ち名古屋、靜岡、橫濱、汐留等は全然其取扱を中止するの余儀なきに至れるを以て、爾來屢々前記兩經路の復活を策したるも未だ實現の運に至らずして昭和六年の年を迎へた。左に旅客及貨物聯絡運輸會議の概況を述べる。

日滿旅客運輸協定

一、昭和二年東京會議

昭和二年第六回日滿旅客聯絡會議は、十一年振りで東京に開かれた。参加者は日本鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船、東支鐵道、烏蘇里鐵道及ソヴェト國營商船部の七機關で、日滿旅客及手荷物の聯絡運輸に關する約定を締結して茲に該聯絡運輸復活の端を啓いた。

二、昭和三年哈爾濱會議

昭和三年四月二十六日から五月四日に亘つて第七回會議を哈爾濱に開き、日滿聯絡の改善と歐亞聯絡に關係ある極東諸國の發着時間に關して協議したが、その重なるものは左の如くである。

一、米原より名古屋、橫濱、東京又は門司より長崎行往復補助切符の出發驛發賣を決定した。之によつて日本漫遊客は爾來途中下車下船するも切符を別に買ふ必要なく、且つ本切符同様の割引を以て日本各主要地を觀

光することが出来るやうになつた。
二、本線以外の方面に立寄る團體割引補助切符の發行。

三、烏蘇里鐵道全線には從來手荷物の價格を通告することを必要としたが其を廢止した。

四、歐亞及び日滿聯絡貨銀の均等化。
五、輸送規則の必要なる部分を記載したる貨銀表の發行。

三、昭和四年京城會議

第八回會議は豫定の如く昭和四年五月十五日京城の總督府鐵道局に開會、同月二十四日終了した。提出事項二十餘件その大半は撤回され、左したる收穫は無かつた。

四、昭和五年大連會議

第九回會議は十月十五日より同月二十二日に亘つて大連に開會、二十三日引續き發賣手續打合會議を開き即日議了した。參加機關は鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵、大阪商船、北日本汽船、東支鐵道、烏蘇里鐵道及ソヴェト國營商船にして、重要な可決事項左の如し。

(一)旅客が自己の都合に依り途中にて旅行を中止したる場合及其他の場合に於ける運賃拂戻方に關する規定改正の件
(二)仙臺、函館、札幌の三驛を聯絡驛として追加の件

(三)上級乗換の取扱方制定の件
(四)團體乗車船券のサイドトリップ乗車券を其サイドトリップ區間の往復、環狀區間に限らず片道區間に對しても發賣の件

(五)運輸機關の各區間毎の異級聯絡乗車船券發賣の件
尙ほ第十回會議は昭和六年十一月大連又は哈爾濱に開催の筈であつたが、滿洲の形勢險惡のため遷延し、次で事變勃發となり終に流會となつた。

日滿貨物聯絡運輸

協定

一、聯絡運輸取扱規定

現行日滿貨物聯絡運輸は、單に朝鮮經由の一路にして、國有鐵道取扱驛は大坂神戸、門司及下關の四驛に過ぎず、外國

側取扱驛も東支鐵道の哈爾濱外數驛に限定せられて居るが故に、取扱數量左のみ大ならず、我が國有鐵道の取扱數量年額六千噸乃至八千餘噸、その運賃二十萬乃至三十二萬餘圓に過ぎぬ。

發送品目の大宗は綿糸、綿織物にして重量に於て全體の九割強、運賃に於て九割弱を占め、其他は遙に落ちて綿毛布、綿メリヤス、綿敷布、石鹼、花莖、和酒の順位となり、鐵製品、紙及紙製品等は微々たる數量を示し、北滿特産物たる大豆、豆粕、麥粉、穀等は全く本聯絡運輸に於て取扱なし。此等大量貨物、重量貨物、又は嵩高貨物は主として大連港又は浦汐港經由の海上輸送に依るがためである。

二、第六回會議開催の動機

昭和五年九月東支鐵道は、自發的に浦汐及大連兩經路の復活と舊運賃整理の目的を以て歐洲大戰後全く開催せざりし本聯絡會議の開催方を提唱し來つた。北滿及沿海線貿易の開發は我國の使命なるが故に、直に之に應ずべきものであるが、

過去の會議の経緯に鑑みれば、本會議は地帯制及平衡運賃制の關係より種々微妙なる關係あり、國有鐵道としても其の一本を以て受諾し難きため、日本側關係運輸機關と種々協議中、東支、烏蘇里鐵道よりは會議督促ありたるを以て、日本側は、右運賃の更改問題と共に豫て杜絶中の代金引換制度、引渡期間制度、要價額表示制度等も復活して本聯絡運輸の發展を策することとし、遂に昭和六年一月十九日より東京に開催する運となつた。

三、本會議の成果と未決問題

昭和六年一月十九日豫定の如く本會議を鐵道協會に開き、全經路復活に關する件及北日本汽船會社加入に關する件を審議可決し、爾餘の問題は議事進行の便宜に鑑み委員會に附託することとし、委員會は取扱驛港及取扱品目の追加改廢に關する諸問題を審議可決したが、偶々日滿貨物聯絡運輸の改正に關する東支鐵道提出問題の審議に於て、日本側と外國側との意見背馳し、一月二十八日遂に一時停

會の止むなきに至つた。

東支鐵道が提案せし東部區間(哈爾濱—浦沓間)に對する新運賃は、現行日滿貨物運賃より著しく低廉となり居るも、南部區間(哈爾濱—長春間)に對するものは現行通か若くは之より僅少の軽減をなすに止まつてゐる。例へば哈爾濱、浦沓間七八五軒に對する運賃は、哈爾濱、長春間二四〇軒に對する運賃と略同額或は其以下のものあり、一穗一軒當り賃率より見れば、南部區間は東部區間の三倍乃至四倍に上るものもある。若し之を其儘受入れて日本側の運賃に契合はすとせば運賃の平衡を根底より破壊して、地帯制度は必然其意義を失ふのみならず日本側は多大の犠牲を拂ふこととなり南部區間の運賃高額となる結果は、商取引にも亦影響を及ぼすものなるが故に、既に前年十二月十日附書面を以て東支鐵道側の再考を促し、委員會に於ても極力考慮方を要請したのである。然るに東支側は左の理由により原案採用方を主張した。

- 一、東支提案の改正運賃は其商業的見地より動かし得ざること
- 二、右運賃を本聯絡運輸に適用せざれば浦沓、大連兩經路の即時復活は望み難きこと
- 三、二國以上の聯絡運賃を協定するは不便なること
- 之に對し日本側は
 - 一、東支鐵道の不均衡なる改正運賃を提案通り南部區間及東部區間に適用すれば日本側は多大の犠牲を拂はざるべからざるのみならず、本聯絡運輸の助成開發に支障を及ぼすべきこと
 - 二、運賃は恒久性を有するものなるが故に一旦不合理なる運賃を忍んで本聯絡運輸に適用するに於ては、之が改正は容易ならざるべく、隨て商取引を沈滞せしむること
 - 三、聯絡運賃は聯絡運輸の範圍、性質及目的を異にする毎に、其整理按配を爲すことは當然にして、東支鐵道線内に於ても南滿、東支聯絡及東支、烏蘇里に在りては其運賃は同一區間に著しき差異あること

等の諸點を擧げて原案採用の不可を論じ、兩々相譲らず、終に二十八日の停會となつた。二月四日日本會議を再開したが依然彼我の意見一致せず、終に運賃及地帶問題と之に關聯する六個の問題は之を次回會議に持越すこととして會議を終了した。

斯く本會議の重要議題たる運賃及地帶制に關する問題が審議未了となつた結果大連、浦沓兩經路の事實上の復活は、之を將來右懸案の解決まで待たねばならぬことになつた。大正三年一月本聯絡運輸開始以來既に十七年、浦沓、大連兩經路の中絶以後に於ても十一年を経過し、其間地方的運賃は各機關独自の運賃政策、貿易及經濟狀態の推移と共に變動し來れる今日、直に各運輸機關共に満足すべき合理的なる運賃を構成せんとするは、將來共に至難の業であらう。

歐亞航空聯絡

一、露國方面

歐洲大戰によりて、一大躍進を促された航空事業は、戦後更に長足の進歩を遂げて交通運輸に革命を與へ、戦後十年ならざるに歐米主要國は概ね大都市間の定期航空線を完成し、歐亞航空聯絡も、日、露、支航空界の發展によつて既にその形體を備へてゐる。

露國方面 露國の極東方面に於ける既設航空路は左記三線にして、一九二二年春のモスクワ—イルクーツク間の航空路開設は、西伯利航空路形成の第一歩であつた。

- (第一線) 「モスクワ」—「イルクーツク」—「ウイテム」—「ヤクーツク」—(支線)「ウイテム」—「ボダイホ」
- (第二線) 「ウエルフネウヂンスク」—「ウルガ」
- (第三線) 「オハ」—「ニコライエフスク」—「ハバロフスク」—「北樺太」—「アレキサクドロウスク」

而して「ヤクーツク」及「ウエルフネウヂンスク」間及「ウルガ」北平間の新航路設定により西伯利航空路は完成され、露

交通郵電聯絡關係

支聯絡も實現さる、譯であるが、露國側の一九三二年度に於ける定期航空計畫によれば、昭和七年初夏迄には、(第一)「モスクワ」—「伯林」間(第二)「モスクワ」—「スウェルドロフスク」—「ノウオシピルスク」—「イルクーツク」—「ルフロラ」—「浦鹽斯德間」の二線の開始を見るべく、之によつて西歐は完全に極東と連絡されることゝなつた。

支那方面 支那にありては一九二八年四月國防會議の決議により資本金一千萬元を以て南京に中國航空會社を設立し孫科を社長に任じ、中國航空條例十箇條を公布して航空事業經營の大方針を樹てた同年孫科は米國航空會社と上海、漢口間上海、北平、廣東間の郵便物航空輸送開始に就て契約を締結し、一九二九年十月廿一日先づ上海、漢口間の定期飛行を開始して相當の成績を収めてゐる。

支那當局の計畫によれば國內航空路設定の實施期間を五期に分ち、廣東から北平に至る大横斷經路は第三期に含まれてゐる關係上、北支那方面の定期航空開始

は前途速速と觀測されてゐたが、その後天津には資本金四百萬元、半官半民の航空會社計畫され、北平には昭和五年中既に北支那商業航空協會成立せるが如き、何れも北支那に於ける航空熱勃興を譚らざるは無かつた。然るに昭和六年末滿洲事變の勃發は勢ひ之が進展を沮み、更に滿洲新國家の出現は、滿蒙と支那本土との關係に一大變化を齎らせし等の事情から、當分露支聯絡航空路の實現は困難の状態となつた。

露國入國案内

一、旅券と査証

西伯利鐵道經由極東西歐間の交通は漸次改善され、歐亞聯絡運輸も昭和二年八月一日から復活し、歐亞間急行列車の連絡も圓滑となり、旅客は何等不安なく旅行し得るに至つた。即ち之によれば内地より西歐主要都市まで所要日數十四五日一等賃金七百五十圓前後であつて、スエズ經由及び亞米利加經由に比し、費用に

於ては左したる相違なきも、スエズ經由約四十日、亞米利加經由約三週間の日子を要するに比すれば、日數に於て可なり

旅券を得たら先づ駐日ソヴェト聯邦領事の査證を得ねばならぬ。査證は現在に於ては、通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては本人又は代理者が領事館に出頭し、旅券に調書三通と脱帽半身の手札形寫眞三枚を添へて提出するのである。査證料約六圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料約十二圓を要する。査證の有効期間は最初の國境通過の日より入國一箇月通過は十四日で、一箇所に廿四時間以上滞在の場合は官憲に届出を要する。而して入國の場合は入國後直ちに滞在地に於ける執行委員會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種届出手續の際には寫眞の添付を要することが多いが

就ては具體的の制限は無い。唯容易に手荷物車に積込み得るものでなくてはならぬ。本聯絡運輸では無貨運送を全然認め居ない、その代りに日本側では手荷物運賃の五割引をしてゐる。

四、列車の運轉概況

西伯利鐵道に於ける急行列車には、優良軟床車、通常軟床車、硬床車及食堂車が連結されてゐる。優良軟床車は元の萬國寢臺會社の車輛で、コンパートメント式であつて他國の一等車に相當し、照明保温裝置其他の設備も完備してゐる。本車輛は更に第一カテゴリー(一室一人詰)及第二カテゴリー(一室四人詰)に分れ、第一カテゴリーの方が設備も良く料金も高い。軟床車はコンパートメント式四人室で二等車に相當し、硬床車は座席が板張りで三等車に相當する。

寢臺は各種車輛に設備され、食堂車は約三十人も收容し得る大型のものである。尚西伯利鐵道では發車合圖に鐘を鳴らす即ち一點鐘と二點鐘とがあつて、一點鐘は發車の約三分前、二點鐘と同時に發車

ら寫眞は十數枚携帯するが便利である。

二、乗車券と寢台豫約

歐亞聯絡乘車券の等級は一、二、三等片道乘車券のみで往復券は無い。通用期間は總て六十日で、十人以上の團體には相當の割引をする。又日本側の區間即ち長春又は浦鹽斯德迄の間だけを下級とする異級連絡乘車券例へば、東京長春間を二等とし、それから先を一等とするが如きものも發賣する。途中下車は聯絡乘車券所有者は内地、鮮滿に於ては回数及場所に制限なく、外國側に於ても各鐵道に依り多少の差はあるが、大體地方旅客よりも有利な扱が認められてゐる。

寢臺、座席の豫約はツォリスト・ビュロー各案内所で手配するが、東支及ソヴェト鐵道の寢臺券は乘車券購求前に豫約して置かねばならぬ。現在のところ東支鐵道、ソヴェト國有鐵道の各取扱驛及ストルプツエ、リガ迄は、先方に問合せないで寢臺券を發賣し得る便法があるから非常に簡便になつて來た。尙外國の鐵道では、列車ホビーが旅客

となつてゐる。

聯絡列車の運轉概況は次の如くである
一、東京—滿洲里

(1)東京—長春間

朝鮮經由に於ては毎日急行列車が運轉してゐる。所要時間三晝夜、大連經由に於ては門司、大連間汽船一週二回又は三回(約二晝夜)、大連、長春間には毎日急行列車の運轉があり、其所要時間十一時間半。

(2)長春—哈爾濱—滿洲里間

毎日急行列車運轉しワゴンリーの二、二等寢臺車、普通の三等寢臺車及食堂車が連結されてゐる。

(3)東京—敦賀—浦潮—哈爾濱—滿洲里間

敦賀浦潮間には毎週一回汽船が運航し該汽船の敦賀發著毎に東京、敦賀港間に一二等の直通寢臺車の運轉がある。所要時間は東京、敦賀港間約十二時間敦賀、浦汐間約二晝夜。

浦潮—哈爾濱—滿洲里間には滿洲里發著の西伯利急行に接続する直通急行列

の乗車券や寢臺券等を預つて置いて、車掌の檢札や官憲の旅券檢査を濟ませて呉れるのが普通である。言葉の關係上自分の乗車券其他を沒收されたのでは無いかといふ懸念が起るかも知れないが、決して斯る心配はないのである。例へば滿洲里發車後にボーイが來て乗車券を預り、莫斯科著前に返して呉れるが如きである。

三、手荷物

聯絡旅客は座席に持込み得る程度の手廻品は、其重量に制限なく持込むことが出来る。従て大型鞆の携帯は成る可く避けストケース(曲尺二尺四、五寸程度のもの) 卷靴其他小型の手鞆等を携帯する方が便利である。

歐亞聯絡運輸で手荷物として託送し得るのは普通の旅行用品で、旅行鞆、トラシク等に入れたものは勿論、伊太利發着の場合を除き、病人用移動椅子、小兒車商品見本、携帯樂器、興業用品、測量用品、自轉車(自動自轉車を含む)スキー、スケート用具等であつて、重量や容積に

車が一週三四運轉してゐる。所要時間約二晝夜、長春からの列車と同様ワゴンリーの二、二等寢臺車が連結されてゐる。西歐への直通旅客は哈爾濱で長春から滿洲里に向ふ急行車に乗換の要がある。

二、滿洲里—莫斯科間

一週三回急行列車が運轉してゐる。所要時間約六晝夜、右の急行列車には軟床車にしてラトヴィヤ國のリガ行直通車優良軟床車及硬床車にしてソヴェトと波蘭の國境たるストルプツエ行直通車が連絡されてゐるから之に依れば莫斯科で乗換を必要はない。

三、浦汐—莫斯科間

一週一回(西行浦汐發火、莫斯科著木東行莫斯科發土、浦汐著火)急行列車の運轉がある。所要時間約九晝夜。本列車にも滿洲里發著列車同様リガ及ストルプツエ發著の直通車を連結してゐる。

五、食堂車

各主要線共急行列車には食堂車が連結

されてゐる。食料金は左の如くである。西伯利鐵道の食堂車では定食は低廉であるが、一品料理は比較的高い。尚ソヴェート内旅行には各種食料品(菓子パン、茶、砂糖、バター、果物)等を長春或は哈爾濱で豫め購入し携帶するのが好しい。

朝食 晝食 夕食

鐵道省線(洋食)

四・七五 一・〇〇 一・三〇

鮮滿各鐵道

一・〇〇 一・五〇 一・五〇

東支鐵道

一・三〇 一・三〇 一・三〇

ソヴェート鐵道

一・八三 一・八三 一・八三

西歐諸國

一・五〇 二・〇〇 二・〇〇

六、旅券検査及手荷物税

關検査

旅券の検査は各國々境驛で出入の都度行ふを例としてゐるが、單に列車内にて一應の検査に止むるもの、或は係員に於て旅券を取纏め検査登記に相當の時間を要するものあるなど國々とも多少其検査振りを異にしてゐる。

旅客自身の携帶せる手荷物には各國境驛

も用ひられてゐる。旅行中現金を携帶するは種々不便なるを以て必要なる旅費以外は信用狀、或はトラベラスチエツク(旅行小切手)等にて携帶するが便利である。

殊にソヴェートに於てはソ貨の携入、携出を許されぬから同國への入國又は通過の旅行者は、入國後又は國境に於て國立銀行の公定相場によりソ貨を買入れなければならぬ。(此場合は兩替證明書を呉れるから出國迄紛失せぬ様にして置かねばならぬ)従てソ貨はソ國內の旅行に必要なる限度(單に通過の場合は五、六十留莫斯科一日滞在の場合は七、八十留)を買入れて置くのが便利である。若し出國の場合ソ貨に殘額ある場合は、入國の場合の兩替證明書に依り他國の貨幣に兩替して呉れる。

ソ國以外の外國貨幣は金額に制限なく携入を許してゐるが、携出は國外より携入したる事の證明あるものに限られてゐるから、國境通過の際税關に之を提出し自己の旅券に登録證明を求め置く必要が

交通部電線關係

(驛内検査場又は列車内)で税關検査を受けなければならぬ。歐亞聯絡に依る託送手荷物にして日本發のものは通過國では禁制品收納の疑ある場合の外検査をせず發著國だけで検査をする事に近くなる筈であるが、目下のところは各國驛で旅客自身税關検査に立會はねばならぬ。唯だソヴェートだけは既に通過旅客の手荷物保稅運送の手續をしたものは、検査なしでも通る。豫め英露文等にて携帶品目錄を作製携行すれば検査は比較的簡單に済む。ソヴェート入國の場合には無關税にて携帶し得る物件數量に就て種々制限があるが、通過の場合にはあまり制限されて居らぬ。寫眞機、タイプライター、ラジオ機等も一箇だけなら差支ないが、撮影にはソヴェートでは官憲の許可を要するまた書籍文書印刷物等に就ては、出露の場合一九一七年以降ソヴェートに於て出版せられたるものに對し檢閲されることがある。

一、書籍類 二著(毛皮厚外套一著を含む) 一、帽子 二個(毛皮帽子一個を含む)

ある。

トラベラスチエツク(旅行小切手)は圓貨磅貨弗貨共ツリスト・ビユーローで發行してゐる。又ソヴェート以外の國に於ても、小額の兩替には國境驛に兩替店あり、容易に其國の貨幣に兩替すること

時 差

- △支那沿岸時 (南滿洲、臺灣)
- △哈爾濱時 (長春以北の北滿洲)
- △東 歐 時 (ソヴェート、エストニア、芬蘭、土耳其、羅馬尼)
- △中 歐 時 (獨逸、捷、伊太利、ユーゴスラビヤ、リトワニア、瑞典、挪威、波蘭、奧地利、チエツコス、ロバキヤ、匈牙利、瑞西、和蘭)
- △西 歐 時 (白耳義、佛蘭西、英吉利、葡萄牙、西班牙)
- △夏期西歐時 (白耳義、佛蘭西、英吉利)

川崎汽船・烏鐵直通聯絡協定

日露國交恢復前栗林商船株式會社は大正十三年六月、露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽

- 一、靴 一足
- 一、衣服 二著(男女共)
- 一、下衣類六枚(男女共)
- 一、刻煙草五百瓦(或は卷煙草二百五十本又は葉卷五十本)
- 一、旅行に必要な限度の食料品
- 一、旅行者の需要量を超過せざる被服類 頭飾、手拭、ハンケチ、枕、化粧品
- 一、成年者一人に付一フント(約一〇九匁)を超えざる金製白金製並に三フント以下の銀製品、専門家(醫師、美術家等)の職業用の手用器具及用品

六、貨 幣

東支鐵道線内では銀弗、ソヴェート内では金本位チエルウオーネツ紙幣並に補助貨幣が使用されてゐる。銀弗は長春出發前に少し兩替して置いた方が好都合である。

一チエルウオーネツは邦貨約十圓に相當する。チエルウオーネツの十分の一の一留紙幣の外、三留、五留、十留、三十留、五十留、百留紙幣があり、其他一、三、五留の銅貨、一〇、一五、五〇留の銀貨

とが出来来る。尤も信用狀、小切手などと之を現金にするのに餘裕のない場合があるから、英磅貨又は米弗貨を相當に準備して行けば、ホテル、食堂車内等どこでも適當な率で地方貨に換算して呉れる。

- 日本時より一時 (日本時の正午は支那沿岸時午前十一時)
- 支那沿岸時より二十六分早し (支那沿岸時の正午は哈爾濱時午後十二時二十六分)
- 哈爾濱時より六時三十四分遅し (哈爾濱の正午は東歐時午前五時二十六分)
- 東歐時より一時 (東歐時の正午は中歐時の午前十一時)
- 中歐時より一時 (中歐時の正午は西歐時午前十一時)
- 中歐時と同じ

船、栗林商船會社直通運送協定を締結し以て北滿及極東露國と日本及支那との間に於ける輸送貨物に對し、安全迅速と經費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計つて貿易發展上大に資する所があつたが、大正十四年五月、川崎汽船株式會社

之に代つて露國側と引繼新協定を結び今日に至つてゐる。その運輸系統及協定港左の如し

(1) 東支鐵道沿線(北滿)、烏蘇里鐵道沿線(沿海州及黑龍州)「ブラゴエンチエン」を含む「ウシユムン」に至る)より

浦鹽斯德を經由して日本各港(太平洋日本海、北海道)及支那各港に至る、

1-日本及支那より右沿線に至る、(2) 松花江、黑龍江(「バイカル」以東)「ステチエン」に至る)沿岸より「ニコライエウスク」港を經由し、日本各港(太平洋、日本海及樺太を含む)及支那各地に至る。——日本及支那より右河川諸港に至る。

◇日本—神戸、大阪、横濱、伊勢灣、清水、青森、伏木、新潟、敦賀、七尾、小樽、函館、宇品、門司、若松、長崎、鹿兒島、三角、那覇、基隆、高雄、境、米子、舞鶴、佐渡、船川、石濱、大泊、天山、清津、雄基、釜山、仁川、鎮南浦。

◇支那—上海、大連、青島、天津、芝罘

(C) サガレン及カムチャツカ線—夏期中函館又は小樽發の郵便による。又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳郵便局と、サガレン露國郵便局との間に開設せる陸送便による。

小包郵便關係

日露間の小包交換は大正十二年八月停止せられたのであるが、其後ソヴェート聯邦は萬國郵便聯合の小包約定に加盟しないので、我遞信省では兩國間小包の直接交換及西伯利鐵道に依る歐洲方面行小包の送達を再開するため、同國と特別に小包郵便約定を締結すべく、大正十四年兩國の國交恢復と共にソヴェート側に對し交渉を開始した。然るにソヴェート側に於ては容易に之に應ずる色なく、爾來屢々交渉を重ねたところ、昭和三年に至り漸く莫斯科に於て協議したき旨を申來つた。依りて我方よりも委員出席して同年十月第一回會議を開催し、其後引續き折衝を重ね昭和六年十一月廿三日莫斯科で調印を了つた。その要領左の如し。

交通郵電聯絡關係

漢口、香港、營口。

栗林汽船會社の勘察加航路

栗林汽船株式會社が大正十一年受命せしより以來引續き經營する航路にして、函館を起點として小樽經由ペトロパウロフスクに至り勘察加東海岸又は西海岸經由函館に至り一航海とす。航海度數は一ヶ年夏期四月より九月迄七航海にして本航路の目的は郵便物の運送、旅客及貨物の輸送である。現在の就航船は神瑞丸で勘察加寄港地左の如し。

◇東海岸—リストウイチャナ、ナラチエフ、ウスタカムチャツカ、ナチキン、マロフヤム、ウカ、カラガ、カラギンスキー。

◇西海岸—オゼルナヤ、ヤイナ、ゴセグチツク、オバラ、キシカ、ミトカ、ウトカキクチツク、ブイムタ、テジヤーチ、ケフタ、ウオロフスコイ。

- 一、小包の重量—五キログラム迄
- 一、小包の寸尺及容積—長一米突二十五厘迄容積二百六立方デシメートル迄
- 一、小包の價格表記—一千法迄
- 一、小包の料金—歐露宛、一キログラム迄二圓二錢、五キログラム迄一圓二十錢、亞露宛、一キログラム迄一圓二十二錢、五キログラム迄一圓三十錢
- 一、其他の事項は聯合の小包約定に定むるものに大體同じ、但し代金引換の取扱を爲さず

該條約の締結により、從來英國等を経由して大迂迴送達せられたる露國宛小包特に沿海州及北樺太方面宛小包が速達せらるべきは言ふを俟たず。又料金は歐露宛小包に於て二割五分、亞露宛小包に於て約六割方低減せらるべし。西伯利鐵道を經由して小包を送達し得る其他の國は差當り獨逸、エストニア、ラトヴィア、彼斯、土耳其の諸國にして、加奈太、英國經由に比し、料金低廉、送達迅速となつた。尙ソ聯邦宛小包料金は戰前に比較して

日露郵電關係

對露通常郵便物關係

一、規定關係
現今日露兩國間に交換する通常郵便物は一九二四年八月瑞典ストックホルムに於て締結し、一九二五年十月一日より實施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

二、郵便線路
郵便物の送達線路は左記三線路による尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず、殆ど浦汐、敦賀線による。
(A) 鮮滿經由線—此の線路は下關、釜山、哈爾濱、滿洲里經由に依る鐵道便にて知多以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立をなす。
(B) 浦汐線—此の線路は敦賀浦汐間週一回の差立をなし極東露西亞たる沿海州、黑龍州宛の郵便物を送達す。

約三割乃至四割方高くなるが、西比利亞鐵道の運賃高率なためで、ソ聯邦が聯合の小包約定に加入せぬ理由の一つである更に小包の重量を五キログラム迄に制限して十キログラム小包を取扱はないことは、ソ聯邦が外國貿易を公認せず、且個人用として輸入し得る物品の數量を一種類五キログラム迄に制限せるため、西比利鐵道に依り小包を送達し得る範圍を獨逸外數ヶ國に限れるは、ソヴェート聯邦が條約關係を有せざる國に對しては媒介送達を許さざるためである。

日露電信關係

一、日露電信連絡の沿革
我國と露國との電信連絡は、明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得長崎浦汐間に海底電線一條を敷設せしに始まる。其後明治十五年更に一條を増加したが、大正三年朝鮮浦汐間の陸線連絡及南北樺太間の陸線連絡が設けられ、日露間の電信交通に一新紀元を劃した。露國革命によつて陸線連絡は久しく停止さ

れてゐたが、大正十四年三月一日より再開され、更に大正十四年には落石無線電信局と勘察加ベトロパウロフスク間に無線電信連絡が開設され、本邦の對外固定局無線電信連絡の嚆矢となつた。

二、日露間電信連絡の現況

現在の兩國間電報経路は大體左の如くである。

- 一、朝鮮京城、浦汐線
- 二、南樺太豊原、北樺太亞港線

- 三、長崎、浦汐線
- 四、長崎、上海線
- 五、落石、ベトロパウロフスク間無線電信連絡
- 六、大泊、亞港間無線電信連絡

三、兩國間の電報料金

日露兩國間の電報料金は、其經由線路の如何によつて差異あるも、其主要なるものを擧ぐれば左の如し。

經由線路	發着地	
	亞細亞 ロシア	歐羅巴 ロシア
一、京城、浦汐線 豊原、亞港線	電通 報常	電通 報常
二、長崎、浦汐線 長崎、上海、キヤフタ線	電新 報聞	電新 報聞
三、その他	電通 報常	電新 報聞
	一圓八三錢	一圓六七錢
	四二錢	四八錢
	二二錢	二二錢
	二二錢	二八錢
	一一錢	一一錢

尙は無電料金は、落石、ベトロパウロフスク間一語四十八錢、落石、浦汐間五十六錢である。

文化關係

昭和六年の日露文化關係

一、文化關係發展の基因

文化の領域に於ける兩國の交換乃至聯絡關係は、一九三一年においても前數年間に劣らず活況を呈した。特に映畫、音樂、技術方面における兩國の往來は、過去の何れの年にも増して頻繁であつたといふことが出來やう。

昭和六年の日露文化關係を促進せしめた基本的要因は、

- 一、ソヴェートに於ける五箇年計畫の進捗し文化革命の新しい展開が、日本プロレタリア並にプロレタリア化したところあるインテリゲンツィヤの間に、ソヴェート文化に對する興味と關心を益々昂揚増大せしめた。

文化關係

二、と共に一方文化革命の新段階に立つソヴェート・プロレタリアートの全世界の文化的達成に對する貪るやうな興味と探求心がその熱度を高め、日本文化の特殊性に對する批判的攝取が旺盛となつた。

これは勿論從來とても日ソ文化發展の基本的要因をなし來つたもので、必ずしも今年に限つたわけではないが、而も年を逐ふてこの傾向が増大し來り一九三一年において一層昂揚したことは事實である。殊に日本の全階級のソヴェートに對する注意は、此年において過去の如何なる年度にも増し其熱度を高め來り、このことが日ソ文化の交換、就中日本に於けるソヴェート研究に拍車を添えたことは無視しがたい。

二、音樂關係の親善

補遺

ソ聯邦旅行日程案内

ソヴェート聯邦の國際觀光局『インツィリスト』案出の露都モスクワを中心とする主なる外國旅客日程を列記せば、左の如くである。

- 一、七日泊旅行——モスクワ(四日)——レニングラード(三日)
- 二、十日泊旅行——レニングラード(二日)——モスクワ(三日)——オデツサ(二日)——キエフ(二日)——車中(一日)
- 三、十六日泊旅行——レニングラード(三日)——モスクワ(五日)——ヤロスラフ(一日)——ウオルガ河下航——サフトフ(四日)——車中(二日)——モスクワ(一日)
- 四、十七日泊旅行——モスクワ(五日)——バックチサライ(二日)——ゼワストーポリ(一日)——自動車にて黒海沿岸回遊(一日)——ヤルタ(二日)——セフストーポリ經由(三日)——レニングラード(三日)

一九三一年の日露文化關係に特筆されるのは、音樂方面における親善關係の促進である。

此年の一月ソヴェート訪問の旅に出かけた新交響樂團の指揮者近衛秀麿子はモスクワ及びレニングラードに於ける演奏會に數回にわたり指揮棒を振り且つラヂオ放送等を行つて大なる成功を収めたが二月七日夜は氏の訪露を幹旋した全聯邦對外文化聯絡協會(ウオクス)が主催してモスクワ科學者ホームに近衛子を迎へ、廣田大使、カラハン氏等も出席してウオクス會長ベトロフ氏司會の下に日露親善の夕を催した。

次に近衛氏の師であり、日本が有する世界的音樂家として知らるゝ山田耕作氏は本年七月巴里に招かれて歸途ソヴェートを訪問し、レニングラードで四回、バクウで九回、チフリスで三回、モスクワで二回、合せて十八回各地の代表的交響樂團を指揮して異常なる大成功を収めた演奏諸曲目は、

- 一、(A)青い焰(B)野人創造、二、日

本組曲、三、「黒船」のプロエムニア、
四、未完成交響樂(シュールベルト)五、
タンホイザー(ワグネル)。

等で、作曲者として、又指揮者としての
山田耕作氏に對する批判は、一派批評家
例へばモスクワのブラウド、ブコスラウ
スキ、又レニグラードの作曲家ショス
タクウイチ氏等により成された。氏は九
月十六日歸朝、氏を第一回遺露代表に選
んだソヴェートの友の會では、歡迎茶話
會、歡迎講演會等を催し、又東京朝日新
聞社及山田氏の主宰する日本交響樂團の
共同主催にて山田近衛兩氏握手の大演奏
會等開催された外山田氏は單にソヴェ
ート音樂界の著しい發展振りを日本に紹
介した。山田氏と共に若きバスの名手牧
一氏がソ聯邦各地を巡演し歸朝後本邦樂
壇に登場したことも特記しなければなら
ぬ。

尙日露の音樂交際について洩らし難い
一事は、三月三十一日夜駐日ソヴェート
大使館の主催にてロシヤ大樂聖ムツソル
グスキーの死後五十年祭が日比谷公會堂

三、ブレオブラジエンスカヤ女史監督
「リヤザンの女達」

四、ヴェルトフ監督、カウフマン撮影
「カメラを持つ男」

五、ダロオニン監督、兒童映畫「最後
の屈辱」

六、コロレウイチ監督「生存の鬭争」

七、ブイリエフ監督「見知らぬ女」

八、喜劇「トルジユクからの裁判師」

九、オールトキー「人生案内」

以上の中(四)「カメラを持つ男」(改名)こ
れがロシアだ(六)「生存の鬭争」(八)「ト
ルジユクからの裁判師」(改名)「村の裁判
師」の三映畫中四、六の二つは昭和七年
に入つてヤマニ洋行が輸入契約し、日露
協會に提供して昭和七年三月八日帝國
ホテル演藝場に上映、つゞいて全國各館
に封切した。又オールトキー「人生案
内」は最初ヤマニが輸入交渉したが遂に
扶桑映畫社がソヴェート側との間に契約
し目下交渉中であると言はれる。

以上の外五箇年計畫第三年度の諸施設
を實寫したソヴェート映畫「五箇年計畫」

文化關係

で開催され、トロヤノフスキー大使の挨拶に
次いで來朝中のソヴェート指揮者ク
レーン氏が新交響樂團を指揮し又、クレ
ーン氏夫人北澤榮女史が獨唱して好評を
博した。

三、ソヴェート映畫の輸入

映畫の方面でも、ソヴェートの新興映
畫は本邦キネマ界に重要な位置を占め
るやうになつた。

この動機をつくつたものは昭和五年秋
本邦で公開されたソヴェート映畫「アジ
アの嵐」「トルクシブ」等の收めた好評で
ある。

昭和六年前半期に露國から本邦に送り
込れた映畫は相當多數に及んでゐる。そ
の主なるものを列擧すれば、

- 一、都市と年 (全六卷)
- 二、農村電化 (全六卷)
- 三、極東に進むソヴェート(全六卷)
- 四、空の珍客 (全二卷)
- 五、大地 (全六卷)
- 六、世界の六大洲 (全六卷)

が米國經由で昭和六年十一月十三日横濱
に到着、大興社がソヴェート側と輸入契
約し公開した。該映畫は歐洲屈指のドネ
イプルストロイ大發電所の工事状態、パ
クウに於ける石油採掘實況等をトキー
で撮影、一見して如何にソヴェートの五
箇年計畫が力強いテンポで進行してゐる
かを描いた全八卷の大作である。此外宗
教の反革命的役割や南露の國內戰を背景
に裏切者を描いた「ユダ」もすでに輸入さ
れ十一月八日の夜駐日ソヴェート大使館
の招待會で上映された。

それからこゝに特筆しなければならな
いことは輸入ソヴェート映畫中「トルク
シブ」「極北に進むソヴェート」の二つが
教育的乃至は藝術的價值豊富なるものと
して文部省の推薦映畫となつたことであ
る。これにソヴェート映畫に對する官憲
の一般的態度と比較して、可なり矛盾し
た印象を與へるかも知れない。又「トル
クシブ」など、巧妙なモンタージュによ
る寫實的方法によつて、五箇年計畫建設
の進展を可なり効果的に觀衆に印象せし

以上の中「極北に進むソヴェート」はヤ
マニ洋行が輸入契約し、「大地」は千代田
洋行が輸入し、何れも上映に成功したが
他は遂に檢閲の難關を突破することが出
來ないが、或は取引條件の不調で、空し
くフアンの期待は殺がれてしまつた。

以上の外昨年輸入のソヴェート映畫で
今年上映されたものは地上映畫社の「全
線」(後「古いものと新しいもの」と改題)
「春」等で何れも本邦映畫界就中インテリ
映畫フアンの中に好評であつた。

ヤマニ洋行では社主片山四造氏がソヴ
エート映畫界視察のためモスクワに赴き
ソユーズキノの斡旋により數十本の映畫
試寫中であつたが、ロシヤ本來の藝術、
或は新思潮を傳ふの純映畫劇に主眼を置
き、選定に努めた結果次の數本を日本に
輸入すべく交渉を行つた。

- 一、ヴェルトフ監督音畫「熱情」(ドン
バス交響樂)
- 二、ミハイル・シヨロホフ原作ブレオ
ブラジエンスカヤ女史監督「靜かな
るドン

め、これがソヴェートの社會主義建設と
本質的に對立する資本主義日本の而かも
文部省で教育映畫として推薦されたこと
は一つの皮肉な矛盾であるといへる。が
文部省としては「トルクシブ」をソヴェ
ートに於ける社會主義建設の實踐として見
ないで、その中に現れた人間の自然征服
突撃的勞働の方法等が資本主義的見地か
らも宣傳的價值を持ち得るといふ考察の
下にこれを推薦したものであることは云
ふまでもない。

四、出版關係

尙これは直接ソヴェート映畫ではない
が、舊ロシア生活乃至文學を映畫化した
ものとして三映畫輸入の「トロイカ」及
び「カラマゾフ兄弟」を擧げることが出
來る。

は全く例外を示し極めて殷盛を極めてる。

革命文學國際局の發表によれば、ソヴェート關係書の出版において日本は全く世界一で、獨逸すら一籌を輸してゐる。

勿論これは單行本に限らず、雜誌、新聞等も同斷で、殊に雜誌の如きは今年に入つてソヴェート紹介雜誌「ソヴェート・ロシア」(ソヴェート研究所發行)評論雜誌「ソヴェート評論」(日露貿易通信社發行)全グラビア雜誌「ソヴェートの友」(ソヴェートの友の會發行)等専門雜誌が創行されるに至つた。又「中央公論」「改造」の如き大雜誌は何れも専門の特派員をソヴェートに送り、彼の國の事情の正しい紹介に努め、新聞でも從來大毎・東日の獨り舞台であつたものが今年に入つてから大朝・東朝でも記者をモスクワに特派したこれらの事情は本邦社會各層におけるソヴェートへの興味と關心の増大を語るものである。

正しいソヴェート事情の研究紹介と共に、一方極端な反動的意圖の下にデマゴ

ギー的内容に充ちたソヴェート關係書籍の出版も増加した。しかも本年における反ソヴェート書の主要な特色をなすものは、從來此種出版物がソヴェートの經濟的破産とポリシェヴィキの建設的方面における無力を頻りとデマリ、又赤軍を鐵袖一觸風にも堪へぬ鳥合の衆の如く宣傳してゐたものが、ガラリと變つて反對にソヴェートの經濟的進出、五箇年計畫の飛躍的進展、赤軍の威力等を誇大に書き立て、これこそは世界經濟恐慌の主要原因であり、世界平和の敵であると説き立てる點にある。これは勿本日本に限らず國際的規模において資本主義の反ソヴェート宣傳戰術が取り替へられたことを意味する。「ダンピング」カンパニー、「奴隸労働」カンパニー等は正にこのことを語るものである。

ソヴェートにおける日本研究書も政治經濟、藝術、科學等各方面にわたつて相當活潑に出版されてゐる。殊に藝術の方面では日本プロレタリア文學の正しい紹介

同會については別に紹介されてゐるからこゝには詳記しないが、兎に角創立後比較的短期間にソヴェートの友の會は、その乏しい財力にも拘らず、日露文化關係の促進に並々ならぬ努力を拂ひつゝある。

昭和六年にはソヴェートの友の會以外にもソヴェート文化の研究日露文化の交換を銘打つ新團體が生れたが、其中多少とも見るべき活動を示しつゝあるはソヴェート研究所で、即ち前記の如く「ソヴェート・ロシア」なる月刊雜誌を本年四月以來發行しつゞけられてゐる外、ソヴェート研究文献の出版をも行つてゐる。

以上の外ロシア語講習會が踵を接して各所に生れたが、これは「ロシア語」なる専門研究雜誌の發行と共に本邦における露語研究熱の勃興を語るものである。

尙駐日ソヴェート大使館並にウオクス代表部の主催にて四月十七日日本邦ソヴェート事情紹介者數百名を東京麻布の大使館に招待し、驩をつくしたが、前記七月七日ソヴェートの友の會主催の大使一行

介が最近著しく増えた。例へば徳永直の『太陽のない街』、小林喜多二の『蟹工船』一九二八年三月十五日等が露譯され、ソヴェート出版界に送り出された。プロ文學運動の方面でもゴルブシテイン氏執筆の「日本にプロレタリア文學」なる論稿の如き精確を極めたものであつた。

六、演劇方面

ソヴェート演劇は今全體として見る時同國においても沈滞期にあり、即ちそれは一九二七年、十月革命十週年記念祭の當時輝かしい煥發と華やかな開花を見たが、それ以後はたゞ技術的に當時の成果を掘り深めて來たとも見ることが出来る。勿論こゝには「トラム」(労働青年劇場)の如き内容形式共に素晴らしい發達を示しつゝあるものもあるが、職業劇團に關する限りでは未だ沈滞から浮び上つてゐない。殊にこのことは現在五箇年計畫によ

招待會は、この答禮の意味をも兼ねて開かれたものであつたことは當時主催者側の言明したところであつた。

ソヴェート大使館では、十一月八日十月革命十四週年記念祭に際し、前回招待した範圍に更に多數を加へた本邦各方面の廣汎なる層を招待し、日露親善の夕べを催したが、集る者約三百五十名、音楽に映畫に雑談に花が咲いて頗る賑やかな會合であつた。

尙ウオクス駐日代表として久しく日露文化の聯絡提携に盡力したスバルウイン氏は十一月九日愈々東京を去つて新任地哈爾濱東支鐵道に赴任した氏の後任として若きソヴェート學者にして太平洋問題の權威ある駐日ソヴェート大使館一等書記官ガルコウイチ氏が當る事になつた。

日本の對露技術援助關係

一、ソ聯邦に對する邦人の技術的援助

る社會主義經濟建設の異常なる進展が、演劇に對してもそれ相應のテンポによる社會主義的成長を要求して居り、而も未だそれに値する演劇は創造されてゐないといふ時機において殊に痛切である。ソヴェート演劇のかゝるブランクを一つの原因として今年我國におけるソヴェート演劇の翻譯上演は昨年一昨年ほど華々しいものではなかつた。新築地劇團、左翼劇場等によつて今年上演されたソヴェート戯曲中は、ピロ・ベルツェルコフスキト原作の『槍を左へ』、ウエ・キルシヨン原作の『風の町』等が記憶されてゐる。市川猿之助の春秋座は松竹トラストに反旗を翻して最初の旗上げ興行にソヴェート映畫『アジアの嵐』を改作上演したことをこゝに附記して置く。

七、其他の事業

昭和六年の日露文化關係における特記すべき事件の一は、兩國文化連絡を鞏化する使命をもつて本邦社會各層の代表者を網羅し「ソヴェートの友の會」が創立されたことである。

ソヴェート邦政府は社會主義建設一五ヶ年計畫を邁進的テンポを以て完成へと努力すると共に自國の産業の外國に比して技術的に遅れてゐるのみに鑑みドイツ、アメリカ其他の諸國より各産業の優秀なる技術的専門家を招聘し、技術的援助を仰ぎつゝ以て五ヶ年計畫を四ヶ年間にとの標語の徹底實現を計り來つた。偶々我國の産業部門の内、特に鐵道、水力電氣、養蠶、製茶、豆乳、木炭、漁肉用罐、舂舟等の製造技術が諸外國より進歩してゐる點に注目しつゝあつた處、それ等の技術的援助の希望依頼して來たのである。我國は以上の内鐵道、製罐、舂舟方面の製造技術はソ聯邦の依頼に應じてそれ等の技術的援助を極めて著しい好果を擧げてゐるのである。先づ鐵道について記せば左の如し、

二、本邦鐵道技術の移入

昭和四年八月ソ聯邦交通人民委員部は在日ソ聯邦大使を通じて主としてモスクワ、カザン鐵道改修に就いて數人の鐵道

加し、一臺の修理費は一萬七千七百八十七留から一萬四千六百七十二留に減額した。この結果に鑑み、交通人民委員部は運輸關係の有らゆる修理工場に日本式を實施すべき指令を發した。

日本式は作業分野の集注化を要求する即ち多くの對象物に力を分散することなく、力を集注せねばならぬ。然るに、ムロム工場に於ける作業は散漫で、四臺乃至七臺の機關車を修理すべきに、十臺乃至十四臺の修理を行つてゐる、又三個乃至四個の汽罐の代りに五個乃至七個の修理を行つてゐる。精密な圖式は度外視され、一日の作業量は決定されず、機械能力は計算されることなく、生産行程に於ける勞働力割當は杜撰であり、修理圖式は中斷されてゐる。

日本の専門家の推薦した各種の器具は利用されずにある。工場の指導者等は徒に機械類を増したり、勞働力を増加したりしてゐるが、これが利用は極めて不十分である。それから日本専門家が十分利用されてゐない、之に關し同工場を調査

技術専門家を日本より招聘し度く技術的援助方を申込んで來たので、我鐵道省はそれに應じ技術的適任者を推薦することに決した。昭和四年十二月我鐵道省側とソ聯邦交通部との間に雇傭條件及び派遣員に關し協議された結果妥協成立したので翌昭和五年一月當時の外幣幣原大臣と駐日トローヤノフスキー大使間に文書交換を以て正式に認可されたので、鐵道省は加藤技師以下十二名をソ聯邦交通人民委員部へ推薦派遣せしめたのである。尙雇傭契約に關しては昭和五年二月二十八日在日ソ聯邦通商代表部に於て個人的に爲され同年三月十五日出發したのである。かくて一行はソヴェート鐵道運轉材料の修理方法改善に絶大なる功績を收め日本技術のため萬大の氣を吐いて昭和六年夏歸國したが、これは日ソ技術關係の上に大きな意義を持つてゐると思ふので、「エコノミチエスカヤジズニ」紙昭和六年七月十二日所載「日本式修理法の二箇年」に題する一文を左に掲げることとする。

「此の日本専門家の言の正しいことは疑ふ餘地がない。併し彼等の提言は暗に葬られることが多い。器具、修理、機械等の職場に於ては、絶えず熟練勞働力の不足を訴へてゐる。實際日本修理法の實現の進捗しない根本原因の一つは、勞働力の流動である。今年度上半期の如きは五〇%も流動してゐる。これは工場の管理者のみならず中央機關にも責任がある。

次にベロム車輛修理工場の事情を述べやう、

日本式實施當時の在場修理日数は二十日であつた。最初の七箇月は日本専門家の援助をからず作業してゐた。(日本専門家の到着は一九三〇年四月である)一九三〇年五月に於ける在場修理日数は、一九二九—三〇年度上半期に比すれば千二百一勞働延時間から六百八十時間に、修理費は二千八十留から一千八百留に、材料費は六百六十留から四百留に孰れも低減してゐる。更に、一九三〇年九月には、在場日数は六二日に、勞働延時間は五百七十時間に、修理費は一千四百十六留に、材料費は三百四十留に夫々低減した。

一九三一年上半期には此等の達成が深化して行つた。在場日数は六二日に、四月及び五月には更に六日に短縮された。然し工場はこれに満足することなく、日本と同じ在場日数の五日を今年の目標としてゐる。

四、第二回招聘契約中止

かくてソ聯邦の鐵道修理技術の日本化に努力して大成功を収め歸國した我が鐵道技術に對しロシア側では車臺修繕作業の指導のため再度招聘方を熱心に希望し外務省の援助斜旋により駐日ソヴェート大使館と鐵道省と交渉昭和六年十二月契約草案が内定調印するまでに及び、加藤伸二技師以下技師二名、技手三名、通譯一名、合計七名が約一年間の任期中出發の管であつたが、昭和七年三月突如ソヴェート側より招聘を見合せる旨鐵道省に通告して來たので一行のロシア行は遂に中止となつた。右契約が中止されるに至つた理由としては別に公表されてはゐないが、ソ側は最近對外支拂勘定を大いに緊縮してゐるので、鐵道部の豫算が比較的高給の外國技術家の招聘を許さなかつたためであると思はれてゐる。

五、日本制罐技師援助契約

次に昭和五年三月ソ聯邦極東漁業品株式會社(ダリ・ルイブ・プロドウト)は在ソ聯邦通商代表部商館支部を通じて在商

館製罐技師小和田金吉氏を自社所屬カムチャツカ製罐工場に於ける製罐技師長として招聘雇傭に關し會談したが兩者間に合意成立し勞働契約が結ばれた。

六、本邦水力電氣技師招聘問題

昭和五年八月ソ聯邦最高經濟會議所屬動力經濟協會は、一九三〇—三一年度に於けるソ聯邦政府計畫の水力發電所建設として可成的速度を以て竣工を期さうとの企圖の下に、同工事の責任監督者として設計並に建設専門の水力電氣に付經驗のある技師及び技手數名を日本より招聘し度き旨在日ソ聯邦大使を通じて我外務大臣に公文書を以て便宜の提供方を依頼して來た。斯かるソ聯邦の要望に對し我國主務大臣は逕信省と協議の結果古河電氣工業株式會社をしてソ聯邦の要望に對し詳細に亘る諸條件に付き交渉せしめたがソ聯邦側の都合により中止となつた。

七、アスベストの技術的指導

駐日ソヴェート通商代表部では、對日

輸出有望品としてのウラル産アスベスト(石棉)を日本市場向に製造するため、之が技術的指導を日本アスベスト株式會社取締役兼技師稻吉兼作氏に依頼したが昭和六年夏愈々兩者間の協定成つたので稻吉氏は、大倉商事の吉田薫氏同道昭和六年七月八日東京發、先づモスクワに赴いてソ聯邦鑛業トラストとの間に種々打合せの上、世界的アスベスト産地として知らるウラル・アスベスト地方に赴き、種々日本市場向きに製造方法を傳授し一方原産地視察の目的も遂げ、同年八月二十四日歸國した。

八、蠶業技師の渡露問題

ソヴェート聯邦では輸出有望品としての生糸製造方面においても五箇年計畫的テンポによる増産と製造方法の社會主義化を計畫し、昭和五年中央アジア蠶業機關から技二師名を日本に派遣して立川の東京府立蠶業試驗所始め信州岡谷方面の製絲工場等視察見學して得るところ大であつた。ソ聯邦では更に進んで日本一流蠶業技師の招聘による蠶業技術の大革新

を企て、駐日ソヴェート通商代表部を通じて本邦蠶業技術家と交渉中であつたが昭和六年十二月に至り、諸條件の妥協が原則的に成立し、

東京府立立川蠶業試驗所長技師

鈴木 穆

農林省蠶業試驗所囑託

原田 新一
兩氏を始め六名の優秀技術家等が愈々披露することに内定した旨傳へられたが、其後に至り、日本農林當局は、ソ聯邦への蠶業技術援助が、競争者に武器を與へそれを強大にするものであるとの見地から強硬な反對を唱へ遂に假契約は破棄された。

右について昭和六年一月六日の東京朝日新聞は交渉を受けた技師の一人原田新一氏の談として次の如く傳へてゐる。

『私は單に技術者の頭から、今までも鐵道技師の先例もあり、學問に國境なしと思つてロシア行きを承諾したのですが、思はぬ反對に逢つて止める事になりました。私としては自分の發明した

日本の對露文化關係團體

日露協會

一、協會の沿革

本會は明治三十九年四月露國の學術及事情の研究を奨励し、且つ日露兩國民の交誼を増進する目的を以て創立せられた尋で明治四十四年伯爵寺内正毅氏本會々頭に、男爵後藤新平氏副會頭に就任せられた。翌四十五年には閑院宮載仁親王殿

下を總裁に奉戴した。爾來本會は益々發展を遂げ、基金の如きも明治四十四年第一次の基金募集をなしたが、金十四萬二千二百圓を得、次で大正六年男爵瀧澤榮一氏を委員長として第二次の基金を募集したる所金三十七萬三百圓を得た。大正四年一月には日露貿易に資する目的を以て本會に日露貿易調査本部を開會し、男爵目賀田種太郎氏同部長に就任せられた大正六年には本會は其當時露語に通ずる青年の乏しきを憂へ、本會内に露語講習所を設け速成的に露語の夜間教授をなし卒業約生六十名を出し、同八年閉鎖した是後述の日露協會學校の前身である。大正七年四月農商務省の委囑に依り哈爾濱に商品陳列館を設立し、爾來十年、日露支の商品展示一般商取引の仲紹介並に調査報告を發行し日露支貿易の開發々展に努力しつゝある。

大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので、翌年後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた。(目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した)大正九

年九月哈爾濱に日露協會學校を設立し、露國並に支那に於て公私の業務に従事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授しつゝある。而して本年三月迄に三百名の卒業生を世に出した。

然るに長い間會頭として兩國親善に偉勳を立てた後藤新平伯は昭和四年四月十三日京都にて薨去せられたので、伯に代る後繼會頭を物色の結果、六月六日開會の臨時總會に於て齋藤實子を推薦し子の就任を見る事となつた。尤も同年七月濱口内閣成立後齋藤實子は再び朝鮮總督に起用せられ日露協會々頭兼任のまゝ九月二日朝鮮に出發したが、子は便宜上九月十八日付日露協會々頭事務取扱を協會幹事倉知鐵吉氏に委任し來つたので、現在は倉知氏が之を代行しつゝある。

二、協會の會則

第一條 本會は日露協會と稱し本部を東京に置き必要に應じ各地に支部を置く
第二條 本會は露國の學術及事情の研究を獎勵し且つ日露兩國國民の交誼を増進するを目的とす

臨時會は臨時必要の場合に之を開く
第十一條 通常會員の會費は年額金六圓とし毎年三月九月の二期に之を分納するものとす

本邦に常住せざる露國人にして通常會員たるものは一時に金三十圓以上を納めたるときは前項の會費を徴收せず
名譽會員特別會員よりは會費を徴收せず

第十二條 會員の退會は會頭の承諾を要す

第十三條 二ヶ年引續き會費の納付なき通常會員は之を除名することあるべし
第十四條 本規約は會頭の發議に依り又は會員十五名以上の發議に依り總會の議に付し出席會員三分の二以上の賛成を得るにあらざれば之を改正することを得ず

第十五條 會計に關する規定及其他の細則は別に之を定む

日露協會支部に關する細則
一 本協會支部の設置は會頭之を指定す

文化關係

第三條 本會の會員は日本又は露國に國籍を有する者として之を左の三種とす

- 一 通常會員
一 特別會員
一 名譽會員

通常會員は本會の目的に同意し會員二名以上の紹介を以て入會金十圓を添へ入會を申込み會頭の承諾を経たるものとす

特別會員は本會の事業を翼賛し一時に金五百圓以上を贖し會頭の承諾を経入會したるものとす

名譽會員は本會の特に推薦し總裁の許可を経たるものとす
本會々員には本會の徽章を交付するものとす

第四條 通常會員にして一時に金二百圓を納むる者に對しては終身會費を徴收せず

第五條 本會は皇族を奉戴して總會とす
第六條 本會に左の役員を置く
一 會頭 一名
一 副會頭 一名

一 支部の規約並に細則は各支部に於て之を定め會頭の承諾を受くべし
一 支部の會計は獨立とし支部會員の會費は支部に於て適宜之を定む

一 支部長は會頭の推薦に依り總裁之を囑託し其他の役員は支部規定に依り之を選定し會頭の承諾を受くべし
一 支部は毎年一回以上支部に關する報告を本部に提出すべし

一 本規約及細則規定前既に設立せられたる支部は追て本規約細則に準し規約を改訂する迄現在の儘存続するものとす

三、役員及會員

總裁 載仁親王殿下
會頭 子爵 齋藤實
名譽會頭 ア・ア・トロヤノフスキー

評議員

伊東米治郎 子爵 石井菊次郎
石塚英藏 服部金太郎
堀啓次郎 大谷嘉兵衛
渡邊勝三郎 加藤敬三郎
川村竹治 河村金五郎

- 一名譽會頭 一名
一 評議員 若干名
一 幹事長 一名
一 幹事 若干名
一 主事 一名
一 事務員 若干名

第七條 會頭は本會を統理し及本會を代表す會頭事故あるときは副會頭之を代理す

評議員は會務の諮問に應ず
幹事長及幹事は會頭及幹揮を受け會務を處理す幹事の中一名を常務監督とし一名を會計監督とす
主事は幹事長及幹事の指示に従ひ事務員を指揮し會計を整理す

第八條 會頭及副會頭は總會に於て之を推薦し名譽會頭には露國大使を推薦す
評議員幹事長及幹事は會頭の推薦に依り總會之を囑託し其他の役員は會頭之を指名す

第九條 會議は總會及臨時會の二種とす
第十條 總會は毎年一回之を開き會務一切を報告し及必要の事項を議定す

片岡直温 高橋是清
高松豐吉 中橋徳五郎
中田敬義 野中清
野村龍太郎 山本象太郎
八木元八 安廣伴一郎
松岡洋右 松方幸次郎
男爵 益田 孝 男爵 古河虎之助
男爵 藤田平太郎 藤山雷太
男爵 郷誠之助 江口定條
男爵 阪谷芳郎 美濃部俊吉
宮尾舜治 菅原通敬
鈴木島吉

幹事

大橋新太郎 加藤寛治
川上俊彦 龍居頼三
田中清次郎 浮田郷次
倉知鐵吉 八杉貞利
馬越恭平

主事

關根齊一
名譽會員 ア・エヌ・ウエンツェリ
特別會員
男爵 岩崎小彌太 服部金太郎
原 六郎 原富太郎

橋本圭三郎 星野 錫
 大橋新太郎 大谷嘉兵衛
 神田雷藏 高橋是清
 高松豊吉 田中平八
 田中銀之助 内藤久寛
 中橋徳五郎 國澤新兵衛
 山下龜三郎 山本衆太郎
 馬越恭平 男爵 古河虎之助
 藤原銀次郎 男爵 藤田平太郎
 藤田謙一 男爵 郷誠之助
 赤星鐵馬 佐々木勇之助
 男爵 三井八郎右衛門 美濃部俊吉

地方之部

池田鐵太郎 井田亦吉
 堀啓次郎 落合牛太郎
 川西清兵衛 金子直吉
 瀧定助 曾根正命
 中居豊三郎 武藤山治
 松方幸次郎 増田斜
 秋山忠直 湯淺竹之助
 鈴木岩次郎 鈴木岩次郎

岩永裕吉 岩崎直砥
 入野寅藏 磯村豊太郎
 稻川竹治 稻吉兼作
 子爵 井上匡四郎 井上辰九郎
 今井五介 今井政吉
 今井信之 今村次吉
 石田常慶 花岡止郎
 濱野佐一郎 橋本虎之助
 橋本欣五郎 半野憲二
 ベ・ア・パノーフ 堀井新治郎
 堀越善重郎 穂積永頼
 ベ・ゲ・ボドルスキー エ・フ・ホロゴフ
 ヴェ・エル・ペイリン 島居忠恕
 豊久勝輔 戸村理翁
 友田貞吉 大井包高
 大倉邦彦 男爵 大鳥富士太郎
 小笠原菊次郎 小野俊一
 尾崎行雄 渡邊鐵藏
 波部任 加藤五十造
 河東田經清 門野重九郎
 川原袈裟太郎 川上俊彦
 川村竹治 片岡真寅
 片山繁雄 片山秀太郎
 片山清太郎 片山秀雄

龜山一二

エム・ゲ・ガルコーウチ 柏木孤矢郎
 神林虎雄 エル・アガシケリ
 吉田薫 米井信夫
 倭謹五郎 吉武源五郎
 高本百行 高久甚之助
 田中一郎 龍居頼三
 田中丸祐厚 田中耕太郎
 田中清次郎 田中耕太郎
 瀧口寅之助 男爵 玉木懿夫
 檀野禮助 男爵 塚磨
 坪井郁孜 エヌ・ア・ツブラウイン
 子爵 鍋島直和 成富道正
 中川彦治 中川元彦
 中村祥太郎 中里重次
 長屋順耳 富田義文
 カ・ペ・ラウロフ 内田良平
 内田嘉吉 内田良平
 内田康哉 上田森治
 上田仙太郎 植村澄三郎
 梅田潔 梅浦健吉
 野々村金五郎 野口榮三郎
 野澤源次郎 野守廣
 久保要藏 久保久治
 桑田熊藏 金如藏

黒田乙吉 久米金彌
 山土地佐太郎 山田文慈
 山中忠雄 山内恭治
 山内封介 山崎龜吉
 山岸覺太郎 山本榮次郎
 山本悌二郎 矢澤豁也
 八坂雅二 八杉貞利
 松田衛 松永祐三
 松崎伊三郎 松崎登
 松木福松 増田正雄
 古澤幸吉 男爵 深尾隆太郎
 福井菊三郎 富士辰馬
 藤田好三郎 小林桂助
 小西孝治 小柳朱一
 五味貞吉 河野通久郎
 ウエ・エム・コンスタンチノフ

宮尾舜治 宮田光雄
 水梨岩太郎 鹽原又策
 鹽田泰介 鹽原鐘五郎
 島田元太郎 島田正靖
 島村孝三郎 上甲信弘
 ア・エヌ・シユミ 下村宏
 ア・エヌ・シユミ 樋口太吉
 清水正次 眞藤慎太郎
 眞藤慎太郎 眞藤千代吉
 諸星千代吉 森孝三
 末永一三 杉原榮三郎
 杉野鋒太郎 鈴木源之助
 鈴木智一郎 鈴木源之助
 鈴木重治 鈴木源之助
 飯田新七 地方之部 伊藤長次郎
 伊藤勤作 岩井勝次郎
 井田孝平 泉彌市
 葉加瀬宇三郎 男爵 原口徠
 濱岡光哲 長谷川淑夫
 長谷川作次 西村總左衛門
 西口利平 穂下榮松
 富田勇 大庭義祐
 大野作左衛門 大和田莊七
 太田卯兵衛 岡本光三

近江岸辨之助 渡邊俊郎
 ア・エフ・ガング 鹿島房次郎
 吉田正 米澤吉次郎
 竹村浩吉 大幸喜三九
 曾根忠兵衛 津田榮太郎
 中谷庄兵衛 中村圓一郎
 中村七平 中瀬捨太郎
 内山善十郎 野村明
 黒田乙吉 山野邊寅雄
 山口武 山本重治郎
 八木龜三郎 松井勳
 布施勝治 小曾根喜一郎
 小寺謙吉 江崎榮造
 愛知萬五郎 有賀篠夫
 赤瀬保次 淺見又藏
 西郷昇三 澤山精八郎
 金應善 田上治三郎
 後川文藏 莊司由彦
 島定次郎 島津源藏
 新藤忠太郎 島津源藏
 平田佐矩 ガ・ア・ヒタテ
 森御蔭 望月益之助
 ア・ゲ・ステツエンコ 砂田重政
 飯村 海外之部 池田福松

太田 覺 眠	緒方 整 肅
渡邊 理 惠	河井 松 之 介
川谷 幸左衛門	川角 忠 雄
笠原 實 太郎	田 子 一 也
長井 亞 歷 山	宗 蓮 半 一
山 成 興 政	山 口 爲 太 郎
山 崎 次 郎	蘆 田 均
澤 田 茂	酒 匂 秀 一
佐々木 靜 吾	宮 川 船 夫
三島 愛 之 助	廣 田 弘 毅
杉下 祐 次 郎	鈴 木 尙 三
ウエ・ゲ・ローム	イ・エヌ・ベトロ
イ・エ・トレチャ	ア・エ・ドロズド
コフ	カ・ア・リグスキ
エヌ・エヌ・チフ	イ・ウエ・ウカロ
メネフ	ア・ウエ・ウカロ
イ・イ・ウオロニ	ビヨフ
イ・エム・マイス	ゲ・エル・アイト
ウエ・カ・プトナ	リツキ
ウエ・ウエ・コチ	ア・エヌ・コロリ
エトフ	ヨフ
エ・ベ・テルノフ	イ・カ・コヂヤノ
スカヤ	イ・ア・デウヤト
ウエ・エル・デメ	ア・エム・ザイド
ンチエフ	ネル
イ・ウエ・シエ	エム・ベ・モロソ

デ・ヤ・スムスキ	ウエ・ウエ・スマ
イ・イ・ストレ	ギン
コブイトフ	ベ・ウエ・ズウカ
エ・ゲ・スバルウ	ナリヨフ
ア・エム・ベツク	ア・ヤ・ベレンキ
ア・エム・アン	イ・フエ
ド・ム	

日ソ文化協會

舊名「ソヴェートの友の會」

昭和六年六月二十七日日本邦學者、藝術家、技術家、記者、實業家等數十名の發起の下に東京において發會式を擧げて以來、日ソ親善のため活動し來れる文化團體である。

一、創立の要旨

ソヴェート聯邦は現在あらゆる意味で全世界の興味を中心となつて居る。労働者や農民が果して獨力で國家を運轉し、社會生活を開拓し、文化を建設することが出来るだらうかといふ危惧は無用であることが間もなく明かとなつた。ソヴェート政權は常に國民生活と文化を破壊し

なかつたばかりでなく他のいかなる國民に於ても見られなかつた程、これを充實し發展させた。そして歴史上に類例のないこのソヴェート聯邦とはそもそもいかなる國であらうか、そこではどんな政策が行はれ、どんな國民生活が、どんな文化が發展してゐるのであらうかといふことは、吾々のすべてが一齊に大きな興味をもつて知らうとし、理解しようとするところである。然しながら、吾々がソヴェート聯邦に對して興味を向けるばかりでなく、ソヴェート聯邦もまた吾々に對して異常な興味と理解とを示して居る。これを物質的に見て、吾が學問技術の成果が彼の地における國民的福利の増進に攝取されつゝあることは申すに及ばず、これを精神的に見ても、先には歌舞伎に對する全國民的歡迎、近くは吾が古典文學の大規模な移植計畫等からも分るやうに、吾が國固有の傳統的文化に對してすら廣い理解を示して居る。これらの事情から、吾々にとつて、ソヴェート聯邦の生活、文化の系統的な紹介を行ひ

と稱す。

目 的

第一條 本會はソヴェートの文化聯絡を促進し、ソヴェート文化の紹介を行ひ、以て日ソ兩國の親善を圖るを目的とす。

役 員

- 第三條 會長一名、本會を代表す。
- 第四條 幹事若干名、會務を處理す。
- 第五條 幹事の就任は會長の指名による。
- 第六條 會長及び幹事は幹事會を構成す。幹事會は秘書一名を置く。
- 第七條 幹事會は會務のため數名の常務幹事を選出す。常務幹事及び秘書は常務幹事會を構成す。
- 第八條 幹事會は本會の事業の遂行のため適宜専門部を設けることあるべし。専門部の構成は別にこれを定む。
- 第九條 會員には普通會員及び維持會員たるを得。

員の二種を設く。金額會費五十錢を納入するものを普通會員、一口を一圓として月額會費一口以上納入するものを維持會員とす。

第十條 會員は本會より印刷物の配布その他の便宜を受く。

會 計

第十一條 會費をもつて本會の基本財政とす。

支 部

第十二條 本會の會計關係は別にこれを定む。

三、組織及活動

- 友の會の現状
- ◇本部 東京市京橋區銀座三丁目、三間ビル
- ◇會長 秋田雨雀
- ◇常任幹事 秋田雨雀、長谷川如是閑、大塚金之助、野上彌生子、安田徳太郎
- ◇會員 四百五十名

また兩國の緊密な文化的提携を圖ることが缺くべからざる必要となつて來た。茲に私達は、ソヴェート聯邦の生活と文化に對する興味と、それを正しく理解しようとする好意をもつ一切の人々を會員として「ソヴェートの友の會」を創立し、次のやうな仕事によつて、ソヴェート文化の紹介、ソヴェート聯邦との文化的提携を圖ることを申し合はせた。

(1)ソヴェート聯邦の國民生活及び文化の紹介雜誌の發行

(2)種々な催し(展覽會、音樂、映畫の夕、親睦會、座談會、ソヴェート學藝文化及び語學の講習會等)

(3)出版(紹介的小冊子、案内書、著譯書、叢書、グラフ集等)

(4)ソヴェートの學藝文化に關する資料の蒐集(圖書室その他)

(5)ソヴェート聯邦との文化聯絡(寫眞、圖書、その他の交換、招待、派遣等)

友の會規約

名 稱

第一條 本會は「ソヴェートの友の會」

◇支部 大阪支部—大阪市北區梅田町二二 會員百五十名
京都支部—京都市東今出川通川端二九 會員一百名

事業概要

◇雜誌發行 月刊グラフ「ソヴェートの友」發行機關雜誌「新ロシヤ」(六月創刊)
◇圖書出版 イーリン著「新ロシヤ入門」「五箇年計畫大寫真帖」(近刊)其他

◇訪露邦人を中心とする座談會 音樂家山田耕作氏、劇作家池田大伍氏、技師稻吉兼作氏、ソヴェート紹介者大竹博吉氏

◇資料交換 子供の本、寫真、樂譜等

◇ロシヤ語講習會 昭和六年十月より文化學院にて開催

其他の對露文化關係團體

(昭和七年四月五日現在イロハ順)

◇サウエー文化研究所

露語講習會其他

東京市外新宿角筈紀の國屋書店内

◇三映社

ソヴェート映畫輸入

東京市日本橋區南茅場町四二織田信託ビル内

◇大興社

ソヴェート映畫輸入

東京市芝區櫻田久保町十櫻田館内

◇スラヴオ社

ソヴェート出版物取次販賣

東京市外西巢鴨町堀之内一五四

日本の露語關係學校

日露協會學校 (哈爾賓)

本校は露語專門學校として大正十二年四月三日第一回卒業生四十六名を出して以來明昭七年三月第十回卒業生迄總數三

文化關係

◇露西亞事情調查會

大連市滿鐵本社内
月刊「ソヴェート聯邦事情」及「ソヴェート聯邦年鑑」發行

◇ロシヤ問題研究所

東京市外世田ヶ谷宮ノ坂
出版及露西研究

◇露西亞通信社

東京市麴町區丸ノ内丸ビル六階
日刊「露西亞通信」及パンフレット「露西亞事情」「ソヴェート現勢資料」

◇日露經濟通信社

東京市芝區櫻田久保町十月刊露文「日露經濟通信」發行

◇日露貿易通信社

東京市麴町區丸ノ内三菱二十一號館
日刊日露兩文「日露通信」月刊雜誌「ソヴェート及滿蒙」不定期露文「ゴロロスチャボニー」日露年鑑發行

◇日露通報社

東京市麴町區内幸町虎ノ門ビル内
日刊「日露通報」發行

東京外國語學校 (東京市)

本校は明治三十年の創立にして十語部に分れるその中露語部は文科、貿易科、殖科に分れ多數の卒業生を出してゐる。其他同校には夜學者の爲に露語專修科の設けがある。同校露語主任教授は八杉貞利氏。

大阪外國語學校 (大阪市)

早稻田大學 (東京市)

早稲田高等學院 (東京市)

拓殖大學 (東京市)

神戸高等商業學校 (神戸市)

長崎高等商業學校 (長崎市)

山口高等商業學校 (山口市)

小樽高等商業學校 (小樽市)

高岡高等商業學校 (高岡市)

大分高等商業學校 (大分市)

福島高等商業學校 (福島市)

◇地上映畫社

ソヴェート映畫輸入

東京市京橋區銀座八出雲ビル内

◇千代田洋行

ソヴェート映畫輸入

東京市下谷區上野北大門町一二博品館内

◇橘書店

ソヴェート映畫輸入

東京市神田區美土代町二ノ一

◇ソヴェート研究會

月刊雜誌「ロシヤ語」最新露西亞語講座

東京市外澁谷櫻丘三

◇南北書院

月刊雜誌「露語研究」發行

東京市麴町區

◇ヤマニ洋行

ソヴェート映畫輸入

東京市日本橋區江戸橋一ノ二福壽ビル内

◇扶桑映畫社

ソヴェート映畫輸入

東京市京橋區銀座七ノ二二相模屋本店階上

彦根高等商業學校 (彦根市)

和歌山高等商業學校 (和歌山市)

東京商科大學 (東京市)

宇都宮高等農林學校 (宇都宮市)

陸軍大學 (東京市)

陸軍士官學校 (東京市)

中央陸軍幼年學校 (東京市)

陸軍經理學校 (東京市)

水産講習會 (東京市)

第一外國語學校 (東京市)

天理外國語學校 (奈良縣)

名古屋貿易語學校 (名古屋市)

大阪貿易語學校 (大阪市)

愛知縣立商業學校 (名古屋市)

愛知縣東海商業學校 (愛知縣)

福井縣敦賀商業學校 (敦賀町)

石川縣金澤商業學校 (金澤市)

同 七尾商業學校 (石川縣)

同 小松商業學校 (石川縣)

青森縣青森商業學校 (青森市)

長崎縣長崎商業學校 (長崎市)

- 同 佐世保商業學校 (佐世保市)
- 北海道函館商業學校 (函館市)
- 同 小樽商業學校 (小樽市)
- 同 札幌商業學校 (札幌市)
- 同 旭川商業學校 (旭川市)
- 東京府立第一商業學校 (東京市)

露國の對日文化關係團體

全聯邦對外文化聯絡協會 (ウオクス)

一、ウオクスの對日文化聯絡

全聯邦對外文化聯絡協會は、「ウオクス」(BOKS)の名によつて我國にも可なり有名であるが、これはソヴェート聯邦と諸外國との間に文化的連絡關係を設定し、親善を増進するために一九二八年八月八日創立を見たものである。同會々長はトロツキー氏の令妹として知らるる、オとして利用されてゐる。

三、出版界への寄與

各種の問題に就て更に詳細な報告を獲る爲に、外國の編輯所、科學及び文化團體、並びに個人から色々な論説をウオクスに要求して來る。其等の要求に應じて前述の三〇ヶ月間に五二〇の挿繪入りの論文が外國に送付された。

此等の論説は廣汎にあらゆる題目を網羅してゐる。即ち、

- 經濟及技術九九、科學及國民教育九六
 - 演劇五三、美術工藝五〇、文學及び出版
 - 四七、國家政策四六、赤衛軍二七、勞働
 - と衛生二六、法律二五、音樂一九、體育
 - 及びスポーツ一四、キネマ一三、舞踊五
- ウオクスの論文は四十二ヶ國で利用されてゐる。それらは全く原文のまま掲載されたり、若しくはその抜萃がのせられたりする。論文は、英、佛、獨、露、エスペラントの五ヶ國語で書かれる。そして同一論文が諸國の雜誌に載ることも屢々ある。

四、展覽會

文化關係

デ・カーメネワ夫人であつたが、一九二九年六月辭任し、之に代つて前露國文部人民委員部中央學術局長エフ・エヌ・ペトロフ氏が同一九二九年七月四日のウオクス總會で會長に就任した。

我國にもウオクスの支部があり、代表は昨昭和六年夏までスバルウキン氏であつたが、氏がハルビン東支鐵道廳へ轉任後は、駐日大使館一等書記官ガルコーウイチ氏が之に代つた。

ウオクスが今日まで日本との文化連絡上跡づけてきた仕事の中で大きく評價されてゐるのは、昭和二年六月、七月に東京及大阪で開催した新ロシア美術展覽會であり、又昭和三年八月モスクワ及レーニングラードに於て開演した日本歌舞伎劇團の招待である。此外東京に於けるソヴェート國情紹介展、モスクワ及露國各地に於ける日本兒童書籍展、昭和四年モスクワに於ける日本映畫展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈並に交換、日本人文學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の發見と兩國文化上の聯絡は

ソヴェート同盟の建設事業の發展を最もよく反映し、そして事實によつて敵のデマゴギーを叩きつぶす最もよい方法は展覽會である。外國に於けるウオクスの展覽會の仕事には、その國の参加によつて開かれるものと、單獨にソヴェート同盟自身によつて開かれてゐるものと二種類がある。

展覽會の目的で外國に出品物を送るに際しては、ウオクスは出來得る限り多くの場所等其等の出品物を展覽するように企て、一つの展覽會が各都市を巡回するように努力してゐる。それで展覽會の統計を取る場合には、展覽會の數のみではなく開催された場所の數をも計算すべきであらう。

年	展覽會數	展覽會場所數
一九二六年	八	一三
一九二七年	一	二六
一九二八年	三二	三五
一九二九年	二八	四三
一九三〇年(七月一日迄)	二五	

ソヴェート國內に於ては八つの外國の

大部分此ウオクスの手を通して行はれ、否ウオクスのイニチアティブによつて實現されてゐるといふも過言ではない。

今ソヴェートの友の會譯編になる「ウオクス—事實と數字」と題する小冊子の拔萃によつてウオクスの組織と活動を左に掲げることとする。

二、ウオクスの雜誌

ソヴェート同盟を知識的に報道するために、ウオクスは定期機關紙を刊行してゐる。發刊當時は單に謄寫版刷のリーフレットであつたものが、間もなく定期的に刊行される『通報』となり、現在では『ウオクス』(BOKS)と稱する大部の雜誌となつてゐる。形式の變化に伴ひその内容も著しい變遷を示した。最初の中は一吋したニュースに過ぎなかつたものが現在では論説及種々な問題、例へば『トルクシブ』『農業經濟の集團化』『オリンピアッド』等々に關する論説、記事等から成りたつてゐる。

此の雜誌は英語、獨逸語、フランス語で出版されて居り、全世界で出版の材料

展覽會が三〇都市に於て開催された。

總計一〇四の展覽會が、ソヴェート國內及び外國で準備され、一七二ヶ所で開催されたことになる。其の觀覽者數は五四二四、九八〇といふ數に達した。

一般に最も興味のもたれるものはソヴェート藝術の展覽會である。しかもこの種の展覽會で外國人が特に興味を感じるのは、形式にはまつた繪畫や寫眞の展覽よりも、むしろソヴェートの新しい題材を反映したものである。

五、書籍交換

書籍はソヴェート同盟と外國との間の文化交流機關として最も重要なものである。

ウオクス創立直後しばらくは、外國から本を受け取るよりも遙かに多くの本を外國へ送つて居た。併し漸時發送と受領の數は、平衡を取るやうになつた。今日に於ては、多くの有名な團體は率先してソヴェート同盟と交換の方法を立てゝゐる。本協會の國內及び國外に於ける書籍交換に關係する通信網は年々に増大しつ

ある。即ち一九二五年から三〇年へかけて七〇ヶ國との間に八五四、二四六部の書籍が交換された。

六、寫眞交換

ソヴェートに於ける文化、經濟の一般的发展は寫眞によつて明瞭に表示される寫眞は極めてよい効果を収めるので、ゾオクスは絶えず寫眞を用ひる。一九二四年、外國との寫眞交換の目的のために、ゾオクスはソヴェート同盟に於ける最初の寫眞代理部「ルス・フォト」を設立した事業の發展と、共にこの専門部は特別の株式會社「ウニオン・フォト」に再組織された。一九二五—三〇年に互つて、撮影された寫眞の數は四九、六一九に上り、それらの原版はソヴェート同盟の研究又は外國への展覽會の材料として價値ある贈り物を成してゐる。最近五ヶ年間の寫眞生産高は八〇四、二六五枚に上る。

(譯註)「ウニオン・フォト」は最近再び組織されて「ソユズ・フォト」となつた。

七、外國人に對する文化

毒仕

が二つ上演され、ソヴェートの觀客へ贈られた。一つは數世紀の傳統を持つ極東の藝術、日本の國民的「歌舞伎」(一九二八)であり、もう一つは西歐のプロレタリア觀客に對して社會的テーマの近接に努力してゐる獨逸の革命的劇場「若き俳優座」(一九三〇)である。

ゾオクスは又同様に外國の先驅的藝術家、特に映畫労働者のソヴェート訪問を組織的に取計つてゐる。

十、科學連絡

科學、技術連絡はゾオクスの事業中最も重要な仕事である。その根本的目的は外國の科學上及び技術上の實驗を社會主義建設に利用するに在る。

ゾオクスは外國から有用な科學及び技術の最近の報告を得、又外國の科學的技術的文献をロシア語に翻譯、出版してソヴェート科學の建設に共力してゐる。同時にゾオクスはソヴェート同盟に於ける科學的及び技術的活動の状態を努めて外國に紹介し、種々の協會、研究所等の活

ソヴェートの實生活を實際に見聞するために、ソヴェート同盟を多くの外國人が訪れる。ゾオクスはそれらの人々への文化奉仕のために種々な問題や研究題目に關する案内書を作成する。どの訪問客に對しても、彼の要求や興味の範圍に應じて絶えず仕事がなされてゐる。

ソヴェートの訪問客は、世界各地六〇ヶ國に互つて居り、様々な職業や社會的地位にある人々から成つてゐる。

科學者二一% 企業家一八% 作家及ジャーナリスト一七% 公共事業に活動しつゝある人々一〇% 藝術家八% 學生八% 外國代表六% 一定の職業を有たぬ人五% 労働者其他被雇傭人六% 軍人一% 最近の統計によれば、ゾオクスは六三七三人の外國人を接待した。これらの人々のゾオクス訪問は二二二七二回に上つてゐる。この數の中には合計一三四〇人に上る八一の旅行團が含まれてゐる。

八、親善のタベ

ゾオクス主催の會合の數が、増加して

動、個々の學者の勞作、技術的進歩及び發明等の報告に盡力してゐる。ゾオクスは科學の共同研究の理想に共鳴するソヴェートの最も優秀な學者の糾合に成功した。そしてゾオクスの各部、各委員會には三百人の専門家が働いてゐる。現在、ソヴェート同盟はゾオクスを通じて國際科學會議に参加してゐる。

十一、翻譯其他

科學的、文化的知識の普及に役立つものは翻譯である。ゾオクスには翻譯の熟練家がゐる。全歐洲の言葉、東洋諸國の言葉をロシア語に翻譯してゐる。翻譯は極めて種々なる専門や分科に亘つてゐるが、特に扱はれるのは科學及技術に關するものである。外國語の大衆的普及にも努めてゐる。其他ソヴェート民族文化の開發に關するゾオクスの活動ソヴェート領土内における文化的連絡活動についてもゾオクスは大なる役割を演じてゐる。

十二、諸外國の文化親善

諸團體

ソヴェートの研究は外國に於ても亦集

行くことは各國の代表者達の直接のきづなをますますつよめ、個人的親交關係をより發展させ深めてゐることを示してゐる。

- 一九二五……六會合 一九二六……
- 二一會合 一九二七……二二會合
- 一九二八……六一會合 一九二九……
- ……七〇會合 一九三〇……三六會合

九、藝術聯絡

ソヴェート藝術は今、輝ける成功に到達し、外國人はその研究に特殊な興味を感じてゐる。

斯様な狀勢が、ゾオクスをば藝術の對外進出の基礎的組織となる様に運命づけた。ゾオクスはソヴェート同盟の民族藝術の達成の發表、又革命によつて育まれた藝術的若人の勞作の發表を必要不可欠からざる使命としてゐる。ゾオクスは此等の原則によつて、俳優、監督、音樂家その他の外國行を組織的に指導してゐる。ゾオクスは同時に外國の藝術文化の特に重要な成果をソヴェート同盟内に紹介してゐる。この目的の爲めに外國の演劇

團的協力の形態で行はれる。

外國に於て此の仕事を指導してゐる一般的な組織はソヴェート同盟親善協會の形式をとつてゐる。これらの親善協會は多くの國々に於て科學、藝術、文學及び社會に於ける活動家の發起の下に成立した。

- これら協會の數は毎年増大してゐる。
- 一九二三年……二 一九二四年……
- 七 一九二五年……一一 一九二
- 六年……一七 一九二七年……一八
- 一九二八年……二三 一九二九年……
- ……二九 一九三〇年……三八

此の數字の中には、一般的な事業の發展に關聯して各都市に設立された協會支部も算入されてゐる。斯る協會は十六ヶ國に存在してゐる。

その中の或るものは特に經濟問題に、またあるものは科學問題若しくは藝術問題に興味を有してゐる。故に此等の協會の活動の組織及特質等は、その協會の目的によつてそれぞれ決定されてゐる。

此等の協會名を擧ぐれば左の如し。

設立年次	協会名	設立年次	協会名	設立年次	協会名
一九二六	アメリカ 對ソヴェート文化聯絡米露協會。ニューヨーク、支部、フィラデルフィヤ	一九二四	スエーデン スエーデン・ロシア協會、ストックホルム	一九二九	日本 日露協會。東京、一九〇六年創立の露國協會の刷新されたるもの。
一九二六	シカゴ	一九二六	支部、ヘテボルグ	一九二六	日ソ文化協會
一九二四	アルゼンチン	一九二六	ウブサラ	一九三一	フランス フランス科學親善委員會、パリ
一九二四	ロシア友の會、マルデルプラタ	一九二六	スペイン	一九二五	「新ロシア」協會、パリ
一九二四	イギリス 大ブリテン對ソヴェート兩國文化聯絡協會。ロンドン	一九二六	ロシアの友の會、マドリッド	一九二八	文化親善協會。ストラスブルグ
一九二四	オーストリア オーストリア文化經濟善隣協會。ウィーン	一九二六	ド	一九三〇	ベルギー
一九二五	オランダ 「ネーデルランド・新ロシア」協會。アムステルダム	一九二四	チエツコスロワキヤ 對新ロシア經濟文化善隣協會。ブラーグ	一九二八	ベルギー・ロシア學藝親善協會
一九二八	支部、ロッテルダム	一九二四	支部、ブルノー	一九三〇	ブラッセル
一九三〇	ユトレヒト	一九二八	ブラチスラヴ	一九二六	支部、リエージュ
一九三〇	ハーグ	一九二八	デンマーク	一九二八	アントワープ
一九二五	スイス 新ロシア研究スイス協會、ローザンヌ	一九二四	デンマーク・ロシア親善協會。コペンハーゲン	一九二九	ラトヴィヤ 對ソヴェート同盟國民文化聯絡協會。リガ
一九三〇	スイス文化親善協會。ゼネ	一九二四	ドイツ	一九二九	リトワニヤ 對ソヴェート同盟文化聯絡協會。コウノ

露國の日本語研究 状態

一、舊ロシアの日本語研究

ソヴェート聯邦では日本語の研究は非常に難しいと云ふ事實に基いて、その研究に對して特殊の意義が與へられてゐる例へば昔のロシアは日本語を満足に研究出来るほどの學校は事實上一つもなかつたが、ソヴェート政權はこの問題に特に重大な意義を與へたのである。

日本はソヴェート聯邦によつては隣國であるばかりでなく、ソヴェート聯邦は鐵道技術や電化事業やその他多くの學ぶべく取るべきものを日本に持つてゐるのである。日本はソヴェート聯邦との間に政治的にも經濟的にも最も密接な關係を持つてゐる。それ故に、日本語の研究はすぐ必要となるのである。日本はこの點でははるかにソヴェート聯邦を凌いでゐる。日本にはとくに角ロシア語を語り、

文化關係

ロシア語を讀む人々が幾百人もある。昔のロシアには日本語學者は文學通りに十指に滿ぬ有様であつた。このことは昔の政府が極東諸民族を自分よりもずつと劣つたものだとして、蔑視してゐたことによるところが多い。それ故、昔のロシアでは日本語の研究には少數の「特志家」だけが従事してゐたのである。ペテルブルグ大學には僅かに極東部といふのがあつて、相當に日本語研究が行はれてゐた。

だがその他には帝政ロシアの何處を捜しても日本語はおるか、極東語全體の研究さへなすべき學府が事實上一つもなかつたのである。例へば、キーエフには商業學校に日本語部まがひものがあつたが、其處では前後を通じて僅か一ケ年しか日本語の研究は續かなかつたのである。(ソヴェート大使館の通譯官クレットヌイ氏はその當時キーエフの商業學校に通つてゐた。)

この學校數の不足は、その教授團の不足で一層ひどい状態となつてゐた。その代りにヨーロッパ語に對してはすばらし

い意義を與へてゐたのである。何故かと言ふにヨーロッパ語を知つてゐると自慢になるからである。例へばフランス語はこの貴族の家庭に入つても必要かくべからざるものとなつてゐた。フランス語は流行語であり「外交的」だと考へられてゐたからである。

二、ソヴェートの日本語

學校と學者

ソヴェート政權は創立後直ちに東洋諸國語の研究に非常な意義を附與した。ソヴェート政權はその最も困難な一九一九年にモスクワ極東語學校を設立した。この學校はレーニンの提議によつて、マキム・ゴリキーの熱心な参加を得て創立された。レーニンは一九一九年當時のあの荒廢と内亂にもかかわらず東洋語の研究に非常な意義を認めて、ゴリキーにモスクワ東洋語學校の創立をやる様に提議したのである。この學校の初代の校長には有名な東洋通たるバヴローヴィチ氏が任命された。然しながら、悲しい哉教授數が不充分であつた。モスクワ東洋

四六三

語學校は少時立つてやつと日本でも有名な日本語の教授オー・ブレトネル氏を迎へることが出来た。然し氏以外には誰一人教授たるべき人物がなかつたので、如何なる才人も一人で何もかもやることは出来なかつた。然しながら約十年ばかり立つた今日では同校は相當に強大な教授團と日本語通を作り上げる様になつた。ゴルブシテイン、マルチノフ、コンスタンチノフ、ムイシキンその他の諸氏がそれである。

その後少時して一九二〇年にレニングラード東洋語學校が創立された。この學校も亦日本語科を備へて、既に多數の若い日本語學者を作り出してゐる。アンドレーフ、カルージスキー、ロジンスキー、エージューコフ等の諸氏はその若い日本語學者に屬する人々である。

このモスクワとレニングラードの極東語學校の他にウラジオストツクにある極東國立大學にも日本語部が設けられてゐる。(レイフェルト氏は嘗つて此處の日本語部に通つてゐた)。又ハリコフでは極東

研究協會に、モスクワでは國立大學に夫々日本語部がある。

これを見ても判る様にソヴェート聯邦には日本語研究の相當に多數の教育機關が備はつてゐる。だが現在までのところまだ充分に練達した教授團が出来てゐるとは云へない。現在の練達した教授團は十指を以つて數へる位しかないのである。日本語は現在數人にすぎない。そのうち學ぶべき人々はネーフスキー、コンラッド、スバルウキン、ユルケヴィッチ、ロマン・キム、ボズドネーフ、レドニコフの諸氏で、若い日本語通のうちではアンドレーフ、クレットヌイ、コンスタンチノフ、レイフェルト、ジェレズニャコフの諸氏がある。これ等の諸氏のうちの大部分はずつと前に學校を卒業し、永年日本に居てしつかりした著書を作つてゐる。コンラッド教授については特に書き加へておかねばならぬ。氏はレニングラードに生きた東洋語の學校を作るために多大の努力を拂つた人である。

必要な参考書類を手下に備へて獨立に研究することが出来る。先生の援助を必要とする場合には、何時でも相談に應ずるために先生がついてゐるのである。作業時間には何時でもこの相談相手の先生に質問することが出来るし、先生は判らないところを解いて聞かせる。作業が終つてから先生の審査を受けるのである。

この教授方法は第一に學生に獨立に仕事をすることを教へ、第二に學生に自分で研究して見たいと思つてゐる點をより深く習得させると云ふ特長を持つてゐる。この方法は文法について行はれる。口語の方は教授方法が充分に備はつてゐないで、文法ほど行きとどいてゐない。斯う云ふ譯で、學校を卒業した日本語學生が文法ならば相當に知つてゐながら、口語の方は貧弱な知識しか持たぬと云つた様な現象をよく見受けるのである。

然しこの缺陷は外國に居住することによつてとりのけられる。多くの場合學校を卒へると學生(正しく云へば卒業生)は實習のために外國に出かける。この實習

文化關係

を求めることが非常に大きく、上に擧げけ人々ではまだ不充分で、多數の日本語通を養成する必要がある。特に日本に比べるとソヴェートの日本語學者は非常に不足してゐる。ソヴェート聯邦では日本語に通曉してゐる人物は二、三十人にすぎないのに、日本にはロシア語に通じた人物は少くとも數百人の多きに達してゐるのである。

三、ソヴェートの日本語研究方法

讀者の興味を喚ぶべき第二の問題は、ソヴェート聯邦ではどう云ふ具合に日本語を研究してゐるか、即ちどんな教授法をとつてゐるか云ふ問題であらう。この點では研究した教授法、即ち標準型の教授法と云ふべきものはない。だが基礎的教授法となつてゐるのは研究室のそれである。この方法は次の様である。學生は課題を受け取つて、教授の直接の指導を受けて、しかも全く獨立にその問題を解決して行く。學校には比較的大きな圖書館と閱覽室があるので、學生はあらゆる

露國の日本語關係學校

極東大學

(浦沙市)

東洋科日本語部主任教授はマツオウキン氏にして、一九三〇年春迄伯林留學中、其他日本語教授にはアヌフェーフ氏、ユルケーウイチ氏、オヴィゼフ氏等。

レニングラード大學

(レニングラード市)

日本語學部の設備あり、ニコライ・アレキサンドロウイチ・ネフスキー氏、ニコライ・イオシフオウイチ・コンラッド氏等。

レニングラード東洋學院

日本語主任教授はレ市大學同様、ニコライ・アレキサンドロウイチ・ネフスキー氏で其他コンラッド、コルバクチ、ジョセン氏等がある。同學院は全聯邦ソヴェ

ト中央執行委員會に所屬してゐるので
委員會書記エヌキーゼ氏の名を學院に冠
してゐる。同學院は一九三〇年度からモ
スクワ東洋學院と合併することゝなつて
ゐるが未だその運びになつてゐない。

モスクワ東洋學院

(モスクワ市)

日本語主任教授はミハイル・ニコラエ
ウイチ・アンドレーフ氏、ガルブシテン氏
である。又ナリマノフ氏の名を學院に冠
してゐる。平均毎年八人——十人の卒業
生を出すも、一九二九年度は少く七人で
あつた。

モスクワ陸軍大學

(モスクワ市)

日本語教授の設備あり、主任教授はミ
ハイル・ニコラエウイチ・アンドレーフ氏
其他ゲオロギーウイチ氏がある。

補遺

ソヴェート友の會改造

ソヴェートの友の會は昭和七年五月、
その名稱を「日ソ文化協會」と改稱し、
且つ秋田會長の辭任、幹事の改選を機會
にその規約にも若干の改變を行つた。即
ち前掲規約第三條以下第七條まで(役員
の部)は次の如く改められた。

- 一、幹事數名を置く會務を委任す。幹事
は主席幹事を互選す
 - 二、幹事は相互の協議に基き書記若干名
を任命す
 - 三、幹事及び書記は幹事會を構成す、幹
事會は本會を代表し、會務を處理す
 - 四、書記は書記局を構成し、幹事會の決
定に従つて會務を遂行す
 - 五、本會は事業遂行のため専門部を設
く
 - 六、幹事會は評議員を推薦し、本會の事
業について相談す
- 尙昭和七年五月二十一日の幹事會にお
いて主席幹事に長谷川萬次郎を推薦す。

ピリニヤーク氏再來朝

知名のソヴェート作家ボリス・ピリニ

ヤーク氏は日本再遊のため昭和七年五月
七日夜着京したがその後の主なるプログ
ラム左の如し。

- 一、五月十七日——日本文壇主催の歡迎
會
- 二、五月二十日——日露協會主催のピ氏
講演會
- 三、五月二十一日——静岡茶業組合の招
待にて静岡牧の原茶園視察
- 四、五月二十三日——東京外語・ロシヤ
會主催の歡迎講演會
- 五、五月二十六日——女人藝術社主催の
婦人連歡迎座談會
- 六、五月二十七日——日ソ文化協會主催
の歡迎會
- 七、五月二十八日——明治大學主催の講
演會
- 八、六月一日——日光見物
- 九、七月四日——伊豆大島渡行
- 十、七月五日——三原山登山

附 度 量 錄

衡 量 (其の一)

標準	衡 量	ロシヤ 衡 量	英 國 衡 量
一メートル トン	1000キログラム	六、一〇四八二ブロード	〇、九四〇六トン (二、〇〇四、六三三)フント
一メートル セントナー	100キログラム	六、一〇四八二ブロード	一、九八四二八セントナー
一キログラム	1000グラム	二、四一九六四フント	二、二〇四六三三フント
一グラム	〇、〇〇1キログラム 1000ミリグラム	〇、〇〇二四四一九六四フント	〇、〇〇三三〇四三三三三フント
一ミリグラム	〇、〇〇〇〇1キログラム 〇、〇〇1グラム	〇、〇〇二三四五二三ゾロトニク	二、五、四三三三六六グラム 〇、〇1五四三三三六六グラム

衡 量 (其の二)

單位	ロシヤ 衡 量	標準 衡 量	英 國 衡 量
ブロード	四〇フント 三、八四〇ゾロトニク	一六、三六〇四九キログラム	三六、二二八〇八フント

附 錄

一フント 〇.四〇五二四キログラム
 一ロート 二,七九七三グラム
 一ゾロトニーク 四,二六五五四グラム
 一ドリーヤ 四,四四九四ミリグラム

三ロート 〇.六二五フント
 〇.〇三二五フント
 〇.〇二四二六六セフント
 〇.六ドリーヤ 〇.〇〇〇〇八五八四フント

〇.九〇八二〇〇フント
 〇.四五四二〇〇オンス
 〇.二五四七〇〇オンス
 〇.六八七三九三グラム

尺 度 (其の二)

標 準 尺 度
 一キロメートル 1000メートル
 一メートル 10デシメートル
 一デシメートル 10センチメートル
 一センチメートル 0.01メートル
 一ミリメートル 0.001メートル

ロ シ ャ 尺 度
 〇.九七三六三ウヨルス
 〇.四〇六〇七アルシ
 〇.三六〇八四フート
 一.四〇六セアルシン
 〇.二八八四フート
 〇.二四九七ウエルシヨーク
 〇.三三六〇四フート
 〇.二四九七ウエルシヨーク
 〇.三九七〇リニ

英 國 尺 度
 〇.六二七二哩
 〇.三三〇八四フート
 一.〇九三六ヤード
 〇.三二六〇八四フート
 〇.三六八四フート
 〇.三九七〇一ドユイム
 〇.三九七〇一ドユイム
 〇.三九七〇一ドユイム

尺 度 (其の二)

單位 ロシヤ尺度
 一ウヨルス 一.〇六八〇キロメートル
 一サジエーニ 二,一三六〇メートル
 一アルシン 〇.七二二〇メートル
 一ウエルシヨーク 四,四四〇〇センチメートル
 一フート 〇,三〇四八〇メートル
 一ドユイム 二,五〇〇〇センチメートル
 一リニヤ 二,五〇〇〇ミリメートル
 一トーチカ 〇.二五四〇〇〇ミリメートル

ロ シ ャ 尺 度
 五〇サジエーニ
 〇.一五〇アルシン
 〇.三五〇フート
 三アルシン
 〇.七フート
 一ウエルシヨーク
 〇.二二三三三フート
 〇.二〇八三三三サジーン
 〇.〇六二五アルミン
 〇.二四八サジエーニ
 〇.二ドユイム
 〇.三三三三アルシ
 〇.〇八三三三三フート
 〇.一ドユイム
 〇.一ドユイム
 〇.一ドユイム

英 國 尺 度
 〇.六六八七九哩
 〇.三五〇〇フート
 二.三三三三ヤード
 〇.七フート
 〇.七二七二ヤード
 〇.二二三三三フート
 〇.四八三三フート
 〇.一七五ドユイム
 一フート
 〇.二ドユイム
 〇.〇八三三三三フート
 〇.一ドユイム
 〇.一ドユイム
 〇.一ドユイム

平 方 尺 (其の二)

標 準 平 方 尺
 一平方キロメートル 100ヘクタール
 一ヘクタール 10000アル
 一ヘクタール 1000000平方メートル
 一ヘクタール 100アル
 一ヘクタール 1000000平方メートル

ロ シ ャ 平 方 尺
 〇.八七六七平方ヨールスト
 〇.九一五九九デシヤーチン
 〇.九一五九九デシヤーチン

英 國 平 方 尺
 〇.三六二〇平方哩
 〇.二四一〇五エーカー
 二,四七二〇五エーカー

一ア、ル

一平方メートル

一平方デシメートル

一平方センチメートル

平方ミリメートル

一〇〇平方メートル

〇、〇〇一ヘクタール

一〇〇〇平方デシメートル

一〇〇平方センチメートル

一〇〇平方ミリメートル

二、六七平方サジエーン
一、七四平方アルシン
一〇、七三九平方フート
五、〇六二平方ウエルシヨーク
一五、五〇〇平方ドユイム
〇、五〇六二平方ウエルシヨーク
一〇、一五〇〇平方ドユイム
〇、一五〇〇平方リニヤ

二九、五九平方ヤード
一、九五九平方ヤード
一〇、七三九平方フート
一五、五〇〇平方ドユイム
〇、一五〇〇平方ドユイム
〇、〇〇一五〇〇〇平方ドユイム

平方尺 (其ノ二)

單位 ロシヤ平方尺

標準 平方尺

ロシヤ平方尺

英國 平方尺

一平方ウヨルスト

一方デシヤーチン

一平方サジエーン

一平方アルシン

一平方ウエルシヨーク

一三、八〇六ヘクタール

一、〇九三西ヘクタール

四、五三三平方メートル

〇、五〇五〇平方メートル

一九、七五八〇平方センチメートル

一〇四、一七六デシヤーチン
一五、〇〇〇平方サジエーン
二四〇〇平方サジエーン
九平方アルシン
一四九平方フート
一五六平方ウエルシヨーク
一七四平方ハユイム
〇、〇〇三九〇五平方ドユイム
三、〇〇六二五ドユイム

〇、四九四八平方哩
一、二八一、三二エーカー
二、六九七二エーカー
五、四四四ヤード
一四九平方フート
五、四四四平方フート
一七四平方ドユイム
三、〇六二五平方ドユイム

單位 ロシヤ立方尺

標準 立方尺

ロシヤ立方尺

英國 立方尺

一立方サジエーン

一立方アルシン

一立方ウエルシヨーク

一立方フート

一立方ドユイム

九、七二六立方メートル

〇、三五七元立方メートル

八七、八四立方センチメートル

〇、〇八三六立方メートル

一六、三七一立方センチメートル

二七立方アルシン
一三三立方フート
〇、〇三〇七〇立方サジエーン
四、〇九六立方ウエルシヨーク
五、三五七五立方ドユイム
〇、〇〇二九四五立方サジエーン
一〇、〇七八七二立方アルシン
〇、一八六九立方ウエルシヨーク

二、七〇七立方ヤード
一三三立方フート
二、七〇七立方フート
一、二九五立方ドユイム
五、三五七五立方ドユイム
〇、〇三〇七〇立方ヤード
〇、〇〇五八七四立方フート

穀量

單位 ロシヤ穀量

標準 穀類

ロシヤ穀量

英國 穀量

一チエトウエルチ

一チエトウエリーク

一ガールネツ

二、〇九二ガロンリツトル

二六、三九リツトル

三、二七九リツトル

八チエトウエリーク

八ガールネツ

〇、〇一五六五チエトヨールチ
〇、一五チエトウエリーク

〇、七二四八クオーター
四六、一七五ガロン
〇、七二四八ブシエール
一五、七七九ガロン
〇、〇九〇八六ブシエール
〇、七二四八ガロン

液量

單位ロシヤ水量	標準水量	ロシヤ水量	英國水量
一ウエドロ	二二、九九リットル	一〇シユトフ	二、七五六ガロン
一ウイナヤ	〇、七六七リットル	一六ウイナヤブツトルカ	〇、一六九〇ガロン
一ウオドーチナヤ	〇、六二四七リットル	〇、〇六五ウエドロ	一、三五八ピント
一チヤルカ	〇、二三九リットル	〇、〇五ウエドロ	〇、二五八ガロン
		五チヤールカ	一、〇八三ピント
		〇、〇一ウエドロ	〇、八五七八ジール
		ニシユカリカ	

通商關係補遺

昭和六年の日露貿易

(駐日通商代表部發表)

昭和六年全十二ヶ月の日露貿易について

ては、大蔵省發表の數字が通商關係欄に掲げられてゐるが駐日ソヴェート通商代表部の精査報告は、年鑑切後昭和七年五月三十日に至り始めて發表されたので、こゝに通商關係補遺として掲載しておく。

昭和六年十二箇月間の日露兩國輸出入總額は二五、三八三、一五九圓にして露國

より日本への輸入一五、九一五、五二一圓日本より露國への輸入は九、四六三、六三八圓で前年度に比し總額に於て一六、四五七、八四一圓、日本への輸出三、七四五、四七九圓、露國への輸入一二、七一六、三六二圓の激減を示した。而して之を輸入品目別に見れば左の通りである。(單位金額圓)

輸出之部【日本仕向】

商品種類	輸出總額に對する比率	
	一九三一年度	前年度
A、農產品輸出	二〇・七〇%	一九・六九%
一、農産物	〇・七三%	一・九三%
二、畜產品及養鳥品	一・九二%	一・九四%
三、漁業及獸獵品	一八・〇六%	一四・八二%
B、工業品輸出	七九・三〇%	八〇・三二%
四、木材及木材乾溜品	四三・三三%	五六・六五%
五、食品工業產物	〇・二二%	四・六五%
六、鑛産物	二二・四一%	六・二七%
七、化學工業品	一三・二四%	七・六八%
八、其他	九・二二%	四・六六%
通商關係補遺	四七三	

合計

一五,九九五二

一〇,八四三三

100.00%

100.00%

四七四

◇品目別輸出【日本仕向】

品目	一九三一年度	前年度	増△減金額	増△減比率
品目	—	一三六,八四三	一三八三	100.0
燕麥	—	一三三,三六五	七三,九八二	△ 六〇.〇
大豆	四九,四三三	八三,一〇四	八三,一〇四	△ 100.0
亞麻種	—	—	—	—
亞麻子	五四,三〇〇	八六,三三四	三三,〇〇四	△ 三七.一
魚類	二七〇九,八九二	三,〇一五,七〇〇	三〇五,八〇八	△ 10.1
蟹	三五	二九二,三〇七	二九,一九二	△ 九九.九
魚	六五〇	六三,四九	六三〇,八元	△ 九九.九
魚筋	二八,四七	一八,一〇七	一〇,三六四	△ 五七.一
魚子	三三,九〇三	三二,六六	九,二三七	△ 四.〇
昆布	二,六六	一七,五五	一五,一七一	△ 八九.七
ナマコ	二四	四三,五〇〇	三四,三六六	△ 九.六
紅松	四,〇七三,〇七〇	六,一五四,三〇四	△ 二,一八一,二三四	△ 三四.九
白松	一,八三四,一七五	二,七五六,四二五	△ 九三,二六〇	△ 三五.五
落葉松	四四七,四四	四一九,〇五九	一八,三八八	△ 四.三
白楊	三八〇,三六一	一,〇一五,七八六	六三五,四〇四	△ 六一.六
雜木	八五,九七	—	—	—
挽材及ベニヤ	六〇,八四二	—	六〇,八四二	100.0
原油	一,八三三,二三五	一,一〇三,九四七	六八九,二八八	五七.三
石油	五四,一四	—	五四,一四	100.0
ベンジン	一六,七四〇	—	一六,七四〇	100.0
サントニン	八〇〇,九三	一,一三六,〇六〇	△ 三三五,一一三	△ 二九.五
硫酸ニコチン	五九,二〇七	—	五九,二〇七	100.0
硫酸ナトリウム	二,六八	—	二,六八	100.0
苛性曹達	一,〇一七,五七三	四八,五二	五二九,〇五二	100.0
曹達灰	一七,四七〇	—	一七,四七〇	100.0
重炭酸曹達	一〇,四八三	—	一〇,四八三	100.0
白金	一,三三,四七	七七,四六二	四九,九七五	六七.九
アスベスト	一六,四七三	五二,七八三	三六,三五	△ 六八.六
亞鉛	一四,六一〇	—	一四,六一〇	100.0
金物	一六,九四一	一五〇,三三〇	八四,二八九	△ 三三.七
獸骨	一九,七六九	一一〇,〇九	九〇,三三〇	△ 八二.〇
骨粉	三,一七	三〇,〇六三	二六,八九六	△ 八九.四
鹿角	一八,八七六	二四七,四九	六四,四三	△ 二六.一
ブドウ酒、火酒	四六,五七七	—	四六,五七七	100.0
通商關係補遺	一七,三四三	10,110	七,二三三	六九.九

通商關係補遺

四七五

ソブエート關係の部

日露年鑑
海獸牙

◇重要品輸入の部【ロシア仕向】

品名	一九三一年輸入總額	一九三一年輸入總額に對する比率	一九三〇年上
食用品	八五、七七一	九・八%	一一・九%
動物性品	三、八一〇	一・〇七%	六・二%
木材	一四、二八三	一・六%	三・一%
燃料	九一	〇・一%	〇・二%
化學品	二〇三、六八	二・三%	〇・九%
鑛及金屬	四一六、五三	四・五%	三・九%
電氣設備	二七、九八	三%	〇・九%
印刷紙	四、九四	〇・四%	〇・一%
綿糸	二、九六、八四一	三三・一%	一〇・四%
合計	八、七五、九九五	一〇〇%	一〇〇%

一九三一年

—

一九三一年

四七六

一九三〇年

國家組織

ソヴェート聯邦の組織

一、國家組織の特徴

「ソヴェート社會主義共和國聯邦」は從來の私有財産制度に基づかない社會主義的共同經濟の基礎の上に成立せる現在世界唯一の國家にして、その著しき特色は如何なる民族も自由意志を以て聯邦に加入し、又、聯邦より脱退することを憲法により規定せられてゐることである。即ち「ソヴェート」社會主義共和國聯邦建設に關する宣言中に「本聯邦ハ平等ナル人民ノ自由團結ニシテ、各共和國ハ自由ニ聯邦ヨリ脱退するの權利ヲ保證セラシ」と明示せられてゐる。

二、ソ聯邦構成の七共和國

國家組織

ソヴェート聯邦は現在ロシア、ウクラ

イナ、白ロシア、後コーカサス、ウズベツク、トルコマン、タジツクの七共和國を以て結成されてゐる。タジツク自治共和國は從來ウズベツク共和國の一部を成してゐたが、一九二九年獨立せる共和國に昇格した。此他經濟的及び政治的に進歩の遅れたる諸民族はソ聯邦自治共和國を形成してゐる、而して自治的單位を爲す小民族の最大多數はロシア・ソヴェート社會主義共和國で十一個の自治共和國と十三個の自治州とを包含してゐる。(別表参照)

三、聯邦と各加盟共和國との關係

ソヴェート共和國聯邦は對外國國際關係に於て聯邦を代表し一切の外交關係を處理し、宣戰及媾和、外國貿易及び内國商業の管理、聯邦軍隊の編成、單一貨幣及

び信用制度の制定、ソ聯邦憲法に違反する加盟共和國ソヴェート大會及び中央執行委員會決議の取消を爲し、加盟共和國間に於ける爭議の解決を爲す權利をもつてゐる。

而して加盟共和國は右聯邦自體の權限に關する制限を除き加盟各共和國は單獨に國家權力を行使することが出来るし、自由に聯邦を脱退することも可能である。

ソ聯邦中央統治組織

一、聯邦最高權力として のソヴェート大會

ソヴェート社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は全聯邦權力の最高機關であつて、その代表者は左記都市及び州「ソヴェート」の代表者を以て組織されるのである。

- 一、選舉人二萬五千人に對し、一人の割合を以て選出する都市及びその近郊居住地のソヴェート代表者
- 二、選舉人十二萬五千人に對し、一人

の割合を以て選出する州ソヴェート
大會の代表者

而して聯邦「ソヴェート」大會に出席せしむべき代表者は州ソヴェート大會に於て選舉し、州を有しない共和國では當該共和國ソヴェート大會に於て直接代表者を選挙することになつてゐる。聯邦通常ソヴェート大會は年一回聯邦中央執行委員會に於て召集することになつてをり、臨時ソヴェート大會は聯邦中央執行委員會の發意によるか、又は、聯邦會議、民族會議、若は聯邦二共和國の要求する場合、中央執行委員會に於て之を召集し得ることになつてゐる。

二、聯邦中央執行委員會

聯邦中央執行委員會は聯邦ソヴェート及び民族ソヴェートを以て組織し、聯邦ソヴェートはソヴェート大會により、聯邦諸共和國代表者中より、各國の人口に比例し、ソヴェート大會の定むる人數より成立するものである。一九三一年度五月現在の代表者總數は四百六十九名である。

民族ソヴェートは少數民族の權利擁護のため聯邦内の總ゆる民族の代表者を網羅し、加盟共和國より各五名、各自治州より各一名を以て組織し、民族ソヴェートの組織は全體として聯邦ソヴェート大會の確認を必要とすることになつてゐる。民族ソヴェート代表者總數は現在百三十八名である。而して此の二個のソヴェートが「中央執行委員會」を組織するものである。
中央執行委員會の權能は、執行委員會幹部會、人民委員會、各人民委員會、各共和國中央執行委員會により、又は聯邦ソヴェート及び民族ソヴェート自體の發意により提出せられる一切の命令、法典、決定を審議し、聯邦の政治的、經濟的生活の一般原則を定め、聯邦國家機關の從來の慣行に根本的變更を加ふるものは總て聯邦中央執行委員會に於て審議し、且つ確認を與へることになつてゐる。聯邦中央執行委員會の議長及書記は左の通りである。

- 全 ペトロフスキイ（ウクライナ共和國代表）
 - 全 チェルウヤコフ（白露共和國代表）
 - 全 ムサベロコフ（後高架索共和國代表）
 - 全 ホヂヤエフ（ウズベツク共和國代表）
 - 全 マクスム・ヌースラツラ（タジツク共和國代表）
 - 全 アイタコフ（トルクメン共和國代表）
 - 書記 エヌキツゼ
- 猶ほ中央執行委員會は特別の事情なき限りソヴェート大會の閉會期間中に三回の常例會議を召集する。

三、聯邦中央執行委員會幹部會

聯邦中央執行委員會幹部會は中央執行委員會閉會中ソ聯邦權力の立法、執行、並びに行政に關する最高機關であつて、聯邦憲法の實施、聯邦ソヴェート大會及中央執行委員會の決定施行の監督をする

幹部會は聯邦ソヴェート及び民族ソヴェートより各々九名を選任し、爾餘の九名は中央執行委員會合同ソヴェートの席上各會議別に中央執行委員會より選出することになつてゐる。

幹部會員は總員二十七名であつて其名左の通りである。

- アガマルイ、アイタコフ、アンドレエフ、アタバエフ、アブンババエフ、ドガードフ、エヌキツゼ、エルババノフ、ザトンスキイ、カリニン、キセニヨフ、モロトフ、ムサベロコフ、ペトロフスキイ、ルズターク、スクルイブニク、スミルノフ、タージエフ、トムスキイ、ウハノフ、ハツケイウイチ、ホヂヤエフ、チェルウヤコフ、チュバトリ、チュードフ、チュツカイエフ、エリアエフ

四、人民委員會

人民委員會は内閣に相當する行政機關であつて中央執行委員會の選出する人民委員を以て構成する、人民委員（大臣に相當す）は人民委員部（各省に相當す）

の主務長官にして任期は一年である。

ソヴェート聯邦に於ける行政事務は（イ）聯邦政府のみ管掌するものと（ロ）聯邦政府の指揮監督の下に聯邦構成各共和國政府の管掌するものと（ハ）聯邦構成各共和國政府のみ管掌するものと（ニ）及び（ホ）の事務を管掌する人民委員部あり、此中（イ）に關するものは之を「單一人民委員部（ロ）に關するものは之を複合人民委員部」と稱する。外務、陸海軍、外國貿易、交通、郵電、水運、重工業、林業等は（イ）に屬し、労働、勞農検査、財務、農務、供給、輕工業等は（ロ）に屬す、猶ほ聯邦構成各共和國政府には（ハ）に屬するものとして司法、教育、保健、社會保險等の各人民委員部がある。

人民委員會の構成及び其氏名は左の如し。

- 人民委員會議長 モロトフ
- 議長代理 クイブイシエフ
- 同 ルズターク
- 同 アンドレエフ

- 人民委員會直屬機關としては、
- （イ）労働國防會議（ストーリー）
- （ロ）實施委員會
- （ハ）合同國家保安部（オ・ゲ・ベ・ウ）の機關がある。

（イ）労働國防會議

勞働國防會議は聯邦人民委員會の直屬機關であるが、全ソ聯邦の國民經濟の大綱及び國防方針を審議決定する重要機關で、委員は形式上人民委員會によつて選任々命される規定ではあるが、實際は中央機關の代表者より任命される。猶ほ議長は聯邦人民委員會議長之を兼務する、今、議長以下委員の氏名を擧ぐれば左の如し。

- 議長 長 モーロトフ
- 議長代理 クイブイシエフ
- 同 アンドレーエフ
- 委員 スターリン
- 同 オルジエニキーゼ
- 同 ウオロシロフ
- 同 キコウレフ
- 同 グリニコ
- 同 ミコヤン
- 同 カルマノウイツチ

(ロ) 實施委員會

實施委員會は一九三〇年十二月二十四日附の聯邦中央執行委員會及び人民委員會の布告によつて、從來の經濟建設五ヶ

年計畫を立案するための國家計畫委員會に代つて、一切の國家機關及經濟機關の同計畫實施に關する政府の諸訓令の遂行状態を監督し、その實績を検討する爲めの機關として組織されたのである。併し一説によれば實施委員會は左翼反幹部派の消極的抵抗を監視するを主たる使命とするものなりと傳えられてゐる。議長並びに委員の氏名は左の如し。

- 議長 長 モーロトフ
- 議長代理 アンドレーエフ
- 委員 ポスチシエフ
- 同 シウエルニク
- 同 ユルキン

(ハ) 合同國家保安部

合同國家保安部は反革命運動、間諜並びに匪賊行爲の取締等を爲す機關で、其の探偵網は聯邦全土に行渡つてゐる。又保安部には外國課と稱するものあり、外人及び國外に於けるソ聯邦駐在員の行動監視と情報の蒐集に従事してゐる。聯邦加盟各共和國には國家保安部(ゲ・ベ・ウ)があつて、右合同國家保安部(ナ・ゲ・ベ・ウ)の

のは、

(イ) ロシヤ共和國憲法の根本的原則の制定、増補、修正

(ロ) ロシヤ共和國に包括さるゝ自治共和國憲法の最終的裁可

全露ソヴェート大會議員は都市ソヴェートの代表として當該都市有権者二萬五千人に就き一名、州ソヴェート代表として當該州人口十二萬五千人に就き一名の割合をもつて選出される。

二、全露中央執行委員會

全露中央執行委員會はロシヤ共和國最高の統治機關であつて、共和國の立法、行政及監督の任に當るものである。又、中央執行委員會は自己の發意により、法典、命令及び決定を發布し、ロシヤ共和國人民委員會の提出せる法律案を審査し、且つ裁可する。

猶ほ中央執行委員會には最高體育協會土地紛争最高統制特別委員會、全露記録中央管理局が其管轄下に置かれてゐる。

三、全露中央執行委員會幹部會

全露ソヴェート大會の權限に屬するも

ウ)の指揮監督の下に行動してゐる。合同國家保安部長官はメンジンスキイである。

五、聯邦最高裁判所

聯邦最高裁判所は各加盟共和國最高裁判所の決定、判決又は宣告が聯邦の一般立法に違背し、又は他の共和國の利益に抵觸する場合、聯邦中央執行委員會に對し異議の申立を爲し、加盟共和國の各種決定が憲法上正當なりや否やを決定し職務上の犯罪により告發せられたる聯邦最高官吏の審判を行ふ。猶ほ同裁判所の構成は左の通りである。

(イ) 最高裁判所全委員會

(ロ) 民事裁判部及刑事裁判部

(ハ) 軍事裁判部及軍事交通裁判部 全委員會は十五名を以て組織し、其中には議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全委員會議長及合同國家政治局代表者一名、議長及び議長代理其他の七名は聯邦中央執行委員會幹部會に於て任命することになつてゐる。議長はウイノクローフである。

本幹部會は中央執行委員會の定例會議閉會中、之に代行する最高機關であつて全聯邦中央執行委員會幹部會と同性質のものである。本幹部會には中央選舉委員會、豫算委員會、行政委員會、特赦委員會等が附屬する。

四、全露人民委員會

全露人民委員會はロシヤ共和國政府の内閣に相當する機關で、ロシヤ共和國の一般行政を處理する。而して中央執行委員會及びソヴェート大會に對して責任を負ふ。又、人民委員會の命令は臨時中央執行委員會又は同幹部會によつて停止若くは取消されることがある。

猶ほロシヤ共和國人民委員會は左の如き構成である。

- 一、農務、二、財務、三、配給、四、勞働、五、司法、六、勞農檢察、七、教育、八、保健、九、社會保障、一〇、輕工業

各人民委員及び議長、議長代理、國家計畫委員會議長とを以て構成されるのである。從來國民最高會議長も委員の一人

ブリヤート、モンゴール自治共和国	一九二三年五月三十日	三八九、一	四九一	ウエルフネウージンスク(二二八)
ダゲスタン自治共和国	一九二一年一月二十日	五四、二	七八八	マハツチ、カラ(二三)
カザーク 同	一九二〇年十月四日	二、九五七、八	六、四九二	アルマ、アタ(四五)
カネーリヤ自治共和国	一九二〇年八月四日	一四三、三	二七〇	ペトロゾオドスク(二六)
キルギース同	一九二七年四月十五日	一九八	九九三	フルーニゼ(三五)
クルイム 同	一九二二年十月十八日	二五、三	七一四	ミムヘロポーリ(八八)
沿アルガ獨逸人 同	一九一九年四月十六日	二六、八	五七二	ボクロフスク(一八)
韃靼 同	一九二〇年六月二十五日	六八、六	二、五九四	カザン(一七九)
チューシユ同	一九二〇年六月二十四日	一八、三	八九四	チエボクサールイ(九)
ヤクーツク同	一九二二年四月二十七日	四、〇二三、三	二七〇	ヤクーツク(一一)
所屬自治州				
アドイゲイ自治州	一九二二年七月二十七日	三	一一四	クラスノダール
オトスク 同	一九二一年一月五日	三〇、四	七五六	イジエフスク(六三)
イングーシユ同	一九二四年七月七日	三	七五	ウラヂカフカズ
カパールジノバルカール同	一九二一年九月一日	一一	二〇四	ナリーチク(一三)
カルムイツ同	一九二〇年七月五日	七五、四	一四二	アストラハン
カラチヤエフ同	一九二六年六月十五日	八	六五	モヤンシヤール
コーミ 同	一九二一年八月二十二日	四三、七	二〇七	ウスチスインリスタ(五)

極東地方行政區劃組織

一、分管區制の設定

普通「極東地方」と謂れてゐるのは後具加爾以東のソ聯邦領土を稱するのであつて、帝政時代に於ては行政上四縣に分轄統治されてゐた。然し革命後一九二六年全露中央執行委員會は、従來の行政單位としての縣制は土地餘りに廣大にして

カリト 同	一九二〇年十一月廿五日	一三三、五	四八二	ヨシユカルオラ(四)
オイラト 同	一九二二年六月一日	八五	一〇〇	ウララ(六)
北オセチン同	一九二四年七月七日	六	一五二	ウラジカフカズ
チエルケツシユ同	一九二八年四月二十九日	一、五	三七	
チエチエン同	一九二二年十二月一日	一〇	三一〇	グロズヌイ
四、トルクメン共和国	一九二四年十二月	四九一、二	一、一三七	アシユハバド(四七)
五、ウズベツク共和国	一九二四年十二月五日	二五七、五	四、六八五	タシユケユト
六、ウクライナ共和国	一九一九年十二月廿七日	四五二	三一、四〇三	ハリコフ(四一七)
七、タジーク共和国	一九二九年十二月	八〇	一、二七四	スターリナバト

行政上種々の不便あるのに鑑み、一行政單位として又經濟的考慮を基礎の下に浦潮、ハバロフスク、ニコラエフスク、アムール、ゼーヤ、スレーチン、エンスク、チタ、北樺太、カムチャツカの九管區に分ち、更に七十五分管區に分轄統治することに決定した。

二、分管區の等級

従來の管區を分管區に細分しても尙其の内容等の點に於て不同である爲めに各

等別	村	數	人口數	戸	數	豫算額
第一級		一七五 ^{以上}	四〇、〇〇〇 ^{以上}	八、〇〇〇 ^{以上}	二五〇、〇〇〇 ^{以上}	
第二級		一五〇	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
第三級		一二五	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
第四級		一〇〇	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	
第五級		一〇〇 ^{以下}	一〇、〇〇〇 ^{以下}	一、五〇〇 ^{以下}	一〇〇、〇〇〇 ^{以下}	

三、「東部シベリヤ地方」新設

ソ聯邦政府は一九三〇年以來の極東地方に於ける管區行政組織の改制と同時に從來の極東地方地域を縮少し、それを以て更に東部シベリヤ地方を新設したのである。それはチタ及びスレーチエンスクの兩管區(二十二分管區)面積は二六九〇三九萬軒の地域が充てられた。

四、管區廢止に伴ふ行政組織の變更

上述の如き管區改制は必然的に同地方の行政組織をも變更せざるを得なくなつた。

た。主なる變更都市・町・村は次の如くである。

浦潮、ブラゴウエシチエンスク兩市はソヴェートを構成して極東地方執行委員會に所屬することゝなつた。

ハバロフスク、ニコリスク、蘇城、チタ、ペトロフスキー、ザウオード等は近郊の村を合併して市執行委員會を設定し極東地方執行委員會に所屬することゝなつた。(但し市政管掌機關としての市ソヴェートを構成しないこと)
スレーチエンスク、スバスク、ニコリスク等その他都市は分管區執行委員

員に所屬し、市ソヴェートを構成するものとす。
ビラ、テチユヘ等の村は獨立會計を有する労働者村ソヴェートを編成し、それに該當する分管區執行委員會に附屬せしめられた。
尙北樺太管區内オハ分管區は北樺太管區から分轄し極東地方執行委員會に附屬せしめられた。

五、極東地方行政機關

極東行政機關の中心は極東地方執行委員會であつて、現在の議長はブツエニコ氏である、同氏は駐日通商代表に任命せられたアサートキン氏の後を襲ふたものである。地方執行委員會はハバロフスク市に在る。議長の下に議長代理三名、書記一名を置く。

- 組織部 少數民族部
- 財務部 教育部
- 行政部 保健部
- 農務部 自治經濟部
- 商務部 労働部

社會保險部 勞農監督部
國民經濟會議 司法部

六、極東經濟機關

極東に於て活躍せる經濟機關の主要なるものを掲げれば左の通りである。
極東銀行、極東林業トラスト、輸出木材株式會社、ソ聯邦西方商業會議所極東支部、國立銀行ハバロフスク支店、漁業廳、カムチャツカ株式會社、サガレン株式會社

右諸機關は總てハバロフスク市にあるが、漁業廳は浦潮斯德にある、而して漁業廳長官はチモンエンコ氏である。

ソヴェート聯邦の憲法(改正)

第一編 「ソヴェート」社

會主義共和國聯邦構成に關する宣言

「ソヴェート」諸共和國の建設以來世界の國家は二個の陣營即ち資本主義の陣營及社會主義の陣營に分れたり
彼方資本主義の陣營に於ては民族間の敵

國家組織

意及不平等、植民地的××制度及××的愛國主義、民族的抑壓及××、帝國主義的××及××存在し

此方社會主義の陣營に於ては相互的信賴及平和、民族的自由及平等、國民間の平和的共存及同胞的協力存在す

資本主義の世界が民族の自由なる發展と人の人を搾取するの制度とを混用して民族問題を解決せんとしたる數十年間の企圖は効果なきこと判明し民族間の葛藤は却て益々増大し資本主義の存在自體を脅威するに至り有産階級は民族間の協力を圓滑ならしむるの力無きこと明となりたり

「ソヴェート」の陣營に於てのみ即ち人民の大多數を糾合したる無産階級の獨裁の下に於てのみ民族的壓迫を其の根底より打破し民族間に相互信賴の事態を創成し同胞的協力の基礎を設定するの可能なること明となりたり

右狀勢に因りてのみ「ソヴェート」諸共和國は内外に於ける全世界の帝國主義者の攻撃を排除することを得又「ソヴェート」

諸共和國は能く國內の争亂を清算し自國の存在を保障し且平和的經濟建設に着手することを得たり

然れども數歳に亘れる戦争は其の痕跡を残さざるを得ざりき戦争の遺産として遺されたる荒廢せる田園、休止せる工場破壊せられたる生産力及涸渇せる經濟資源は經濟建設に對する各共和國個々の努力を不十分ならしめたり各共和國の分立的存在の下に於ては國民經濟の復興は不可能なること明となりたり

他方に於て國際政局の不安定及新なる攻撃の危険は「ソヴェート」諸共和國をして資本主義的包圍に遭ひて單一戰線を敷くの已むを得ざるに至らしむ

終に階級的性質上國際的なる「ソヴェート」權力の組織夫れ自體は「ソヴェート」諸共和國の労働大衆を驅りて一つの社會主義的集團を構成するの途に向はしむ總て此等の事態は「ソヴェート」諸共和國の對外的安全、國內の經濟的繁榮及國民の民族的發展の自由を確保するを得べき一の聯邦を構成することを強要するもの

なり

最近其の「ソヴェート」大會を開催し滿場一致を以て「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の構成に關する決定を採用したる「ソヴェート」諸共和國國民の意思は本聯邦が平等なる國民の任意的結合なること各共和國は自由に聯邦より脱退すること權利を保障せられたること、既に存在し又は將來建設せらるることあるべき一切の社會主義「ソヴェート」共和國は自由に本聯邦に加入するを得べきこと、新なる聯邦國家は千九百十七年樹立せられたる國民の平和的共存及同胞的協力なる原則の榮譽ある成果なること並に本聯邦國家は世界資本主義に對抗するに爲倚頼するに足る城壁にして且總ての國の勞務者をして一つの世界的社會主義「ソヴェート」共和國を構成せしむべき新なる決定的一步たることの信賴すべき保障たるものなり

第二編 條約

露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國（「エル、エス、エフ、エス、エル」）、「ウクライナ」社會主義「ソヴェート」共和國

- 邦の全國民經濟の基礎及一般計畫の確立、全聯邦的意義を有する工業の部門及各個の工業的企業の決定、全聯邦的又は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の名に於てする利權契約の締結
- (リ) 運輸及郵便電信事務の指導
- (ヌ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の軍の編制及指導
- (ル) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の單一財政計畫及同聯邦を構成する諸共和國の豫算を包含する單一國家豫算の承認、全聯邦的租税及収入の決定並に「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする右租税及収入よりの控除金額及之に對する附加金額の決定
- 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする補充的租税及課金の認可
- (ヲ) 單一貨幣及信用制度の樹立
- (ワ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に於ける土地の整理及利

國家組織

(「ウ、エス、エス、エル」)、白露社會主義「ソヴェート」共和國（「ベ、エス、エス、エル」）、後高架索聯邦（「ソヴェート」共和國（「ゼ、エス、エス、エル」即ち「ソヴェート」社會主義共和國「アゼルバイジャン」、「ソヴェート」社會主義共和國「ジョルジア」及「ソヴェート」社會主義共和國「アルメニア」）、「トウルクメン」社會主義「ソヴェート」共和國（「トウルク、エス、エス、エル」）、「ウズベク」社會主義「ソヴェート」共和國（「ウズ、エス、エス、エル」）及「タジク」社會主義「ソヴェート」共和國（「タド、エス、エス、エル」）は一の聯邦國家たる「ソヴェート」社會主義共和國聯邦に合同す

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯第二百四十五號）千九百二十九年十二月五日改正（千九百二十九年聯邦法令集第七十五輯 第七百十七號）

第一章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦權力の最高機關の權限事項

- 用並に地中埋藏物、森林及水域の利用に關する一般原則の確立
- (カ) 共和國相互間に於ける移任に關する全聯邦的立法並に移民資本の設定
- (コ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の裁判所の構成、裁判手續並に民事及刑事立法に關する原則の確立
- (タ) 勞働に關する根本法の制定
- (レ) 國民教育に關する一般原則の確立
- (ソ) 國民の健康保全に關する一般的施設
- (ツ) 度量衡制度の樹立
- (ネ) 全聯邦的統計の作成
- (ナ) 外國人の權利に關係ある「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の國籍に關する基本的立法
- (ラ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に亘る大赦權
- (ム) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の「ソヴェート」大會及中央執行委員會の決定に

第一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を表現する最高機關は左の權限を有す

- (イ) 國際關係に於ける聯邦の代表、一切の外交事務の處理、他の國家との政治上及び其の他の條約の締結
- (ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國境の變更並に同聯邦を構成する諸共和國間の國境變更に關する諸問題の調整
- (ハ) 新共和國の「ソヴェート」社會主義共和國聯邦加入に關する條約の締結
- (ニ) 宣戰及講和
- (ホ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の外債及内債に關する契約並に同聯邦を構成する諸共和國の外債及内債の募集の許可
- (ヘ) 國際條約の批准
- (ト) 外國貿易の管理並に供給及國內商業制度の樹立
- (チ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

して本憲法に違反するもの取消

(ウ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける繋争問題の解決

千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號）

第二條 本憲法の基本的原則の承認及變更は専ら「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會の權限に屬す

第二章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權並に同聯邦の國籍

第三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權は本憲法に規定したる範圍内に於て且同聯邦の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せらるる右制限の範圍外に於ては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する各共和國は獨立して其の國家權力を行使す「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は同聯邦を構成する諸共和國の主權

を擁護す

第四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は自由は同聯邦を脱退するの權利を保有す

第五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は本憲法に準據し其の憲法を改正すべし

第六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領土は當該共和國の同意なくして之を變更することを得ず本憲法第四條を改正し、制限し又は削除する爲には「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する總ての共和國の同意を用す

第七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國人民の爲に單一なる同聯邦の國籍を設く

第三章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會

第八條 「ソヴェート」大會は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の最高權力機關なり但し「ソヴェート」大會の閉會中

聯邦中央執行委員會之を召集す
千九百二十七年四月二十六日改正
(千九百二十七年聯邦法令集第二十二輯 第二百四十二號)

第十二條 所定の期日に「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの權利を有す

第四章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員

第十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て之を組織す

第十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は同聯邦を構成する共和國の代表者中より各共和國の人口に比例して同聯邦「ソヴェート」大會の定むる人數の聯邦會議を選任す
千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第十五條 民族會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國及自治「ソヴェート」社會主義諸共和國各五名宛の代表者及諸自治州各一名宛の代表者を以て之を構成す民族會議の組織は全體として「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會に依り承認せらるるものとす
千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第十六條 聯邦會議及民族會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及同人民委員會、同聯邦の各人民委員部及同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會に依り提議せられ又は聯邦會議及民族會議に依り提議せらるる一切の命令、法典及決定を審議す

第十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法典、命令、決定及規定を發布し同聯邦の立法及行政を統一し且同聯邦中央執行委員會幹部

は聯邦會議及民族會議より成る「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高權力機關とす
第九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は選舉人二萬五千人に付一人の割合に依る市「ソヴェート」及市的居住地「ソヴェート」の代表者及住民十二萬五千人に付一人の割合に依る村「ソヴェート」代表者を以て之を組織す
千九百二十七年四月二十六日改正
(千九百二十七年聯邦法令集第二十二輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六百六十二號)

第十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會に對する代表者は(イ)「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有せざる國家の「ソヴェート」大會に於て直接に
(ロ)「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有する國家にして地方及州の「ソヴェート」大會に於ては地方及州の「ソヴェート」大會に於て(ハ)「アゼルバイジャン」、「ジョルジア」及「アルメニア」の諸「ソヴェート」社會主義共和國の「ソヴェート」大會に於て並に地方及州に合同せられ又は合同せられざる自治共和國及自治州の「ソヴェート」大會に於て選舉せらる
千九百二十七年四月二十六日改正
(千九百二十七年聯邦法令集第二十二輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六百六十二號)

第十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の通常「ソヴェート」大會は二年に一回同聯邦中央執行委員會之を召集す臨時「ソヴェート」大會は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の決議又は聯邦會議、民族會議若し同聯邦を構成する一共和國の要求に基き同

會及人民委員會の行動の範圍を定む
第十八條 命令又は決定にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の政治的及經濟的生活の一般的規範を定むるもの並に同聯邦國家機關の現存の慣行に根本的變更を加ふるものは總て之を同聯邦中央執行委員會の審議及承認を経る爲提出することを要す
第十九條 中央執行委員會の發布する總ての命令、決定及規定は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に於て直に之を施行することを要す
第二十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦中央執行委員會幹部會、同聯邦を構成する諸共和國の「ソヴェート」大會及同中央執行委員會又は同聯邦の領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令、決定及規定を停止し又は之を取消すの權力を有す
第二十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會通常會議は同聯邦通常「ソヴェート」大會の閉會中に少

くとも三回中央執行委員會幹部會に依り召集せらる臨時會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會の決定、聯邦會議幹部會若は民族會及幹部會又は同聯邦を構成する諸共和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

千九百三十一年三月十七日改正（千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號）

第二十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を経る爲提出せらるる法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの効力を取得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條 聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし

第二十四條 調停委員會に於て合意成立せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の合同會議の審議に附す合同會議に於て聯邦會議又は民族會議の投票の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の通常又は臨時「ソヴェート」大會の裁決に附することを得

票の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の通常又は臨時「ソヴェート」大會の裁決に附することを得

第二十五條 聯邦會議及民族會議は其の會議の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す

千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號

第二十六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民族會議の幹部會員全部を含む二十七名の委員より成る

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會人民委員會會議（本憲法第二十六條及第三十七條）を構成する爲聯邦會議及民族會議の合同會議を開く聯邦會議及民族會議の合同會議に於ける投票は聯邦會議及民族會議各別

に之を行ふ

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號）

第二十七條 中央執行委員會は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する共和國の數に依り中央執行委員會幹部會員中より同聯邦中央執行委員會議長を選挙す

千九百二十五年五月二十日改正（千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號）

第二十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦「ソヴェート」大會に對し責任に任す

第五章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會の閉會中立法、執行及行政に關する同聯邦の最高權力機關なり

國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責任を任す

第六章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會

第三十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會會議は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらる

- 人民委員會議長兼勞働國防會議議長
- 議長
- 代理
- 國家計畫委員會議長
- 外務 人民委員
- 陸海軍 人民委員
- 外國貿易 人民委員
- 交通 人民委員
- 水運 人民委員
- 聯絡 人民委員
- 勞農檢察 人民委員
- 最高國民經濟會議議長
- 農務 人民委員
- 勞働 人民委員

第三十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一切の權力機關に依り同聯邦憲法の適用並に同聯邦「ソヴェート」大會及中央執行委員會決定の執行を監督す

第三十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦の人民委員會會議及各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會會議の決定を停止し及之を取消すの權利を有す

第三十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦を構成する諸共和國「ソヴェート」大會の決定を停止するの權利を有す但し事後該決定を其の審議及承認を経る爲「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に提出するものとす

第三十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は命令、決定及規定を發布し且「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會會議、同聯邦各人民委員部、同聯邦を構成する諸

供給 人民委員
財務 人民委員

千九百二十四年十月二十四日改正
(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號)、千九百二十七年四月二十六日改正(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

(註) 本條第二項の議長代理の原語は複數なり

第三十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦中央執行委員會に依り賦與せられたる權限の範圍内に於て且同聯邦人民委員會議官制に依り同聯邦全領域に亘り執行の義務ある命令及決定を發布す

第三十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦の各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會に依り提出せらるる命令及決定を審議す

國聯邦最高裁判所は左の構成を有す
(イ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部

(ハ) 軍事部

(ニ) 運輸事務部

千九百二十七年四月二十六日改正
(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第四十五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會は最高裁判所長、同代理、同聯邦を構成する諸共和國最高裁判所全員會議長、同聯邦最高裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せられる四名の委員(同聯邦合同國家政治部の代表者一名を含む)を以て之を構成す最高裁判所長及同代理は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り

第四十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議は其の一切の事務に關し同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第四十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議の決定及規定は同聯邦中央執行委員會及同幹部會に於て之を停止し又は取消すことを得

第四十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會及同幹部會は同聯邦人民委員會議の命令及決定に對し同聯邦中央執行委員會幹部會に異議を申立つることを得但し之が執行を停止することを不得

第七章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所

第四十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の領域内に於て革命の正義を擁護する爲同聯邦中央執行委員會の下に左の權限を有する最高裁判所を置く
(イ) 全聯邦的法律問題に關し「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成

任命せらる

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第四十六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所檢察事及同代理は同聯邦中央執行委員會幹部會之を任命す「ソヴェート」共和國聯邦最高裁判所檢察事は同聯邦最高裁判所の裁判する一切の問題に付意見を開陳し最高裁判所の會議に於て公訴を支持し且同聯邦最高裁判所全員會の決定と意見一致せざる場合には同聯邦中央執行委員會幹部會に對し異議を申立つるの義務を有す
第四十七條 第四十三條に掲げたる諸問題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會の審理に附するの權利は専ら同聯邦中央執行委員會、同幹部會、同聯邦最高裁判所檢察事、同聯邦を構成する諸共和國檢察事及同聯邦の合同國家政治部に屬す

する諸共和國最高裁判所に指導的解釋を與ふること

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國最高裁判所の決定、判決又は宣告が全聯邦的法律に違反し又は他の共和國の利益に牴觸する場合同聯邦最高裁判所檢察事の申立に基き之を審理し及同聯邦中央執行委員會に對し異議を申立つること

(ハ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の要求に基き同聯邦を構成する諸共和國の各種決定が憲法上適法なりや否やに關し意見を具申すること

(ニ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける裁判所の爭議を解決すること

(ホ) 職務上の犯罪に因り「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會は左の事件を審理する爲特別法廷を構成す

(イ) 刑事又は民事事件にして其の內容が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大なるもの

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及同人民委員會議の構成員に對する一身上の裁判事件
「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所に依る此等事件の訴訟開始は其の都度同聯邦中央執行委員會又は同中央執行委員會幹部會の特別決定に依りてのみ之を行ふことを得

第八章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員部

第四十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議所管の行政各部を直接掌理する爲本憲法第三十七條に掲げたる十人民委員部を置く人民委員部は同聯邦中央執行委員會に依り承認せ

られたる人民委員部官制に従ひて行動す

第五十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員部は之を

(イ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦共通人民委員部即ち全聯邦に亘り單一なるもの

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦合同人民委員部

に分つ

第五十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦共通人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ

外務人民委員部

陸海軍人民委員部

外國貿易人民委員部

交通人民委員部

水運人民委員部

郵便電信人民委員部

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號) 千九百三十一年三月十七日改正 (千九百三十一年三月十七日改正) (千九百三十一年三月十七日改正)

年聯邦法令集第十七輯 第六百二十二號

備考 削 除

千九百二十七年四月二十六日追加

(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號) 千九百三十一年三月十七日削除 (千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六百六十二號)

(註) 本條末段の備考は千九百二十七年四月二十六日追加せられたるも千九百三十一年三月十七日削除せられたるを以て「備考削除」となり居れり

第五十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦合同人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ

最高國民經濟會議

農務人民委員部

勞働人民委員部

供給人民委員部

財務人民委員部

勞農検査人民委員部

千九百二十四年十月二十四日改正

(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號) 千九百二十七年四月二十六日改正 (千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號) 千九百三十一年三月十七日改正 (千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六百六十二號)

第五十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦共通人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國に自己直屬の代表を置く

第五十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於て同聯邦合同人民委員部の機關として其の任務を遂行するものは當該共和國の同一名稱を有する人民委員部とす

第五十五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員部の長官は同聯邦人民委員會議員即ち人民委員とす

第五十六條 各人民委員の下に其の統裁する參議會を置く參議員は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議之を任命す

第五十七條 人民委員は當該人民委員部に定むる規定に依り同聯邦最高裁判所檢事之を監視す

第十章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國

第六十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於ては最高權力機關は「ソヴェート」大會なり但し「ソヴェート」大會の閉會中は當該共和國の中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第六十五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高權力機關と同聯邦の最高權力機關との相互關係は本憲法を以て之を定む

第六十六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は同會員中より幹部會を選任す中央執行委員會の閉會中は同幹部會を以て最高權力機關とす

第六十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は人民委員會議議長、議長代理

第六十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員は同聯邦人民委員會議、同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第九章 合同國家政治部

第六十一條 政治的並に經濟的の反革命運動、間諜及匪賊行為との抗争に關する「ソヴェート」社會主義共和國聯邦構成諸共和國の革命的努力を統一する爲同聯邦人民委員會議の下に合同國家政治部を置く右合同國家政治部の長官は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議に列し評議員を有す

第六十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦合同國家政治部は同聯邦を構成する諸共和國人民委員會議の下に派遣する其の代表を通し國家政治部地方機關の活動を指導す右代表は立法手續を以て承認せられたる特別規定に依り行動す

第六十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦合同國家政治部の行動の適法なりや否やは同聯邦中央執行委員會の特別規定に依り行動す

國家計畫委員會議長、最高國民經濟會議議長、農務人民委員、財務人民委員、供給人民委員、勞働人民委員、司法人民委員、勞農検査人民委員、教育人民委員、保健人民委員、社會保障人民委員並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會の決定に依り評議權又は表決權を有する同聯邦の外務、陸海軍外國貿易、交通、水運、郵便電信各人民委員部の代表者を以て其の執行機關たる人民委員會議を構成す

千九百二十四年十月二十四日改正

(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號)、千九百二十七年四月二十六日改正(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

(註) 本條議長代理の原語は複數なり

第六十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高國民經濟會議並に農務、供給、財務、勞働

勞農検査各人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會議に隸屬し且同聯邦の當該人民委員部の命令に依り行動す

千九百二十四年十月二十四日改正

(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號)、千九百二十七年四月二十六日改正(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第六十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の司法及行政機關に依り處分を受けたる人民に對し大赦、特赦及復權を爲すの權利は此等共和國の中央執行委員會に屬す

第十一章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の國章、國旗及首

府

第七十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の國章は太陽の光線中に表はされ且麥穗を以て圍まれたる地球の上に配

せる鎌及槌より成り同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる言語を以て記せる「總ての國の無産者團結せよ」なる銘を有す國章の上部に五尖の星を配す

聯邦第二回「ソヴェート」大會決定

(速記録第三十五頁)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第七十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の國旗は赤又は紅地の布に旗竿の側の上隅に金色の鎌及槌を表はし其の上に金色にて縁取りたる赤色の五尖の星を配したるものとす幅の長さに對する割合は一と二なり

千九百二十三年十一月十二日改正

(千九百二十三年中央執行委員會人民委員會議及勞働國防會議公報第十輯 第二百九十六號)

第七十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の首府は莫斯科市とす

外

交

ソヴェート國家の外交關係

一、ソ聯邦の國交締結諸國

ソヴェート聯邦は今日ヨオロッパにあつては英國、佛國、獨逸、伊太利、埃太利、希臘、丁抹、ラトヴィヤ、リトワニヤ、諾威、波蘭、芬蘭、瑞典、エストニアの十四箇國と正式國交關係を樹立し、外交代表を交換してゐる。チェツク・スロヴツキヤとは既に一九二二年來事實上國交を結んでゐるが、チェツク側に白系在住露人の反對があるため今日まで、法律上の對ソヴェート承認がなされてゐない。然し、兩國は相互に外交代表も交換してゐることであり、普通ソヴェートの正式國交國の手に入れられてゐる。又アジアに於ては日本、波斯、土耳其

外 交

アフガニスタン、蒙古、ヘツヂヤス、ツウインナタンヌ・ツワ等との間に外交關係を有してゐる。支那、墨西哥等とは會て外交關係を有してゐるが、その過程において前者は一九二九年東支鐵道事件で國交斷絶し、後者とは一九三〇年墨西哥共產黨赤化宣傳問題で國交斷絶した。然しながら支那との間には東支鐵道がソ支兩管である關係上、一九二九年末ソ支紛争解決後同鐵道の關する限り事實上の交渉を持ち地方的に領事を交換してゐる新滿洲國成立後この關係交渉が新國家との間に更新されるに至つたことは、列國による滿洲國承認問題と關連して注目されてゐる。

ソヴェート聯邦と正式外交關係を有しない諸國中にも、實際上の國交即ち經濟關係を設定してゐる國家がある。これは歐亞兩大陸に跨り、世界陸地の六分の一

を占め、一億四千萬の人口を有するソヴェート聯邦を無視することは國際經濟生活上不可能であるため、會て「ソヴェート聯邦を無視しては歐洲の復活は出来ない」と叫んだ英國首相マクドナルドの言葉はこのことを證するものである。かかる國家の第一位に位置するものは北米合衆國である。即ち合衆國はソヴェート政府の革命前における對外債務支拂拒絕を最大の理由として頑強にソ政府の國家的承認を拒否しつゞけてゐるが、而も實質上の國交ともいふべく經濟關係は極めて密接にこれと設定し、有無相通じてゐる。

北米合衆國ほど密接ではなくとも歐羅巴及び南米アメリカ大陸、アジア等における對ソヴェート非承認國乃至斷交國の多くは、ソ聯邦との間に多かれ少かれ通商關係を有してゐる。

二、新段階の對外關係

然しながら以上の諸國はいづれも資本主義的體制の國家であるに反して、ソヴェート聯邦のみは、プロレタリア革命過

程の社會主義的體制の國家である。従つて兩者の階級的關係は全く對立的であつて、こゝから種々の複雑な問題が、ソヴェート聯邦の對外關係の上に發生して行く。殊に一九二九年頃から資本主義諸國は未曾有の深刻な經濟恐慌に襲はれ、時と共にそれが發展深化しつゝあるに對して、ソヴェート聯邦はその國內に種々の困難や矛盾を藏しながらも五箇年計畫の強行によつて、次第にその社會主義的建設を促進しつゝある。この相反する二傾向はさらだに對立するソヴェート聯邦對資本主義世界の相互關係を益々對立的ならしめ來つた。

一九二一年より一九二六、七年まで即ち新經濟政策の初期においてソヴェート聯邦と諸外國との間には、いはゆる息抜きと稱される一時的安定の時代が展開された。兩者の間には通商、利権、交通等を中心とする經濟的相互利用の道が開かれた。然るにこれは五箇年計畫と經濟恐慌と深刻に對立する現段階において著しく變

たといはれてゐる。更に其後滿洲事變勃發するに當り、資本主義諸國の一部には日本とソヴェート聯邦とを直接武力衝突せしめんとする企圖が謀まれ、一九三一年末モスクワにおいて廣田大使暗殺陰謀事件が暴露されるに至つた。又一九三二年三月にはソ獨關係を悪化せしめんとする陰謀によつて駐ソ獨逸大使館參事官が狙撃負傷する等の事件も生起するに至つた。

すべてこれら一聯の反ソヴェート・カンパニーはその根底に五箇年計畫と經濟恐慌に特色づけられるソヴェート聯邦と、資本主義諸國の増大しつゝある對立が横つてゐる。

マルクス主義經濟學の世界的權威ヴァルガ博士は、「ソヴェート聯邦と資本主義國家との間の對立は、人類史の現段階における最も根本的な對立をなしてゐるものである」と言つてゐるが、このことの眞實性は事實の上に證明せらるゝに至つた

三、個々の對外關係

然しながらこれはソヴェートの對外關

化した。ソヴェート聯邦の資本主義諸國に對する關係は日と共に、以前の協調、友好的色彩が薄れて、背反的色彩が濃厚となつて來た。

例へば一九二九年より三十年にかけて歐米の基督教諸國の間にはソヴェートの反宗教運動に對する抗議と排撃のキャンペーンが猛烈に行はれ、ローマ法王、英國のカンタベリー大僧正等を先頭に全基督教徒はいはゆる反ソヴェート十字軍を組織した。

つゞいて一九三〇年から三一年へかけソヴェート輸出商品のダンピング排撃キャンペーンが米國、英國、佛國等を中心ソヴェートの輸出商品とさえ云へばそれが「ダンピング」であるかの如きレッテルを貼つて目の敵にされた。このことに籍口して資本主義諸國中の或ものはソヴェート商品の輸入を禁止もしくは制限する法令を發布した。佛國の如きはその好適例である。之に對してソヴェート政府も

係を全般的に見た場合のことであつて、資本主義國家の全部が同量同程度にソヴェートとの對立の増大、従つて關係の悪化に赴いてゐる譯ではない。これは資本主義發展と頽廢の不均衡乃至資本主義諸國家間の相互的對立が經濟恐慌の現段階において増大し來り、個々の國家のソヴェート聯邦に對する利害が同一でないといふ事實によつて説明されなければならぬ。

例へば資本主義諸國中ソヴェート聯邦と利害最も共通せるは土耳其であつて、一九三二年二月以後ゼネブに開催の國際軍縮會議における兩國間の完全なる協調はこれを示すものである。又獨逸、伊太利、澳地利等、波斯等は土耳其に次いでソヴェートとの國交關係が良好であると見ていゝ理由がある。これに反して佛國並びに同國に率ゐられるルーマニヤ、ポーランド、チェツク・スロワツキヤ等はソヴェートとの對立關係最も尖鋭である。英國、米國等は相當密接なる經濟關係をソ聯邦との間に結びながら、しかも

亦對抗手段を取り、それら諸國からの物資の買付、備船等を禁止するに至つた。資本主義の反ソヴェート・カンパニーは單にそれだけにとゞまらなかつた。米國ではソヴェートの勞働を強制勞働乃至囚役勞働と稱して、かゝる勞働による生産品の輸入を禁止する趣旨の下に差當り、これをソヴェート産の木材に適用するに至つた。

新段階における資本主義諸國の反ソヴェート・カンパニーは單にこの三種にとゞまらない。臨時的、偶發的性質のものまでも加へる時は實にその數は枚舉に遑がない程である。殊に政治的性質を帯びた反ソヴェートの重大事件としては、一九三〇年十二月檢舉公判を見た露國産業黨大陰謀事件、一九三一年三月公判のメンシエヴィキ陰謀事件等が擧げられる前者はボアンカレー其他佛國政界乃至軍部の巨頭がその背後にあつて直接糸を引いてゐたといはれ、後者も亦單に舊ロシアの亡命メンシエヴィキ黨員のみならず獨逸其他の社會民主主義者が加勢してゐる。

一方政治的利害關係は著しく對立し、この政治的理由のために兩國就中米國の對ソ關係は一九三〇年中頃より次第に悪化し、經濟關係も時と共に損傷されつゝある。英、米、佛等大強國の利害によつて左右されつゝあるソヴェート邊境諸國、例へば前記ポーランド、ルーマニヤ、チェツク始めフィンランド、エストニヤ、ラトヴィヤ、リトワニヤ、東洋のアフガニスタン等も對ソヴェート關係は近時良好でない。かくて資本主義諸國の反ソヴェート・カンパニーは反ソヴェート十字軍ダンピング、奴隸勞働等の思想的、經濟的手段から、戰爭にまで轉化すべき段階にまで進んで來た。然しながら西歐諸國はソヴェート聯邦の國防力が今日では非常に強大であると共に、自國の内部に××的勢力が増大して來てゐることを熟知してゐる。従來、英露斷交、産業黨陰謀事件を始め、幾多反ソヴェート戰爭勃發の好機を持ちながら今日に至るも尙彼等がそれを躊躇してゐる最大の理由はそこ

にある。又反ソヴェト戦争を躊躇させる他の理由は、別記の如く資本主義國家相互間のソヴェトに對する利害が食ひ違つて居り、反ソヴェト戦争の場合完全な協同戦線を張り得る自信がないこともその理由のである。ソヴェト聯邦としては、同國におけるプロレタリア革命の進行、特に社會主義建設の發展が資本主義諸國との間に深刻な對立を呼び起すべきことを熟知して居るが、而も第一次、第二次五箇年計畫による社會主義建設の完成は對外平和を絶對要件とすることも十分に知つてゐるので、出来るだけ戦争の危険を除去するか、乃至はこの危険の接近を長引かせることが必要である

四、諸國との不侵略條約締結

かうしたソヴェト側の必要と、資本主義内部の對立國を牽制せんとする隣接諸國との利害は或程度の一致を見せて、ソヴェト政府の提案にかゝる不侵略條約が、締結されるに至つた。

眞先に此條約を締結したのはトルコ

サラビア問題を除外することを必要なりとして交渉に同意した。兩國間に正式外交關係が存在せざるのみならず更に重大な領土的及び其他の紛争を控えて居る場合には兩國は之等の紛争に觸れず之を除外する旨を言明せずして相互條約を締結することの不可能なことは極めて明瞭である。我々はルーマニアが事實上ベツサアラビアを占領してゐるからルーマニアは之に言及しないことを以て我々が其の占領を黙認して居るものと解釋し以て現下の紛争を忘れ度いと思つて居ることを充分承知して居る。

然し我々は之に同意することは出来ない。然し乍らルーマニアは更に此の種の規定を不侵略條約中に挿入せんと努力するであらうが、之は我々がベツサラビアに對するルーマニアの宗主權或はドニエストル河をルーマニアの國境と認める結果となるのである。之は何れも我々が同意し能はざる所である。従つて兩當事國は紛争問題に關して自己の立場を維持し且つ條約の締結は決して之等の立場を害

外 交

(一九二五年十二月十七日調印、一九二六年六月二十九日批准交換)で、第二はドイツ(一九二六年四月二十四日調印、同年六月二十九日批准交換)第三にはアフガニスタン(一九二六年八月三十一日調印、一九二七年四月十日批准交換)第四はリトワニヤ(一九二六年九月二十八日調印、同十一月九日批准交換)更に其後フランス(一九三二年)フィンランド、ポーランド(一九三二年)と假調印を了しルーマニヤ、エストニア、ラトヴィヤとの間に目下交渉進行中である。

日本に對しては一九三一年十二月三十日、芳澤外相のモスクワ訪問に際して之が提案をなされたが、日本側で默殺的態度をとつてゐることは別項日露關係の部「外交關係」の欄記載の通りである。この不侵略條約問題に關しては、ソヴェト外務人民委員長リトヴィノフ氏が一九三二年一月二十六日、國際軍縮會議出席のためゼネブに出發する際、次の如く發展してゐるから左にこれを掲げる。

するものでない事が極めて明瞭に言明されねばならぬ、不侵略條約は一方の當事國が他の當事國によつて侵略される可能性を除去するを目的とするものである。

此の目的の第一條即ち「各締約國は國策の具としての戦争を廢棄し他の締約國に對して個別的に或は他國と協同して陸海空より攻撃を加へることを避け且つ如何なる場合に於ても他の締約國に對して戦争に訴へざることを約す」との規定によつて充分に達成されて居る。而も、勞農聯邦は此の條項の第二項に於て現在兩國間に存在する領土的紛争を暴力を以て解決せんとする企圖は條約の侵犯と看做すとの條項を加へるに同意した。此の方式は兩國間に存する状態に對する不侵略を完全に保障するものである。

勞農政府は既に其の善意と條約締結に關する眞摯なる希望を表明した。今後の事業は他の締約國が善意を示すか否に懸つて居る。」

ソ聯邦在外外交代表

の内容は極めて簡單で不侵略の義務と締約國間の平和關係を害すべき原因除去の條項より成つて居る。右條約交渉の際に於て兩當事國が眞に兩國間の平和關係を鞏固ならしめたいとの希望に燃えてゐる場合には交渉は可成り迅速に完成されて居る。數週間に於て交渉を完結し條約の調印を見るに至つた芬蘭との交渉は此の好適例である、波蘭との交渉は芬蘭との交渉よりも數週間早く開始され本日の假調印によつて完成された。ラトヴィヤとの交渉も除々に進行中でありエストニアとも數日前から開始された。既に芬蘭は條約の調印を了し波蘭とも假調印を終つたのであるからエストニア及びラトヴィヤとの條約締結は何等の困難も生じない筈である。ラトヴィヤ及びエストニアとの交渉は兩國との平和條約が既に相互中立を規定してゐる事實より見て容易なるべきもので従つて條約は此の條約を繰返すことなくして締結されるであらう。ルーマニアとの條約締結交渉も殆ど成立せんとして居る、兩國は未解決のベツ

- 日 本 (東京) A・A・トロヤノフスキイ
- 埃 地 利 (ウイenna) K・K・ユレニエフ
- 亞 富 汗 (カプール) L・N・スタルク
- ヘヂヤス (デゼット) チウリアクロフ
- 獨 逸 (ベルリン) Y・M・ヒンチュク
- 希 臘 (アデン) W・P・ボテムキン
- 丁 抹 (コペンハーゲン) M・W・コベツキイ
- 伊 利 (ローマ) D・I・クウルスキイ
- ラトヴィヤ (リガ) A・I・スワイデルスキイ
- リトワニヤ (コウノ) カールスキイ
- 英 國 (ロンドン) G・F・ソコリニコフ
- 諾 威 (オスロ) 未 定

波 蘭 (ワルツウ) アントフ・オブセンコ
 波 斯 (テヘラン) Y.G.ダフチャン
 土 耳 古 (アンゴラ) Y.Z.スウリン
 ツウインナ (タナツワ) A.G.スタールコフ
 芬 蘭 (ヘルシングホルルス) I.M.マイスキイ
 佛 蘭 西 (パリ) W.ドブガレフスキイ
 瑞 典 (ストックホルム) A.コロントイ
 エストニヤ (タリン) F.F.ラスコーリニコフ
 チエツク・スロウキヤ (ブラガ) A.Y.アロセエフ
 日 本 (全權大使) 廣 田 弘 毅
 埃 地 利 (全權大使)

各國の駐ソ外交代表

亞 富 汗 (全權大使) バイヘリ
 S.G.グリアム
 獨 逸 (全權大使) フオン・ヂルクセン
 希 臘 (全權大使) ブサリダス
 丁 抹 (全權大使) ペルト・スコウ
 伊 太 利 (全權大使) ベルナリド・アツテリコ
 ラトヴィヤ (全權大使) セスキス
 リトワニヤ (全權大使) ユルギス・バリトルルシャイチス
 英 國 (全權大使) サイ・エスモンド・オヴィ
 蒙 古 (外交代表) ガンボジャツブ
 諾 威 (全權大使) A.ウルウビ
 波 斯 (全權大使) アルゴリ・ハン・アンサリ

波 蘭 (全權大使) スタニスラフ・パテタ
 ツウインナ (領 事) チヨイドン
 土 耳 古 (全權大使) L.B.ヒュセイ
 芬 蘭 (全權大使) ユルシエルナ
 佛 蘭 西 (全權大使) フランソア・デジャン
 瑞 典 (全權大使) A.フオン・ゲイデンシタン
 エストニヤ (全權大使) ユリース・セリヤマ
 一九一八年六月四日公布人民委員會議
 命令(一九一八年法令第三十九號第
 五〇五項)第一項外交代表者の階級を廢
 止し之を露西亞社會主義聯邦「ソヴェエ
 ト」共和國全權代表と命名するの件を増
 補し(一九二一年五月二十六日人民委員

外交代表に關する規定

全露中央執行委員會委員長 エム・カリーニン
 人民委員會議々長代理 アー・ツユールバ
 全露中央執行委員會書記官 アー・エヌキゼ
 莫斯科クレムリン 千九百二十二
 年一月二十四日

會議決定(一九二二年)法令第四十九號第
 (二百六十一項) 勞農政府在外交館に關す
 る一般規定を追加するため全露中央執行
 委員會及人民委員會議は左の通り決定せ
 り
 第一條 外國政府並に同盟「ソヴェエト」
 共和國政府に派遣する勞農政府全權代
 表の任免は全露中央執行委員會幹部會
 の決定に依る
 第二條 全權代表の信任狀及び解任狀は
 全露中央執行委員會議長及書記官之に
 署名し外務人民委員之に副署す
 第三條 第一條に記載せる以外の首席代
 表、委員、特使並に各種の國際條約及
 び協約締結の爲派遣せらるる全權委員
 の任免は人民委員會議の決定に依る
 第四條 第三項記載の代表及び委員の信
 任狀及解任狀並に委任狀は人民委員會
 議長之に署名し外務人民委員之に副署
 す
 第五條 左記は外務部に於て任命す
 (イ) 全權代表の不在中又は其の召還
 後後任全權代表の任命さるる迄の期

間之を代表する全權代理
 (ロ) 勞農政府の締結せる契約實施の
 爲設置せらるる國際混合委員會の委
 員長
 (ハ) 全權代表及び其他の外交委員、
 使節の隨員たる參事官、書記官及び
 官補又は國際混合委員會委員
 第六條 陸海軍武官及其の補佐官は外務
 人民委員と協議の上共和國革命軍事會
 議之を任命す
 第七條 第五條及第六條に記載したる者
 に對する委任狀又は命令書は外務部之
 を發給す
 第八條 勞農政府在外公館に關する一般
 規定第十五條に依り任命せらるる總領
 事、領事、副領事及び領事代理は外務
 人民委員の署名ある領事旅券の發給を
 受く
 第九條 勞農政府在外公館に關する一般
 規定第十九條に依り任命せらるる外國
 貿易部の委員及役員は外國貿易人民委
 員の署名し外務人民委員の査證せる委
 員狀の發給を受く

全聯邦共產黨

一、全聯邦共產黨概観

全聯邦共產黨は、ソヴェート聯邦における唯一絶対の指導政黨である。それはソヴェート聯邦といふ生ける肉體において、心臓と頭腦の役割を併せ持つてゐるソヴェート聯邦における全國家機關、即ち地方から中央へかけてのソヴェート機關も、經濟機關も、軍事機關も、文化團體も共產黨の完全なる指導下に組織され運用されてゐるのである。

この全聯邦共產黨の母胎は一八九三年三月組織されたる露西亞社會民主労働黨である。同黨が一九〇三年の大會においてボリシエヴィキー（多數派）と少數派（メンシエヴィキー）に分裂して以後は、この多數派即ちボリシエヴィキーこそ、今日の全聯邦共產黨の前身をなすもので今日でも黨の正式の名稱を「全聯邦共產

むしる質的な充實を尙ふ共產黨としては當然のこと、その後においても清黨運動は、第一次のそれほど大規模でないが必要に応じて時々行はれて來てゐる。

然しこのことは共產黨が量的擴大を輕視してゐることではなくて、ソヴェート聯邦の窮局目標とする共產主義社會の實現は、共產主義のより多數なる創造によつてのみ保障される譯であるから、その資格ある者である限り極力入黨を歓迎されることは云ふまでもない。特にこの際重視されるのは有資格者としての労働者、特に重工業方面に働く労働者であり、それについて貧農、勤務員である。ブルジョアジーに對しては勿論黨の門戸は閉ざされて居り、小ブルジョア農民、乃至小ブルジョア・インテリゲンツィヤに對してはその階級的朦朧性の故に極めて嚴重なる試験の後入黨を許される。

一九二五年に黨員が百萬突破を示してゐるのは、その前年一月レーニンの死後「レーニン記念名集」をスローガンとして労働階級出身者乃至現労働者を主たる對

全聯邦共產黨

黨（ボリシエヴィキー）と呼んでゐるのは

はボリシエヴィキーと全聯邦共產黨とが相即不離であることを語るものである。

露西亞社會民主労働黨（ボリシエヴィキー）は一九一八年三月の第七回大會において露西亞共產黨（エル・カ・ベ）と改稱したが、一九二六年に至り、黨名は今日の如く全聯邦共產黨（ボリシエヴィコフ）と再度改稱さるゝに至つた。黨員數も革命後非常に増加し一九一七年十一月革命當年十一月革命當時後二十萬人を算したものが今日では其十倍の約二百萬人を算するに至つた。今其移動趨勢を表示すれば左の如し。

一九一七年十一月	100,000
一九二〇年（第十回大會）	700,000
一九二二年（第十二回大會）	1,000,000
一九二五年（第十四回大會）	1,000,000
一九二七年十月一日	1,111,970

象に廣く黨の門戸を開放したため、偉大なる指導者の死に感奮した労働者多數の入黨を見たによるものである。

二、全聯邦共產黨員の數字的解剖

「カレンダール、コムムニスタ」（一九三一年版）によつて一九三〇年七月一日現在の黨員總數一百八十四萬二千六百六十名の出身階級別に勤務別内譯を示せば左の如し。

出身階級別百分比	
（一九三〇年七月一日）	
一、労働者	六八・五パーセント
二、農民	一九・二パーセント
三、勤務員	一一・五パーセント

出身階級別百分比移動趨勢

	労働者	農民	勤務員	計
一九二八年一月一日	五七・八%	二二・三%	一九・九%	一〇〇%
一九二九年一月一日	六二・一	二一	一六・九	一〇〇
一九三〇年一月一日	六五・八	一九・七	一四・五	一〇〇
一九三〇年四月一日	六八・二	一八・七	一三・一	一〇〇

全體として共產黨員並に候補者數は十四年間に約二十倍に激増してゐるが、しかも右各年度の中には却つて前回よりも著しく減少してゐる時期もある。例へば、右表の中一九二〇年第十回大會當時七十萬人であつたものが一九二二年には四十萬人に即ち三十萬人を減じてゐるこれは何故であるかといふに、前記七十萬人中には共產黨が支配黨となつたがために、革命後レーニンの言葉を借りれば「單に銃殺に値するだけの獵官連や山師共が潮のやうに共產黨に加入して來た」そこで、一九二〇年から二二年にかけ大規模の斷固たる清黨運動（一名黨掃除）が行はれ、黨員たる資格のない墮落分子や野心家連を黨から追ひ出してしまつたため、かかる減少を見るに至つたのである。これは徒らに量的に擴がるよりも、

四、其他 〇・八パーセント
計 一〇〇パーセント

現職業別百分比

（一九三〇年七月一日）	
一、労働者	四八・八パーセント
（其中農業労働者三九・九パーセント）	
二、農民	一三・一パーセント
（其中コルホズ二〇・五%私農二・五%）	
三、勤務員	二八・九パーセント
四、手工業職人	〇・二パーセント
五、學生	五・五パーセント
六、其他	三・五パーセント
計	一〇〇パーセント

更に黨員の出身階級別に現職業別百分比を最近三箇年間の變化において見れば左の如し。

三一

職業別百分比移動趨勢

	労働者	農民	勤務員	其他	計
一九二八年一月一日	四〇・八%	一一・三%	三六・一%	一〇・八%	一〇〇%
一九二九年一月一日	四四	一一	三二・八	一一・二	一〇〇
一九三〇年一月一日	四六・三	一一	三一・一	一〇・六	一〇〇
一九三〇年四月一日	四八・六	一一・四	二九・四	九・六	一〇〇

即ち出身階級別においても現在の職業別においても労働者の党内における比率は著しく高まり、前者にあつては一九二八年一月一日の五七・八%から、一九三〇年四月一日の六八・二%に増加し黨員数は絶対過半数を凌ぐこと一八%以上に達してゐる。又後者にあつても二箇年と三箇月間に四〇・八%から四八・六%に増加したが、其後において更にこのテンポは高まつてゐるから一九三〇年末迄に遙かに五〇%を超えたと見ていゝ理由がある之に反して農民出身黨員及び勤務員出身黨員並に其他の非労働者出身黨員数は右の期間に著しく減少して來てゐる。唯現職業別においては農民黨員の移動に起伏高低があるだけで他の非労働者の比率は

例外なく減退を示してゐる。

然し「カレンダリー・コムニスタ」によれば農村における黨細胞の質は非常に良くなり、例へば第十五回黨大會（一九二七年末）當時までその成年の大部分は農村機關の勤務員であつたが、最近では小作人及び貧農の参加が目覺ましく、二半年後の第十六回大會（一九三〇年七月）當時には農村細胞全成年の過半数以上をそれによつて占むるに至つた。

チヤールスキー氏がバーナード・ショウ翁を視察案内したので有名な電気工場「エレクトロ・ザウオード」では同じ期間に黨員である労働者の同工場全労働者に對する比率は一七・四%から二二・六%に増加した。又「セルプ・イ・モロト」(鎚と鎌)工場では同期間に一五・四%から二〇・一

共産黨の本質が前記の如くプロレタリア前衛である事實と關連して労働者要素の増大は、最も大きな關心をもつて努力されてゐるところで、これについて黨中央委員會議總會は一九二八年十一月二十四日附黨に對して次の課題を決定した。

- 一、一九三〇年末迄に黨の構成員中生産事業労働者を全黨員数の半数以上たらしむること。之がためには大衆の中に適當な組織的、實踐的、思想的、教化的活動を展開すること
 - 二、今後二箇年中に非労働者の入黨を最大限度に制限し、且つサラリーマンはその推薦者中に數名の生産労働者を加へること
 - 三、農村労働者、小作人及貧農並にコルホズ農民中の優秀なる活動分子を入黨せしむる仕事を決定的に速進せしむること
- この決議は前記の如く一九三〇年末迄に實現を見るに至つたが、最近における生産労働者の入黨趨勢を個々の實例について示せば左の如くである。
- 大自働車工場として知らる「アモ」に在つては一九三〇年一月一日から同四月一日まで、即ち僅か三箇月間に同工場労働者總數に對する黨員労働者の比率は二五・一%から三四・一%に増加した。五箇年計畫を二箇年間で達成し且つ先頭ルナ

各地方別労働者黨員數

地方	有資格工業労働者數		其中共産黨員數		其比率	
	有資格工業労働者數	其中共産黨員數	有資格工業労働者數	其中共産黨員數	其比率	其比率
モスクワ州	六六、二七二	八三、三三六	三、二六%			
レニングラード州	三七、五九〇	六、四〇〇	一八・二%			
イワノフ州	三六、九三三	三、六七〇	一〇・〇%			
西部	七六、二七四	一〇、五五五	一三・八%			
中央黒土帶	四九、〇三三	六、七五三	一三・八%			
ウラル州	二七、四三三	二七、一五〇	一〇〇・〇%			
ニゼゴロド地方	一四、五〇八	一四、五五九	一〇〇・〇%			
中部ヴォルガ地方	五九、八三三	九、四五一	一五・八%			
下部ヴォルガ地方	五九、四八五	一一、一八八	一八・八%			
北部	三〇、〇〇五	三、二九六	一〇・八%			
北高架索地方	二二、〇五五	二六、九七五	一二・二%			
西伯利地方	七四、一三七	二二、五九八	三〇・〇%			
プリアート蒙古地方	一、八八八	一、七〇二	八九・〇%			
全聯邦共産黨						

極東地方

地方	有資格工業労働者數	其中共産黨員數	其比率
カザクスタン	三、三三〇	三、八四三	一一・六%
キリギーズ	一八、九〇九	二、八〇九	一四・九%
バシキール	五、九〇二	五、三六	九・一%
ダゲスタン	一六、三三九	二、九四五	一八・一%
カレリ	三、三三九	七、三四	二〇・七%
クリミア	一三、二四二	六、八五	五・二%
タタール	二、九六五	二、六九九	一〇・三%
ウクライナ	二四、〇三二	二、八四一	一一・八%
ウクライナ	七〇、一七六	九、三三二	一三・一%
白ロシヤ	四六、三〇三	九、一五三	一九・八%
後高架索	八六、四八	二、三、九四三	二・七%
内(アゼルバイジャン)	一五、五二九	二、九、三三	一九・三%
内(アルメニヤ)	一、七〇六	一、七〇六	一〇・一%
譯(ジョルジヤ)	八、四七	五、七〇八	三三・九%
ウズベクスタン	二四、八七	六、四九九	二四・六%
トルクメニスタン	二六、〇三二	八、五五	三二・九%
合 計	三、一八五、四九七	四、五、五、六四	一四・三%

益々具體化するに至り一九一九年三月遂に各國共産黨の國際團體たる共産インターナショナル(略稱コミンテルン)成立を見た。コミンテルンは第一及第二インターナショナルに對して俗に第三インターナショナルとも稱する。

一九一九年三月莫斯科に於て開催せられたるコミンテルン第一回大會には各國より六十三名の代表者出席し其の翌一九二〇年七月同じく莫斯科に於て開催せられたる第二回大會には二二四名の代表者出席せし、爾來一九二二年六月第三回、一九二二年十一月第四回、一九二四年六月第五回、一九二八年七月には第六回大會を開催し、コミンテルンは年と共に益々其の勢力を擴大し來つた。大會に次ぐ重要會合たる執行委員會總會乃至擴大總會は一九三一年五月中旬まで第十一回開かれた。一方コミンテルンは其の創立以來各種の機關を創設し此等を通じて間接に共産主義の宣傳に努め資本主義世界の大敵國を形成するに至つた。労働組合の國際團體たる赤色労働組合インターナショナル(略稱プロフィンテルン)、赤色農民の團體たる赤色農民インターナショナル(略稱クレステンテルン)、青年共産主義者の團體たる青年共産インターナショナル(略稱キム)等にしてスポーツ、インターナショナル(略稱スポルチンテルン)等は何れもそれと同系統に屬する各専門的國際組織である。

二、コミンテルン加盟員 數と幹部名

コミンテルンは一九一九年三月創立以來其の勢力は年と共に隆盛となり一九二八年(七月十七日より九月一日に至る)第六回大會を開催したが一九三〇年十月二十五日附ブラウダ紙に據れば現在コミンテルン加入者は後述キム加入者をも合算すれば總數四百萬人(中ソヴェート聯邦の加入者三百五十萬人、諸外國の加入者五十萬人)なる趣にして又一九三〇年度には四十九支部員二百五十一萬八千六百三十七名(但し青年共産黨員を含まず)に達したと云ふ。
左表は第六回大會直後同年九月選舉せ

られたるコミンテルン幹部であるが此中にはその政綱がコミンテルンの方針と相容れず除名されたものもある。
(イ) コミンテルン執行委員會幹部會員(一九二八年九月三日選舉)(總數二十九名)

- バルベ(米)、ベル(英)、ブハリリン(露)
- ポトロウ、イレク、加藤(日)、片山(日)
- コラロフ(勃)、ベラクーン(洪)、クイン(勃)、ロゾフスキー(露)、マヌイルスキー(露)、モロトフ(露)、ムツソ、ブルフニヤク(波蘭)、ピアトニツキー(露)、レムメレ(獨)、ロソー・セマール(佛)、セルラ(伊)、スターリン(露)、テールマン(獨)、ヒタール(露)
- クララ・ツエトキン(獨)、チルブム(瑞典)、チユー・ヴィイト(支)、シメラル(チエツコ)、エムベル、ドロ(瑞西)、エルコリ(伊)

同候補(九名)

- フオスター(米)、ハンセン(諾威)、ヘツケルト(獨)、レンスキー(露)、ミルコヴィチ(塞)、ボリツ(英)、ブー

ルマン、レスト(英)、チャン、ピアオ(支)

(ロ) 幹部會政治局員(一九二九年九月五日選舉)(總數十一名)

- バルベ、ベル、ブハリリン、クイン、モロトフ、ピヤトニツキー、レムメレ、セルラ、チユー、ヴィイト、シメラル、エムベル、ドロ
- 同候補(總數三名)
- マヌイルスキー、ロゾフスキー、ヒタール

補 遺

第十七回全聯邦共産黨會議

ソヴェート聯邦第十七回全聯邦共産黨全國會議は一九三二年一月三十日午後五時モスクワ市クレムリ宮殿内の大廣間に於て舉行された。

本大會に参加せる代表は議決權を有するもの三六四名、審議權を有するもの四五九名であつた。

第一日(一月三十日) 聯邦共産黨中央

全聯邦共産黨

委員會の委嘱に依り、モロトフ氏が開會の辭を述べた、(開會の宣言略)會議は同會議の幹事、書記、編纂員の選舉を行つた。會議の設定せる議事日程左の如し。
一、一九三二年の工業總算と一九三二年の課題。
二、聯邦國民經濟第二次五箇年計畫(一九三三—三七年)編成の指令。
重工業人民委員長、オルジョニキツゼ氏が第一項の報告をなした。
次に開會中報告並に討論のための登壇者氏名を列記しやう。

第二日(一月三十一日) ———— カリーニン、セレプロフスキー、リュビモフ、ロボフ、グリヤヂンスキー、プイラエフ、スホムリン、ポストイセフ、ピウオワロフ、グブキン、トロコソツエフ、クビヤク、クルナコフ、ルツズタフ、ブハリン、ミコーヤン、

第三日(二月一日) ———— ブルイコフ、ツイーホン、オーツ、イワノフ、ルミヤンツエフ、イワンチエンコ、カガノヴィツチ、ブラムネク、シワルツ、シウエル

ニク、セレヘス、ダダロフ、ケルチヂヤノフスキー、ナリーモフ、ブリーツチエンコ、ピヤタコフ、ストリエフスキー、オヂンツエフ、クヅネツオフ、

第四日(二月二日) ———— モロトフ、ツイブイセフ、

第五日(二月三日) ———— エレミン、ロモフ、ツリコフ、ワレイキス、ステツキ、ストツエフ、ミリューチン、ハタエウイチ、フエンコフスキー、ゴロシチユーキン、スクルイブニク、セボルダエフ、ジューコフ、グリニコ、ウエンベルグ、コシオル、カミンスキー、クグリニフ、エイヘ、オシンスキー、バラノフ、ウンシリフト、クグリニコフ、エイヘ、ウンシリフト、オシンスキー、

第六日(二月四日) ———— ゴリツマン、ミルザヤン、リヤボフ、コシオル、ゴロデツ、プツィハ、メジラウク、ジダノフ、カラシニコフ、クリシタリ、ロウイオ、ヒタロフ、モロトフ、

國

防

陸軍

一、勞農赤軍の沿革

一九一七年、所謂十月革命によつて政權を奪取したるレーニン一派は、十一月八日革命の翌日「無併合無賠償速時講和」の宣言を発表し東部戦線四ヶ年の協力を破棄し、十一月二十六日獨軍に休戦を申込み、十二月二日より休戦商議を開始し十二月二十二日より講和談判を開始した然るにこの講和談判はブレストリトウスクに開かれたのであるが、會議が未だ調印されないのにトロツキーは戦争の終決を促進せんが爲めに二月十一日突如として全軍に復員令を發し、講和は成立せざるも戦争は終了せりと宣言した。之れが爲め戦線に残留する兵卒は恰も大河の決するが如く先を争ふて郷里に歸還し露軍

は全く崩壊するに至つた。ドイツ軍は之に乗じて二月十八日休戦満期と共に總前進を開始し長驅露都を脅威するに至りロシア當局は周章置く處を知らずドイツの提出せる總ての條件を承認し、遂に屈辱的なる講和條約に調印するの止むなきに至つた。之れより先、一九一八年一月十五日人民委員會は義勇兵を持つてする赤衛軍の組織に關し法令を發布してゐるが之は勞農赤衛軍の嚆矢とも云ふべきであつて、レーニン政府は之に依つて反ポリシエヰイキーに對抗すると共にブレストリトウスクに於ける講和談判の不調に備へんとした。當時レーニン政府の使用し得たる赤衛軍はベトログラード及びモスクワを中心とする約八萬人に過ぎない義勇軍であつて、内にやゝ軍隊的組織を有してゐたものは二個師團程度であつた。レーニン政府はドイツ軍の壓迫により、

急遽ベトログラード及びモスクワに防衛司令官を置き、陸軍省參謀本部を改編して最高軍事會議となしトロツキー自ら議長となり又軍事專家招聘なる下に舊將校を召集し、指揮官養成所を起し、ある程度の階級制を認め、賞罰を明にする等舊軍隊の制度を採用するに従つて漸次軍隊的價値を増大し政府の運命も辛ふじて危機を脱するを得るに至つたのである。彼等は此間軍隊成立の要件は軍紀にして軍隊を擁せざる政府は内外に對して何等の權威無きことを如實に體驗した。その後一九一八年の夏、チエツコスロバキア軍を始め反ポリシエヰイキーの軍隊の蜂起あり、序いで獨逸軍の壓迫を免るゝに至りたるも、南露、北露、西北露、西伯利等各方面よりする反ポリシエヰイキー聯合軍の攻撃、序いで、一九二〇年に於ける波蘭との戦争等により赤衛軍は著しく擴張され、當時戰鬥員は約百萬人、總動員兵力は約四百萬人に達した。今日の徵兵制度は一九一八年七月第五回全露ソヴェート大會により定められたものである

つて、當時は最も革命的な分子たる勞働者のみを召集したが、序いで農民及び軍事專家たる舊將校下士に及んだのである。ソ波及び國內戦の終結後政府は軍隊の復員に着手したけれども内外の情勢上強力なる武力の保持育成の必要を痛感し依然として九十萬の軍隊を擁し着々として編制を改革し、軍事工業を起し、國防威力の充實に努め一九二〇年第九回共產黨大會の決議に基づき國民皆兵、經濟的軍備に着手する爲め調査研究に努めつゝあつたが、國內産業の頹廢は益々民兵制度の採用の機運を促し一九二三年初頭より民兵制度を採用し、一般師團の改善に着手し、又徵兵令の基礎は一九二二年設定された。右の如き過程を経て勞農赤軍の基礎は漸やく確立せられ、一九二八年産業五ヶ年計畫を始めに際し、同計畫をしてソ聯邦國防に密接な連繫を保たせると同時に、直接軍備の充實改善を企劃し大々的に國防威力の充實擴張を見るに至つた。

現在に於ける勞農赤軍の陸軍力は歩兵

約七十個師團、騎兵十二師團、と獨立旅團九、飛行中隊(陸上機)約二百中隊及び特殊部隊であつて、之れを八つの軍管區二つの獨立軍、一つの軍事委員管區に區別し、配置してゐる。勞農赤軍の兵力配置の重點は西方國境地方、即ち波蘭、羅馬尼方面にあるやうであるが、極東地方に對しても歩兵八師團、騎兵獨立旅團二つを基幹とするものを常駐せしめてゐる。

海軍は全般的に見て有力でないが波爾的艦隊、黑海艦隊、裏海艦隊、黑龍江艦隊、浦潮艦隊を編成し、波爾的艦隊、裏海艦隊は隣國の海上勢力に比し優力なる位置を保つてゐる。又海軍に所屬する飛行機は大體十六中隊と見做されてゐる。

「ソヴェート・ロシア」に於いては軍事は極端に祕密主義であつて軍隊の配置、兵力は勿論のこと軍事豫算の内容等も全く公表せられることなく、その總兵力等も明瞭に爲し得ないが陸軍は約百二十九萬二千人、空軍は二萬五千人、海軍は三萬一千人、合計百三十四萬八千人を有す

るものと考へられる。この百三十四萬八千人の兵力は帝政時代歐洲大戦勃發前に於ける兵力と略同等であつて、ロシア軍隊と云ふものは帝政時代に於いても、共產黨治下に於いても大體變りがないと云ふ事を示してゐる。

二、産業五ヶ年計畫と國防の關係

産業五ヶ年計畫は重工業に重點を置くものである。之れが直接に、間接に國防威力を培養することは萬人の認むるところであつて、如何に最負目に見ても産業五ヶ年計畫はその重點を國防計畫に置いてゐることは既にヨーロッパ、アメリカに於ける輿論である。之れを豫算の方面から研究して見ても一九二八年度、即ち五ヶ年計畫實施前に於ける軍事費は僅かに七億五千萬留であつたが、昨一九三一年度に於いては十九億留に昇つてゐる。又この五ヶ年計畫は戦時の封鎖状態を考慮し有ゆる物資の自給自足の見地から計畫せられ、國家の中央集權によつて資源の統制運用を容易ならしめ、平時に於い

ても國家總動員を事實上に構成し、工業地帯の中心を敵の攻撃又は空中襲撃に對して安全なるウラル方面に選定しつゝあるのであつて、計畫完成後にあつてはソヴェト聯邦の國防は盤若の泰きに至るであらう。

五ヶ年計畫が實施せられてから現在までに於いて歩兵は二師團、騎兵は一師團の増加を見たのみで此の莫大なる軍事費増加は主として軍の機械化、化學戰準備航空兵力の擴張及び軍の内容充實に充られてゐる。

軍の機械化に就いて一言説明するならば、先づ指を機械化兵團の新設に屈しなければならぬ。從來勞農赤軍の内容は貧弱なるものであると認められてゐたが一九三〇年突如として機械化旅團四個を新設し、目下之れを師團編成に擴張してゐる。この部隊は日本に於いては勿論類を見ないものであつて多數の戰車、裝甲自動車に加ふるに、自動車に乗せた歩兵、野砲、重砲、工兵、通信及び化學兵を混合したものであつて迅速なる機動力と偉

大なる戰鬥力をもつてゐる。第二に機械化部隊として注意すべきは各軍管區の裝甲車部隊に統轄される各種の戰車部隊、裝甲車自動車隊又は裝甲列車部隊である。戰車部隊としては戰車聯隊の如きは四ヶ大隊編制の三ヶ聯隊其他多數の戰車大隊がある。又若干師團には十數臺の裝甲自動車、輸送用の自動車を持つてゐる。騎兵軍團には十數臺の裝甲自動車のあるのは明瞭である。

化學戰準備に就いて説明を加へるならば、ソヴェト聯邦に於いては將來の戰爭は非常に複雑になり、單に戰線のみならず後方の住民地も亦敵の空中襲撃を受けこの際爆彈攻撃、毒瓦斯攻撃を受けるものと覺悟し、陸軍に多數の化學部隊を有するのみならず、地方住民にも毒瓦斯に關する教育を實施してゐる。化學部隊として化學聯隊數個の他獨立化學大隊、獨立化學中隊を有することは勿論、現在では歩兵聯隊にまで化學小隊を屬せしめ聯隊には毒瓦斯室を有し實際的に毒瓦斯訓練をなし毒瓦斯マスクは全兵員に支給

數年前まではソヴェト聯邦軍事當局は我等の軍備は裝備に於て列強に劣ると言ふて居つたが、現在に於てはもう斯くの如き弱言は一切言はぬのである。

三、勞農赤軍建軍の要旨

勞農赤軍の建設の目的は資本主義諸國の攻撃に對しソヴェト聯邦を擁護するを主とするも、尙狀況によつては資本主義×××のプロレタリアートの×××××に際し之れを×××することを認めて居る。赤軍野外教令の綱領中に赤軍の任務として次の如く述べてゐる。

「前略——赤軍は更にその存在する事實を以て×××の被壓迫勞働者の大衆が×××××の爲めに×××する×××を×××しつゝあるものなり」と。

之れ婉曲に其積極的任務を表明するものにして過去ソ聯邦政府の對外施設を見るに、その然るは外蒙古並に「エストニア」事件に徴し明瞭である。

前述の如くソヴェト聯邦に於ける國防は露國民の祖國の防禦にあらずして勞農×××たるソ聯邦の擁護なるをもつて、

し、軍馬に對しても相當使用され、市民にも瓦斯マスクを支給し、或はこれを市井に販賣してゐる情態である。

空軍に關してソヴェト聯邦は非常な力を入れてゐるが、彼等の企圖は甚だ雄大であつて赤軍は空軍を以つて海軍に代えんとし目下ヨーロッパ第一主義をモットーとして鋭意その擴張を計つてゐる。その中隊數は前述した通りであるが、飛行機數に至つては昭和三年には千臺内外と考へられてゐたが、現在では少なくとも千八百臺を所有してゐることは明瞭である。又航空技術は殆ど列強の位置に達し、その製造能力も充分戰爭の必要に應じ得る。尙注目を要するのはソヴェト聯邦に於いて航空船及大飛行機の建造に努力しつゝあることであつて、航空船は二個を有し、目下更に四個を建造中であつて内二つは近く竣功するであらう。

軍の内容充實は決して西ヨーロッパ諸國の陸軍に劣つてはゐない。その有する輕機關銃、重機關銃、火炮其他新式兵器に於いて遙かに×××軍よりも優秀である

國防は只×××××の權利にして二者以外の階級は劍を執つて國防に任ずるの權利を附與せられぬ。従つて私營商業従事者、雇傭勞働者を使用する農工業者は軍隊に編入せられず、その代償として一定の金額を徴するか、若しくは雜役勤務に當て居る。又入營したる者でも精神狀態の怪しい者は直ちに除隊せしめて社會的制裁を受けるやうにしてある。

四、勞農赤軍の編制大要

然らば右の如き主旨に従つて建設されたる勞農赤軍は如何なる編成を有するかと言ふに、先づ中央統轄機關から述べねばならぬ。軍務に關する最高問題たる宣戰及講和の大權は最高主權を有する聯邦ソヴェト大會（閉會中は中央執行委員會及び同幹部會）之を有し、人民委員會に於ける軍務の代表は陸海軍人民委員會議長である。

常備兵額、軍事豫算及び毎年徵集すべき兵員數は人民委員會議長を議長とする勞働國防會議之を決定する。換言すれば此の勞働國防會議は世界大戰中に於け

る列強の軍事内閣に相當するものであつて國務と軍務との調和を計るものである。團隊の編制、常備兵額並に毎年徵集すべき兵員の配置、配屬其他陸海空軍に關する一切の業務は陸海軍人民委員會議長を議長とする、革命軍事會議之れを管掌する。即ち革命軍事會議は日本の陸海軍省、參謀本部、海軍々令部、教育總監部等を合併したるものであつて、總參謀部、赤軍本部、兵器本部、政治部、海軍本部、空軍本部其他種々の本部から成立されてゐる。

地方に於ける最高統轄機關は前述した軍管區司令部（獨立軍司令部）である。軍管區には軍管區司令官を議長とする軍管區革命軍事會議を置き軍管區に屬する軍團、師團等を統轄してゐる。軍團、師團等の編制は餘りに細部になるから此處には述べないが、我が日本と違つてゐるのは師團には二通りあつて、一つは日本の如き正規團であり、一つは日本に例のない民兵部隊である。茲に少しく民兵制度に就いて説明する

ことにする。民兵軍は基幹部隊と交代部隊とよりなり、基幹部隊は正規軍と同様の基礎の下に成立し、民兵軍の基幹部隊の各級指揮官を有し、その数、その質に於いても正規軍に劣らないものである。

民兵軍、交代部隊は當該徵募區より召集するものであつて第一年度に於いて三ヶ月間の教育を受け、第二年度から第五年度までは兵種によつて違ふが、毎年一、二ヶ月の軍事教育を受けるものである。此交代部隊は毎年夏期野營地で、所謂戰時編制教育を受けるのであつて、其服役

期間は割合に短い、純粹の軍事教練を仕込まれるので、其戰鬥能力は相當なものであると言はれてゐる。因に此交代部隊の第二乃至第五年の召集兵數は民兵師團の戰鬥編制の人員に相當するものであつて、現在に於いては約六十萬人と言はれてゐる。

此民兵部隊は軍縮會議に於ける兵力の算定方式たる日割計算に依れば極めて僅かな兵力になるが大體正規師團に比し半額の費用を以て五年間に有爲なる軍隊を編成するといふことは面白い制度である。この制度は目下歩兵師團のみならず騎兵師團にまで及されてゐるのであるが、日

本等に於いては些と採用し難いものである。何となれば基幹部隊は僅少の馬匹を有するに過ぎないから夏の召集時に於いては多數の馬を入れねばならぬが、ソヴェート聯邦に於いては必要なる馬は兵隊と一緒に召集されて來るが、日本の如き馬匹數の少ない、馬の能力の悪い、馬に馴れてゐない國に於いてはソヴェートの真似をすることは出来ないからである。

五、軍事義務制度

ソ聯邦に於ける軍事義務制度は次の一覽表によつて之を知ることが出来る。

軍	勤務の種類		年齢	勤務年數	教育方法	教育場所
	正	在				
現	在營	一九一〇	二年間に二ヶ月 毎年一ヶ月ヲ超エス	召集教育	居住地方ノ教育所	勤務部隊
	歸休	二二一、二五				
民	教育	二二一、二五	一年間ニシテハ三ヶ月ヲ超エス	正規部隊に於て	勤務部隊	特別ノ命令ニヨル
	教育	二二一、二五				

民兵部隊に召集

野營地

事	教育		召集	休暇	非召集時教育	隊外教育召集	役		隊外教育召集
	備						第一豫備	第二豫備	
	第一	第二							
育	三四マデ	四〇マデ	二一、二五	六ヶ月(毎年二ヶ月ヲ超エス)	定期教育召集	短期召集	檢定召集	住地ニ於イテ	
育	三四マデ	四〇マデ	二一、二五	六ヶ月(毎年二ヶ月ヲ超エス)	定期教育召集	短期召集	檢定召集	住地ニ於イテ	
育	三四マデ	四〇マデ	二一、二五	六ヶ月(毎年二ヶ月ヲ超エス)	定期教育召集	短期召集	檢定召集	住地ニ於イテ	

右の表に依つて解る如く、ソ聯邦に於いては入營前に二ヶ月間の教育を施してゐること及苟くも體格検査に合格した者は正規軍に入るか、又は民兵軍に入るか或は隊外現役として必らず軍事教育を受け名實共に極端なる國民皆兵主義を實施してゐることは吾人の注目を要する所である。

六、勞農赤軍の素質

兵卒——帝政時代の露軍に於いても現在の赤軍に於いても兵卒の大部分は農民出身であつて體格強健、困苦缺乏に堪へ忍耐力に富み、上官の命令に絶対服従す

ることは今も昔も大差なく、兵卒としては或る意味に於いて日本よりも優つた所があるやうである。

下士——目下赤軍に於いては下士と云ふ階級はないが之れに相當する下級幹部がある。此下級幹部は長期在營する者がその割に少ないやうであつて確かに一つの缺點と認めることが出来るが、多數の短期の下級幹部を有してゐることは我々として羨しい次第である。

將校——ソヴェート軍に於いては將校と云ふ階級はないが之に替るに中級幹部(我が尉官に相當する)、高級幹部(我が

佐官に相當する)、最高級幹部(我が將官に相當する)がある。士官學校に於いては餘り高遠なる學理を教育せず、又普通學の程度も確かに劣るけれども、初級指揮官として又教官としての技能は充分に教育せられてゐるので職務相當の技能は之れを具備し、且つ聯隊等に於いては多數の幹部を有することは確かに勞農赤軍の強味である。高級幹部以上は殆ど歴戦家であり、又年齢が非常に若い事は赤軍に潑刺たる士氣を與へるものであつて、陸海軍次官の如き、海軍本部長の如き、空軍本部長の如きも三十代の新進氣鋭な

士である。そして此等の若い要職にある人々は既に数年乃至十数年の實務を経験してゐるのだから年齢が若いからと働きがないと言ふことは云へないのである。否、戦時急造された。此等の指揮官は戦後着々と陸軍大學校補習科等に於いて補習教育を施されその成績も見るべきものがあると言はれてゐる。

赤軍には忠君愛國と云ふことがないが之れに替るに熱烈なる主義に對する理想がある。又軍紀も厳正であつて決して自墮落な軍隊ではない。軍隊内に於ける共產黨員の數も漸次増加せられ幹部の半數以上は共產黨員であつて黨員外の指揮官に對し目付役であつたコミサール制度も漸次廢止せられつゝある。之れは赤軍の團結が益々固められて最早コミサール制度を置く必要がなくなつたことを示すものであつて、赤軍は精神的にも既に安全なる域に達したと云ふことが來やう。

七、特殊軍

ソ聯邦に於いては一般軍隊の外にゲ・ペ・ウ軍隊、護送軍隊がありゲ・ペ・ウ軍隊

の如きは其の數十五萬を算し、護送軍隊も七八萬人に達するものと思はれるが、ゲ・ペ・ウ軍隊は國內の叛亂の鎮定、交通の保護、國境警備に任ずるものであつて一朝事のある際國內の治安維持は此のゲ・ペ・ウ軍隊が保持するものである。護送部隊は主として後方勤務、即ち捕虜の護送、軍需品の輸送監視等に任ずるものであつて、ソ聯邦軍事當局の注意の周密さを如實に現はして居るものである。

八、國民の軍事化

國民の軍事化と言ふことはソ聯邦のスロガンであつて恐らく國民の軍事化に就いてソ聯邦の右に出づる國はあるまい十六歳から十八歳までの學校、又は地方毎に行はれる青年訓練、高等教育機關に於ける強制的軍事科目及び夏期に於ける野營の如きは其の一例であつて、青年訓練所を卒業せざる者は官吏に就職することも出來ねば職業同盟に入ることも許されず、又選舉權も、被選舉權も與へられぬのである。尙國民の軍事化に就いて重大なる役割を演じてゐるのは一千萬に垂

なんとする會員を有する半官半民の國防飛行化學協會(オソアヴィアヒム)である。此協會は多數の俱樂部、射撃會、乗馬會、軍事科學研究會、瓦斯研究會、航空研究所を有し、軍部と密接に連絡をして軍事思想の普及に努め、又民間より寄附金を募つて飛行機、戰車等を軍部に寄贈してゐる。飛行機の如きは既に七百臺位寄贈したものと云ふ。

ソヴェート聯邦においては各部隊に其部隊の保護者が指定されてゐる。これをシエフストヴォオと言ふ。例へば某飛行部隊は某市の飛行機工場を保護者某步兵部隊は某市を保護者とするが如くであつて、その部隊記念日等には保護者より各種の物品を寄贈し、又教育材料、圖書、芝居、活動寫眞の入場券を部隊に贈つて軍民の親和を計つてゐるのは面白い制度である。

海軍

一、概観

革命後既に十二年になるが、露國の海軍は漸く整理時代の第一期を了つたに過ぎぬ。前節にも述べた如く、露國は先づ第一に陸軍と空軍に力を注いだ結果、海軍に對しては彌が上にも消極的方針に出でざるを得ず、艦艇の如き苟も修繕の出來る限り之を利用し、愈々望みなきものは廢艦處分を行つて、その缺陷は新兵器を以て補填する方策に出た。一九二九年五月露國陸海軍部長は公會の席上に於て赤色海軍は過去二年間に着々整理を進め六隻廢艦處分を行ひ十隻新造せるを以て實勢力に於て一萬三千噸を増加したと聲明してゐるが、要するに其十隻は特種な小型軍艦であつた。

翻て従前の海軍工廠を見るに、勿論今日と雖も艦艇の建造修繕を行ふが一齊に經濟的工業機關と化し、主として普通船舶の建造修理と農具製作に力を振つてゐる。即ち根本に於て工廠の性質が一變した。

上述の理由により露國軍艦には革命前既に老齡なりしもの多く、從て驅逐艦或

は潜水艦中に若干新式のものがある以外に他は悉く老朽艦である。但し一九二九年から小規模ながらも外海の演習を行ひ或は獨逸訪問に出動せるが如き事實に徴しても露國海軍は今や整理時代を了つて漸く充實期に入つたものと見るべきであらう。

二、露國海軍軍港及要港

(軍港)芬蘭方面「レニングラード」
「クロンシュタット」

黑 海「セワストポリル」
(要港)歐 露「アルハンゲルス」
黑 海「ニコラエフ」「オデッサ」

裏 海「バクー」
極 東「ハバロフスク」
歐 露「ムールマンスク」
黑 海「バツーム」
極 東「浦汐斯德」

三、露國艦隊の大勢

A パルチック艦隊——
△戰艦 二六、〇〇〇噸型 四隻
△巡洋艦 二五、〇〇〇噸乃至七、〇〇〇噸

△大型驅逐艦 一、二〇〇噸乃至一、七〇〇噸 九隻
△小型驅逐艦 六〇噸内外 三隻
△潜水艦 平均七〇噸 八隻
△砲艦 一、三〇〇噸乃至三、〇〇〇噸 四隻
△潜水母艦 三、〇〇〇噸内外 三隻
△練習艦 一〇噸乃至二〇、〇〇〇噸 五隻
△掃海艦 二、〇〇〇噸乃至五、〇〇〇噸 三隻
△掃海艇 五〇噸未滿 一二五隻
△其他雜役船 八隻

B 黑海艦隊——
△巡洋艦 六、八〇〇噸 二隻
△大型驅逐艦 一、二〇〇噸乃至一、三〇〇噸 四隻
△小型驅逐艦 三〇噸 三隻
△潜水艦 五〇噸内外 五隻
△潜水母艦 一、五〇〇噸 一隻
△其他雜役船 數隻

C 裏海艦隊——
△驅逐艦 三六〇噸乃至五〇〇噸 一三隻
△砲艦 六〇噸 二隻
△其他雜役船 數隻

D 極東艦隊——
四五

△河用砲艦 大型 一、〇〇〇噸 八隻
小型 二〇〇噸 一〇隻
△其他雜役船 (浦鹽斯德) 數隻

△特務艦 二、〇〇〇噸未滿 五隻

四、海軍養成機關

ソヴェート海軍の養成機關は左の如し
(一) 海軍兵學校 此兵學校に二科あり
(イ) 生徒科 我國の兵學校に同じ、入學資格としては海軍兵又は九年學業修了者にして年齢十六歳以上二十歳以下の者たる事を要する、入學志願は主として青年共産黨の地方機關を通じて行はれ願書を其の細胞に提出すべく青年共産黨に關係のない者も出願するを得るが細胞の推薦を要する、入學には勞働者及其の子が優先する。

(ロ) 補習科 兵學校出身の尉官中より選抜して砲術、航海、水雷等の專門により教育を施す。

(二) 機關學校 兵學校生徒科に準ずる
(三) 海軍政治學校 海軍の政治部員を

養成することを目的として社會科學の外に兵學並に普通教育をも授ける。入學資格は兵學校生徒科と大同小異である。

(四) 海軍航空學校 海軍飛行將校を養成する。

(五) 海軍水路學校 航路航海に關する將校を養成する。

(六) 海軍大學 「レーニングラード」に在り修學年限は三年であつて左の二科に大別する。

(イ) 兵學科 戰略戰術等を教へる。

(ロ) 技術科 機械、電機、造船、海圖、砲術の諸科がある。學生は大體尉官級である。

オソアヴィアヒム

ソヴェート聯邦航空國防の第一線に立つ組織はオソアヴィアヒム(國防飛行化學協會)である。これは一九三二年四月現在一千二百萬人の會員を有する大組織であるが、一九三二年三月オソアヴィア

補遺

ソヴェート空軍

ソヴェート空軍は世界最強國の地位に伍さんとして目覚しき發展を示しつゝあり、陸軍は現在約一千七百の軍用飛行機を有してゐるが、その編成左の如し、

- 偵察飛行隊 七十中隊
- 驅逐飛行隊 六十五中隊
- 爆撃飛行隊 四十五中隊
- 練習飛行隊 三中隊
- 航空船中隊 二中隊
- 氣球中隊 十中隊
- 次に海軍は約二百の飛行機を有して、
- 偵察及驅逐飛行隊 十中隊
- 偵察及爆撃飛行隊 九中隊
- 飛行船建造

ソ聯邦では最近新式の國防用武器として飛行船建造に大なる注意を向け一九三〇年八月獨逸エックナー博士をモスクワに招き、ツェツペリン型飛行船數隻を全國民の醵金により建造することとなり、

四六
ヒムの第三次中央會議總會が開催され、該機關の再組織が決定された。オソアヴィアヒムの機能及び再組織要旨左の如し
このオソアヴィアヒムは從來黨の指導下に都市勞働者、ホルホズ従業員の政治的成長を基礎として赤軍の軍事技術能力強化のため社會勢力及び國民資金を動員することに大なる貢獻をなして來たがそれと共に國防の家、教練所、學校等社會國防作業支點の數は著しく増加した、だが各國からソヴェート攻撃の脅威が益々強化する今日、そんな事では足りないといふので先づオソアヴィアヒムの組織改造鞏固化を期しつゝある。
オソアヴィアヒムは現在一千二百萬人の會員を有する大組織となつて、ソヴェート國防鞏固化の大なる役割を果してゐる然し其指導機關中には日常作業の統制及び過去成績の検査が尙不充分であり、社會的規律に缺如する所があるといふので、これが矯正を圖らうといふのである一例を挙げるとオソアヴィアヒム會員の軍事教育作業は未だ質がよくない。それ一九三一年四月迄に一千萬留の資金を得、レーニン飛行船隊(七隻)の建造に進んだが一九三二年四月までに三隻を得、其中第三の飛行船「UK-13」號は、半金屬製にてその容積は六千五百立方米突である。尙ソヴェート當局は一九三二年中に第四飛行船(半金屬製にて容積七千立方メートル)一隻の新造を豫定して居り、一九三三年末迄には、三萬八千方メートルの容積を有する大型飛行船一隻と、全船體金屬製の八千立方メートル飛行船一隻の新造を計畫してゐる。

五ヶ年計畫

第一次五ヶ年計畫

五ヶ年計畫案の骨子

ソヴェート聯邦國民經濟發展の第一次五ヶ年計畫案とは一九二八年より開始し一九三三年を以て最終年度とするソ聯邦産業經濟の根本的立直しを目的とする大なる國家計畫案のことであつて、其の内容の概略を説述すれば、五ヶ年間に國民の總收入を約一千七百億留と見積り、其の約半額八百六十億留を動員して最終年度の一九三三年に於て、工業の生産を一九二八年の百八十億留より、四百三十七億留に増加し、又、産業の生産を百七十億留より二百七十億留に増加せしめんとするものである。其他五ヶ年計畫案の主要目的は

(一) 國內の工業化

(二) 農業經濟の社會主義化

であつて、是は國防の充實、外國の羈絆離脱、土地、森林、鑛山、動力等の天然富源の開發には工業の發達に俟たねばならないからである。猶ほ革命の結果、舊來の大農經濟崩壊し、小農經濟に分散せる今日、農業生産品、就中粒穀類の市場出廻高を増加せしむるの途は現在のソ聯邦としては農業の社會主義化の促進の外道なく、従つてソ聯邦經濟の運命は、今後工業化と、農業の社會主義的發展如何に懸つてゐる、而してソ聯邦の國民經濟に於て將來五ヶ年間に互り工業生産費に於て三割五分、建築費に於て五割方低下し、工業労働の生産力を百割以上、農作物の收穫高を三割五分増加し、播種面積を二割二分擴張し、コルホーズ(集團農場)、ソフホーズ(國營農場)の計

畫嚴守、生産事業従事の労働者の過怠、放慢撲滅、労働規律の確保、生産の社會主義的合理化、工業及農業に必要な指導幹部の充實、労働階級に屬する者の内部の赤色専門家の養成、國民經濟に對する計畫的調整の普及等の實現に依つて五ヶ年計畫を成就せんとするものなるが、其内工業化、農業發展並に外國貿易發展の計畫はその骨子を爲すものである。今、第一次五ヶ年計畫案中主なる産業部門及び財政方面の發展豫定數字を擧ぐれば左の如し。

(甲) 五ヶ年計畫に據る發展豫想

部門	計畫最初年 (一九二八年) 年度生産高	同最終年度 (一九三三年) 年度生産豫想
石炭	三、四〇〇,〇〇〇	七、五〇〇,〇〇〇
石油	二、七〇〇,〇〇〇	三、七〇〇,〇〇〇
鐵、鉄鐵	三、三〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
銅	三、九〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
綿	三、八〇〇,〇〇〇	六、一〇〇,〇〇〇
セメント	一、九〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇

五箇年計畫の實績

當初二箇年間の成績

一九二八年十月より一九三〇年九月末に至る五年計畫最初の二ヶ年間に於ける實績はどうであつたか？ 殊に第二年度においては初年度の實績に鑑みて五年計畫の豫定案を修正して、計畫實現にテンポを早めた規準計畫數字を作成したが、果してその結果はどうであつたか？

ソヴェート政府當局の發表によると、第二年度のための修正した規準計畫の數字には、その履行に至らなかつたもの、即ち豫定通り實行されなかつたものがあるといつてゐる。従つて第二年度の計畫と實行だけをとつて見ると、豫定通り實行されなかつたものが多いが、五年計畫の最初の二ヶ年の豫定と二ヶ年間の實行を對照すると、概して豫定以上に實現されたものゝやうである。

この二ヶ年間の成績に就ては、國家計畫委員長クイブイシエフ氏の報告を以て

鐵道	七七,〇〇〇	九〇,〇〇〇
耕地面積	二五,六〇〇,〇〇〇	二四,一〇〇,〇〇〇
集團農場	二,一〇〇,〇〇〇	一八,九〇〇,〇〇〇
國營農場	一,一〇〇,〇〇〇	四,四〇〇,〇〇〇
國營農場	一,一〇〇,〇〇〇	四,四〇〇,〇〇〇
國營農場	一,一〇〇,〇〇〇	四,四〇〇,〇〇〇
總發電力(大小發電所并工場附加へ)	一,七〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇
右の中		
公衆用	八八〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇
農産物總收穫高	七三,二〇〇,〇〇〇(平年)	一〇六,〇〇八,〇〇〇(噸)
(乙) 五ヶ年計畫財政の部		
(五年間に支出及調達するもの)		
A、使途		
一、經濟方面	五、六五(百萬留)	
内譯		
工業	一七、八八〇	
農業	六、七九六	
五ヶ年計畫		

電化	二、九六〇
運輸	九、四七一
住宅建設	四、〇二八
社會教育方面	二一、三七六
内 教育	一〇、三八五
三、行政及國防	九、九八六
其他との合計	八六、〇〇五
B、資金調達	四四、七〇九
一、豫算	
内譯	
國家豫算	二九、六三九
クレジット	六、六二八
社會保險	九、一八〇
二、各經濟機關自己資金	六、五二七
三、「呼誘」資金	八六、〇〇五
其他との合計	八六、〇〇五
右の中、「クレジット」とは各銀行が長期信用手形の形式を以て金融するもの、又「呼誘」資金とは大體外國より受ける信用融通を指すものと解せられてゐる。	
又、公債の發行高は五ヶ年の終りに於て約六十億を見積られ、紙幣は五ヶ年に約十二億を増發する豫定となつてゐる。	

紹介しやう。クイヴィンシェフ氏は第三年度の成績に就て本年一月一日のブラウダ紙上に次の如く書いてゐる。

「周知の如く一九二九—三〇年度の經濟發展規準計畫のうちには、部分的に實現されなかつたものがある。これがために五年計畫の失敗を叫んでゐる者がある。然らば果してこれは一九二九—三〇年度の計畫の失敗を意味するだらうか？

否、齒牙にかける必要はない。我々は五年計畫の豫定よりすつと擴張された案をそのまま實行し得なかつたが、五年計畫の豫定を遙かに凌駕して實行した。これは五年計畫の豫定案と、實行された數字を比較すれば容易に肯かれるところである。

社會化經濟の領域に於ては、五年計畫の豫定より遙かに早いテンポで進行した先づ資本投下をとつて見やう。五年計畫によれば、最初の二ヶ年間に計畫工業に對して三十九億九千萬留を投資することになつてゐるが、實際は四十六億五千萬留に上り一九・四%の超過を見た。

また農業への投資額は同じく二ヶ年間に十七億一千九百萬留の豫定だったが、實際は二十二億九千七百萬留となり、五年計畫より三九・四%の増加を見て居る運輸事業には、豫定の二十五億四百萬留が實際には、二十六億八千八百萬留に及び社會化經濟に對する豫定の投資額總計百二十六億八千八百萬留が百三十七億六千二百萬留に増加された。

五年計畫二箇年間の豫定と實行 (一九二八—二九年度と一九二九—三〇兩年度合計)

國民經濟部門	單位	五年計畫の豫定	實行	豫定に對する實行の%
一、社會化經濟部門への資本投下額 (當該年度の價格にて)	百萬留	一三・六三	一三・七六	一〇八・八
内 計畫工業	同	三・九六	四・〇五	一〇二・〇
内 農業	同	一・七九	二・三九	一三三・三
内 運輸	同	二・五〇	二・六八	一〇七・三
二、計畫工業總生産額 (一九二六、七年度の價格にて)	同	二九・三七	三〇・四六	一〇二・三
内 A 郡	同	一三・四六	一三・七六	一〇二・〇
内 B 郡	同	一六・八六	一六・七〇	一〇一・八
三、總作附面積	百萬ヘクタール	一三・九〇	一四・五八	一〇四・九
内 穀物	同	一〇・二〇	一〇・八〇	一〇六・八

特に工業投資額は五年計畫の豫定よりも著しい増加を見せた。従つてその生産總額も五年計畫の豫定額二百九十三億三千七百萬留を突破して三百四億五千六百萬留に達した。とりわけ重工業の生産額は遙かに豫定額を突破した。即ち豫定の百二十四億七千六百萬留を突破して百三十七億六千四百萬留に達し、十三億留餘の増産を見たのである。

農業發展の原泉

農業がかくの如く急速に發展した根元はどこにある？ これは農村に於て發生しつゝある社會的動向の過程を仔細に見ると理解出来る。この動向は農村の面目を根本的に變更し、農業發展テンポを一新する可能性を與へた農村の社會經濟のこの動向、ソヴェート農場、集團農場の成功的進行に基づいてのみ前記の如き大成功をおさめ、その結果、五年計畫の最初の二ヶ年間に農業の最も複雑な困難な穀物問題を解決することが出来たのである。

集團農業の建設は、五年計畫の豫定をはるかに超過した。農業の各部門の集團化された農戶數は一九三〇年十二月一日現在六百萬戸以上で、殆んど全農民の四分の一に達してゐる。主な穀物生産地方では、この農民の集團農業化の割合はす

經濟部門

單位	五年計畫による豫定	實行	豫定に對する實行の%
石炭生産	百萬噸	八七・七	八四・二
石油	同	二六・〇	三〇・六
鉄鐵	同	九・一	九・〇
鋼鐵	同	九・九	一〇・三
展鐵	同	七・六	八・三
電氣工業	百萬留	五・八	七・六
農業機械	同	四・二	五・五
トラクタ	千臺	八・〇	二・六
過燐酸鹽	千噸	七・二	五・九
セメント	百萬樽	三・六	三・八
綿織物	百萬米	六・三六	五・三六
毛織物	百萬平方米	二・九四	二・三九
麻織物	同	三・九	三・五

五年計畫實施後二ヶ年間に、農業の領域でも素晴らしい成功をおさめた。作附面積は一九二八—二九年度の間に一億一千八百萬ヘクタールから一億二千七百八十萬

つと高い。そこでは約五〇%以上に達してゐる。一九三〇年の春、秋時きを合せて集團農業の作附面積は四千三百萬ヘクタールに達してゐるが、五年計畫では二千萬ヘクタール豫定されてゐるに過ぎない。換言すればこの二年間に集團化は豫定の二倍以上に達したのである。

また一九二九―三〇年度は、穀物の商品部分の五〇%は社會化農業に於て生産した。この農業發展に於ける重要な実績は、五年計畫の最初の二ヶ年間の実績を概説する上に特記を要する事實である。

失業者は影を没す

この産業發展の大成功は、労働者階級の物質的並に文化的の境遇を向上し、労働者の數を非常に増大させた。一九三〇年だけでも五十萬人の工業労働者が増加した。農業労働者を加へて労働者の總數は、一九三〇年のうち百八十萬人も増大した。

勞銀は一二%の増加を見た。その外に労働者の生活状態を向上する源泉も強化した。一九三〇年に社會保險の豫算は、

た。例へば最高經濟會議所の工業生産品は前年度より三二%の増大を豫定されたが、實際は二五%増加されたに過ぎなかつた。勿論此のテンポは資本主義國家では到底見られぬ程高いものであるが、兎に角豫定には及ばなかつた。また生産原價の引き下げは前年度の一一%の豫定であつたが、實現されたのは、僅に七%で國民經濟に對して大きな打撃を與へた生産品の品質も依然として低い。工業其の他の國民經濟部門のために豫定された基本的建設の豫定は實現されなかつた。次に此の二年間供給上の組織が極めて拙劣であつた事を指摘しない譯にはいかない。更に生産原價が豫定通り引き下げられなかつたこと農業に對して、巨額の金融を與へたこと、夫れに加へて財政上の規律が紊れたこと等の結果として、財政上に於ても多くの食ひ違ひが出來た。

取り分け一九二九―三〇年度に起つた生産上の蹉跌を明かにする必要がある。是れは先づ第一に石炭と金屬である。此の點には充分注意する必要がある。何故

十六億留に達した。技術的安全設備のために出された金額も莫大に上つた。労働者の生活改善基金も増額された。

一九三〇年終りまでに工業労働者の四五・五%は七時間労働制に服してゐる。亦全工業労働者の六七%は連續期間の作業についてゐる。此の結果社會主義的經濟制度の特長であるところの失業者を根本的に清算した。これは資本主義者經濟制度にあつては不可能な事である。

しかもソヴェト聯邦の多くの産業部門では労働者の不足を告げてゐる。此の現象は全世界の經濟學者の注目を引いてゐる。

社會化部分の優勢

それから經濟發展の社會主義的性質を表示する處の社會主義的要素の大發展を見た。此の二ヶ年間の実績は國民經濟の基礎資本は一九二八―二九年度までに、社會化部分と非社會化部分とは凡そ打半の状態であつたし一九二九年に於ける社會化部分の基礎資本は全體の五七・五%であつたが一九二九―三〇年度には六二

二、第三年度の成績

五箇年計畫第三年度はソヴェト經濟年度の始期變更で一九三一年一月一日より十二月末日までであるが、同年度の実績については國家計畫委員會議長クイブシェフ氏の簡にして要を得た報告があるからこれを左に掲げることとする。

五ヶ年計畫の最重要なる成果は技術獲得に對する労働階級數百萬人の闘争の成功である。一九三〇年六月經營者大會に於ける同志スターリンの演説は、労働階級、經營者及び技術家一般に對する一大轉機を促したものである。

技術的改造に關する一切の問題に亘り、黨は技術的進歩、生産の社會主義的方法に準據し、新らしき基礎の上における生産力の建設に對し指導の任に立つも

%に昇つた。言葉を換へて云へば國民經濟の社會化部分の基礎資本は絕對過半數を占むるに至つた。とりわけ農業に於ける社會化部分の成功は著しいものがあつた。即ち一九二八―二九年度には社會化部分の生産物は全體の三・七%であつたが、一九二九―三〇年度には二三・五%に増大した。

一九二八―二九年度の工業品總生産高の内社會化部分は八九・七%を占めてゐるが、一九二九―三〇年度には九四・五%に上つた。斯くの如く此の三年間に社會主義への一大動向が發生し其の動向は國民經濟に於ける社會主義的要素の絶對的優勢を保障した。是に依つてソヴェト・ロシアは社會主義の時代に入つた。

缺陷

此の二ヶ年の実績を記述するに當り、此の社會主義建設の戦線に於ける病患と缺陷を擧げない譯にはいれない。一九二九―三〇年度に豫定された計畫は、多くの重要部分に於て實現されなかつた。

のである。廣汎なる労働大衆の技術的宣傳と、技術的教育とは偉大なる展開を示してゐる。労働者の發明、合理化問題の提起、生産技術の改善に對する労働者各々の直接参加等は益々増加の傾向を帯びてゐる。幾多の企業機關及び研究所、學術、技術諸團體によつて技術獲得計畫への闘争、各企業、トラスト、技術的改革指導機關統一、工業設備の最善なる利用法に關する方策、發明事業計畫等をして産業計畫案に抱括せしめる爲めの闘争が開始された。五ヶ年計畫三年の成果として獲得したるものは國民經濟の技術的改善の著しき進展である。五ヶ年計畫の成果として著しきものは、歐洲及び米國の模範的最善の技術獲得と新らしき生産科學及其の技術的應用に於ける發展並に多量生産法の獲得に對する偉大なる成功である。

かゝる基礎に立ちて達成せられしものはソ聯邦が外國の技術的依屬から解放せられたる徹底的に進力である。殊に注目すべきはソ聯邦に於ける新らしき形式の

機械及工場設備の生産に於ける成功である。茲に第一次的に擧示すべきは複雑なる電熱機械類、例へばスターリンググラード工場に於ける五萬キロワットの蒸気タービン、一萬二千キロワットの蒸気タービン、一千五百立方米の蒸發面積を有するポイラー、強力なるハイドロ・タービン及びその複雑なる自動調節器の製造方法の獲得、輕量普通セーターの多量生産十一萬五千キロワットを有する高壓絶縁機、高壓閉閉器、精密機械、金屬溶解用誘導爐、高壓機械類、調節測量器具、ブリューミングの複雑なる電氣施設、炭坑用モーター、トラクター製作用電氣施設、電氣鍛合用設備等の大量生産獲得である。

冶金業方面に於て注目すべきは大熔鑛爐、マルチン熔鑛爐及び熔鑛器械の製作と共にチエリヤビンスクー工場及び「エレクトロ・スターリ工場」に於ける良質の合金鋼の生産、リユーベルチャフ、スターリングラード及びハリコフ・トラクター工場に於ける可塑性鉄鋼の製造、世界の供給を解放せしめるため工場の建設がなされつゝある。

燃料の方面に於ては十二ヶ所の新炭坑採掘を行つた。此等炭坑はそれら、百五十萬噸の採炭能力を有し、又採油事業に於ては新らしき幾多の鑿井機及び送油管を建設し又製油工場の操業を開始し、石炭、石油、ベンゼン油等を機關車、トラクター、モーター用として供給しつゝある。ニージェ・ゴロドスキー自動車製作工場の操業開始も自捷の間にせまつてゐる。ロズトフスキー農業機械工場、トレッキー工場、オムスキー工場も既に操業を開始した。其他近く操業を開始するものにサラトフ併用耕作機械及び其他幾多の農業機械工場がある。モスクワに於ける電氣工場、ハリコフ電機々械工場、エレクトロ・スターリ工場、ハリコフ工場、機關車製作工場、(著しく改造せるもの)の如き大規模工場建設は續々行はれた。ブリヤンスク「プロフインテルン」の改築、ソロモフ、コロムナ、ボドリスカヤ新諸工場、モスクワ及びレニングラードの中

に於て第十三位を示す最初のソヴエート型ブリューミングの建設並にソヴエート型灌漑用機械の製造方法の獲得である。この他、尙注目すべきはチタノ・マグネジツトの综合利用問題を解決すべき幾多の價値ある學術的業績、ハリロフ鑛よりニツケルの抽出、ケルチ鑛より、バナジウムの抽出等である。

機械製作 方面に於て吾人の注意を喚起するのは自動車・トラクター製作工業の廣範圍に亘る發展である。又併用耕作機製作及び該機械の新しきソヴエート型(發動機無き)の發明は重要な意義を有するものと云はなければならぬ。トラクター及び併用耕作機の他、吾が工業界に於てその製作方法を獲得せるものは本年度に於て農業機械、主として穀物耕作用連結トラクターの七十種に亘る新型の製作方法と、又技術的耕作各種の機械例へば麻摘機、摘機、甜菜糖耕作機等の製作方法の獲得である。一般に吾國の機械製作工業に於ける成功は金屬仕上げ機、ポンプ、壓搾機、冶金工業用設備、ボイ

央鑛造工場、農業機械、電氣工業、一般的及び専門機械製作工場は改造されて新體容を示してゐる。吾人は「ウラル機械製作工場」及び「鋼鐵機械製作工場」ルガンスキー機關車工場の建設を促進しつゝある、これ等の工場はソ聯邦の冶金工業及び炭坑の發展に必要な基礎を保證するものである。

化學工業の方面に於ても幾多の新らしき企業を開始せしめた。例へば硫酸製造所の設立の如きその一例にして、其他既に操業を開始したるものに加里鑛區あり、鑛鑛區あり、オスクレレンスキー過磷酸鑛區あり、ヒビンスキー化學工場あり、ルベジャンスキー、ドロゴミロフスキー及びチエルノ・レチエンスキー工場に於ける新設化學工場等がある。

建築材料工業に於いては既に幾多の新工場が操業を開始した。例へばセメント工場五ヶ所、ガラス工場三ヶ所、製材工場十ヶ所、製紙工場四ヶ所及び煉瓦、石炭、其他の建築材料工場である。輕工場に於いても吾人は大なる發展の現實を見

リング用機械、建築機械、掘鑿機、纖維工業用機械、設備等に於て見られる。五ヶ年計畫三年間に吾人は夥しき數の新工場を獲得した吾人は強力なる幾多の發電所を建設した。シユテロフスカヤ發電所、ドンバスのズエフスカヤ、チエリヤビンスク國營地方發電所、キゼロフスカヤ、ウオルホフスカヤ、改造せるカンラ發電所、第二レニングラード國立發電所の如きである。

五ヶ年計畫の中心連鎖の一を爲す「ドネプロストロイ」の建設も着々進行し一九三二年五月には最初の電流を通じるまでに準備されてゐる。

從來我が國民經濟の最小部分を占むるものと見做されてゐた有色冶金工業に於てもコンスタンチノフスキー及びベロフスキー、亞鉛工場、ピシミンスキー總合工場、カルサクパイスキー工場、カラートバラバシ工場等の操業開始を見るに至つた。吾人は既に最初のソヴエート・アルミニウムの生産を觀てゐる、又急速なるテンペースをもつて有色金屬の海外から

る。纖維工場に於ては新設工場は「クラー・スナヤ・タルカ」クラー・スナイ・テウカーチ「クラー・スノ・エズナー・ミヤ」レニナカンスカヤ紡績工場「フェルガンスカヤ製綿工場」アシハバツト製綿工場「クレチン・チユグスカヤ・チフリスカヤ羅紗工場」「イワノヴ・オズネヘンスカ附近のメランヂエウイ總合工場」「グイテプスカヤ・メリヤス工場」等である。

皮革工業 方面に於ては牛製皮革製造工場と鞣革用藥品工場六ヶ所の開設を有して居る。これ等は完全にソ聯邦をして輸入品から解放せしめた。

吾人は新たに巨大なる食品工業の創設を開始した。既に建設せられた幾多の食品工場中には肉類綜合工場、罐詰大工場、澱粉糖蜜工場、ロフウイツキー・ノオセレツキーの如き大製糖工場又キルギースキ及びヒビルスキー製造工場の建設に近く完成を見んとしてゐる。以上掲出せる如き新設發電所、工場、炭鑛綜合工場等の名稱を一々叙説することは多くの頁を要する。

要するに之等の工場其他の機關を一々駢列して述べることはとりもなほさず吾人の勝利の叙説であり、吾ソ聯邦の工業化に於けるポリシエヴィクのテンポの成功を示す具體的證左となるものである。

過去三ヶ年間に吾人は新らしき巨額の固定資本を創造した。一九二九年度に於て吾人が産業に投じたる新固定資本額は約十四億ルーブル、一九三〇年度には約二十億ルーブル、而して一九三一年度には約三十五億ルーブルである。斯の如く過去三ヶ年に吾人は殆ど七十億ルーブルに近き固定資本を投じた。この全額は五ヶ年計畫當初に於ける數字に比較し殆んど二倍の増加である。吾人は工場の新設を行つたばかりではなく、革命以前のロシアに於て曾て觀なかつた、人造纖維合成ゴム製造の如き産業界の新しい部門をも開拓した。又電氣技術に關する各部門アルミニウム・加里・精密工場（時計其他精密なる航空用機械）の多量生産等の新らしき産業部門の開拓を見た。吾人はソ聯邦の機械製作工場を確立によつて鐵

をもつて特色つけられてゐる。全國民經濟を通じて固定資本建設に對する金額は百六十億留に達し一九三一年度には一産業の經營に對し三十五億留を投資してゐる。計畫中の一産業生産高は昨年（一九三〇）に對し二〇—二二%の超過を見た。

全聯邦に於ける雇傭労働者數の超過は本年度に於ては一四・四%から一八・五%に増加した。併し乍ら斯の如き偉大なる成功にも拘らず、一九三一年度の計畫案は完全に遂行されてはゐなかつた。前にも述べたやうに計畫案の斯の如き未遂行の原因は主として労働組織の不正確さにありと云はなければならぬ。即ち現在の固定資本利用に對する吾人の極度の拙劣さにありと説明することが出来る農業經濟に於ても物質的、技術的基礎の拙劣なる利用が看取された。

冶金工業の方面に於ては施設利用の係數も亦不充分である。之が本年度に於ける冶金工業進展阻止の一原因を爲すものである。

同志スターリンが提起せる六條件實現

維工場、製靴工場、食品工場の如き産業部門の完全なる保證を獲得する可能性を持つた。然しながら吾人は何人に對しても明白な此第の成功をかち得たるにも拘らず吾人の敵は有ゆる手段をもつてソ聯邦の勝利の意義を誹謗せんと腐心しつゝある。

五ヶ年計畫の總決算を行ふにあたり、労働の生産能率及び生産費の低下に關する殊に質的指數計畫の遂行が遅れてゐる事實を指摘しなければならぬ。建設費に關しても、吾人は五ヶ年計畫の豫定せる度合に達してはゐない。例へば三ヶ年に於ける産業労働生産率は五ヶ年計畫が五ヶ年間に豫定せる率一一〇%に對し三四%である。

一九二七—二八年度に於ける産業生産品の生産費は五ヶ年計畫の豫定率七%に對し四・二%一九二九—三〇年度には七・四%に對し、六・三%一九三一年度には七・六%の低下豫定に對し、寧ろ二割の生産費増加を示した。過去三ヶ年を通じて生産費低下は一〇・七%、一九三二年

開争は年度第三期殊に第四期に至つて展開を遂げ、既に重要な成果を示してゐる。是等の條件の遂行は生産労働を健全ならしめ、計畫遂行途上の一轉機となつた労働及び管理組織の問題、賃銀問題に對し黨の執りたる堅實なる態度は例へば炭礦業に於て吾人の獲得するに至りたる推進力である。一九三二年度賃銀計畫の編成方針は國民經濟指導部門の前進を必要とする最も良好なる條件の創造を以てした。

健全化は更に生産管理の再建にまで到達せねばならぬ。老大にして、餘りに中央化せる合同企業は吾人の事業の基礎をなす計畫の遂行開争を決定する企業の具體的指導を充分に保證するものとはならない。

新らしき多くの生産を新らしき企業の出現専門化の擴大、技術的過程の複雑化企業の散漫性——總て是等は指導の具體化を要求してゐる。再組織施行の成績を知るにはなほ幾多の時日を要するが、本

度計畫、即ち四ヶ年間に於けるそれは五ヶ年計畫によつて豫定せる全五ヶ年を通じての低下三五%に對し一八%となるであらう。

農業及び輸送の方面に於ける質的指數も亦、同様の状態を示してゐる。この質的指數の未遂行は、生産機械化過程及び労働の技術的改變が五ヶ年計畫の豫定せる以上に急速に行はれたるが爲であつて這般の事情を物語るものは労働及監理組織の問題が中心問題を爲すと云ふことである。

吾人は質的指數の遂行に於ける急速なるテンポを獲得する爲めの前提的可能性を有つてゐる。例へば獎勵法、労働問題、勞銀改良問題、自己責任回避撲滅、獨立會計、幹部養成問題等——總て是等は同志スターリンが最近提唱したる處のものにして、現在最重要なる意義を有するものである。

簡單に一九三一年度の總成績に就て述べる必要がある。一九三一年度は全體として多大の達成

年冒頭に於ける産業部門の合同は四十三であつたが、現在では八十餘に達してゐる、此の産業の再建は一層急速なる前進への組織上の前提を創造するであらう。

第四年度の展望

一、第四年度概観

「五箇年計畫を四箇年に」のスローガンによつてソヴェト政府は一九三三年九月末に終るべき當初の豫定を變更し、一九三二年末を以て第一次五箇年計畫の最終年度とした。一九三三年からは第二次五箇年計畫が開始される段取である。

偕てクイブインシェフ氏は第三年度實績の報告によつて第四年度計畫の特徴を大要左の如く検討した。

一九三二年度計畫の第二次的重要特徴は五ヶ年計畫を四ヶ年に於て完成することである。産業の豫定生産増加三六%は三二年度に於て五ヶ年計畫の全計畫案を完全に遂行することを意味する。一九三二年に於て吾人は五ヶ年計畫案よりも採炭高二〇%（計畫案七千五百萬噸の代り

に九千五十萬噸、採油高二八%（二千七百七十萬噸の代りに二千八百萬噸）、銅一九%（八萬四千七百噸の代りに十萬噸）、機械生産高は全體に於て四二・四三%、電氣器具七一・八%、トラクター四七%（五萬五千臺の代りに八萬二千臺）の増加を見るであらう。年々規則正しく生産増加を示しつつあるにもかゝらず、五ヶ年計畫が未遂行に終らんとする若干の産業部門がある、例へば纖維工業其他二三の部門である。

農業方面に於ける一九三二年度の播種面積一億四千百萬ヘクタールの増加は五ヶ年計畫の完全なる遂行を意味する。運輸方面に於ては一九三二年度の貨物輸送高三億二千萬噸は五ヶ年計畫を超越すこと一三・八%（一九三二―三三年度は五ヶ年案によれば二億八千百萬噸であつた）である。

此の操業問題及び之に關聯せる一切の問題、殊に現業員養成問題、技術獲得問題に特別の注意を向けしめるに至つた。最後に、一九三二年度は労働者の物質的生存状態の改善に對し著しき前進を示すべき年であり、輕工業の發展及び物資供給の改善、住宅及び協同住宅建設の進展、ソヴエト商業の擴大、文化的施設の進行等の年である。又一九三二年度は五ヶ年計畫完成の年である。同時に吾人はポリシエヴィクの執拗さを以て重要な産業部門に對し驚進しなければならぬ年である。五ヶ年計畫の遂行には、又その人民經濟諸問題の解決には吾人は何よりも先づ決定的、指導的「連環」を把握しなければならぬ。然る時始めて一切の連鎖を抜き出し、一九三二年度の人民經濟計畫案を遂行し得ると共に五ヶ年計畫案の完成を期待し得るであらう。この連環とは何を指して言ふのか？ それは石炭であり、金屬であり、機械、殊に採炭、冶金運輸事業に必要な機械を指して言ふのである。之等四つの連環こそ如何なる手段をもつてしても抜きとらなければならぬものである。之に對し労働階級、黨の側より最大限のエネルギーを發揮しなければならぬ。この課題に對し他の課題、例へば投資、各種の機械生産増加、賃銀政策物資供給に關する諸問題が解決せらるべきである。

尙五箇年計畫最終年度たる第四年度の工業、交通、労働、文化、農業諸計畫をソヴエト側の發表により統計的に表示すれば左の如し。

二、第四年度の工業計畫

- 一、石炭 豫定生産高 九千萬噸
- 内 ドンバツス 五千六百萬噸
- クズバツス 一千百萬噸
- モスクワ 六百萬噸
- カラガンダ 三百五十萬噸
- 東シベリヤ 三百七十萬噸
- ウラル 六百萬噸
- 極東 三百萬噸
- 同 スレドアス 百五十萬噸
- 同 石炭工業資本的建設費八億一千萬噸
- 同 鑛山 九百萬噸

自治體、住宅
社會化工業部門の都市住宅建築費 十九億四千二百萬留

自治體經濟並公益施設費 九億五千萬留

供給
一、消費財供給基本額（昨年小賣價格にて） 三百五十億留

新店舗開設（供給人民委員會） 五千

同（セントロ・ソユーズ） 五千

三、第四年度の労働、文化計畫

- 一、労働者、勤勞員數 二千百萬人
- 二、雇傭者賃銀基金 二百六十八億留
- 三、文化社會必要費 九十二億留
- 内 人材養成費二十七億九千五百萬留
- △資本的建設事業 四億四千五百萬留
- 大衆教育費 二十六億一千八百萬留
- △資本的建設事業 四億七千五百萬留
- 内 學術研究機關、その研究費 六億四十六百萬留
- △資本的建設事業 一億七千萬留
- 内 保健體育費 十七億三十七百萬留

- 四、鋼鐵 同 九百五十萬噸
- 五、軌條 同 六百七十萬噸
- 内 特殊軌條 六十七萬六千噸
- 溶鑛爐（二萬二千立方米）二十四基
- マルテン式 六十四基
- 電氣爐 十二基
- ブリュミニング 七基
- 壓展機 二十一基
- 六、黑色冶金工業に對する投資十八億留
- 七、機械製作工業生産高 六十八億留
- 内 農業機械 九億四千萬留
- トラクター 八萬二千臺
- 自働車 七萬三千臺
- 機關車 千三百車
- 貨車 五萬輛
- 八、綿織物 三十億六千百萬米
- 九、靴 九千五百五十萬足
- 十、罐詰 十億罐
- 十一、發電所（發電能力） 五百六十萬瓩ワット
- 電力生産高 百七十億キロワット時
- 十二、燃料節約（前年度に比し） 一割

- 生産用金屬節約同 一割五分
- 建築用金屬節約同 二割
- 十三、大工業労働者六百二十一萬八千人
- 工業労働者賃銀増加 (前年對比) 一割一分
- 同賃銀基金八十億五千百萬留
- 工業労働能率増進 (昨年對比) 二割二分
- 工業品生産原價引下同 七分
- 工業の資本的建設事業費 百七億留
- 二、第四年度の運輸、通信計畫
- 一、鐵道、水運、道路、航空資 本的建設事業費 三十三億三千萬留
- 鐵道從業員數 百十八萬六千人
- 賃銀増加(前年對比) 一割三分
- 賃銀基金 十四億九千四百萬留
- 鐵道運輸原價引下(前年對比) 一割
- 燃料消費節約(同) 九分
- 二、通事業擴大(前年對比) 二割五分
- 同 從業員増加(同) 二割一分
- 同 賃銀増加(同) 一割三厘

△資本的建設事業 三億一千萬留
労働者勤務員社會保險豫算

三十四億九千萬留
大學專門學校卒業生 五萬六千人
技術學校 十七萬五千八
労働者大學豫備校 十二萬一千人
工場徒弟學校 三十六萬四千人

一、社會化産業への投資總額

二百一十一億留

二、建設原價引下げ(前年對比)一割以上
純建築原價引下げ(同)一割七分以上
建設従業労働者數 二百八十五萬三千人
その賃銀引上(前年對比) 五分六厘

四、第四年度の農業計畫

一、春季播種面積 一億二千萬ヘクタール
棉花作附同 二百四十三萬七ヘクタール
亞麻 二百五十六萬ヘクタール
甜菜 百六十七萬ヘクタール
二、秋季播種面積 四千二百萬ヘクタール
國營農場春秋播種面積 千四百萬ヘクタール
集團農場同 一億八百萬ヘクタール

内 春季 七千六百萬ヘクタール
トラクター供給所同

内 春季 三千三百萬ヘクタール
一ヘクタール當り收穫穀物

同 甜菜 八・五セントネル
同 棉花(中央アジア) 一四五セントネル
同 亞麻(纖維) 八・七セントネル

同 亞麻(纖維) 二・六セントネル
同 日廻草實 六・〇セントネル

三、トラクター供給量 百萬馬力以上
國産農業機械 九億留
トラクター供給所數 三千百ヶ所

牛(牧畜業合同) 二百九十五萬頭
豚(養豚合同) 二百萬頭
羊(牧羊合同) 七百三十萬頭

乳牛(牛酪合同) 三百三十萬頭
乳牛(搾乳ホルボズ) 二百七十萬頭
豚(養豚ホルボズ) 四百五十萬頭
綿羊(牧羊ホルボズ) 九百萬頭

土地人民委員會畜産トラストラストの市場引渡高

肉 十六萬二千二百噸
乳 五十四萬八千噸

畜産業ホルボズの市場引渡し高
肉 十八萬二千噸

飼料作物面積 七百九十萬ヘクタール
貯藏用飼料作物 百二十萬ヘクタール
農業(社會化)投資 四十三億六千萬留

極東露領五箇年計畫

極東五箇年計畫案

一、極東五箇年計畫の對日意義

極東露領は我國とは地理的、經濟的並びに政治的に極めて密接な關係にあるを以て同地方の産業並びに文化事業立直し五箇年計畫案は我國にとり重要な意義をもつものである。今、該計畫案の概要を左に記してみる。

二、極東五箇年計畫と投

資額

五ヶ年計畫案に依れば一九二八—二九年度より一九三二—三三年度に至る五ヶ年間ソ聯邦政府が極東地方に於ける漁業、工業、鑛業等各種企業交通、農業植民、建設及び文化の諸施設に投下する總額は當初十四億留であつたが、一九二九年八月之を二十六億留以上に變更した主要事業に對する投資豫定額を示せば左の如し。

- (一)各種企業(漁業、林業、工業及鑛業) 九億九千萬留
- (二)交通 六億七千七百萬留
- (三)農業 三億七千五百萬留
- (四)植民 三億七千五百萬留
- (五)建設(住宅建築及公共施設) 一億五千七百萬留
- (六)教育 八千萬留
- (七)保健 五千五百萬留

三、主要企業の計畫

(一)各種企業
(1)漁業
漁業五ヶ年計畫によれば、大型發動機

五ヶ年計畫

漁撈船百艘を建設し、飛行機十臺を以て高空より魚族の状態を調査し、之を「ラヂオ」に依り漁船に報道する。四十隻の工船及冷凍船を建設し、罐詰工場を漁區所在地に建設し、以て優良なる罐詰製造を計畫す。カムサツカに近代式の大工場を建設し、現に作業中である。

(2)林業

林業は極東地方産業の主要なるもので林區九十萬ヘクタール(一ヘクタールは我一町二十五歩)内伐採に適する五十萬ヘクタールの大部分は國營企業「ダリレス」の經營に屬す、林業に對する投資總額は各種工業に對する總投資額(七億八千九百萬留)の二三%に當る。

製材工場八箇所を新設し、五ヶ年後には工場十六ヶ所、機械三十五臺を有すべし、挽材高は七十二萬四千立方米に達せしめる計畫である。

(3)工業及鑛業

(1)石炭
ハバロフスク、後バイカル、浦潮地方及北樺太の新炭坑企業を勃興せしめ、現

(ロ)石油

北樺太油田の開発を目的とするもので國營企業「サハリン・ネフチ」が當該機關と協議の上豫定計畫せる油採高左の如し
一九二九—三〇年度 七〇,〇〇〇
一九三〇—三一一年度 二〇〇,〇〇〇
一九三一—三二二年度 四〇〇,〇〇〇
一九三二—三三三年度 九〇〇,〇〇〇

(ハ)電化

極東地方五ヶ年計畫によれば、極東地方に於ける大發電所の能力は十六萬五千キロワットに達すべく、内新發電所は十四萬キロワットを有する豫定である。ハバロフスク外三ヶ所に大發電所を建設し北樺太ムカールヂ炭坑に能力二萬キロワット其價格千八百萬留の發電所を建設する豫定である。

(ニ)採金、製鐵

採金業に對する投資總額は四千六百萬

留である。罐詰用鉄力は日本及米國より輸入するも、將先ネルチンスク工場に於て製作せんとする計畫である。

(ホ)極東工廠(ダリザオード)

備船主義を排し、船舶自營主義を實行する爲、極東地方唯一の船舶修理工場たる極東工廠を改善し、之に五十萬留を支出し、有力なる船舶工場たらしむ。

(ヘ)砂糖

極東地方五ヶ年計畫の新事業として製糖業あり、從來は多犬の運賃を支拂ひウクライナ地方より移入したるも沿海州、黒龍地方に二ヶ所の工場を新設し、各工場より十萬セントナールと三千噸の糖密を製し、斯して五年後には極東地方に於て砂糖百五十萬ブード(一ブードは我四貫三百六十四匁)を製造し、同地方の砂糖の自給自足を計畫す。

(ト)硝子、燐寸、曹達、煉瓦

硝子工場は資本金三百三十萬留を投じ一九三二年度建設に着手し、又三二—三三年度に於て完成すべき燐寸工場は資本金二百四十萬留、曹達工場は資本

金百二十萬留、煉瓦工場は資本金三百九十四萬二千留を投資し、夫々建設せんとする計畫である。

(ニ)交通

(イ)鐵道

極東地方五ヶ年計畫中には膨大なる鐵道敷設事業がある。その中主要なるものは左記の三線にして同期間中には工事に着手する豫定である。

(A)「ブラゴウエシチェンスク」市の

北方に在る烏鐵分岐點たる「ボチカレウオ」驛より黒龍江口「ニコラエフスク」港に至る間。

(B)「ハバロフスク」市より「ソヴェート」灣に至る間四百五十軒。

(C)烏鐵「シュートウオ」驛より「オリガ」灣に至る間。

(ロ)船舶、港灣

ソヴェート商船隊は船舶隻數不足の爲毎年本邦船舶を備船し、一九二九—三〇年度に於て我國に支拂へる僱船料は五百萬圓に達する、船舶は之を五ヶ年計畫に於て現在の噸數を八倍せんとする計畫で

てゐるが、今一九二八年十月一日五ヶ年計畫開始以來一九三一年九月末に至る滿三ヶ年間の實績を示せば左の如し。

二、各産業部門の實績

(A)林業—極東露領最大の産業たる林業は一九二九年に計畫の九六・三%、一九三〇年に七八%一九三一年一月—九月間には僅かに二九・九%を遂行せるに過ぎず、本年の輸出用木材遂行實績は豫定の三三・八%であつた。尤も其實績は一九三二年の六十七萬五千立方米突から一九三〇年にはその六倍の四百五十萬立方米突に増加してゐる。

(B)漁業—露領漁業は最近年において最新式の罐詰工場二十を設立し、最近二箇年間に漁獲高は一百五十萬セントネルから三百五十萬セントネルへ激増しコルホズ化されたる漁民數は總數の八〇%に達したが、一九三一年度の漁獲高を計畫と對比して示す時は十一月下旬迄に三百一萬九千六十八セントネルで實に豫定の五六%に過ぎなかつた。此中ダリゴスルイブの漁獲高七〇五、二二六セントネ

ある。

極東地方に於ては適當の港灣少なく、且つ其の設備不完全なるを以てソ聯邦當局は沿海州、北樺太及カムサツカの沿岸に十四の港灣と碇泊地の建設を計畫する

(三)農業

極東地方に於ても農業の工業化及社會主義化を計る爲、國營農場及集團農場の設立に努むると共に水田及牧畜の經營に力を入れつゝある。

米作、一九三〇年度に於ける米作トラストの播種豫定は水田一萬一千七百ヘクタール、陸田百ヘクタールの作付となつてゐる、然し米作は將來の事業で今日迄實績の見るべきものなし。

極東五箇年計畫實績

一、概 要

極東露領五箇ヶ計畫の遂行は漁業、鑛業、林業、通商、全國國民經濟の分野に於て、我國の利害に關連するところ多い爲め、我國に於て多大の興味を以て見られ

に比し二八・五%方上騰した。

(F)全(工)鑛業合計—以上諸重要工業に其他(工)鑛業をも加ふる時一九三〇年には計畫の八三・七%といふ實績を示したが三一年は一月—九月の九ヶ月間に僅かに三五・二%を遂行したのみであつた。

生産能力—一九三〇年には極東露領全工業を平均して生産能力は前年よりも一七%を増したが、三一年は前年に比し一七%を増したに過ぎず、勞働賃銀は三〇年増率一五・五%に對して三一年は二三・一%を示した。

生産原價—全工業部門生産品の原價は一九二九年には前年よりも八・九%を切下げらるべき豫定であつたにも拘らず、却つて八・九%方昂進し、一九三〇年には七・六%切下げ計畫に對し四・〇%方上騰し、一九三一年には更に又一三・四%方切下げを豫定されたるに實績は反對に一三・九%を上騰した。

勞働力の流動—極東全工業における勞働力の流動は驚くべきものあり、一九二

八二九年度には労働力の流動率一九三・五%に達し、即ち全工業の労働者は殆んど二回にわたつて新たに入れ換えを見た譯であつたが、一九一九・三〇年度には流動率は二四一・五%に達し、二回半だけ更新を見た。一九三二年九月間には労働力の定着に關するスターリンの指令と關聯して幾分緩和を見たがそれでも流動率は一五〇%で即ち一回半更新を見た譯である。

農業—極東露領全播種は一九三三年に六十萬九千ヘクタールであつたものが一九三一年には九十六萬九千ヘクタールに増加し、一九三二年春には一百四十萬ヘクタール迄擴張を期待されてゐる。一九三一年に至る農業集團化実績は全貧、中農戸數の六〇%に達した。

教育—一九三三年には極東露領總人口の六三%が文盲者であつたが一九三一年に於ける文盲の比率は三五%迄減少した。現在極東露領學齡兒童の九五%は就學してゐる。更に今日極東露領には大學及高等專門學校九校、工業技術學校四十四校

成を告げるであらうことは毎年の統計數字が常に最初の豫定線を突破し來つたことによつて明瞭にされた。一九三二年一月三十日より開會された全聯邦共產黨第十四回年次大會に於て人民委員會議長モロトフ氏は第二次五ヶ年計畫編成に關する報告書を發表した。左に同報告の要綱を掲げる。

第一次五ヶ年計畫は、その發表の當時世界中のブルジョア經濟學者から五十年計畫のミスプリントではないかとまで酷評されたにも拘らず、その実績は極めて良好で、第四ヶ年目の今年中には相當の豫定超過を以て完了さるべきことが明瞭になつた。

即ち「五ヶ年計畫の天下分け目の年」と言はれてゐた第三年度の実績は、工業生産額においては前年度より二一%の増加を示し、總額三百七十萬留に達した。自動車工業トラクター工業の如き部門では前年度に對して實に二二一%と云ふ驚異的增加率さへ示してゐる。其結果、石炭其他の部門では五ヶ年計畫を二ヶ年半

有して居り、且つ過去八年間に小學校八百二十四校を新設され、帝政治下の四十五年間に僅々五十四校を設立せる事實に對比すれば著しい對照が示される。要するに教育の分野では可なり目覺ましい發達が認められる譯である。

三、計畫遂行不振の原因

前述の如く極東露領五ヶ年計畫は大體に於て餘り好成绩ではない、殊に漁業、林業、鑛業方面に於てさうである、其の原因は、極東の特種事情による勞力の不足である。今、労働力の需給状態をソヴェト當局の調査によつて紹介すれば全極東露領に於て昭和六年度上半期に四十四萬一千八百三十二人の労働者を必要とするにも拘らず之が十分の保障を得たる企業部門は一もなく殊に次の如き主要なる五企業に於ては其需要二十九萬四千八百十八人に對して實際の供給十九萬三千七百十三人を算せるに過ぎず、十萬一千五百五人の不足を生ずるに至つた。之を各部門別に示せば左の如し。

雇實數 不足數

一、漁業	五〇〇〇人	二、〇〇〇人
二、林業	九、二五〇	五、九五〇
三、金鑛業	一四、六〇〇	四、四〇〇
四、石炭業	一〇、五八〇	六、八九〇
五、國營農場	一六、三〇〇	一、九八〇
合計	一三、七三三	二〇、一五五

即ち林業の如きは五萬八千九百五十五人の不足で漁業一萬一千人に達し企業遂行の原動力たる労働者の不足が、産業不振の一大原因たる疑問の餘地がない。極東露領當局はかゝる實情に鑑み之が唯一の打開策をスターリンの新方針具體化にありとし、(一)協同農場より労働力の組織的雇傭、(二)均等労働銀制の打破による労働力の流動防止始め所謂六條件の即時實施を要求するに至つた。

第二次五ヶ年計畫

一、第二次五ヶ年計畫の意義

第一次五ヶ年計畫が一九三二年を以て第四年目を迎へると共に成功裡にその完主義と社會主義の何れに屬すべきかと云ふ問題は今や重大問題となつて來つゝある。

第二次五ヶ年計畫は、第一次五ヶ年計畫がそうであつたと同様に、プロレタリアートの獨裁ソヴェト制度が如何なる結果を齎らすかと云ふ一の巨大なる歴史的な實驗であつたと云ふことも出來よう又、計畫的社會主義經濟の勝利を明瞭に示してゐる。

二、第二次五ヶ年計畫の任務

第二次五ヶ年計畫の政治的任務は、第一次五ヶ年計畫の遂行に伴つて自己の經濟的基礎を失つた都市農村の資本主義的分子を残りなく完全に絶滅し、廣汎な都市労働者並に勤勞農民の意識のうちに潜在資本主義的殘存物を最も完全に清算し斯て全勤勞大衆を社會主義的意識的建設者たらしめることにある。其爲めには労働者農民に對する物品配給を第一次五ヶ年計畫の二倍乃至三倍に向上させて、労働者農民大衆の福祉を急速に高めねば

ならぬ。此の福祉向上の爲めには經濟的任務として次の事を擧げうる、即ち第一に生産工程の完全な技術的改造がそれである、ソ聯邦の人口は最近世界最高のレコードを以て増加しつつあるが、それは現在の急速なる生産發展の要求を満すべく餘りに貧弱である。最新の技術による生産工程の機械化、電力の利用による動力問題の根本的改善などがそれであつて人間が本當に物の主人となる社會主義社會は、最も完備した生産装置を要求するものである。

三、第二次五ヶ年計畫の豫定數字

此計畫を實行するための投下資本額は大體一千五百億ルーブルで第一次五ヶ年計畫に比して二倍強の増大である。其主なる費途は重工業の工場建設である。電化事業は一九三二年、即ち第一次五ヶ年計畫最終の發電力百七十億キロワットに對し第二次五ヶ年計畫案末には少くとも其六倍一千億キロワットに達せねばならぬ。機械工業は第一次五ヶ年計畫の三倍

半の産額を擧げ、トラクターの年産額は第二次五ヶ年計畫末には十七萬臺に達する豫定である。銑鐵の生産額は第一次五ヶ年計畫末より一千二百萬噸増加して、二千二百萬噸に達せねばならぬ。鐵道運輸の方面では二萬五千キロ乃至三萬キロの新線を建設し、技術的改善を充分に展開して、其能率を極度に高めねばならぬ。其他水運、自働車路、航空路等の開發擴張についても多大の努力が拂はれるだらう。

輕工業、食糧品工業は其産額を第一次五ヶ年計畫末の三倍に増加するだらう。農業の方面では隙間なき共同經營化が行はれ、機械トラクター配給所は全聯邦の農場を獲得することとなる。

是等の經濟的躍進は第二次五箇年計畫期間中にソ聯邦がヨーロッパを通じて經濟的、技術的方面で第一位を占め、米國に次いで全世界第二位を占むべきことを約束するものである。

四、第二次五ヶ年計畫の實施方針

鐵産高——第一、四半期のソ聯邦鑄鐵生産高は一九三一年度同期の一、〇九六五・二噸に比し、一、三九八、一七〇噸

鋼鐵は三一年度同期の一、二六四、八五三噸に比し、四六七、八五四噸、板金は三一年同期の九三四、〇八四噸に比し、一、四三三、八三六噸であつた。即ち前年に比し鑄鐵は二七・五%、鋼鐵は一六%、板金は二二・五%の増産である。一九三二年三月中の鑄鐵日産高は平均一五、五七六噸、鋼鐵は一五、七九八噸に達した。

化學工業の藥品——一九三二年度當期の硫酸生産高は一二三、〇三五噸で計畫案の七六・五%を遂行し、過磷酸は一六五、六三二噸で計畫案の七二%、曹達灰は七五、一八七噸で計畫案の九六・四%、苛性曹達は一九、九九六噸で計畫案の八二%を遂行した。而して過磷酸の生産高は三一年度の同期生産高に比し三八・五%、硫酸は二三・九%、曹達灰は一・六%、苛性曹達は六・五%の増産である。

重機械工業——三二年度當期の重機械工業生産額は五千五百五十萬七千留で、

本年三月下旬人民委員會議は第二次五ヶ年計畫編成事務組織に關する規定を採擇したが、該第二次五ヶ年計畫の編成には全官廳、全労働組合、全公共團體を積極的に参加せしめ、且つ個人として、労働者、集團農場従業員、科學及び技術の理論家及び實際家の廣範なる力を俟つことになつた。その他學士院、共產大學、農業大學等の最高科研究機關も勿論第二次五ヶ年計畫作成の要衝に當ることになつてゐる。

而してソ聯邦の最高經濟機關たる『ゴスプラン』は第二次五ヶ年間の國民經濟計畫を作成し、右五ヶ年計畫に關する全作業を指導統制し、各人民委員部はその所管部門の計畫を作成し、各共和國及び地方の計畫機關は當該共和國、州及び地方の經濟發展計畫を作成することになつた。而して中央及び共和國の各機關には第二次五ヶ年計畫作成に關し確實な期限が定められた。斯て『ゴスプラン』は各人民委員部及び各共和國の材料、各種會議の結果を基礎として本年八月二十日以前に計畫案の六千三百一十二萬七千留に比し低下したが、前年度の同期生産高に比較すれば二九%の増加を示した。

輕工業

棉花——三月中生産高は二九、二六一噸で計畫案の九一・七%に相當し粗布は二億三千四百萬米突を産して計畫の八九・三%を、綿布は二億一千九百萬米突で計畫遂行率八九・八%に達した。又第一四半期中の綿糸生産高は八萬四千二百三十一噸で九三・九%を、粗布は六億六千九百萬米突で八九・一%を、精布は六億二千四百四十萬米突で九一・二%となり、當期の精布生産高は前年度同期に比し八・〇七%の増加である。

羊毛工業——三月中の實績は糸の生産高は四千五百五十二噸で九八・八%、粗布は八百九十四萬三千米突で九二・二%、製布八百八十萬八千米突で九四・九%である。而して第一、四半期の糸の生産高を計畫案に比すると一萬三千二百五十一噸(九九・四%)粗布は二千七百九萬一千米突(九六・九%)であつた。

内に第二次五ヶ年計畫統制數字大綱をソ聯邦人民委員會議に提出する。そして各人民委員部は右人民委員會議の審査せる統制數字を基礎として各一九三三年度國民經濟統制數字を本年十月二十日各共和國はそれぞれの來年度統制數字を本年十一月一日提出することに決定した。而して右兩者共條二次五ヶ年計畫案は前者は本年十一月十五日、後者は同二十五日に提出するのである。『ゴスプラン』は本年十二月一日迄に一九三三年度國民經濟計畫を、而して第二次國民經濟五ヶ年計畫を一九三三年一月一日以内に聯邦人民委員會議に提出して認可を得なければならぬ。

補遺

一九三二年第一四半期

工業實績

ソ聯邦の一九三二年度第一四半期(一月より三月に至る)重輕工業實績は左の通りである。

重工業の部

五ヶ年計畫

財政・金融

ソヴェート財政概観

一、ソヴェート財政制度の特色

資本主義に於ける豫算収入は主として金と租税に依つてゐるが、ソヴェート聯邦の収入は、多く國家の經濟的活動（企業）によつて得られてゐる。勿論租税は収入の一部をなしてはゐるが、取引税を除き悉く人々の不勞働部分に重課されてゐる。他方支出に於いても、資本主義諸國では、軍事費及び戰爭の結果としての債務の支拂ひにその大部分が支出されてゐるに反して、ソヴェート聯邦に於いては、國民經濟に對する支出七・五九%にして、資本主義諸國の三・五%乃至一〇%のそれと比較するときは格段の相違が視られる。

しかも最近資本主義諸國に於いては、何れも赤字難に當面し、その豫算數字も現狀維持或は減少、又假令増加を見ても極めて少額であるに過ぎないが、ソ聯邦では年々増加しつつある。

財政々策に於いて、然し最も劃期的なことは一九三〇年特別四半期及び一九三一年度より適用された單一財政計畫である。之によつて我々は最近に於けるソ聯邦の財政の實體を知悉することが出来る。最近に於ける社會主義的建設の進展するに伴れて、ソ聯邦の計畫的建設の基礎をなす財政組織に關する重大なる改革が行はれた。それはこゝに於いて説明される統一的財政案の採用と信用及び會計組織の改造である。

展を計るために、その企業に對し國家の支出する金額を示す項とが含まれる。だからソ聯邦の國家經濟は豫算と非豫算の二つの部面が出来る譯である。國家豫算の非豫算部面はそれ自身の財政計畫即ち産業財政案、信用案、社會保證案、國家保險案等には有する。かくして國家經濟の豫算及び非豫算部面は共に各種の方法によつてその財源を作るから、全體に亘つてソヴェート國家によつて集められる全金額を知るドキュメントがない。しかもソヴェート國家財源の急速なる増加と非豫算部面の諸企業に於ける蓄積並にその蓄積及び財源の配分が著しく増大し且つ財源を要求に應じて廣汎なる範圍に亘つて配分し、國家の工業化と集中化に適應する必要に迫られたので、宗々のドキュメントが必須のものとなつた。

教育支出を例にとれば、從來この支出は國家及び地方豫算に於いて、取扱ふのみでなく、各企業、勞働組合、信用機關等からも支出されてゐたのであるが單一財政計畫なるものは、この不統一を統一

財政金融

し、一定年度に於けるソヴェート國家の教育支出を明瞭にするものである。即ち統一的財政案によつて、ソヴェート國家に於ける全般の收支を統轄し、各種の財政計畫を決定する極めて大なる重要性を持つものである。これは既に前述の如く一九三〇年特別四半期及び一九三一年度に於いて適用され、單一財政計畫は個別的な財政計畫、即ち産業案、保證案等々に先立つて編成され、後者のリミットは單一財政計畫によつて決定される。では、單一財政計畫の本質的内容は如何なるものであるか？ この説明の前に先づソヴェート國家に於ける國家收入と統一的財政案とを比較しやう。

國家收入	一九三〇年	一九三一年
統一的財政案	三、八八五	四、八八〇
及國家豫算	三、四七〇	三、七五五
(國家豫算)	(四、八八五)	(三、六六四)

上表數字は財政計畫及豫算の増加しつつあることを示してゐる。即ち一九三一年に於いては、その支出は國家收入の約三分の二に概當する。かゝる尨大なる支

家經濟とは一致するが、ソ聯邦に於いては全く之と異つてゐる。即ち豫算面の全收支と國家の全收支とは一致しない。それはソヴェート國家は豫算面に現はれない收支を有するからであつて、これは國家企業に於ける商業的勘定の導入によつて説明される。資本主義諸國に於いても亦商業的勘定は郵便或は鐵道等の如き諸企業に用ひられてゐる。之等諸企業の收支は何れも一般豫算面に現はれてゐないが、或はその純益が極めて少額であるか或はその一部が豫算に繰入られてゐるに過ぎないかであつて、若し之によつて損失を生じた場合は、國家は豫算のある収入を以て穴をふさいでゐる。

この資本主義諸國に於ける國家諸企業は、ソ聯邦の商業的勘定による諸企業とはかく類似してゐる。然しその類似は形式的であつて本質的のものではない。

二、單一財政計畫

然し商業的の基礎の上に社會化せる諸企業を置いた結果、ソ聯邦の豫算には、その諸企業の利益の項と社會化企業の進

出は資本主義諸國に於いては勿論危険とされてゐるが、ソ聯邦に於いてその大部分を國民經濟に支出されるものであるから絶対にその怖れはなく、しかもその目的が國民經濟の飛躍的發展にあるものであるから絶対に生産を障碍するものではない。

ソ聯邦の國民經濟の發展と社會化の成功と共に財政計畫及び國家豫算は、ある程度まで健全なる歩調を以て進んでゐる。即ち普通の所謂「豫算」を摘出して見るに一九二五―二六年度に於いては四十二億七千二百萬留にして、一九三一年にはそれは二百十六億六千四百萬留に達した。困みに帝政ロシアの戦前（一九一三年）の豫算は三十五億留であつた。

三、一九三一年度統一財政による收入

一九三一年度に於ける統一的財政案に算定された收入は次の諸項からなつてゐる。

收入源	(單位百萬留)	總額に對する%
豫算金額		

一、社會化企業	四、〇七六・三	二・八
工業	三、三六〇・七	二〇・七
運輸	一、六五五・二	五・二
貿易	一、〇七三・四	三・四
農業	九〇〇・六	二・九
信用機關	一四〇・〇	〇・四
電力	二〇七・一	六・六
其他	二、三三三・三	四・〇
合計	九、二八〇・二	二九・二
取引税	一、三九五・〇	六・一
其他	一、二三五・〇	三・三
合計	二、六三〇・〇	九・四
三、保 險	二、一七三・六	六・九
社會保險	四七〇・六	一・五
國家保險	一、七〇三・〇	五・四
四、一般入よりするもの	四〇〇・〇	一・二
公 債	四〇〇・〇	一・二
捐 金	九〇〇・〇	二・九
協同組合に對する支拂	四〇〇・〇	一・二
貯蓄	一六〇・〇	〇・六
トラクターに對する寄附	二、八〇〇・〇	二二・一

五、勞働組合 三五〇・〇 一・一
 六、其 他 三〇二・一 一・〇
 總 額 三、七五三・三 一〇〇・〇

即ち上表の示すが如く、ソヴェート聯邦の豫算收入の四二％は社會化企業よりの蓄積によるものであつて、残部は主として取引税よりなる租税の三五・三％、一般人よりの一二・二％である。又同時に社會化企業よりの收入の大部分は工業及び運輸よりなされてゐることを示してゐる。

一般に資本主義諸國では、私有財産制度に基礎をたぬ何れの企業も成功するものではないとされ、或は又ソ聯邦に於ける社會化企業は缺損を續けながらも營業してゐるものと稱せられてゐるが、然し最近數ヶ年に於けるソ聯邦の財政計畫は之に反してゐると見ることが出来る。即ち之等企業による蓄積は増々増加し、現在ではソヴェート財政に於ける重要な財源となつてゐる。

四、租税收入の大宗取引

取引税の一部によつて賄はれてゐるやうに、その支出は農業的財源からなされてゐる。

五、直接收入

直接一般からの收入は主として公債と貯蓄である。資本主義諸國に於いては、國家は戰時に多く公債を發行するが、平時に於いて豫算に利用することは極めて少く、使用しても豫算編成難の場合が多い。然しソヴェート聯邦の國家信用は社會主義建設の歩調を早める手段である。即ち公債應募によつて工業化と集中化がより急テンポに行はれるものであり、貯蓄そのものも同様の意味を有する。

一九三一年の單一的財政計畫では、紙幣發行による收入を含んでゐない。一九二九―三〇年度の豫算に於いては、この紙幣發行による收入が存在し、しかもその額が準備金より超過し、且つ當時に於いて物價が稍々昂騰したので、海外諸新聞は、ソ聯邦のインフレーション及び豫算の崩壊を報ずるに至つた。ソ側の意見によれば一九二九―三〇年自由市場に於

七〇

租税による收入は主として取引税によると云ふ事實に對しては特別の注意を拂はなくてはならぬ。これは統一的財政案によつて、從來まら／＼に徴收されてゐたのが、社會化企業より國庫納入が統一された結果生じたものである。

新經濟政策實施後、しばらく社會主義企業は、餘儀なく個人企業に適用さるべき會計的方法を以て進んだ。即ち社會化企業は、消費者の負擔となるべき諸税(消費税及び輸入税の如きもの)及び社會化企業はその得るところの利益に比例して收入の一定部分を各々まら／＼に國庫に納入し、且つ國債に對しても相當の支出をなさなくてはならなかつた。然しかゝる不統一なる制度は社會化の發展につれて、全範圍に亘つて改造せらるゝに至つた。一九二九―三〇年度の中頃に於いては、商品の回轉に於いて個人的部面の占める部分は著しく低下し、個人資本は全く大規模企業の埒外に追ひやられた。之に反し社會化企業組織のレベルが非常に高くなりその活動によつて計議と統制の

いて物價の昂騰せるは事實であるが、然しこれは國內貨物運輸の地位を支配し、勞働者の大衆的消費に當てらるべき商品及び食料品を供する、社會主義的部面に於ける物價の昂騰を示すものではないといつてゐる。當時に於いては、個人商人は社會主義的攻撃の成功的壓迫を見、且つ彼等自身の終末の近づいたのを感じて數種商品の市價吊上げを行つたに外ならない。昨年の後半に於いては、かゝる商人の投機及び之に伴ふ物價の昂騰はなくなつてゐると。本年度に於ける財政計畫に紙幣發行による收入のないことはソヴェート・ループルの地位を更に強化するものだといはれてゐる。

信用機關よりの收入は九億二千六十萬留となつてゐる。資本主義諸國では銀行は金融資本の手段として最も利得の多いものであるがソ聯邦では、單に財政組織の一部門を擔當し、單に金錢的事務を受け持つことである。

六、銀行の機能

銀行は信用の媒介者であるが、資本主

問題を惹起するに至り、生産活動(賃銀物價、市場等の上にある)——は國家權力によつて統制され初めた。かゝる情勢の下に於いて、異つた雜多の國庫納入の如きは、計畫的諸活動を妨碍し、社會化諸企業の財政的及び行政的諸機關に多大の冗費を負擔せしむるに至つた。故にこの國庫納入の大部分が、一九三〇年九月より一個の税、即ち取引税に統一せられた同税は消費税の如く從來施行せられた諸税國家保險基金の支拂、其他重要な少い諸種及び從來利益金から支拂はるべき散雜種の支出金等々が悉く之に含まれてゐる。

社會保險に對しては二十二億留を支出してゐる。ソ聯邦では社會保險基金は全部勞働者、採用者、即ち主として國家自身の負擔となつてゐるから、保險加入者自身は老後に於ける貧困及び疾病等の保險に關するソヴェート制度は大々的に勞働者の物質的及び文化的レベル向上に對して支出されてゐるものである。

國家保險は、社會保險が諸企業よりの

者諸國では、一見して仲介者として認め難いところがある。即ち多くの資本主義企業では工業家が貸で商品を賣り、又借で原料を購入するが如き商業的信用を用ひてゐる。しかも之等の工業家及び商人は、常に銀行よりその生産或は販賣に必要な資金を借入れてゐる。工業家は銀行及び原料を購入する商人より信用を得て、その製品を販賣する商人に信用を與へる。これは即ち最初銀行が國民經濟の一定部内に交付した信用が、更に他の部門に銀行の手を借りずに流れるから、この結果銀行はその貸出した資金を一定の部門に止め置くことは出来ぬことゝなる。即ち銀行は信用の仲介者として活動しながら、彼等の信用の配分に於いて、非常に他の信用仲介者—工業家、商人—に依存しなくてはならぬ。だから信用の配分は極めて朦朧として、その秩序は單に返還しない債務に對して無理矢理に之を回復すると云ふ、所謂信用の規律によつて維持されてゐる。

る信用の貸與及び配分は、之等の資本主義諸國の信用制度と略々同様のものではあつた。然し工業トラスト、シンジケート協同組合等がそれ自體の會計によつて、銀行より與へられたる信用を自由に處分したので、國民經濟の各部門に財源を配分すると云ふソヴェートの計畫に支障を來たし、ソヴェート經濟との調和を失するに至つたので、意にその改革が行はれた。その結果、銀行より信用を借入れ、それに依つて更に他の會社に商業的信用を與へると云ふ小機構の代りに、現在では銀行と資金を必要とする依頼者間との直接聯繫がなされることゝなつた。従來一企業より成る商品を消費組合に販賣する場合、銀行は消費組合(購求者)に振出されたる手形に對して、一企業(販賣者)に信用を與へた。この場合銀行は一企業に信用を與へたのではあるが、結果に於いては一企業を援助したのではなく、消費組合に援助を與へたことになる。現在ではかかる取引が行はれる場合、銀行は企業には信用を與へないで、直接消費組合

に與へる。即ち銀行は現在商品購求のために金を必要とするものに、仲介者なくして直接資金を供するものである。即ち資金を與へるのは購入者であつて、この場合販賣者に對しては行はれない。商品が手を代へる毎に販賣者は購入者より常に代金の全部を受取らなくてはならぬ。若しも購入者の銀行勘定が代金の支拂を行ひ得るときは、購入者が銀行に振出した小切手にかつて、この販賣者に對して支拂をなし、若しかゝる銀行勘定がないときには、銀行は購入者に對してその必要額を貸與する如何なる場合に於いても販賣者自身が信用を購入者に對して與へることゝは絶體にない。即ち商業的信用によつて、商品を貸與することがなく、信用は銀行のみによつて與へられることゝなつたのである。この結果銀行はソヴェート經濟の複雑なる凡ての取引の金融的中心となり、銀行が依頼者に貸與する短期信用及び依頼者によつてなされる凡ての取引の全活動に對する鳥瞰圖を作ることが出来る。即ち之によつて銀行はソヴェ

エート國家の手段として國民經濟を調節する主體となつたわけである。

七、一九三一年單一財政

計畫支出項目

次に一九三一年度に於ける單一財政案の支出を見やう。(單位百萬留)

支出の目的 金額 總額に對する%

一、國民經濟への支出

工業(最高國民經濟委員會の統制下にある工業に對するものは七、〇九八・二留を占める) 七、〇九八・〇 二六・四

農業 四、七四七・七 五・八

運輸 三、三〇二・二 一一・〇

貿易 二、七〇七・八 八・九

其他 二、二五六・六 七・五

合計 二二、〇〇三・三 六九・六

二、社會的及文化的目的を有するもの

教育 三、三九四・六 一一・二

衛生 一、一八九・三 三・九

労働者保護及社會保險 一、〇二一・四 三・四

合計 二、六三三・七 一八・七

三、國防行政其他 三、五二一・三 一二・七

總額 三二、五五三・三 一〇〇・〇

四、豫備費

バランス

上表によれば六九・六%は國民經濟に支出され、一八・七%は社會的及文化的目的を有する事業に支出されてゐる。尙國防に對して支出される金額は四・三%であるに過ぎない。之等の數字は明かにソ聯邦の異常なる努力を示すものでありその財政の鞏固さを示すものと言はれてゐる。

國民經濟に支出される二百十億留中百七十億留は資本投資であつて、之はソヴェート聯邦收入の約三分の一を占めてゐるもので、かかる急速なる蓄積の増加は他國に於いては見得ないところであらう。

一九三一年度に於けるソ聯邦の所謂國家豫算は二百十七億留である。この總額の約半數四三%は取引税等の租税によるもので、その他は運輸の二二・二%公債によるもの七・八%及び最高國民經濟委員會の統制下にある工業によるもの七・二%等である。

八、一九三一年度國家豫算支出

ソヴェート國家豫算の一九三一年度に於ける支出は次の如くである。(單位百萬留)

支出の目的 金額 總額に對する%

國民經濟 一五、三〇九 七五・九

最高國民經濟委員會 四、八五〇・八 二四・〇

電力 七六八・四 三・八

農業 二、三〇六・一 二・六

貿易 一、四二一・五 七・〇

運輸 四、八七九・九 二三・八

交通 五九四・四 二・七

社會的及文化的目的を有するもの 一、一九九・〇 五・九

國防 一、二二〇・〇 五・一

地方豫算の割當 一、二八八・五 六・四

國債發行費 三、九四一・五 一・九

其他 六九一・七 四・八

總額 二〇、一四四・六 一〇〇・〇

豫備金 一、五〇〇 —

バランス 二、六六四・六 —

上表は單一財政計畫と同様の状態を有してゐるが、之は資本主義諸國の收支の

一致する豫算と比較するためにこの數字を掲げたものである。

ソヴェートの國家豫算では約四分の三を國民經濟に支出してゐる。資本主義諸國では之に反して國民經濟への支出は極めて少額である。即ち一般にその額は豫算の三五%乃至一〇%にして、その大部分は債務支拂及び軍費に支出されてゐる。

猶ほ一九三二年度國民所得及國庫豫算計畫を擧ぐれば左の通りである。

- 國民所得 一、國民所得總額……四百九十二億留
- 内社會化經濟部分の取分九割一分 國庫豫算
- 一、國家歲入……二百七十四億二千九百萬留
- 二、國家歲出……二百六十九億二千九百萬留

一九三二年國家豫算の編成

全聯邦中央執行委員會會議(ツイク)にて此程確認されたるソヴェート聯邦の一九三二年度單一國家豫算は歲出入各二百七十五億四千二百九十六萬六千留であるがこれを各歲出入別に示せば左表の如し。(單位千留)	
歲入の部	諸取引税 一五、二六、〇〇〇
單一農業税 六〇〇、〇〇〇	
社會化企業税 一五、六〇〇	
其他税 一、〇二二、〇〇〇	
國民經濟最高會議關係工業收益 七九、九〇〇	
地方發電所收益 一〇〇、〇〇〇	
國營農業收益 八、八〇〇	
供給人民委員會關係工業收益 一七五、〇〇〇	
國營商業及株式會社收益 一八、〇〇〇	
外國貿易人民委員會企業收益 五、三〇〇	
國家信用機關收益 一四三、三〇〇	
國營保險機關收益 七〇、四〇〇	
其他企業收益 一一、二〇〇	
特別商品基金 九八五、四〇〇	
鐵道收入 二、九七、五〇〇	

河川及海運收入 一五、五〇〇
其他運輸收入 一五、八〇〇
國民通信收入 七五、〇〇〇
貨幣收入 一〇、〇〇〇
旅客保險收入 二四〇、〇〇〇
雜收 一四、八六六
公債收入(五箇年計畫を四箇年間に公債)
第四回八分利附内債 一、〇一七、四〇〇
一割利附内債 五五、〇〇〇
行政費削減 一五、〇〇〇
歲入合計 二七、五二、六六六

歲出の部	國民經濟最高會議關係工業 八、一〇六、六〇〇
其他工業 七〇〇、〇〇〇	
地方發電所 六四、八〇〇	
農業 三、四二、一五〇	
自治經濟及住宅經濟 三九、七〇〇	
商業、配給及食品工業 二、八〇一、〇〇〇	
外國貿易 一四四、二〇〇	
鐵道 二、四六、九六六	
水運 四四〇、〇三五	
諸道路及自動車運輸 一、六七一、六〇〇	

合計 四、五六五、一六〇
 (一種の地方債又は社債にして政府の保障なし)
 是等諸公債中には短期公債にして、既に償還済と見るべきもの七億五千萬留あり、是に抽籤により部分的に償還せられたるものと合すれば、其の推定額八億五千萬留に上り、是を全額中より控除せる現在殘額は約三十七億一千五百十六萬留となる。

公債發行

一、公債の種類
 ソ聯邦政府は一九二一年三月の新經濟政策を實施するまでは一切公債を募集しなかつたが、新經濟政策は財政方針を全く一變せしめ、先づ留安定策として一九二二年五月二十日の命令に依り初めて穀物公債を募集した。

猶政府は外債を募集せんとして西歐諸國と交渉し、殊に英國とは「マクドナルド」政府と豫備協定を締結せるも成功せず、加之資本國は何れも聯邦に對し、敵對行動を示したるを以て差當り外國によらず、一切内債に依り經濟上の需要を満足することに決した。

ボリシエヴィキ革命以後、一九三〇迄に發行せられたる公債、地方債並に社債總額を擧ぐれば左表の如し。

一、各種公債 四、二〇六、四〇〇
二、「オブリガトチャ」二二〇、〇〇〇
(聯邦政府保障付)

全聯邦民間航空聯合會 一四三、〇〇〇
國民通信 六九、四二二
ソ聯邦單一海洋氣象施設 一一、二八二
其他施設 二〇、八八八
教育 一、四三、四七一
保健 九、三二五
勞働保護社會保障施設 五、六四四
陸海軍人民委員會 一、二八、五〇〇
特別軍 一八、〇〇〇
國民經濟規則並に行政社會文化諸機關 四六、六五五
全聯邦人民委員會會議基金 八三、八〇〇
其他基金 四、四七〇
公債支出 九九、〇〇〇
國家保險資金 二〇、〇〇〇
勞働者及び勤務員社會保險 六〇、〇〇〇
地方豫算への委讓資金 一、四九、六〇〇
勞働者及勤務員社會保險に對する控除金 六〇
露共和國一九三一年度負債消却 四三
ゴスバンクとの決済 五〇
歲出合計 一七、〇四一、九六六
準備金 五〇〇

財政金融

利息であるが、一九三〇年に發行された自動車債券は六分である、而してその償還期限は二年乃至十ヶ年である。

三、ソ聯邦新公債發行

聯邦政府が最近數年間一般労働大衆に對し事實上強制的に購買せしめたる公債は一九二七年發行農業振興公債一億二千五百萬留を始めとし、第一回乃至第二回工業公債あつて、此合計八億五千萬留あつたが、是を回收し、同時に「五ヶ年計畫を四ヶ年に」なる標語を冠せる新公債を發行して、單一公債として五年計畫完成に至る迄年々發賣を繼續するものである。是は一九三〇年七月三日附命令を以て公布された。

猶ほ一九三一年度には「五ヶ年計畫第三決定年度公債」なるものを發行したが同年七月三十日迄の賣行は十六億二百六十四萬二千留で、此の金額は政府の決定した計畫の一〇〇・二%に當ると。

四、新公債發行の目的

此の新公債發行の目的は労働大衆の間に其條件を異にする各種の公債が存在す

の増發を見、更に一九二九年九月一日現在の兩者發行總額二十五億二千七百二十一萬三千六十八留に比較せば十七億七百萬留、即ち六八%の激増を示した。一方政府は國營經濟機關並に基本的コペラチヅ機關相互間の決済は總て國立銀行を経由し、帳簿上の振替を以て相殺精算を行ひ、現金授受の煩を省き同時に通貨縮少の手段となしたるに拘らず、現實通貨の流通高は前述の如く更に減少しないのみならず、猶ほ益々膨脹する傾向を示してゐる。

二、國庫券發行高發表の

中止

ソ聯邦通貨の發行高は從來財務部發行の國庫券(一留、二留、五留)及び補助貨に就ては毎月一回一日、又銀行券(チェルヴォーネツ)は毎月一日及十五日の二回其の發行高を重工業委員會機關紙「エコノミチエスカヤ・ジーズニ」紙上に公表することになつてゐるが、財務部發行の分に就ては前記一九三〇年九月一日の現在高を公表したるを以て、最後とし一九

る不利を避け、今後之を單一公債たらしめると同時に、從來の如く公債の自由賣買を禁止し、原則上長期公債となさんとするものである。新公債は一九三〇、三一年度分として新に發行せらるるもの八億五千萬留の外、從來の公債(第一、二回工業化公債及農業經濟振興公債)との交換の爲發行せらるるもの五億留と決定せられたるが本公債賣却は表面購買者の自由意志に任すべしとあるも一層辛辣なる強制行はるべしと見られてゐる。猶ほ本公債は自由賣買並に擔保差入れの大制限が加へられてゐる。右新公債はソ聯邦公債政策上一轉機を爲すものと稱せられてゐる。

通 貨

一、國庫券發行高に關する新規定

國際金融經濟より孤立せるソ聯邦は、從來より資本の缺乏に加へ、産業五年計畫に基く莫大なる資金の需用並に過去兩三年に於ける穀物輸出の減少等の事情は

三〇年中は遂にその公表を見るに至らなかつた。只、國立銀行發行の「ビユーリテン」に一九三〇年十月一日現在發行高として合計二十億三千六十萬留と掲載されたが右は正式の發行と認めることは出来ない。財務部が其の發行高を公表しない理由の那邊に有するやに就てはソヴェート新聞雜誌等是に觸れたるものはなかつたが、前述の通り、九月一日現在に於て既に通貨四十二億三千四百餘萬留に上れるが如き巨額の流通高を公表することは「タイムス」其他外國新聞紙上に於てソ聯邦のインフレーション問題が喧傳せられてゐる折柄、暴落を重ねて居る價值を一屬低下せしめる材料を與へるものとして、寧ろその發表を見合せてゐるのではないかとの觀測も行はれてゐた。然るに一九三二年三月二十一日の「エコノミチエスカヤ・ジーズニ」紙は三月一日現在の國庫券(政府紙幣)發行バランスを左の如く發表した。

財務人民委員部紙幣發行バランス

ソ聯邦財政上に異常なる困難を來さしめ同當局をして紙幣増發によるの外ならざらしめた。一九二八年八月一日附法律を以て何等の準備なくして發行し得る財務部の國庫券(政府紙幣)發行高を國立銀行發行高の七五%(從來は五〇%)に引上げ、更に事態に押されて實際上の増發を餘儀なくされてゐたが、遂に一九三〇年九月十八日附聯邦中央執行委員會幹部會決定を以て之を一〇〇%に迄引上げることとなつた。今、一九三〇年一月以降八ヶ月間の發行總額を示せば左の通りである。

一九三〇年一月一日現在
銀行券 一、五三、九六、九六
財務部國庫券及補助貨 一、三三、九六、三〇

合 計 二、八七、九三、二六
一九三〇年九月一日現任
銀行券 二、七六、九四、九六
國庫券及補助貨 二、〇七、一五、五七
合 計 四、八四、一〇、五三
差引八ヶ月間に十三億六千二百餘萬留

一九三二年三月一日現在

資産の部
一、舊紙幣回收 三、七六、三四
二、交換基金及外貨 二、七四、一五、九六
三、前年度迄の豫算支出 三、〇三、九三
四、本年度銀及銅豫算支出 三、〇四、八二
合 計 二、七四、〇六、〇六

負債の部

一、紙幣發行高 二、四五、六〇、六九
二、銀貨 二、六九、六六、四一
三、銅貨 七、九六、〇一
四、青銅貨 三、八四、九八
合 計 二、七四、〇六、〇六

三、國立銀行發行局バランス

ソ聯邦國立銀行(ゴスバンク)の一九三一年十二月十五日現在チェルヴォーネツ留紙幣發行額は二十七億九十五萬六千六百四十留に達してゐる。(「チェルヴォーネツ」は十留である)次に一九三二年三月十六日現在の發行バランス左の如し。

資産の部
一、金屬準備

イ、金屬及金塊 六三九、九五、三六〇
 ロ、其他貴金屬及貨幣 二、九七、一七〇
 二、外國銀行券 四、三〇、三〇〇
 三、外國貨幣受取手形 一、六四、二八〇
 四、國立銀行短期貸付證書 一、九六、〇八、八七〇

合計 二、六五、〇〇〇、〇〇〇

負債の部
 一、銀行券發行額 二、六七、七四、八五〇
 二、發行餘力 七、二五、一五〇
 合計 二、六五、〇〇〇、〇〇〇

外貨公定相場

社會主義經濟の國ソヴェート聯邦では、全く他と異なる貨幣制度を有して居り、外國紙幣の如きも一般資本主義國家におけるが如き市中相場による自由なる交換買賣を禁止し、これが必要のためにはソ聯邦國立銀行において賣買値段の公定相場を公表し、これによらしめてゐる。今一九三二年五月十九日現在の、ソ聯邦公定外國紙幣賣買相場左の如し。(單位ルーブル)

品名	賣價	買價
一、米貨 一 弗	一・九六	一・九一
二、英貨 一 磅	七・二〇	七・六二
三、澳地利貨百シエリング	二七・四七	二六・九二
四、白耳義貨百ベルグ	二七・三一	二六・七七
五、獨貨百ライヒマルク	四六・七二	四五・八〇
六、和蘭貨百グリデル	七九・二四	七七・六七
七、丁抹クローネ	三八・九八	三八・二一
八、利太利貨百リラ	一〇・〇三	九・八二
九、カナダ貨一弗	一・七三	一・七〇
十、佛貨百フラン	七・七五	七・五六
一一、日貨百圓	六三・一三	六〇・六二
一二、ラトヴィヤ貨百ラーツ	三七・八七	三七・一五
一三、リトワ貨百リーツ	一九・五二	一九・一三
一四、諸威貨百クローネ	三五・七五	三五・〇四
一五、ポーランド貨百ゾロト	二一・八九	二一・四三
一六、土耳其貨百フント	九四・四六	八八・九一
一七、フィンランド貨百マルク	三・三七	三・三〇
一八、チエツク貨百クローネ	五・七七	五・六二
一九、スエーデン貨百クローネ	三六・二四	三五・五三
二〇、スイス貨百フラン	三八・〇九	三七・三四
二一、エストニア貨百クローネ	五二・四一	五一・一一

産業

工業

工業の管理組織

一、最高國民經濟會議の改造
 ソヴェート聯邦工業の最高指導統制機關は最高國民經濟會議で同會議は我國でも別名を工務省と呼ばれた位であるが、ソヴェート産業の新なる發展情勢に伴ひ、同機關は一九三二年一月五日付をもつて、ソヴェート聯邦中央執行委員會會議並に人民委員會により、重工業、輕工業、林業の三人民委員部に再組織されることとなつた。同日付命令左の如し。
 一、輕工業、林業及木材加工工業に關する業務は、ソ聯邦最高國民經濟會議の所管より之を分離す、而して同會議は聯邦單一重工業人民委員部に組織替へする。

業

二、輕工業を指導する爲聯邦合同輕工業人民委員部を組織す。
 三、林業及木材加工工業を指導する爲聯邦單一林業人民委員部を組織す。
 四、加盟各共和國の最高國民經濟會議は之を輕工業人民委員部に組織替へすべきことを加盟各共和國中央執行委員會會議に提議す。
 五、重工業、輕工業、林業の各人民委員部の所屬となるべき工業部門を十日以内に設定すべきことをソ聯邦人民委員會議に委任す。
 六、重工業、輕工業、林業の各人民委員部に對し、當該人民委員部の官制案を作成し一ヶ月以内に立法機關に提出すべきことを委任す。
 因に聯邦中央執行委員會幹部會は同日付を以て次の如き任免を發表した。
 イ・エ・リニビームフ、外國貿易人民委員代理兼駐獨ソヴェート通商代表を被免、ソ聯邦輕工業人民委員に被命。
 エス・エス・ロボフ、ソ聯邦供給人民委員代理を被免、ソ聯邦供給人民委員に被命。
 ケ・ヴェ・ウハーフ、ソ聯邦供給人民委員代理に被命。
 エス・ケ・スーデン、外國貿易人民委員代理に被命。

二、供給人民委員部
 以上の外ソヴェート聯邦工業中肉類魚類、蔬菜罐詰を始め食品工業に屬するものは従來通り、これを供給人民委員部の所管に屬せしめることとなつた。供給人民委員部長はミコヤン氏である。

三、國營企業合同に關する法令

ソヴェート政府は國營企業の合同(オプエジネーニエ)を組織し、經營の合理化を計る目的を以て一九三〇年二月十三日附を以て大要左の如き法律を發布した。
 一、聯邦最高國民經濟會議に對し、人民

委員會議又は勞働國防會議の認可を得て國營工業の各部門管理の爲全聯邦的

合同を組織するの權利を與ふ。

二、聯邦最高國民經濟會議に對し左の權限を與ふ。

イ、管下「トラスト」及國營株式會社の行動を終止すること

ロ、合同の定款の認可、資本金額の決定

ハ、合同の構成を定め、此等合同構成機關(分子)に關する規定を認可すること

ニ、合同に加入するとせざることを問はず全聯邦的意義を有する新「トラスト」の設立

ホ、「トラスト」に加入するか又は直接合同に加入する生産企業に關する模範的規定の認可

三、共和國的又は地方的意義を有する企業のソヴェート聯邦最高國民經濟會議への移管問題は同會議と當該聯邦構成共和國の人民委員會議又は經濟評議會との協議により之を決す

四、第二イ、ニ、ホ、第三はソヴェート聯邦の他の人民委員部に對しても之を適用す

五、聯邦構成各共和國政府に對し本法に準し共和國的及地方的意義を有する工業管理組織改革手段を講ずべきことを提議す

四、全聯邦的意義を有する企業合同

前記企業合同に關する法令に依り左の如き全聯邦的意義を有する企業合同を生じた。

「レクタスイリョー」(藥品及び技術的製品原料類製造販賣合同)

「ソユーズ・ルイバ」(全聯邦漁業合同)

「ソユーズ・モロコ」(全聯邦牛乳バター企業合同)

「ソユーズ・コンセルヴ」(全聯邦罐詰工業合同)

「ソユーズ・ミヤソ」(全聯邦製肉事業合同)

「ソヴェート・ゾーロト」(全聯邦有色金屬、金及びプラチナ採掘精製、販賣)

事業合同

「ソユーズ・フレープ」(全聯邦穀物合同)

「ソユーズ・ブテマツェプロドククト」(全聯邦鳥類産物事業合同)

「ソユーズ・プロドオヴォンチ」(全聯邦果物野菜類事業合同)

「ヴァトー」(全聯邦自動車トラクター製造工業合同)

「ミネラル・ルード」(全聯邦非金屬礦物採掘精製販賣事業合同)

「ウオストウーゴリ」(ソヴェート聯邦東部石炭鑛業合同)

「ヴコ」(全聯邦皮革工業合同)

「コトロトウルピナ」(全聯邦タービン製造工業合同)

「ソユーズ・レリス」(全聯邦木材業合同)

「ソユーズ・ラスマスロ」(全聯邦植物性油製造工業合同)

「スターリ」(全聯邦冶金、鐵及び滿俺鑛業合同)

「ソユーズ・ウメルフィ」(全聯邦海上船舶製造工業合同)

船製造工業合同、全聯邦河川用船舶製造工業合同)

「ソユーズ・ネフチ」(全聯邦石油事業合同)

「レジノオブエンジニアエ」(全聯邦ゴム及びアスベスト工業合同)

「ソユーズ・サーハル」(全聯邦製糖業合同)

「ソユーズ・ソリ」(全聯邦製鹽業合同)

「フセスピーチプロム」(全聯邦燐寸工業合同)

「ソユーズ・スタンコインストルメメント」(全聯邦織機、器具類製造工業合同)

「ソユーズ・ステクロファルフォル」(全聯邦硝子、陶器製造工業合同)

「ソユーズ・ストロイ」(全聯邦建築及び建築用石材類製産工業合同)

「ソユーズ・タバ業」(全聯邦煙草製造工業合同)

「テクスチリ」(全聯邦織物工業合同)

「フセヒムプロム」(全聯邦化學工業合同)

産 業

「ヴェオ」(全聯邦電氣工業合同)

工業の生産状態

一、重工業の實績

一九二二年のコミンテルン第四回會議に於てレーニンは『ロシアを救ふためには、單に農村の農作を計り又は農民に消費物を供給する輕工業を興すに止らず、重工業をも亦盛んならしむることが必要である』といふ意味のことを言つた。又共産黨第十回大會に於て、スターリンは『我が農工業を自力を以て必要なる施設を生産し得る工業國に變ぜしむるのが黨の根本方針である』といつた。それ程ソ聯は重工業の發展に重點をおいたのである。従つてその發展は、實に目覚ましくものがある。次に一九二五年(第十四回大會當時)と三一年との生産高を比較してみよう。

Table with 2 columns: Year (一九二九年, 一九三二年) and Increase Rate (增加率). Rows include Stone (石), Coal (炭), and Coal Quota (コークス).

原油(ガスを除く)

Table showing production levels for various industrial goods like Cement, Iron, Steel, Coal, and Machinery in 1929 and 1932.

二、一九三二年度の重工業計畫

一九三二年度の産業計畫は別稿國家計

八一